

社会科学年報

第 51 号 2017

論文

- ASEAN自動車市場におけるマクロ分析
— タイ・マレーシアを中心として — 石川 和男
- テクノロジー・ブランド —— 新たなブランド理解を目指して 梶原 勝美
- 『資本論』の論理
— 「蓄蔵貨幣の形成」の「論理的構文論」による読解 — 川崎 誠
- 資本主義国家の現在、あるいは資本蓄積におけるレントの前景化
—— ネオリベラルな国家によって遂行される新たな囲い込み——
..... 桑野 弘隆
- 中国の都市化進展と社会資本整備財源
— 公私連携（PPP）の可能性 徐 一睿
- 片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制
— 九州蚕種株式会社を事例に — 高梨 健司
- 世界商業戦下における経営者エートスの理想
—— 大塚久雄と『株式会社発生史論』—— 恒木健太郎
- 戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」③
— 青森県選出の国会議員像 — 藤本 一美
- 政府部門と国策会社の設立：台湾拓殖を事例に 谷ヶ城秀吉

研究ノート

- 新しいマルクス経済学の教科書プラン 相田 慎一・吉田 雅明

所報 219

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 51 号

2017

目 次

〈論文〉

ASEAN自動車市場におけるマクロ分析 — タイ・マレーシアを中心として —	石川 和男	3
テクノロジー・ブランド——新たなブランド理解を目指して …	梶原 勝美	27
『資本論』の論理 —「蓄蔵貨幣の形成」の「論理的構文論」による読解—	川崎 誠	37
資本主義国家の現在、あるいは資本蓄積におけるレントの前景化 ——ネオリベラルな国家によって遂行される新たな囲い込み——	桑野 弘隆	63
中国の都市化進展と社会資本整備財源 —公私連携（PPP）の可能性—	徐 一睿	89
片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制 —九州蚕種株式会社を事例に—	高梨 健司	105
世界商業戦下における経営者エートスの理想 ——大塚久雄と『株式会社発生史論』——	恒木健太郎	145
戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」③ —青森県選出の国会議員像—	藤本 一美	157
政府部門と国策会社の設立：台湾拓殖を事例に	谷ヶ城秀吉	177

〈研究ノート〉

新しいマルクス経済学の教科書プラン	相田 慎一・吉田 雅明	199
所報		219
編集後記		236

ASEAN 自動車市場におけるマクロ分析 －タイ・マレーシアを中心として－

石川 和男

1 はじめに

1967年の「バンコク宣言」によって設立された東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5か国からスタートした。その後、1984年にブルネイが追加加盟すると、さらに増加し、現在では10カ国で構成されている。最近のASEANは、1997年のアジア金融危機を経て、過去10年間に於いて高い経済成長力を見せ、世界の「開かれた成長センター」となる潜在力が指摘されている（外務省ウェブサイト2016.10.10確認）。他方、ASEANは、人口規模、経済成長度、産業構造、民族、言語、宗教等が異なる国家の集合体でもある。そのため、これらの要素がASEAN以外に本拠地を置く海外企業にとっては、ASEANの複数地域での事業展開の際には大きな課題となる。

また2015年12月には、ASEAN経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）が創設された。これが創設されたことにより、今後は財やサービス、投資等の分野では、経済自由化・統合に向けた取り組みが加速するとされる。ただ、EU（欧州連合）のような共同体要件は備えておらず、FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）やEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）に近い経済連携構想とも指摘されている（江崎 [2014] p.4）。

なによりASEANは、日本企業にとっては非常に魅力的な地域である。それは、①農業、資源関連産業から製造業、製造業からサービス業・小売業・金融業等へと産業構造の高度化・多様化が進展し、②ASEAN主要国では中間（所得）層の拡大により、一大消費地としての勃興可能性を有し、③AEC創設による一市場・アセットクラスとしての把握が可能なためである（関 [2015] p.152）。

さらにASEANの自動車産業では、日系自動車メーカー（日系メーカー）が優位な競争地位を構築しており、ASEAN市場では中国市場と同規模（約300万台）の販売台数に達している。他方、ASEAN内の経済的格差は以前から指摘されてきたことではあるが、マレーシアとベトナム間では、日本の経済発展でいえば、20年相当の差が存在している。そして今後数年間も、各国の経済的な順位は変化することがなく、「雁行形態型経済発展モデル」が継続していくともいわれている。

本稿では、ASEANにおいて、耐久消費財（自動車）が生産基盤を確立・整備し、いかに市場を形成し、当該市場を拡大してきたかについて、マクロ的な視点により考察することが目的である。特にASEAN内で自動車産業の先進地とされるタイとマレーシアを中心として、自動車市場の展開を取り上げることにしたい。

2 ASEANにおける自動車市場の拡大

(1) ASEAN経済を取り巻く状況

1) AECの発足による経済的变化

AEC (ASEAN経済共同体: ASEAN Economic Community) は、2015年12月末日に発足した。これはASEAN域内での財・サービス、投資、資本、熟練労働力が自由に移動することにより、2020年までにASEANを単一市場、生産拠点とする構想である。AECの創設により、ASEANは世界最大級の経済圏となり、域内人口は約6億2千万人となる。これは人口でいえばEU (欧州連合: European Union) の約5億人をはるかに上回る数値である。ただAECは、通貨統合は目指しておらず、経済的意味における共同体として、国によって異なる宗教・風習・政治形態などには不干渉の方針である。またASEANでは、すべての国において民主主義に基づく選挙が実施されているわけではないため、政治体系の統合は今後も行わず、安全保障・文化などについては、交流を進めていく方針とされている (ASEAN Portal)。

2) 市場としてのASEAN

このように最近のASEANは、急激で大きな変化の中にあるが、ASEANの工業化については、多くの点において行き詰まりも指摘されている (Chowdhury [2013] p.77)。たとえば、開発途上国では、第1段階は軽工業を育成するため、輸入代替工業化が行われるのが一般的である。そして、ある程度、経済が成長し、産業が育成されると、第2段階へ入ることになる。この段階になると、輸入代替工業化政策による素材産業や重化学工業への進展は、手詰まり状態となる。素材産業や重化学工業の育成には、多額の資金や規模の経済性が必要となる一方で、そのための十分な市場が形成されていないことが影響するためである。日本企業は、1950年代

の終わりからASEANに進出し、当初は輸出加工拠点として当該地域を活用してきた。実際、現在でも当該地域は「China + 1」を目指す企業にとっては、有力な生産 (製造) 地域であることには変わらない。他方、ASEANを「有望な消費市場」ととらえる機運も生まれてきた (中川 [2011] p.3)。それは、安価な労働力が最大の魅力である製造業の視点ではなく、経済が成長し、所得が増え、物質的に豊かな生活を志向する人々が増加してきたことに対して、それらを提供する小売企業やいわゆるサービス企業にとっての市場としての魅力である。

(2) ASEANの個人消費変化

1) 中間 (所得) 層の成長

企業が当該国地域を離れて、海外地域に生産基地を設けるのは、先にも触れたとおり、大部分の場合は「安価な人件費」をその理由とすることが多い。しかし、そのような地域も次第に経済的に豊かになっていく。たとえば、現在から四半世紀前のASEANでは、中間 (所得) 層・富裕層の人口全体に占める割合は、ごくわずかであった。タイでは1990年に中間層とされる割合は29%であったが、2008年には59%を占めるようになり、国民の半数以上が中間層に成長し、2015年には65%と国民の約2/3が中間層以上となった。マレーシアでは1990年に51%であったが、2008年には84%に増加した。つまりマレーシアでは、大方の国民が中間層以上になったといえる。インドネシアでは、1990年には6%であったが、2008年には40%となり、2015年には59%にまで増加し、急速に中間層以上の割合が拡大している。フィリピンでは、1990年には14%であったが、2008年には44%まで増加し、2015年には63%と、やはり国民の約2/3が中間層以上となった。そしてベトナムでは、1990年には0.6%であったが、2008年

には16%に増加し、2015年には35%となり、国民の約1/3が中間層へと成長している（中川[2011] p.3、佐藤[2015] p.16）。取り上げた各国では、この四半世紀における中間層の増加は、ASEAN域外の国や地域での増加割合よりも、大体において上回るものとなっている。また、一国だけではなく、増加割合には差があるものの、加盟国全体として急速に中間層の増加が認められる。

野村総合研究所[2014]では、経済産業省が「中間層」として定義している年間世帯可処分所得5,000~35,000ドルの層で、かつ「消費に対してお金を払う意思がある」「こだわった消費をしている」層を抽出し、「新中間層」として独自に定義をしている。その割合を示したものが図表2-1である。ここで取り上げたASEAN6カ国では、約5,800万世帯が新中間層世帯と見込まれ、タイやインドネシアでは中間層のうち、約8割が新中間層に当たると想定している（小針[2015] p.36）。つまり、ASEANでは既に所有している世帯もあるが、このような新中間層の世帯が、今後の自動車購入の中心的なターゲットとなろう。

2) 中間層予備軍の形成

ASEANでは、中間層予備軍といわれる家計所得が2,500~5,000ドルの層も増加しており、2020年には4億人が中間層へと成長するともいわれている。これは2008年からいけば倍増する数字である。一時的には世界経済不況の影響を受けたことがあったものの、このように短期間で急速に加盟国全体において、経済発展を遂げている地域を他地域では見つけることは難しい。そして、経済成長により、個人所得も増え、その結果、中間層に多くの人々が含まれるようになる、それまでの消費生活とは次第に変化するようになる。特にASEAN以外も含めたアジア新興国では、個人消費が拡大している。そのため、中間層の拡大は、世界からも注目されている（経済産業省[2010] p.187）。それはアジア全体の中間層が、2000年には約2.2億人であったが、2010年には9.4億人に増加していることから理解できる。これは米国、EUの人口規模を上回るものであり、2020年にはアジア全体では20億人へ拡大することが見込まれている。

ややミクロ的なデータではあるが、少し以前

＜図表 2-1 ASEAN 主要国における新中間層＞

国名	＜全世帯＞	＜中間総世帯＞	＜新中間層世帯＞	
インドネシア	6,394 万世帯	3,663 万世帯	2,909 万世帯	全世帯の 46%
フィリピン	2,234 万世帯	1,383 万世帯	1,015 万世帯	全世帯の 45%
タイ	2,214 万世帯	1,416 万世帯	1,142 万世帯	全世帯の 52%
ベトナム	2,592 万世帯	849 万世帯	365 万世帯	全世帯の 14%
マレーシア	701 万世帯	461 万世帯	321 万世帯	全世帯の 46%
シンガポール	162 万世帯	36 万世帯	15 万世帯	全世帯の 9%
		(合計約 7,808 万世帯)	(合計約 5,767 万世帯)	

（出所）野村総合研究所「ASEAN 調査（2014 年 11 月）」一部改

に個人の消費に対する考え方が示された。そこでは、①「ファッション・美容にお金をかける」(6割超)、②「多少高くても良い食材を使用」(7割超)となっていることが報告されている。この割合を眺めると、1990年代以前の当該地域の経済状態とは隔世の感がある。また、携帯電話、パーソナル・コンピュータ(PC)、デジタルカメラ、白物家電などの普及が進み、中間層以上では所有率が8割超ということも報告されている(経済産業省[2010] p.188)。

(3) ASEANの自動車市場

1) 自動車産業の発展

発展途上国においては、「自動車産業の育成は工業化のシンボル(樞守[1997] p.268)」となるため、自動車産業の育成が急務とされる。また自動車産業の育成には、さまざまなアクターが必要である(川邊[2006] p.76)。つまり、①(産業政策によって産業発展を主導する)政府、②多国籍自動車メーカー(組立メーカー、部品メーカー)、③(自動車関連事業を手がける)地場の企業家(ディーラー、組立メーカー、部品メーカー)、④現地の自動車関連の多国籍企業、地場企業の経営者、技術者、労働者、⑤当該国ならびに輸出国の消費者(ユーザー)というアクターである。

後発国での自動車産業の発展過程については、川邊[2006]が4段階に整理している(p.76)。

第1段階：完成車の輸入販売段階(代理店・商社等による販売から開始し、輸出が増加するにつれ、組立メーカーが独自の販売会社を設立する段階)

第2段階：部品を一式輸入して現地で組み立てるCKD(Complete Knock Down: 自動車を成する全部品を海外へ送り、現地で組立や溶接、塗装、艤装、仕上げなどを行い、自動車として完成車にする製造方法)を導入

する段階

第3段階：一部部品の現地生産、輸入部品を補

完しながら現地生産が本格化する段階

第4段階：研究開発部門を現地化する段階

これら第1段階から第4段階に至るまでが、後発国における自動車産業の発展計画には組み込まれる。

2) 分断された市場としてのASEAN

他方、ASEANの自動車市場を形容する言葉として、しばしば「細かく分断された市場」といわれることもある。その背景には、一国において、自動車市場規模が最大で約100万台に達する国が存在する一方、ほとんど生産していない国、あるいはほとんどを輸入に依存している国が存在するためである(小林・大森[2014] p.45)。このような状況があるため、AEC発足によるASEAN統合に注目し、期待する背景が理解できない。細かく分断されたASEANの自動車市場において、日系メーカーは、さまざまな行動をとってきた(清水[2015])。先にも触れたように、ASEANでは日系メーカーのシェアが極めて高く、長い時間をかけて産業ネットワークを構築してきた経緯がある。1960年代、70年代には、各国の輸入代替工業化に対応して、複数の日系メーカーや部品メーカーが進出した。そこには各国政府の産業政策に協力しながら、市場を育成してきたという経緯がある。たとえばトヨタでは、1990年代からはBBC(ブランド別自動車部品相互補完流通計画: Brand-to-Brand Complementation on the Automotive Industry)・AICO(ASEAN産業協力: ASEAN Industrial Cooperation)・AFTA(ASEAN自由貿易地域: ASEAN Free Trade Area)に支援され、ASEAN域内では、主要部品の集中生産と部品の相互補完を行っている。グローバルに事業を展開する自動車メーカーにとって、新興国市場において競争優位となることは、今後の事業展開において非常に重要なことである。

日系メーカーは、これまで日本や北米市場においては競争優位を築いてきたが、進出が遅れた中国市場では、現在まで競争優位を築いているとはとてもいえない状況にある。これはいち早く現地での生産体制を整え、完成車を流通させるマーケティング（流通）・チャネルを構築することが重要であることが示唆される。そして、現在における日系企業のASEANでの競争優位は、まさにそれに適合したものであったことがわかる。

3) ASEAN 諸国における自動車市場の相違

インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、ブルネイにおける自動車販売台数の合計は、2013年から2014年に350万台から320万台に10%減少した(PWC [2015a] p.3)。2015年の国別新車販売については、ASEAN各国でさまざまな事情が影響し、販売台数の伸張が見られる国、減少している国、ほぼ変化のない国が存在する。タイでは、新車購入優遇措置（1台目の自動車購入者向け first-car insentive、低燃費エコカーへの物品税優遇）がとられてきたが、その優遇制度が終了し、さらに政情混乱に伴う反動減があり、減少している。今後は、first-car insentive による5年間の転売禁止期間が終了する2017年以降、販売台数の変化が起こることが予測されている。フィリピンでは、中間層形成によって販売が増加し、マレーシアでも安定的に販売台数が推移している。インドネシアでは、燃料補助金が削減され、これに伴い販売台数が減少し、通貨ルピア安等に伴う経済成長速度の鈍化が、それに拍車をかけ、減少した側面がある。ベトナムでは、中間層の形成によって販売台数が拡大しているが、他の国と比べると、人口規模が多いわりには販売台数は極めて少ない状況である。ASEAN各国において、最近数年の販売台数の増減があるが、中長期的にはオリジナル

ASEAN5の新車市場は拡大するとされている。それはASEANでの人口増加と1人あたりGDPが3,000ドルを超える国や地域が増加しているためである。これは単なる消費財ではなく、耐久消費財としての自動車が有している製品（商品）特性が大きく影響しているためでもある。

先にASEANにおける自動車産業の相違について取り上げたが、国内に生産拠点を有し、長い自動車生産の歴史がある国では、自動車販売市場も比較的大規模なものとなっている。たとえば、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアである。これはASEANにおける競争力の差と捉えられる（塩地 [2016] pp.9-10）。ASEANの8カ国における2015年の生産台数では、①「勝ち組」とされるタイ、インドネシア、マレーシアでは、合計生産台数361万台（ASEAN総生産台数の93%）、②「負け組」とされるフィリピン、ベトナムでは、合計生産台数27万台（ASEAN総生産台数の7%）、③「その他」に分類されるカンボジア、ラオス、ミャンマーでは、新車生産台数はほぼゼロの状態であった。また、シンガポールとブルネイはこれら8カ国とは、同様の視点では考察できないために除外している。そして、「負け組」とされる国において自動車の生産台数が少ない理由は、自動車市場がまだ小さいことと部品メーカーがわずかしがなく、部品の現地調達率が低いことが大きく影響している。部品の現地調達率は、フィリピンでは約10~40%であり、ベトナムは数%、カンボジア、ラオス、ミャンマーに至ってはほぼゼロである。そして、製造コストが上昇することによって、低価格輸入車の供給に依存することが、国民の経済厚生につながる面があることも指摘されている（塩地 [2016] p.10）。このように生産台数や販売台数の相違と生産拠点の有無、さらには部品等の現地調達率にはなんらかの相関関係が見い出せそうである。つま

り、生産台数の多い国は販売台数も多く、生産拠点の多い国では部品等の現地調達率も高くなっているようである。図表2-2は、2015年におけるASEAN主要国の自動車生産台数を示しているが、タイ、インドネシアの上位2カ国で8割近くのシェアを有していることがわかる。

＜図表2-2 ASEANの自動車生産台数（2015年）＞

国名	生産台数（万台）	構成比（％）
タイ	191	49.2
インドネシア	109	28.1
マレーシア	61	15.7
フィリピン	10	2.6
ベトナム	17	4.4
総計	388	100

（注）カンボジア、ラオス、ミャンマーはほぼゼロ（出所）フォーイン『アジア自動車統計月報』2015.4（一部改）

（4）ASEAN自動車市場の特性

1）ASEAN市場における日系メーカーの優位

ASEAN自動車市場は、先にも触れたとおり、「細かく分断された市場」や「断片化された市場（大鹿〔2014〕p.4）」といわれる。2000年時点でのASEAN自動車市場について、世界の自動車販売市場に占める割合は、約2%であった（大鹿〔2014〕p.6）。2015年時点では、ASEAN自動車市場で主要企業とされるメーカーは、ほとんどが日系メーカーである。

ASEANにおいて、日系メーカーあるいは日本車が優位となったのは、①日系メーカーによる1トンピックアップトラック、小型セダンに代表されるようなASEAN独自車種の開発が積極的に行われてきたこと、②組立メーカーの現地進出だけでなく、日系サプライヤーによる集積が形成されてきたこと、が影響していることが指摘されている。ASEAN自動車市場は、1980年代以降、急拡大したが、1997年のアジア金融危機や2007年に世界を襲った金融危機

を経験している。しかし、その後は急速に経済回復を果たし、2010～2013年には過去最高の販売台数を記録するまでに至った。世界金融危機の後には、ASEANの自動車産業は「内需と輸出」という大きな可能性を認識することとなった。さらにAFTAとAECによる後押しもあり、AFTAによる関税の撤廃が当該地域における自動車産業の発展を支えている状況となっている。ただASEAN+1FTA、ACFTA（中国とASEAN10カ国の間で締結されている多国間の自由貿易協定）では、自動車・自動車部品の関税の多くが撤廃の例外ともされている（清水〔2015〕）。

2）ASEANにおける関税障壁

国境を越えた取引を行う際には、関税が大きな問題となる。関税障壁を設けることによって、国内市場が守られることもある。ASEANでの自動車の国産率と輸入率・関税率は、国によっても大きな差がある。たとえば、タイとインドネシアでは、自動車の国産率が90%を超えており、関税に関してはそれほど考慮する必要はない。フィリピンでは、製造コストが高く、国際競争力が低いため、国産率は約40%にとどまっている。カンボジア、ラオス、ミャンマーでは、自動車産業の基盤が脆弱であるため、国産率が1%しかなく、高い輸入関税をかけている。ベトナムについては、2018年までに関税を撤廃することを表明している。そして、ASEANにおける国内自動車生産率（国産化比率）を観察すると、関税率が変化した場合、国内の自動車販売に大きな影響があることは容易に想像できる。たとえば、ベトナムでは、国際競争力がフィリピンよりも低いため、フィリピン以下となる20～30%まで落ち込む可能性がある。フィリピンは、韓国との間における貿易自由化により、2016年以降は韓国からの完成車輸入に対する関税率を20%から5%に引き下げた計画である。これにより、現代自動車等の進

出が活発化することが予想される。他方、日本からフィリピンへの輸出には、20%の関税がかけている。そのためにフィリピンでは、同クラスの車両価格が日系メーカーのものよりも安価である韓国メーカーの自動車を、より安価に購入することができる。そうすると、現在よりも価格幅が拡大することとなり、韓国メーカーの自動車が、フィリピンでは選好される可能性が高くなることも予想される。また、タイやインドネシアの日系工場では、関税をなくして新しいモデルを追加的に投入し、輸入モデルのみに切り換える可能性も指摘されている（塩地 [2016] p.10）。

このように自動車だけでなく、政策によって関税率を変更することは、当該国における産業政策に直接関わる問題となる。たとえば、これまでにもそのような政策は複数の国で見られたが、当該国の自動車産業では、高関税をかけ、それにより輸入が難しい状況が続いている間に、自動車産業を育成するなどの方法をとってきた国や地域は数多くある。実際、それによって、自国の自動車産業が成長した国としなかった国が存在するのも事実である。その相違の理由は1つだけでなく、複数の指摘されている。それらについては今後大きな課題となるであろう。

ASEAN域外からの自動車輸入に対する関税率は、概ねASEAN各国は高水準であり、現地組立率（CKD：Complete Knock Down－自動車

の主要な構成部品を1から組み立てるだけでなく、ボディ塗装やシャーシ溶接など、部品製造以外の複雑な工程をすべて現地で行う）よりも完成車（CBU：Complete Build Up－完成車輸入、現地での組立作業を一切せずディーラーに届けられる形態）に対する関税率を高く設定してきた（大鹿 [2014] p.7）。ただ、2003年にはASEAN域内関税を0~5%まで引き下げ、自由貿易国として開放するようになった。これにより、ASEAN域内では、6億人の人口を有する自動車市場が誕生したとされる。そして、ASEAN統合により、完成車輸入に対する関税を撤廃しつつある。既に2010年には、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンでは、完成車に対する輸入関税は撤廃された。またベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーでも2018年を最終期限として、関税をゼロに近づけつつある（塩地 [2016] p.9）。

3) AECによる関税の撤廃

AEC設立による自動車産業へのインパクトでは、関税の撤廃が大きな影響を及ぼすことになる（清水 [2015]）。2018年には、CLMV（Cambodia、Laos、Myanmar、Vietnamの頭文字）においても、完成車と部品の関税が撤廃される。これにより、ASEANの自動車産業にも影響が現れることになるだろう。たとえば、タイ、インドネシア、マレーシアからの輸出可能性が増大する。他方、ベトナムの完成車生産には、負の影響が出る可能性が高くなる。そして、50%の関税が撤廃さ

<図表 2-3 ASEAN の国産率と関税率（2015 年）>

国名	国産率	輸入率	関税率
タイ	99	1	0
インドネシア	90	10	0
フィリピン	40	60	0
ベトナム	80	20	40
カンボジア、ラオス、ミャンマー	1	99	高

（注）国産比率及び輸入率は販売台数に占める国産車台数及び輸入車台数の比率
（出所）フォーイン『アジア自動車統計月報』2015.4（一部改）

れると、ベトナムで生産された完成車よりも輸入車の方が安価になる可能性がある。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーでの生産への影響も出る可能性がある。そして、完成車の輸入関税が撤廃されると、ASEANでの完成車輸出入が活発化することになるだろう。自動車産業の競争力がある国は自国生産車を他国へ輸出しようとし、競争力のない国では、輸入せざるを得なくなる。そうすると、自国の自動車生産拠点の閉鎖が余儀なくされる事態となることもある。そのため、日系メーカーは生産拠点の再編も検討しなければならない（塩地 [2016] p.9）。そのため日系メーカーは、これまでASEANでの高関税を回避手段として、「自動車部品相互補完協定（BBCスキーム）を行ってきた（大鹿 [2014] p.9）。今後は、新たな枠組みを考慮する必要がある。

一国の自動車市場は、1人あたりGDPが3,000ドルを超えるとモータリゼーションが始まるとされてきた。これをASEANに当てはめると、タイ、インドネシアを中心に自動車市場は拡大が継続し、2020年には500万台になると予測されている（日本政策投資銀行 [2015]）。ASEANの自動車産業は、過去5年間でCAGR（年平均成長率）11%を達成してきた（ASEAN自動車連盟）。また、人口1,000人あたりの自動車保有台数では、マレーシアが最も大きくなっ

ているのは、「国民車構想」が大きく影響しているためである。タイでは、「アジアのデトロイト」をスローガンとして、自動車産業を育成してきた背景があろう（埴 [2016] p.2）。ASEANのうち、5カ国の概況をまとめると図表2-4の通りである。これを見ると、5カ国の中では、タイとマレーシアの自動車保有率が飛び抜けて高く、1人あたりGDPにはほぼ比例した保有台数となっていることがわかる。そして、1人あたりGDPが1万ドル近くになるマレーシアでは、1,000人あたり自動車普及率は400台に達しているため、1人あたりGDPが1/5のベトナムのそれは4台であるため、普及率に大きな差が出ていることがわかる。また、タイとインドネシアでは、自動車生産台数がそれぞれ200万台弱と100万台弱に達している。ただ、インドネシアではほぼ国内で販売されているが、タイでは生産台数の過半以上が輸出されていることがわかる。

4) ASEANの自動車産業において 競争優位となる要素

世界的に有名なコンサルティング・ファームであるボストン・コンサルティング・グループは、ASEANの自動車産業において、競争優位となる要素として6点を指摘している（BCG [2014] p.5）。それは、①市場により顧客の嗜好が相違していることへの対応である。たとえ

<図表 2-4 ASEAN 5 における自動車関連事項>

国名	人口 (百万人)	1人あたり GDP (ドル)	1千人あたり 自動車 保有台数	実質 GDP 成長率 (%)	自動車 生産台数 (万台)	自動車 販売台数 (万台)
インドネシア	255	3,362	82	4.8	109.9	101.3
タイ	69	5,742	227	2.8	191.3	80.0
マレーシア	31	9,557	400	5.0	61.5	66.7
フィリピン	102	2,858	34	5.8	9.9	28.9
ベトナム	92	2,088	4	6.7	17.2	20.9

（出所）IMF, ASEAN AUTOMOTIVE FEDERATION より日本自動車工業会が作成したものを抜粋

ば、インドネシアではMPV（多目的車）が支持され、マレーシアではセダンが支持される。②製品の国別カスタマイズが必要である。たとえば、インドネシアでは渋滞がしばしば発生するために車高を高くするというような対応が求められる。③現地調達によるコストを最適化する必要がある。④ASEAN地域の生産ネットワーク構築による関税の影響を緩和させる必要がある。⑤現地政府、ディーラー、代理店との強力なパートナーシップを構築する必要がある。⑥魅力的な販売金融商品がボリュームゾーンに必要なこと、である。これらの対応するレベルは、個別企業レベル、日本という国レベルなど、対応するレベルは、それぞれによって異なっている。日本にとっても自動車産業が重要な産業であることを考えると、国による相手国あるいはASEAN諸国全体への継続的な働きかけが必要となる。そして、各自動車メーカーによる、各国の市場、つまり個別顧客に対応するマーケティングももちろん必要となる。

（5）ASEANにおける自動車普及率の上昇

1) 自動車普及率の上昇

通常、自動車の普及については、乗用車の普及は富裕層やタクシーによる需要、小型商用車は個人商店主や乗合バスやタクシー需要から開始される。1960年に起きた日本のモータリゼーションでは、年間所得と乗用車価格が一致した段階からモータリゼーションが開始された。他方、ASEANでは、所得水準がかなり低い段階からモータリゼーションが開始されている。そこには、大家族で血縁関係が強く、投資として親族に車を持たせるという背景があったようである。

先進国での経験からは、一定の所得水準を超えると自動車普及が加速することがわかっている（中川 [2011] p.4）。たとえば、マレーシア

では、2008年に普及率が60.7%に達したが、同程度の所得水準の国よりも高い割合である。これは1人あたりGDPが、他の4カ国に比べて高いことが影響している。また、販売金融（自動車ローン）の仕組みが構築され、浸透していることは、自動車を購入しやすい環境整備がされていることに結びつく。さらに政府による国産メーカー育成への各種奨励策が施されると、自動車取得を積極的に促進することにつながる。マレーシア以外では、タイでの2008年の普及率は12.7%、インドネシアでの同年の普及率は7.5%、フィリピンでの同年の普及率は11.4%であった。これらはほぼ所得水準に見合った普及率といえる。自動車の普及率曲線からは、購買力平価で見た1人あたりGDPが約7,000ドルを超えると普及が加速し、約20,000ドルを超えると普及度合いは緩やかになることが明確にされている（中川 [2011] p.5）。

2) ASEAN諸国における自動車需要の相違

ASEANにおける自動車についての消費動向では、現地で販売する自動車は現地生産され、市場拡大による生産・販売拠点がASEAN地域へとシフトしている（経済産業省 [2010] p.190）。ASEANは、「次の新興市場」とされ、自動車市場成長の「ラスト・フロンティア」ともされている（BCG [2014] p.1）。その背景には、年平均の成長率が2020年まで約6%と予測され、triad市場といわれる北米、欧州、日本、豪州、ニュージーランドの4倍にも達することになる。そして、2020年までの全世界新車販売台数の1/5を占めるとの予測からである。

また、自動車タイプ別の販売構成比については、先の5カ国での車種販売による特徴が出ている。各国における車種販売の特徴をあげると、①タイでは、1トンピックアップトラックと小型乗用車が市場の8割を占めている。さらにエコカー優遇税制（2007年）の影響により、都

市部では小型乗用車人気が上昇している。SUV のシェアの急速な拡大により、環境対応車の存在感が増大している。②インドネシアでは、7 人乗り 3 列シート中心の MPV（多目的乗用車）が 4 割超を占めている。政策優遇等を受けた小型乗用車比率が上昇し、環境対応車の存在感が増大している。これは 2013 年に低価格小型環境対応車政策（Low Cost Green Car：LCGC）による成果であり、市場の 1 割まで成長している。③マレーシアでは、Mahathir 元首相による「国民車構想」の影響があり、セダン人気が継続している。乗用車比率が高いセダン王国ではあるが、SUV も徐々に拡大している。④ベトナムでは、新車市場が成長中であり、明確な傾向が表れていない。ただ、輸入関税の影響等により、四輪車の新車価格は上昇している。⑤フィリピンでは、新車市場が成長しており、やはり明確な傾向がベトナムと同様に表れていない。他方で富裕層を中心として、高級車市場が徐々に拡大している。このように各国においては、ユーザーが支持する車種やタイプが異なっていることに加え、政策の影響を非常に受けやすいため、ASEAN 全域を見据えた効率的な事業展開が困難であり、当面は国別で最適化する必要性がある。そして、各国の自動車政策や消費者ニーズ対応の必要性も指摘されている（埴 [2016] pp.4-5）。つまり、ASEAN と一括りにされるものの、それぞれの国に応じたマーケティング戦略が必要であり、自動車購入に影響する各国で異なる要素については常に注目しておかなければならない。

先にも取り上げたように、自動車のマーケティングでは ASEAN を一括りとした対応ではなく、自動車メーカーによっては、各市場に合わせた対応を既に行ってきた。たとえば、ホンダでは、現地に適合したインテリアやエクステリア開発を現地設計者に委任し、現地の嗜好を

採り入れようとしている（PWC [2015a] p.9）。また ASEAN では、価格改定はカスタマイズにおける重要項目ともされる。ASEAN の消費者（ユーザー）は、当初はファミリーセダンやピックアップトラックのような大型自動車への憧れがあるものの、コンパクト SUV は新しさと入手しやすい価格であり、当該地域の販売低迷にもよらず、販売台数の増加が継続しているようである。

（6）ASEAN での日系メーカーのシェア

1）日系メーカーと非日系メーカー

ASEAN では、概ね日系メーカーのシェアが高い状態が続いているが、これまで日系メーカーは、当該市場に対してどのように対応してきたのだろうか。これまで指摘されてきたとおり、ASEAN 市場は「日系メーカーの独壇場（小林・大森 [2014] p.46）」である。日系メーカーは、タイ、インドネシア市場をほぼ独占しており、2013 年にはタイで 88%、インドネシアで 92% の市場占有率を有していた。また、フィリピン 8 割、ベトナム 5 割、マレーシア 4 割の市場シェアがあった。日系メーカーによる高市場シェア獲得の背景として指摘されているのは 2 点である。1 つは、ASEAN 域内へ多額の投資を行ってきた結果であり、トヨタはタイでは 75 万台、ホンダは 30 万台、日産は 22 万台の完成車工場を所有している。もう 1 つは、日系メーカーの ASEAN での地道な行動成果によるものである。日系メーカーは 1960 年代から ASEAN 自動車市場を開拓し、各国での存在感が高くなっている（小林・大森 [2014] p.47）。

他方、近年は非日系メーカーの進出にもめざましいものがある。2012 年以降、ドイツの Volkswagen、Daimler、BMW（高級車メーカー）、アメリカの GM（量産車メーカー）、中国の奇瑞、インドの TATA がインドネシアに進出している。

これら非日系メーカーが採る戦略において共通しているのは、第1に日系メーカーが強くない地域、手薄な事業領域を充実させようとしていることである。たとえば韓国の現代自動車は、日系メーカーのシェアが高くなく、人口が多く成長性が期待されるフィリピン、ベトナム、カンボジアなどのASEAN非中核国を標的としようとしている。ベトナムは日系メーカーのシェアが29%、フィリピンのそれは15%である。これら市場に対して、利幅が薄く、日系メーカーの取組みが手薄な小型車の事業領域を充実させ、「Aセグメント（収益性は低くてもエントリー層を取り込む）」へのポジショニングを行っている。第2に、「パートナー企業や海外資産の活用」である。たとえば、Volvoは「UDTrucks」ブランドによって、ASEAN市場のプレミアムセグメント（高級商用車市場）を標的とし、Daimlerは「三菱ふそう」ブランド活用し、自社インド拠点の資源活用しようとしている。第3に、「制度変更」である。たとえば、タイでは二酸化炭素連動税制が2016年に導入される予定である。これについては、欧州系のロビーイング団体が導入に向けて働きかけた成果とされる。それは欧州系メーカーにとって、二酸化炭素基準の規制や制度は日系メーカーよりも有利に影響しているからである。ディーゼル・エンジンは、ガソリンエンジンに比べて二酸化炭素排出量が少ないためである。そして、企業別平均燃費規制度（CAFE：Corporate Average Fuel Economy）導入を働きかける可能性もあり、タイにおける1トンピックアップトラックは、CAFE規制には不利とされる（塙[2016] pp.4-6）。

2) 自動車のマーケティング（流通）・

チャネル課題

自動車メーカーにとっては、継続して当該製品を販売するマーケティング・チャネルを管理

するという課題がある。そのため、日本だけでなく、多くの国では、消費財メーカーを中心として、「流通系列化」や「垂直的マーケティング」などと呼ばれるマーケティング・チャネル管理について対応が行われてきた。それはASEANにおける自動車メーカーのマーケティング・チャネル（ディーラー管理）についても重要となる。ただ、ディーラー管理では、協力不足、ディーラー側の目標達成への関与欠如、販売割当の未達成、スタッフ離職率の高さ、欠品による販売機会喪失、ディーラーからの情報が入手困難なことなどによる多くの課題がしばしば取り上げられる。また、販売目標設定では、しばしばメーカーとディーラーとの意見の相違点が見られるようである。それはディーラーが、アフターサービスと部品販売を重視するため、メーカーは販売員の直接的な動機づけに現金か旅行の形でインセンティブ付与するなどの対応が要求されることなどがある。そのために日系メーカーでは、ディーラー選定の際には、厳格な認定手続を実施している。たとえば、標準業務手続や研修要求や検査をディーラーに課しており、一部メーカーではショールームの内装や販売研修のノウハウ等を含めて、顧客経験設計を一任する企業も存在している（PWC [2015a] p.11）。

このような細かな対応をASEAN各国で行うことにより、日系メーカーは各市場において、堅固な事業基盤を構築してきたといえる。ただ、先にも取り上げたように、欧米韓国系に中国を加えたメーカーが強力なライバルに成長しており、競争環境は日々に変化している（塙[2016] p.8）。特に競争環境の急激な変化は、これまで半世紀以上に亘る日系企業のASEANでの事業経験を生かしながら対応する面と、これまでの事業経験を捨象し、新たに戦略を練り直し、対応しなければならない両面がある。

3 タイ王国（タイ）の自動車産業と市場動向

(1) タイの経済と自動車産業

タイは、「メコン川流域のハブ（関 [2015] p.174）」を目指すという言葉通り、金融面でもミャンマーなどの周辺国を巻き込みながら、「パーツ経済圏」形成へ向けて進んできた。日本の経済産業省に当たるタイの工業省傘下にある投資委員会（BOI : Board of Investment）では、投資優遇策の立案、投資申請の受理・管理を行っており、投資に対する法人税の一定期間免除や関税減免など、積極的な優遇政策をとっている（大鹿 [2014] p.24）。

自動車産業については、かつてタイを「アジアのデトロイト」にするという構想があったが、それは日系メーカーの同国への進出による組立が事実上の起点となっていた（丸山 [1997] p.316）。タイでは、投資奨励法によって自動車産業を育成するため、1960年代から完成車のノックダウン生産が開始された。日系メーカーでは、1962年に日産とトヨタ、1964年に日野、1966年にいすゞが、相次いでSKD（Semi Knock Down：ノックダウン方式で輸入国の部品を一部に用いる方式）組立を開始した。1961年に施行された投資奨励法では、投資委員会の主な目的は、自動車の組立産業を奨励することであった。この政策により、外国資本、タイの現地資本、合併による企業が次々と設立された（埜 [2016] pp5-6）。

当初タイでは、外国資本を巻き込んで自動車産業の育成が図られたが、1971年には政府が組立車種の制限を行い、25%の国産化義務の規制策を採った。1976年には、国内メーカー保護と国産化率向上のため、2,300cc未満の乗用車、大型バスの輸入を禁止し、1979年度における国産化比率は、乗用車が30%、商用車が

25%であったが、その比率から毎年5%ずつ引き上げていくことを決定した。そこで、国産部品について調達義務を課すこととなった。そのために自動車部品メーカーであるサプライヤー企業も次々と同国へ進出することになった。その影響により、1980年代後半と90年代後半にかけては、完成車工場が増加するという進出ラッシュが起き、部品産業の裾野も拡大することとなった。

1991年になると、完成車の輸入が解禁され、輸入税率が大幅に引き下げられることとなった。2000年代になると、国産部品の調達義務が原則撤廃され、ASEAN自動車産業の中核拠点化戦略が図られることとなった。そこでタイでは、1トンピックアップトラックや小型乗用車・エコカーの完成車工場やエンジン工場が増加した。また、ASEANにおける主要な研究開発拠点やテストコース等への投資も進んだ。

このように、最近の半世紀におけるタイでの自動車産業の変遷を概観すると、タイ国内への自動車産業の誘導、特に組立メーカーだけではなく、広く部品メーカー（サプライヤー）を日本を中心とした海外から呼び込み、国内での生産台数増加へとつなげていったことがわかる。また、関税政策をうまく活用しながら、海外へ輸出する状況も次第に整備していったことについても各々に理解できよう。この経緯では、日系メーカーがかなり強く・深く関係している。そもそも日系企業がタイに進出した要因を観察すると、自動車メーカーの海外事業展開に共通した特徴が見えてくる。それは、①自動車市場の拡大とモータリゼーション、②持続的な高度経済成長、③低い人件費の活用、④現地部品メーカー育成の進展であった（丸山 [1997] pp.320-321）。つまり、市場の成長性と生産における経済性を優先したためであった。

(2) 自動車産業の発展・自立化

1) 自動車市場の特徴

タイにおける自動車市場の特徴は、第1に、1トンピックアップトラックが市場拡大を牽引していることである。国内における販売台数の4割に達しており、これには自動車に「力強さ」や「耐久性」を求めるタイ人の嗜好が影響している。第2に、1トンピックアップトラックの物品税を低く設定（2012年時点で3%）し、需要を意図的に喚起するため、元来ニーズがあった地方部だけではなく、都市部でも低価格を訴求して、購入するユーザーが増加していることである（川邊 [2006] p.108、大鹿 [2014] pp.24-25）。ただ、これまで1トンピックアップトラックのガリバー的存在であったトヨタは、エコカーの流れに乗り遅れてしまい、2013年には乗用車市場でホンダにシェアを逆転されるということも経験している（小林・大森 [2014] p.48）。

これまでの事業活動からもわかるように、日系メーカーはタイを重視しており、大規模な生産拠点の建設では、FTAなどを活用することにより、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、日本への輸出を以前から視野に入れてきた。そして、AIFTA（インド・ASEAN自由貿易協定）の締結により、ホンダは部品をインドからタイへ輸出し、タイでの車両組立を開始している。既に日系自動車部品メーカーの大量進出（736社）が起こっているが、実際には「タイ・プラス・インドネシア」が中心である（小林・大森 [2014] pp.52-53）。つまり、ASEAN進出といっても、ほとんどの場合はある程度の成長規模があり、市場としての大きさを維持しているタイとインドネシア、マレーシアが中心となっていることを意味している。

このようにタイは、日系メーカーにとっての生産基地であり、販売地（市場）でもあるため、

日系メーカーの一大集積地となっている。タイの自動車産業は、国内総生産の約10%を占め、年間100万台を輸出している。したがって、自動車産業は同国最大の輸出産業でもある。そのため、政府は自動車産業を国家の経済戦略上、重要な基幹産業に位置づけている。タイの自動車産業の特徴は、完成車メーカーを頂点として、膨大な部品供給メーカーによる裾野の広い産業集積を形成しており、これは政府による完成車輸入への高関税や、国内部品産業育成のため部品の現地調達率を引き上げたことによるものもある（Chowdhury [2013] p.168）。

2) 自動車市場の状況

自動車販売については、1997年のアジア通貨危機直後には、ピーク時の1/4にまで激減したが、その後は景気回復に合わせて順調に回復してきた。通貨危機の3年後となった2000年には、ピーク時の半分の水準にまで回復した。完成車メーカーでは、国内販売の激減による余剰生産能力を輸出に振り向け、完成車輸出が拡大し、2000年にはピーク時に比べて7割を超える水準にまで回復した（Chowdhury [2013] p.173）。ただ近年、自動車販売がやや減少している。その要因としていくつか指摘されている。それは、①インラック政権（2011-2014）時代に実施された自動車減税（新規購入者が対象）政策の反動、②クーデター（2014年5月）の影響、③暫定政権下での景気回復の遅れ、である（向山 [2015] p.3）。自動車販売台数の減少をいくつかの要因に求めているが、要因の違いこそあれ、どこの国や地域でも、一本調子で販売台数が増加するわけではなく、タイの場合も、対前年比増減を繰り返しながら、傾向としては世帯保有台数がある一定台数に達するまでは増加するものと考えられる。

他方、自動車産業が発展し、時間が経過してくると消費者ニーズの多様化が見られはじめる。

それは経済発展による富裕層と中間富裕層の拡大により、ユーザーが価格にとらわれず、目的に応じて自動車を選択するようになり（都市部では新社会人の通勤用、主婦の買い物用、家族の週末レジャー用など複数台の所有も増加）、渋滞が多く、道幅の狭い都市部ならではの環境も反映し、燃費がよく、小回りがきくエコカー需要も伸長してきた。そして、初めて自動車を購入する層（エントリー層）の拡大には、2008年のエコカー政策導入によるところが大きく、自動車の最低購入価格帯が急速に低下し、エントリー層の拡大を加速されたことがその理由として指摘されている（大鹿 [2014] pp.26-27）。これらの新しい自動車市場の展開は、政府による政策の実行による影響が大きい。

先にも取り上げたが、タイの自動車市場では日系メーカーが競争を優位に進めてきた面がある。日系メーカーの寡占状態が継続し、それは9割弱にも達している。そして、ディーラー網の展開については、トヨタ、いすゞは長年に亘ってそれらを構築・維持し続けてきた。地域に根付いた広範囲に亘るディーラー網を保有し、タイの自動車黎明期に地元有力者と密接な関係を築き上げ、タイ全土に亘って着実にディーラー網を拡大してきたことが好影響している。つまり、日系メーカーのタイにおける競争優位は、販売手法やアフターサービスの考え方を導入してきたことも大きく影響しているということである。ただ、高級車セグメントは、日系メーカーが唯一苦戦を強いられているセグメントであり、このセグメントの顧客を十分に獲得することができていない（大鹿 [2014] pp.27-28）。経済成長が継続すれば、これら高級車市場も拡大するが、現在のところ、中間層にいかにも自動車を保有させることを促進していくかということの方が大きな課題である。この課題解決の方が、メーカーにとっては大きな果実となる

ものであろう。

これまでのところ、タイ市場の将来性として展望できるのは、地方部でのエントリー層が拡大し、バンコクなどの一部の都市を除いて、多くの地域では、モータリゼーションが本格的に始まっていないことが好材料である。バンコク以外の都市、工業地帯、観光地、農村部では、今後もエントリー層が増加すると予想される。これまでは自動車は1家に1台という位置づけであったが、今後は一家で複数台所有の可能性も展望できる。特にエコカーを中心とした小型車需要は、潜在的には大きいとされる（大鹿 [2014] pp.30）。このように地方まで自動車が行き渡った日本とは異なり、タイにおける地方部の市場は、まだブルーオーシャンとしてとらえることができるかもしれない。ただ、食料品や日用品とは異なり、自動車は非常に高額な耐久消費財である。ある一定以上の収入がなければ購入することは難しく、入手しやすくするための販売金融制度が整備されていなければならない。

(4) 自動車販売金融

1) タイにおけるリテール金融

タイでは、これまでリテール金融サービスであるクレジットカード、個人向けローン、電子的支払サービスなどが拡大してきた。ただ、タイの家計では、金融については銀行借入が大部分となっている。クレジットカードの拡大により、家計負担が増加したため、2002年には規制されるようになった。また、商業銀行が提供するローンは、商業銀行法で規制されており、それ以外の機関、たとえばノンバンクにより提供されるローンは、民法、商法により規制されている。そして、財務省とタイ中央銀行が Announcement of National Executive Council No.58 という古い法令を根拠としたうえで、規

制による消費者保護政策を導入している（Chodechai Suwanaporn and Nat Tapasana [2006]）。新車購入に係る減税政策（2011～2012）では、実納車がなかったなどの理由により、10万件超の申請分が還付されていないことが判明するなど、自動車ローンの返済が家計を圧迫していることがわかる（川越 [2013] p.3）。

タイにおける販売金融の特徴は、①日系企業が古くから進出しており、キャプティブを中心とした日系企業が活躍していること、②日系販売金融事業者による自動車・二輪車のハイヤー・パーチェス、オペレーティングリース事業等が展開されていることである（杵田・堀 [2013] p.10）。

販売金融市場では、一自動車メーカーに独占的ファイナンスを供給するキャプティブを中心とした日系事業者と地場銀行が積極的に事業を展開している。主要な販売金融事業者が加盟しているタイ・ハイヤー・パーチェス協会（Thai Hire Purchase Association）によると、2005年以降、一時的に落ち込む年があったが、販売金融の残高は順調に伸張しているようである。そして販売金融の特徴は、自動車販売金融を手がける地場銀行の前身はノンバンクが中心であり、リスク許容度が比較的高いことである。また、タイでの自動車購入における販売金融の利用割合（ファイナンス利用率）は80%程度に達しており、ファイナンス期間も5年と長いため、販売金融市場は約4兆円にもなる。販売金融市場で

のメーカー別シェアは、トヨタ（36%）、いすゞ（15%）、ホンダ（12%）、日産（12%）となっており（杵田・堀 [2013] pp.10-12）、実に日系企業が3/4を占めている状態である。

2) 販売金融市場の構造

新車販売金融市場のプレーヤーは、商業銀行系、キャプティブ、その他に大別される。特に前2者の取扱割合は高くなっている。①商業銀行系の取扱高は72%に達している。これらの金融機関は特定メーカーとの結びつきがなく、幅広い顧客ベースで、関係確立が可能であり、商業銀行として高利回りが確保でき、自動車割賦販売市場では非常に有利に働いている。そして、地場銀行も地場ディーラーと協働してキャンペーンを実施している。これには調達コストが有利であり、金利がノンバンクに比べて低いという利点がある。②キャプティブの取扱比率は23%である。キャプティブ販売金融グループは、主に自動車メーカーを親会社としていることが多く、個人顧客対象に系列乗用車の拡販、ローン収益による収益拡大を目的としている。キャプティブ会社の特徴は、系列メーカーへのファイナンスを対象とし、車種を絞った販売促進と系列ディーラーへの充実した支援体制をとっていることである。自動車販売シェアの大部分を占めるほとんどの日系メーカーは、自社でキャプティブを保有しており、一定シェアを確保している。また完成車メーカーはディーラーに対し、自社キャプティブの利用割合を3

<図表 3-1 タイにおける新車自動車ローンの状況>

	ローン
頭金（車体価格の%）	0～25
支払期間（月数）	12～72
実行レート（セダン／ピックアップ／トラック）	1.03 / 5.49 / 8.36
不良債権率（NPL）	1.5%
ファイナンス単価（台）	約 50 万バーツ

（出所）川崎 [2015] p.38

割程度とする指導を行っている。それはグループの収益源を確保し、マーケティング活動において協働しやすく、安定的なファイナンスが実施できるためである。③独立系のシェアはわずか5%である。これらは一般的に独自ノウハウ、地場ネットワークを活用することで、商業銀行などが参入しにくい中古車ローン市場を中心として事業を行っている（川崎 [2015] p.37）。

販売金融のオペレーションについて、販売金融事業者の顧客獲得方法では、ディーラーからの紹介が圧倒的に多くを占めている。銀行では、低金利キャンペーンやディーラーへの融資を提供するなど、ディーラーとの関係強化を図っている。審査は、信用情報機関（National Credit Bureau（NCB））を利用しているが、他国に比べて比較的情報が蓄積（ヒット率50%）されており、NCBを使用し、審査の効率化を行っている。また与信の際には、少なくとも本人と面談を実施し、顧客の住居や職場を訪問する現場確認も併せて実施しており、審査に要する時間は数時間である。銀行に対しては、中央銀行からスコアリングにより、与信管理を行う指導をしている。金利については、顧客の信用力の相違ではなく、ブランド・車種で若干相違が発生している。実効金利は銀行で5%強であり、差し押さえ業務等を請けるサービサーが比較的充実、販売金融事業者の多くはサービサーを活用している（秋田・堀 [2013] p.15）。

（5）タイの自動車産業を取り巻く環境変化

タイでは、この半世紀に亘って自動車産業が成長してきたが、近年、その役割については、変化時期を迎えているとされる（小林・大森 [2014] pp56-57）。まず、①コスト戦略では、労務環境が変化しているため、インド・中国の部品メーカーに対する競争力に影響が出はじめている。そこで地場部品メーカーとの協業関係

を構築することが必要になっている。②開発戦略では、ASEANの技術・人材を活用し、現地ニーズに対応した車両開発を行っていく必要がある。③マーケティング戦略では、消費者ニーズについて相違があり、先にも取り上げたようにASEANと一括りにされるが、国ごとに細分化した市場の集合体に過ぎない。したがって、各市場に合わせたマーケティング対応が要求される。

タイでも近年、環境への対応が重要となってきた。自動車産業では、エコカー対策を積極的にとる必要がある（小林・大森 [2014] p.45）。政府は、低燃費・低公害の自動車メーカーを対象として、法人税を優遇する政策をとっている（川越 [2013] p.2）。2007年の第1次エコカー政策においては、日系メーカーではトヨタ、本田、日産、スズキ、三菱が認定された。2013年の第2次エコカー政策では、新たに5社がタイ投資委員会（BOI）に申請した。第1次、第2次では、燃費（第1期：120g/km以下、第2期：100g/km以下）、排ガス（第1期：Euro4、第2期：Euro5）の基準は異なっている（日本政策投資銀行 [2015]）。

したがって、タイに進出している自動車メーカーにとっては、さまざまな外部環境への対応を考慮しなければならない（小林・大森 [2014] pp.53-55）。1つは、事業環境の変化である。特にタイでは、人件費が上昇し、カンボジア、ミャンマーの5倍程度になっている。また、労働者不足が常態化しており、2012年の国内の失業率はわずか0.68%に過ぎない。2つめは、競合企業の動向である。特に非日系メーカーは、ASEAN戦略をゼロベースで検討することが可能である。そのため、効率的サプライチェーンを構築できる可能性がある。これは早くから進出し、強固なサプライチェーンを構築してきた日系メーカーには、大きな障害となる可能性も

ある。3つめは、競合地域（インド）の動向である。タイの自動車産業は、インドネシア、ミャンマーに加えて、インドとの関係も浮上するようになった。インドでの自動車生産台数は、2013年には388万台であった。同年のタイのそれは245万台である。また2015年にはインドでは413万台、タイでは192万台であった（OICA（International Organization of Motor Vehicle Manufacturers））。このようにインドが生産台数を増やしてきた背景には、部品産業が発達していることが大きい。ASEANとは地理的な距離も近いことから今後大きな影響を受ける可能性もある。

4 マレーシアの自動車産業と市場動向

(1) マレーシアの経済と自動車産業

どこの国においても、自動車産業の育成は輸入代替工業化と把握されるが、重工業化の象徴という面もある。そして、自動車産業の開始時には、自動車産業の輸入代替産業育成のために、完成車輸入関税を大幅に引き上げるのが一般的である（Chowdhury [2013] p.155）。開発途上国における自動車産業の発展過程には、欧米や日本など自動車先進国といわれる多国籍自動車資本が深く関係してきた（梶守 [1997] pp.271-272）。マレーシアの自動車産業もその例外ではない。

マレーシアの自動車産業については、いくつかの発展段階に分かれる。マレーシアでは既に1926年にはFordの子会社が設立され、1930年からは組立を開始していた（周 [2004] p.113）。ただ、第二次世界大戦後の継続した発展として、時期区分をするならば、1950年代以降の時期からを第1段階とするのが適当であろう。

第1段階（1957~1967）は、完成車輸入を中心とした時期である。この時期は、補修用部品

の製造、輸入車の整備・修理が中心であり、1965年にはCycle & Carriage Limited（CCL）（シンガポール）の100%出資子会社が設立され、Mercedes-Benzの組立が承継された。1967年には、CKD用部品輸入については免税とされ、日米欧の6社が組立を開始した。同年、Borneo Motors（経営代理商社）の経営継承をした英系Inchcapeの100%子会社として、Assembly Services Sdn. Bhdが設立され、その後トヨタ系のアセンブラーとなっている。そしてOriental Assemblers Sdn.Bhd（UMW：ホンダ系）、Tan Chong Motor Assemblies Sdn.Bhd.（日産系）のいずれも華人系資本である3社について、特にトヨタ系と日産系は国民車プロジェクトにより設立されたPROTONが創業する1985年までは独占的な市場占有率を有していた。

第2段階（1967~1980年代前半から半ば）では、多数の自動車組立企業（アセンブラー）が乱立し、無数のモデルをノックダウンで生産するようになった時期である。組立企業12社によって、日米欧の主要な乗用車60メーカーの90車種、10万台弱が生産されていた。1968年には投資奨励法により、自動車部品産業を国産化優先業種に指定した。翌年には、完成車の輸入を禁止した。1970年代になると、さらに4社の組立メーカーが加わった。また1976年には、タイヤ、バッテリーなど29品目の国内調達を義務づける指定品目方式を採用した。1980年には、政府全額出資によるマレーシア重工業公社（HICOM：Heavy Industries of Malaysia）が設立され、傘下に工業団地開発、製鉄、硬質レンガ、セメント、自動二輪車用エンジン製造、乗用車の組立生産・販売に向けて準備が進められた時期である。1981年には、第4次マレーシア計画において、「Look East Policy（1981.12）」が公表された。そして、「PROTONプロジェクト」が始動した（Chowdhury [2013] pp.156-

157)。PROTONは、HICOMと三菱自動車・三菱商事との合併による国策的な自動車会社であり、1985年に操業を開始した。同社では、1,000~2,000ccクラスの中型乗用車をPROTON社1社に特化し、同社を軸として乗用車・商用車の組立メーカーを2~3社に再編しようとする戦略を採用した。1986年になると、投資奨励法に代わって、投資促進法が発効した。

マレーシアでは、ブミプトラ政策（Bumiputera Policy）といわれる資本所有、企業経営、雇用などの面で、マレー系住民を優遇し、華人・インド人とマレー人間の経済格差是正を図ろうとする政策が古くからとられていた。そのために1960~70年代には、ブミプトラ優遇策による積極的な工業化政策が展開された。PROTONプロジェクトは、ブミプトラ企業の育成政策の面も有していた（小野沢 [2008] p.42）。しかし、1980年代半ばを境として、ブミプトラ政策による非マレー系資本や外資に対する規制が緩和されはじめた。これには出資比率や雇用現地化の緩和、税制上の優遇措置があり、近代部門、特に工業のブミプトラ化とは矛盾していたが、民間資本、外資を誘致し投資の活発化させるという目的もあったとされる。他方で、PROTON社の設立により、マレー人のみに許可される完成車輸入、自動車産業におけるブミプトラの雇用促進、国民車の販売・購入時の優遇措置や、自動車部品産業へのブミプトラ参入を促す特別基金による低利融資などが行われた（梶守 [1997] pp.272-273）。

第3段階（1980年代後半~1990年代後半）では、1980年代半ばに実現を見たPROTONプロジェクトにより、自動車市場の中核部である小型乗用車市場をブミプトラ資本が支配するための切り札となった時期である。そのため、日本企業からの全面的協力を仰ぐ必然性があった（梶守 [1997] p.274）。また、1993年には「第2

国民車構想」により、ダイハツと現地資本との合併によるPerodua Manufacturing Sdn. Bhd.が設立された。こうして1990年代になると、国民車の動きが活発化した。そして、2番目の国民車プロジェクトにより、PERODUA社（地場資本68%、ダイハツと三井物産が32%出資）が1994年に創業され、軽自動車Kancilが発売、国民車トラックの生産プロジェクトも開始された。現在、国民車にはEEV政策も採用されている。PERODUA社の市場シェアは、1994年の17%から徐々に上昇し、2000年には28%となり、国民車メーカー2社において、はほぼ8割のシェアを得るに至った（周 [2004] p.115）。ただ、2000年には8割以上のシェアを誇った国民車であるが、2008年には6割程度となり、2015年には4割半ばのシェアとなっている（marklines [2015]）。

（2）自動車を取り巻く政策展開

ASEAN域内の貿易自由化に対して、貿易立国を掲げていたマレーシア政府は、国産車生産に力を入れていた自動車産業を除き、グローバル化の波に乗ろうとする姿勢を堅持した。ただ、自動車産業も保護政策を見直し、2002年の自動車部品の現地調達義務（国産化規制）の一部解除に続いて、2004年には30品目の現地調達を義務づけていた「強制的削減プログラム（MDP）」を廃止し、国産化規制の実質的撤廃に踏み切った。2004年にはAFTAのもと、一時的に保留していた自動車関税218品目を適用品目に移行して関税率を引き下げ、2005年からはCEPT（共通効果特惠関税）の自動車輸入関税を20%に引き下げた（機械振興協会 [2008]）。さらに2004年から開始された日本とマレーシア間でのEPAの交渉を契機として、自動車保護政策はさらに緩和された。そして、2006年には国家自動車産業政策（NAP：National

Automotive Policy) が策定され、マレーシアの自動車産業は国際競争力を強化していく姿勢が打ち出された(小野沢 [2008] p.42)。したがって、マレーシアでは2000年代に自動車産業政策では、保護主義から自由化へと大きく舵を切ったことになる。

さらにマレーシアでは、関税政策は現地調達を増やすほど、物品税が有利に働く政策を採用した(小林・大森 [2014] p.45)。これは輸入車に対して、国産車を価格面で有利にするため、実質的な関税として機能することとなった。特に国家自動車産業政策では、関税の引き下げと同時に、物品税も引き下げられることとなり、関税の引き下げ分は物品税によって相殺するという仕組みが継続してきた。その意味では、完全な自由化ではないが、関税と物品税の引き下げは、国民車を含めた乗用車価格の引き下げにつながり、2007年以降、販売が回復する契機となった(小野沢 [2008] p.46)。

近年、マレーシアでの自動車保有台数は増加していき、近年では人口1,000人あたりの自動車保有台数は、400台を超えるようになった。また、アジア通貨危機からの脱却に関しては、IMFの管理下には入らずに政府主導で対応した。そして、2001年には「金融セクターマスタープラン (Financial Sector Master Plan)」を発表し、地場銀行の統廃合(商業銀行は8行に集約、外国銀行は19行参入)を行った。また、主要銀行には政府系ファンドの出資が多く入っていることがマレーシアの金融の特徴となっている(大嶋 [2014] p.43、小林 [2015] p.21)。

マレーシア通産省は、2014年1月には国家自動車政策の見直しを公表した。そこでは、①2020年までに完成車20万台、100億リンギ(約3,100億円)の自動車部品輸出の達成を目指すこと、②ASEANにおける省エネルギー自動車(EEV)の生産拠点とすること、③自動車販売

価格を引き下げること(自動車産業の自由化や競争により、5年間で段階的に自動車価格を20~30%引き下げる)、④自動車輸入時に必要な完成車輸入許可証(AP: Approved Permis)を2020年末に、中古車輸入に関係があるメーカーや輸入元を限定しない「オープンAP」を2015年末に撤廃する方針を維持すること、が示された(りそな銀行 [2014])。このように、現在のマレーシアの自動車産業に対する政策は、自動車産業の自由化をより推進していくための方向付けがなされているといえるだろう。

(3) 自動車販売金融

マレーシアでの自動車販売に対する販売金融では、主にマレーシアの銀行は個人向けを中心に行っている。そのため、中間層の増加により、個人向け金融が急成長している。一方、中央銀行では、クレジットカードの保有規制強化や住宅ローンなどの借入期間上限の短縮など、家計債務の膨張を押さえる方針を採用している(大嶋 [2014] p.46)。これらはある種の金融政策における消費者保護の側面があらう。

個品ローンにおいては、大部分の銀行が無利息の分割払いサービスを行っている。商品価格によって、6ヵ月、12ヵ月、24ヵ月など支払期間が異なる。個品ローン市場は、生活用品から自動車、旅行などのサービス分野など幅広く提供されている。外資よりも地場事業者の方が、多岐に亘るサービスを提供している。自動車ローンを提供する事業者としては、Ambank Malaysia Berhad、EON Bank Berhad Hong Leong Bank Berhad、Malayan Banking Berhadなどがある。また、日系事業者では、二輪車の個品割賦販売を手がけているAEON Credit Service Malaysia Berhad、イスラム金融方式による自動車割賦販売を手がけているToyota Capital Malaysia Sdn. Bhdがある。ただ、マレーシアの

場合、外資系企業の金融部門への参入には、最低51%の現地資本を導入しなければならず、完全外資企業の設立は認められていない (JETRO [2011] pp.79-82)。

マレーシアにおいて、自動車などの個品ローンは、富裕者層の利用割合が高く、9割近くが利用している。アッパーミドル層、ローミドル層では、60~70%の人が利用している。返済期間では、24ヵ月以上が最も多く、ローミドル層では、他の所得層よりも返済期間が長い傾向がある (JETRO [2011] pp.95-96)。リテール金融については、イスラム金融の急速な発展も見られるようになった (大嶋 [2014] pp.46-47)。これはイスラム法に則った金融取引の総称であるが、元来はイスラム教徒が教義により生活するために考え出され、その取引では金利という概念を用いず、取引相手等の当事者が教義に反する事業 (豚肉・アルコール・武器・ギャンブル等) に関わっていない点が特徴である。このイスラム金融自体は、古くから存在しており、1983年に最初のイスラム銀行が設立され、1984年には最初のイスラム保険 (タカフル) も設立された。イスラム金融の銀行で個人向けに提供される商品は、定期預金、現金自動預払機 (ATM) サービス、インターネットバンキング、クレジットカード・サービスなどがあり、通常の商業銀行での商品と大きな差はない。預金金利もほぼ同じ水準である。特にイスラム金融の比率において高いのが、自動車ローンである。マレーシアでは、中央銀行の統計において自動車ローン残高の約1/4がイスラム金融によるものが占めている。イスラム金融は、単純な資金の貸借ではなく、モノを介在させた金融であることから、自動車などの実物資産を回す金融はイスラム金融との親和性が高いことが背景にある (牛田 [2011] p.1)。

信用情報機関は、中央銀行法令1958年法令

で設立が規定されているマレーシア信用情報公社 (Credit Bureau Malaysia) であり、1982年に設立され、信用リスク管理や健全な信用文化の推進目的としている (JETRO) [2011] p.79)。所有形態は、中央銀行が81%を出資する信用保証公社の子会社 (55%所有) である。保有しているデータは、事業情報、銀行取引データ、財務データ、係争情報、ノンバンク・リース会社情報などであり、法人40万社分を保有している。ただ、企業や個人の信用情報は、当該企業や個人の許可がない限り、第三者への公開が不可能である。さらに個人事業者には財務諸表の提出義務がなく、現地企業の市場環境が財務データの情報収集を困難にしている部分もある (PWC [2015b] p.46)。したがって、他国でも同様、個人への与信の際には、人海戦術による与信業務を行わなければならない。これは審査に時間がかかってしまい、与信が遅滞するという状況をもたらす。そのため、自動車販売の拡大のためには、これら与信審査の手法についての便宜をより図らなければならない。

5 むすび

ASEANは、世界でも将来性のある数少ない成長市場である。これまでその成長は、タイ中心からマレーシア、インドネシアへと拡大し、その範囲を拡大し続けている。日系メーカーは、1950年代後半の早い時期から、広範囲に亘り、国毎に異なる多様な消費者ニーズに対応してきた。それに対して非日系メーカーは、ASEANでの存在感は、これまでは薄いものであった。最近では、非日系メーカーがASEANの非中核国からの進出をし始め、パートナー企業などとの提携を活用し、さらには各国の自動車政策にまで関与しはじめ、強力な日系企業の競争相手となりつつある。

日系メーカーは、タイを生産拠点とした集中度が高く、完成車メーカーだけではなく、部品メーカーもタイに集中してきた。しかし、人件費上昇やインドからの部品輸入などにより、タイ拠点の閉じたサプライチェーンでは競争力が維持できない可能性が出てきた。そのため、ASEAN全域においては、多様な消費者ニーズ、ASEAN域内からインド・中国への広域なサプライチェーンを構築する必要がある。そこでは、アジア域内をカバーする戦略立案機能や地域ニーズを踏まえた開発機能、より高度な業務を展開することが重要課題である。

また、ASEANにおけるリテール金融利用の観点からは、タイ、フィリピンは総じて高く、今後の上昇期待は限定的であるが、インドネシアでは、上昇余地（ファイナンス期間が3年程度、期間長期化に余地）があろう。さらにベトナム、ミャンマーは、ファイナンスの利用率の低さから拡大余地が大きい。ただ、リテール金融の利用率は、所得水準に必ずしも相関しているわけではなく、文化の相違、供給サイドの条件、メーカー・ディーラーの販売戦略も影響している。今後の自動車市場の成長可能性は、先進国での経験からいえば、1人当たりGDPが3,000ドルから20,000ドルを超えるまでは、自動車保有台数が急上昇するであろう。そのため、アジア各国の自動車市場も1人当たりGDP20,000ドルを超えるまでは高い成長が見込まれる。そして、販売金融市場も今後の拡大が期待される。

〈参考文献〉

- 牛田晋 [2011]「国家戦略でイスラム金融振興」日本政策金融公庫・国際協力銀行（シンガポール駐在事務所）、2011.3.28、pp.1-3
- 江崎和子 [2014]「ASEAN統合で金融は変わるか」『月間資本市場』2014.8、No.348、pp.4-11

- 大鹿隆 [2014]「ASEAN自動車産業の実力」『Discussion Paper Series』MMRC (Manufacturing Management Research Center) No.459
- 大嶋秀雄 [2014]「東南アジア諸国における銀行の経営構造－金融の発展段階による分類からの考察－」『JRIレビュー』Vol.7、No.17、pp.32-61
- 小野沢純 [2008]「マレーシア自動車産業の自由化と日本による自動車産業協力」『国際貿易と投資』No.74、pp.41-59
- 海外経済調査会・ベトナム経済研究所 [1992]『ベトナムの自動車産業：政府の育成政策とメーカーの動向』海外経済調査会・ベトナム経済研究所
- 榎守哲士 [1997]「日本自動車企業とマレーシアの国民車プロジェクト」丸山恵也編 [1997]『新版アジアの自動車産業』亜紀書房、pp.267-314
- 金子由芳 [2004]「法の実施強化に資する立法支援のあり方－ミャンマー向け経済法制支援を素材として－」JICA研究所、pp.1-49
- 川越信一郎 [2013?]「タイの自動車販売と企業の動向」『福岡県』pp.1-4
- 川崎大輔 [2015]「タイ中古車市場の現状報告－2014年の新車販売台数から今後の中古車市場動向を探る－」第12回アジア中古車流通研究会（2015.2.28）資料、pp.1-48
- 川邊信雄 [2006]「タイの自動車産業自立化における日系企業の役割－タイ・トヨタの事例研究－」『産業経営』早稲田大学産業経営研究所、第40号、pp.75-115
- 菊池しのぶ [2014]「インドネシアの燃料補助金の弊害」『みずほインサイト』みずほ総合研究所、pp.1-5
- 機械振興協会経済研究所 [2008]「ASEANのFTA進展がもたらす貿易拡大の評価」pp.69-94
- 経済産業省 [2010]『通商白書2010』経済産業省
- 勾坂貞男 [2001]『トヨタ・タイ物語』トヨタ自動車株式会社
- 小林敬幸・大森雄一郎 [2014]「ASEAN自動車市場動向とタイ拠点の役割の変化」『知的資産創造』2014年5月、pp.44-57
- 小林哲也 [2014]「自由化がフィリピン自動車産業に与えた影響に関する考察」『城西大学大学

- 院研究年報』第27号、pp.17-36
- 小林哲也 [2015]「ベトナム自動車産業の現状と課題」『城西大学経済経営要』33 (38)、pp.15-37
- 小針清孝 [2015]「ASEANにおける新中間層の台頭と日系企業の課題」『知的資産創造』2015年7月号、pp.34-45
- 佐藤太一 [2015]「ASEANの消費者変化を捉える視点－積極的支出以降の2つの波と新中間層への注目－」『知的資産創造』野村総合研究所、2015.7、pp.16-33
- シー・アイ・シー [2013]「NEWS RELEASE」No.183、2013.5.14
- 塩地洋 [2014]「ASEAN統合に日系企業はいかに備えるか」京都大学東アジア経済研究センター自動車シンポジウム (2014.11.8、11.10)
- 塩地洋 [2016]「ASEAN統合に伴う自動車生産拠点再編を考える－日系自動車メーカーを中心に－」日本自動車工業会 [2016]『JAMAGAZINE』No.50、pp.9-14
- 島田英海 [2014]「金融ビジネスのグローバル化とM&A」『情報センサー』新日本有限責任監査法人Vol.96、pp.26-27
- 嶋田美奈 [2008]「ロシアにおけるクレジットビジネスの現状とその方向性」『商学研究科紀要』早稲田大学商学研究科、pp.15-28
- 清水一史 [2015]「ASEAN経済共同体 (AEC) の実現と日本－自動車産業へのインパクトも含めて－」ASEAN統合セミナー国際協力銀行資料、2015.10.19
- 清水聡 [2015]「インドネシアの金融システム－整理の意義と課題－」『JRIレビュー』Vol.5、No.24、pp.59-94
- ジャックス [2016]「プレス資料」2016.2.1
- 周燕萍 [2004]「日系企業とマレーシア自動車産業の振興策と課題－技術移転の可能性を中心に－」『地域政策研究』高崎経済大学地域政策学会、第6巻第4号、pp.113-114
- 新日本有限監査法人 [2013]「平成24年度インドネシアにおける金融インフラ整備支援のための基礎調査 (金融庁委託調査)」pp.1-65
- 秋田綾子・堀加奈子 [2013]「アジア販売金融市場の現場と日系企業の事業展開余地に関する考察」『Mizuho Industry Focus』みずほ銀行調査部、vol.144、2013.12.17、pp.1-69
- 関雄太 [2015]「アジアの金融センターとASEANの資本市場」アジア資本市場研究会編『ASEAN金融資本市場と国際金融センター』pp.151-175
- 双日 [2016]「News Release」2016.2.1
- 田澤元章 [2010]「第12章 インドネシア:アジアの資本市場育成と消費者保護に関する法律的考察」報告書 (平成19年度金融庁委託研究) 日本貿易振興機構アジア経済研究所 pp.289~318
- 中川忠洋 [2011]「中間層を核に拡大するASEAN消費市場－今後の耐久財普及過程には国ごとの違いも－」『みずほリサーチ』みずほ総合研究所2011.1 pp.3-5
- 日本政策投資銀行産業調査部 [2015]「今月のトピックス」No.226-1
- 日本貿易振興機構 (JETRO) 海外調査部 [2011]「アジアにおけるリテール金融調査」pp.1-134
- 日本貿易振興機構ビジネス情報サービス課ジャカルタ事務所 [2015]「ビジネス法規ガイドブック」2014年海外制度調査、pp.1-108
- 野村総合研究所 [2011] 平成22年度経済産業省委託調査「販売金融事業者のアジア展開に関する調査」pp.1-98
- 野村総合研究所 [2013] 平成24年度インフラ・システム輸出促進調査等事業 (経済産業省委託調査「インドネシア信用情報システム整備に係る実現可能性調査」pp.1-39
- 塙賢治 [2016]「ASEAN自動車市場の概況」日本自動車工業会 [2016]『JAMAGAZINE』No.50、pp.2-8
- 坂東達郎 [2015]「日本企業のASEAN事業の現状と展望」日本総合研究所
- プライスウォーターハウスクーパース (PWC) [2015a]「東南アジアの自動車セクター動向」2015.11、pp.1-16
- プライスウォーターハウスクーパース (PWC) [2015b]「中小企業・小規模事業者の海外展開に係る金融環境等に関する調査事業最終報告書」pp.1-93
- 松本恒夫 [2008]「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察 総括」pp.1-20
- 丸山恵也 [1997]「タイのモータリゼーションと日本の自動車企業」丸山恵也編 [1997]『新版アジアの自動車産業』亜紀書房、pp.315-336

- みずほ銀行産業調査部 [2015]「日本産業の動向（自動車）」『みずほ産業調査53』No.5、pp.89-98
- みずほ総合研究所 [2011]「拡大が続くインドネシア自動車市場」『みずほアジア・オセアニアインサイト』pp.1-9
- みずほ総合研究所 [2012] 平成23年度商取引適正化・製品安全に係る事業（経済産業省委託）『わが国販売金融事業者の国際展開に関する調査』pp.1-121
- みずほ総合研究所 [2015]「インドネシアの個人消費は回復に向かうのか」『みずほインサイト』2015.8、pp.1-6
- 三菱総合研究所 [2014]『平成25年度経済連携促進の板目の産業高度化推進事業（ベトナム社会主義共和国の自動車市場の成長可能性調査事業）』（株）三菱総合研究所
- 三菱総合研究所 [2014]「指標で見る内外経済一人当たりのGDPと中所得国の罅」『MRIマンスリーレビュー』pp.1-11
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング [2014]「インドネシア経済の現状と今後の展望－ジョコ・ウィドド新大統領のもとで、どう変わるのか?－」pp.1-25
- 向山英彦 [2015]「アジア市場失速の対応を迫られる日韓自動車メーカー」『Research Focus』日本総研、2015.7.24、No.2015-19、pp.1-9
- 門前大作 [2012]「勃興するインドネシアのリテール金融ビジネス」『野村資本市場クォーターリー』2012 winter
- 山中崇 [2012]「インドネシア－金融監督の一元化は金融部門の強化につながるか－」『国際金融トピックス』（公）国際通貨研究所、No.218、pp.1-3
- ゆうちょ財団 [2014]「Ⅱ. インドネシア共和国」『海外の郵便貯金等リテール金融サービスの現状－インド、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール－』pp.1-10
- 吉本祐介 [2015]「Ⅳインドネシアのノンバンク分野での新規規制制定」『アジア・ニューズレター』西村あさひ法律事務所、2015年新年特別版pp.1-32
- りそな銀行 [2014]「りそな銀行アジアニュース」2014.4.14
- Chowdhury Mahbul Alam [2013]『アジア諸国の自動車産業の発展分析と展望－理論的なインプリケーション』創成社
- Chodechai Suwanaporn and Nat Tapasana [2006], Household Financial Services ; Products, Morrison & Foerster [2014] インドネシアの銀行部門の規制環境について」(The Current Regulatory Environment in the Indonesia Banking Sector)、pp.1-6
- marklines [2015] https://www.marklines.com/ja/statistics/flash_sales/salesfig_malaysia_2015
- Supervision & Consumer Protection, 国際コンファレンス「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」、2006.3.3
- The Boston Consulting Group [2013], Beyond BRIC : Winning in the Rising Auto Markets (ボストンコンサルティンググループ [2014]「次の新興国で勝つ：BRICの先の自動車市場」『BCGレポート』)

テクノロジー・ブランド —— 新たなブランド理解を目指して

梶原 勝美

目 次

- (1) はじめに
- (2) メカニズム・ブランド
- (3) テクノロジー・ブランド
- (4) 一般ブランドとテクノロジー・ブランド
- (5) おわりに

(1) はじめに

ブランド・マーケティング研究が進展するに従い、あまりにも多くのタイプのブランドが論じられ、混乱、カオスが生じていることが次第に明らかとなった。たとえば、醤油の「キッコーマン」、ミネラル・ウォーターの「エビアン」、自動車の「レクサス」、スマートフォンの「iPhone」といった有形商品のブランドが同じブランドというカテゴリーで論じられていることがあるが、それらのブランド・マーケティングを同じレベルで論じることが果たして意味があるのだろうか。

そこで、「キッコーマン」「エビアン」などの一般ブランドと明らかに異なる「レクサス」「iPhone」などを意味するメカニズム・ブランドという新しいブランドのサブ・カテゴリーをブランド・マーケティングの研究に導入した。

まず「メカニズム・ブランド」を導入するまでが大変であった。用語を選ぶにあたり、新しい概念でブランドを十分に説明する表現を探したが、なかなかいい言葉は思い浮かばなかった。

メカニカル・ブランド、テクニカル・ブランド、システム・ブランド、ユーザー・ブランドといった言葉が思い浮かんだが、どれも帯に短し褌に長しといった感じなので、やむなくもう一度、「レクサス」「iPhone」などのブランドを明確にイメージできる表現は何かと考えてみた。

苦悩の末に、それらのブランドにはいずれもブランドのベースに何らかのメカニズムが組み込まれていることから、新たに作った造語になるが、「メカニズム・ブランド」という用語を採用したのである。最適な用語ではないかもしれないが、この用語、すなわち新しい概念を用いて、ブランド・マーケティングの研究を進展させようと決めたのである。

(2) メカニズム・ブランド

このメカニズム・ブランド^(注1)はブランド・マーケティング研究の中で必要に迫られて、造り出した新しい用語、すなわち概念である。次に、新たに採用した「メカニズム・ブランド」とは何かという説明を行う。通常、ブランドはモノであるプロダクトに情報を付加したものである。その付加された情報に多くの消費者が反応するものがブランドとなるのである。

ところが、多くの研究者ばかりか消費者もメカニズム・ブランドを何のためらいもなく一般ブランドと同様のブランドとみなし、ブランドのカテゴリーの区別をしていない。しかしながら、メカニズム・ブランドは、創造されるブラ

ンド情報より、そのブランドのプロダクトの部分、すなわち、メカニズムの品質、性能が重要な意味をもつものである。たとえば、自動車を例にとれば、燃費がリッター当たり 1 キロのメカニズム・ブランドとリッター当たり 32 キロのメカニズム・ブランドとでは、その差異は誰でも明らかに判断がつく。燃費ばかりかその他の機能、性能についても、その多くは数値で表示ができるので、消費者にとって容易にその差異がわかるものである。

したがって、自動車のメカニズム・ブランドは基本的には技術の成果である機能、性能の差異、優劣が消費者にとって判断しやすく、その結果、消費者はブランドを機能、性能から選択することが可能となる。もちろん、自動車だけではなく、家電、時計、カメラなどのメカニズム・ブランドも同様である。

このように付加される情報よりモノとしてのプロダクトに内在するメカニズム装置の機能、性能により強く消費者が反応するブランドをメカニズム・ブランドと名付け、プロダクトの機能や差異が見分けにくい一般ブランドと区別したほうがブランド・マーケティングの理解が明確になると考えたのである。

そもそもメカニズムとは、機械の装置、仕組みを意味するものである。換言すれば、メカニズム・ブランドとはそのプロダクトの部分に機械の装置が組み込まれているものを意味し、(家具などメカニズムのない商品を含む) 耐久消費財という概念とは明らかに異なるものである。そうするとプロダクトの部分に機械装置のないものが一般ブランドということになる。(メカニズム・ブランドは、当然、無形商品のサービス・ブランドとも異なるものである。)

同じブランドといっても、メカニズム・ブランドと一般ブランドは大きく異なるものである。もちろん両者は共に消費者に満足を与えるもの

であるが、前者のメカニズム・ブランドはその与える満足がプロダクトに組み込まれた機械装置ないしはシステムの機能、性能として数値で示すことができるが、その一方、後者の一般ブランドは、たとえば、「コカ・コーラ」と「ペプシ」の味の違いをはじめとして消費者に与える満足を数値化する、すなわち満足の度合いを数値で表すことは不可能である。その結果、メカニズム・ブランドと一般ブランドとは明らかに異なる存在であることは間違いのないことになる。

換言すれば、消費者の態度、反応により、複数の有形商品のブランドのカテゴリーを設定すべきことが次第に明らかとなった。まず、大きく 2 つのカテゴリーに分けると、ひとつは、一度消費者がブランド商品を評価すれば、ブランド企業の大きなマーケティング上のミスがなければブランド力が永続する、たとえば、「キッコーマン」「コカ・コーラ」のような一般ブランド、そして、もうひとつは、たとえ強力なブランド力を持ったとしても、たとえば、テレビの「RCA」、ソニーの「ウォークマン」、インスタント・カメラの「コダック」のように、ブランドが消滅ないしブランド力が急落するようなメカニズム・ブランドである。

周知のように日本における広告宣伝費のランキング上位には、トヨタ自動車、本田技研工業、パナソニック、ソニーといった日本を代表する巨大企業が常連となっている。これらの巨大企業が展開している「トヨタ」「ホンダ」「パナソニック」「ソニー」などのブランドは、同時に日本を代表するグローバル(企業)ブランドであるとみなされてきている。それらの企業のように、大量広告を行えば、販売、すなわち売上がアップするため、それがそのまま日本の優れたマーケティング企業とみなされているのである。こうした広告の多くは、いわゆるプロダク

ト・マーケティング論ではマーケティングと認識されているが、ブランド・マーケティング論では必ずしもそれはマーケティングではない。多くの場合、それは、プロダクトを売るための広告であり、販売活動の単なるひとつの手段にすぎない。

広告宣伝費の多い企業、なかでも上述した自動車、家電といった企業が展開するブランドは、一般ブランドとは明らかに異なる特徴をもっているメカニズム・ブランドである。メカニズム・ブランドはその商品特性により、複雑なメカニズムをもつものである。たとえば、ほとんどの消費者は、なぜ、自動車（クルマ）が走るのか、そのメカニズムについてはユーザーと呼ばれる消費者の多くは理解していない。彼らにとって自動車は基本的に走ればいいのである。また、なぜ、テレビが映るのか、そのメカニズムは専門家以外の人は、知識がないために理解ができない。消費者にとってみれば、見たい番組が映れば、基本的にはそれでいいのである。消費者はメカニズム・ブランドに対し、ますます複雑になってきているメカニズムを理解しなくとも彼らが要求する基本的機能が手軽に満足のいくレベルで果たされることを第一に要求しているのである。

このようにメカニズム・ブランドの核をなすのは、メカニズムによってもたらされる機能であり、それは科学、技術の発展により日進月歩的に発展するものである。新製品のブランドとして市場に登場した当初は、多くの消費者がメカニズムについての十分な知識、判断能力がないため、最初に受容したパイオニア・ブランドの情報に強く反応することになる。それが著しい場合には、たとえば、ソニーの「ウォークマン」のように、ブランド名＝商品名となることがあり、多くの消費者が強いブランド・ロイヤリティを持つようになる。ところが、常に、競

争が存在し、たとえ特許等の法的保護があったとしても、それをクリアした追随ブランドないしイミテーション・ブランドが続々と市場に登場する。技術のイノベーションが起こり、次第に、どの企業のメカニズム・ブランドも機能的には差異がみられなくなる。

その結果、メカニズム・ブランドは品質、性能が上がり、市場の拡大と大量生産が始まり、生産コストが下がり、価格も低下し、消費者の間に広く普及、一般化し、最近いわれているようにコモディティ化が始まるのである。たとえば、デジタル・テレビで進行しているように、かつて「ソニーのブラビア」「パナソニックのビエラ」という日本が誇っていたテレビのグローバル・ブランドがその地位を韓国の「サムスン」「LG」に取って代わられたのである。それはつい数年前には1インチ1万円といわれていたが、最近では10インチ1万円台のものがみられるように価格競争が激化し、ブランド・スイッチが起こり、消費者の購買行動がブランド志向から価格志向へと大きく変わり始めた結果でもある。換言すれば、グローバルにみて消費者がメカニズム・ブランドに対する態度を大きく変え、新しい技術や情報の付加がなく、相変わらず同じような情報を発信し続けた企業ブランドの「ソニー」「パナソニック」からほぼ同レベルの機能とより安い価格訴求の「サムスン」「LG」にブランド・スイッチをしたことに他ならない。

「ウォークマン」のように、新たに創造したメカニズムと音楽を持ち歩くという画期的なライフスタイルの情報を世界中に発信し、パイオニア・ブランドとして、消費者の評価と支持を得、圧倒的なブランド力を持ち、辞書にも載るようになったグローバル・ブランドが、その後、「iPad」の追撃にあい、いまではかつてのブランド力を発揮できずにいる。世界中の多くの消

費者がブランド・スイッチをしたのである。

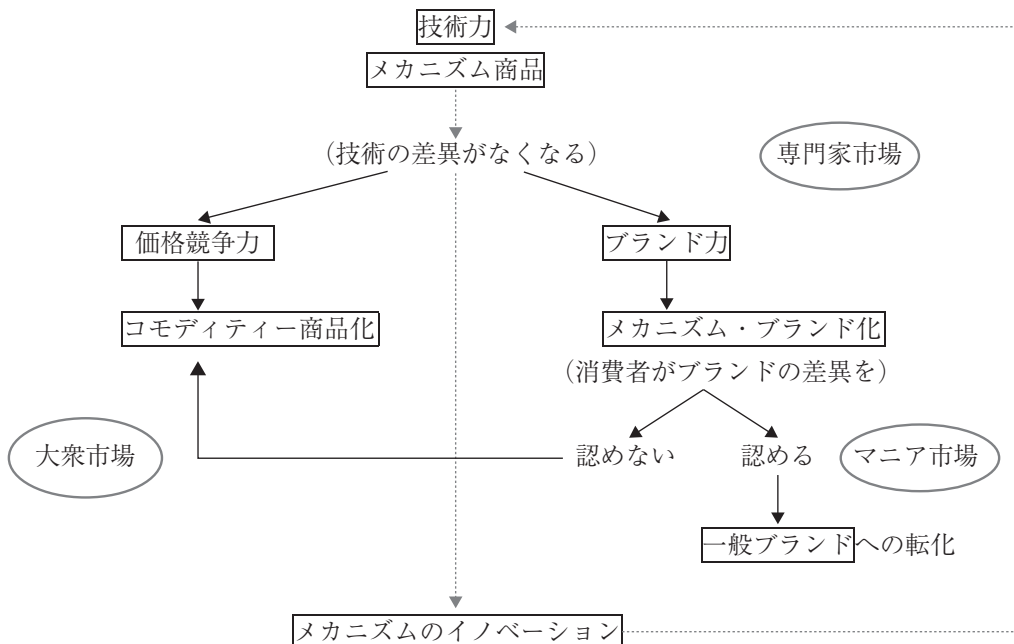
したがって、有形商品のブランドはひとつのカテゴリーではなく、一般ブランドとメカニズム・ブランドとの二つのサブ・カテゴリー（ここでは無形商品のサービス・ブランドについての説明は省略する）に大きく分けられると新たに認識し直すべきものである。

メカニズム・ブランドはその機能・性能が数値で表されることができるよう、消費者がいともたやすくブランド間の優劣を判断することができる。その結果、アメリカ市場では、機能・性能の差によって「RCA」から「ソニー」へ、その後、生産技術の進歩、IT化の進展により、テレビのブランド間には機能・性能にほぼ差異がみられなくなると価格の差によって、「ソニー」から「サムスン」「LG」へとブランド・スイッチが起きたのである。次第に、「サムスン」「LG」は価格競争力だけではなく、機能・性能についてもその他のブランドを凌駕し始めている^(注2)。メカニズム・ブランドの興亡

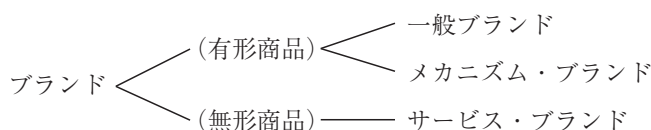
はテレビだけではなく、多くのメカニズム製品の分野にみられている。たとえば、かつてグローバル・トップ・ブランドといわれたカメラの「コダック」「ポラロイド」、携帯電話機の「ノキア」などがその一例である。

ところが、メカニズムが社会技術的にある程度まで限界に達した製品分野では、メカニズムではなく、付加する情報の価値を消費者に訴求することでメカニズム・ブランドから一般ブランドへ転化する大変興味深い事例が見受けられる。たとえば、自動車の「フェラーリ」、カメラの「ライカ」、時計の「ローレックス」、オートバイの「ハーレイ・ダビットソン」のようにメカニズム・ブランドから独自の市場を形成し、一般ブランド化するものが現われてきている。これらのブランドは、消費者がメカニズム以外の何かを認知、評価、支持することによって、メカニズムを重視するメカニズム・ブランドから一般ブランドに転化したのである。メカニズム・ブランドの変遷については、図表

図表 1 メカニズム・ブランドの変遷



図表2 ブランド分類



1、参照。

メカニズム・ブランドという概念を新たに導入した結果、いくつかの新しい理解が生まれた。また、メカニズム・ブランド概念はブランド・マーケティング研究にも新たな視点を提供するものでもある。このメカニズム・ブランドは時として急激なイノベーションが起こるためか、個々の商品ブランドがブランド力を維持する期間が次第に短縮されるようになり、その結果、商品ブランドとしてではなく、企業ブランドとして消費者に認識されるようになってきている。同時に、ブランド企業は過去のメカニズム・ブランドのイメージを次のメカニズム・ブランドに投射し、合わせて企業全体をアピールするようになる。

したがって、メカニズム・ブランドは同じブランドといっても一般ブランドとは大きく異なっているのである。このように、「メカニズム・ブランド」という用語で表現される新しい概念、すなわちブランドのサブ・カテゴリーを導入することにより、ブランド・マーケティングのよりよい説明ができるようになったのである。そこで、ブランドは図表2のように分類されることとなる。

(3) テクノロジー・ブランド

2、3年前のある日、専修大学名誉教授 桜井通晴から「メカニズム・ブランド」というネーミングについて、メカニズムという用語は最適ではないのではないかというアドバイスがあった。彼によれば、メカニズムには、たとえば、

組織のメカニズムなど機械的なものではないものにも使われるため、「メカニズム・ブランド」という用語は最適なものではない、というものであった。指摘を受けてみれば確かにそうかもしれないと考え、さらに、新薬や化学製品などのブランドのように、必ずしも一般ブランドとはいいがたく、しかもメカニズムを持っていないのでメカニズム・ブランドともいいがたいブランドがあることも明らかになってきた。

そこで、メカニズム・ブランドに代わるブランド概念を何と表現すればいいのかと幾人かの研究者に問い合わせたが、それは自分で考えるべきものだといわれた。かなりな努力をしてよりよい用語を探してみたが、残念なことに最適な代替表現は思い浮かばなかった。そのため、それ以降も相変わらずメカニズム・ブランドという用語をやむなく使い続けた。

早いもので「メカニズム・ブランド」という用語を使い始めてから5年もの年月が経ち、講義、論文、書物などの中で使い続けてきたため、もはや慣れ親しんできて何の疑問や違和感を覚えなくなってきた。ところが、先日、何の予兆もなくある言葉が突然ふっと思い浮かんだ。それが「テクノロジー・ブランド」である。

まず、「テクノロジー・ブランド」とは何を意味することになるのか。そして、それはメカニズム・ブランドと比較して、果たしてブランドの理解がより明確になり、ブランド・マーケティング研究により大なる貢献をもたらすものといえるであろうか。

辞書によれば、「テクノロジー」(technology)とは、「科学技術。また、科学技術を応用する

体系。」^(注3)とある。したがって、「テクノロジー・ブランド」とは科学技術の進歩、発展を背景に創造、展開、管理されるブランドと定義することができる。

また、テクノロジー・ブランドは主として19世紀以降に生まれたが、その商品特性により、当初から職人生産ではなく、機械による大量生産のもとにあった。

これまで試みた事例研究の中の「シンガー」「マコーミック」などのメカニズム・ブランドは19世紀に生まれた発明、発見を背景として創造されたものであり、まさしくテクノロジー・ブランドとすることができる。すなわち、テクノロジー・ブランドはメカニズム・ブランドを包括するものである。それだけではなく、これまでメカニズム・ブランドとは必ずしもいえず、曖昧なままにあったブランドもテクノロジー・ブランドの中で説明ができることになる。

その中のひとつが薬のブランドである。これまで曖昧にしてきたが、薬、とりわけ新薬は科学技術の進歩、発展により生まれたものであり、たとえば、今では一般ブランドへと転化しているビタミン剤の「アリナミン」や癌の特効薬の「ニボルマブ」やC型肝炎の画期的な治療薬「ソバルディ」などがあげられる。テクノロジー・ブランドの薬は科学、技術の進歩を背景に生まれ、その効能は科学的に証明されており、それはまた医師の処方箋が必要な医療用医薬品であり、医師、薬剤師という高度な専門知識と判断力を持つプロフェッショナル、すなわち専門家が判断し、ブランド選択をするものである。

一方、当初のテクノロジー・ブランドから一般ブランドへと転化した「アリナミン」のような薬もあり、次第に消費者が自由に選択できる大衆薬となったのである。しかしながら、同じ薬でも長い歴史を持つ伝統的な漢方薬は効能が科学技術に基づくものではないので一般ブラン

ドである。

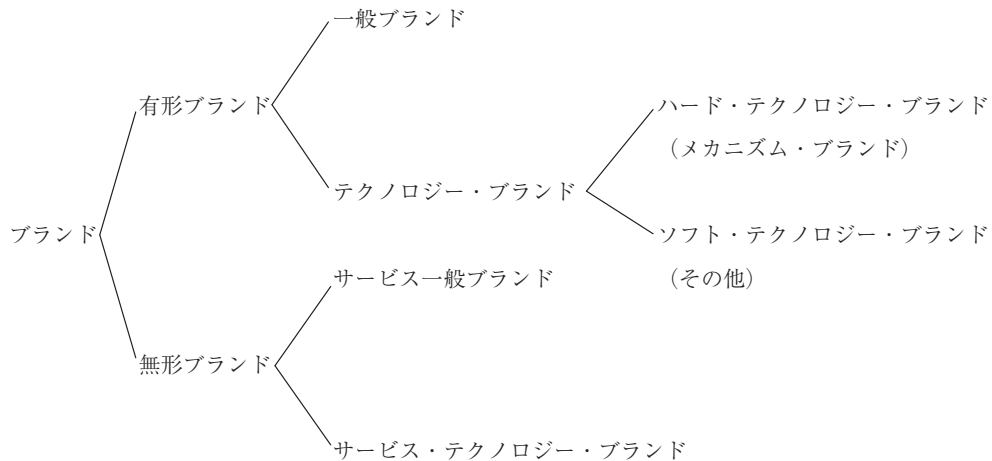
また、化学調味料の「味の素」は今では一般ブランドとなっているが、当初は科学技術の成果であるうまみの素であるグルタミン酸ナトリウムを抽出し、その製造特許を取得して創造したテクノロジー・ブランドであったとみなすことができる。

したがって、テクノロジー・ブランドにはハードとソフトがあり、ハード・テクノロジー・ブランド、たとえば、自動車の「レクサス」、スマートフォンの「iPhone」、カメラの「キヤノン」などのブランドはモノの部分にメカニズムが組み込まれているのでメカニズム・ブランドとなり、ソフト・テクノロジー・ブランド、たとえば、新薬の「ニボルマブ」「ソバルディ」やシャンプー、リンスの「TSUBAKI」「パンテーン」をはじめとする化学製品などのブランドにはメカニズムがないので、その他と区分されることとなる。

テクノロジー・ブランドのパイオニアは先進的な科学技術の国、たとえば、アメリカ、イギリス、EU、日本が原産国、ブランド先進国となるのである。その反面、科学技術の発展途上国ではパイオニア・テクノロジー・ブランドではなく、「サムスン」「ハイアール」のような模倣、追随テクノロジー・ブランドが精々である。いうまでもなくテクノロジー・ブランドの創造には、ブランド以前の問題、すなわち科学技術、発明、発見が最重要となるのである。

ここで導入した「テクノロジー・ブランド」概念は、実は、前述した有形商品のブランドだけではなく、無形商品のブランド、すなわちサービス・ブランドにも拡大することが可能である。これまではサービス・ブランドはひとつの範疇で論じられていたが、たとえば、外食の「マクドナルド」「ロッテリア」やホテルの「アパ」「東横イン」とクレジットカードの「VISA」

図表3 新たなブランド分類



「JCB」やスマホゲームの「ポケモンGO」とが同じカテゴリーのブランドとは必ずしもいえない。

テクノロジー・ブランド概念を採用すれば、有形ブランドが一般ブランドとテクノロジー・ブランドとに区別されたように無形ブランドもサービス一般ブランドとサービス・テクノロジー・ブランドとに区別することができる。

サービス一般ブランドとはテクノロジー、すなわち科学技術の進歩、発展、ないしは発明、発見に原則的には無関係なサービス商品である。たとえば、外食の「マクドナルド」「ロッテリア」、ホテルの「アパ」「東横イン」などがあげられるが、いずれも現在ではテクノロジーを業務の中で使っているが、基本的にはサービスそのものにはテクノロジーは関係がない。その一方、クレジットカードの「VISA」「JCB」などはテクノロジーの発展による金融情報のネットワークを前提として創造されたものであり、同様にスマホゲームの「ポケモンGO」も携帯電話のサービス・ネットワークの発展、GPSによる位置情報の即時性といったテクノロジーの進歩、発展を背景に生まれた、まさにサービス・テクノロジー・ブランドといえるのである。

このように、テクノロジー・ブランドという用語が意味する新たな概念をブランド・マーケティング研究に導入することにより、有形ブランドだけではなく、無形ブランドについても新たなブランド理解が可能となる。

したがって、今後、「テクノロジー・ブランド」という用語とその概念を採用し、使用することとする。その結果、新たなブランド理解とブランド・マーケティングの展開の可能性が広がることと思われる。なお、これまで使っていた「メカニズム・ブランド」はテクノロジー・ブランドの下位のカテゴリーとして今後もモノの部分にメカニズムが組み込まれているブランド、すなわちハードのテクノロジー・ブランドとして使うこととする。ここに新たなブランド分類が導かれる。図表3、参照。

(4) 一般ブランドとテクノロジー・ブランド

これまで一般ブランドとテクノロジー・ブランドは両者とも同じブランドとして十羽一絡げで考えられてきたが、前述したように実はまったく別個の存在である。

そこで、一般ブランドとテクノロジー・ブランドとの比較、検討を試みることにする。

まず、テクノロジー・ブランドが科学技術の進歩、発展に伴う発明、発見がその源であるのに対し、一般ブランドの多くはそれまでの自家生産から商品生産へと脱皮し、その後にブランドとなったものである。したがって、一般ブランドは、そのひとつである醸造ブランドのようにその源が中世末期にさかのぼり、その一方、主として 19 世紀以降に大量生産のもとに生まれたテクノロジー・ブランドとは、ブランドの創造・発展の歴史および生産方法が大きく異なっている。

次に、「コカ・コーラ」「キッキーマン」など高いロイヤリティを持つ強力な一般ブランドは競争に対して常に優位性を持ち、市場での生命が永続している。それらの一般ブランドと比べてみれば、テクノロジー・ブランドは独特な存在である。というのは、ソニーの「ウォークマン」のように、たとえグローバル・トップ・ブランドになったとしても競争に対する優位性や市場での生命が永続しない、すなわちブランド・スイッチが起こるのである。

また、すでに論じたように、「コカ・コーラ」と「ペプシ・コーラ」を目隠しして、どちらがおいしいかと問われれば、ある消費者は「コカ・コーラ」にブランド・ロイヤリティを持っていながら、「ペプシ・コーラ」と答えるかもしれない。また、その逆もあるのである。このようにおいしいかどうかというのは消費者個人の味覚によって判断するものであるが、ブランド間の差異が微妙であるため、消費者には実質的には同じものとなり、その結果、付加された情報によって判断することになる。すなわち、一般ブランドの消費者は感情的、感覚的、情緒的な存在となる。

一方、「プリウス」や「iPhone」のようなテクノロジー・ブランドは、機能、性能が数値で表示され、消費者が判断しやすい。しかしながら、テクノロジー・ブランドには薬の新薬「ソバルディ」のように高度の専門知識があるプロフェッショナルでないとその効能の判断ができないものもある。このようにテクノロジー・ブランドは機能、性能、効能を基準としてブランド選択をするのであり、消費者は一般ブランドの場合とは異なり、経済学でいうホモエコノミスに近い行動をする存在となる。

さらに、ブランドの発展プロセスが両者では大きく異なる^(注4)。一般ブランドがローカル・ブランド→ナショナル・ブランド→リージョナル・ブランド→グローバル・ブランドと発展するには各段階に多くの壁、ハードルがあり、発展には多くの時間、費用、努力を要するが、その一方、テクノロジー・ブランドはそれらの壁が比較的低く、その結果、迅速にグローバル・ブランドへと発展することが可能である。

したがって、一般ブランドとテクノロジー・ブランド両者のマーケティング戦略、すなわちブランド・マーケティングの展開方法と手段は大きく異なってくる。もちろん、多くの事例から、成功した一般ブランドのブランド・マーケティング戦略とテクノロジー・ブランドのそれとの援用が相互に行われているのは紛れもない事実であるが、通常は、柳の下にはドジョウは一匹しかいないのである。それはブランドに対する消費者の態度、評価が個々のブランドごとに異なり、一般ブランドとテクノロジー・ブランドではさらに大きな差異があるからである。

その結果、一般ブランド、テクノロジー・ブランド両者は別のカテゴリーとして分析、研究されるべきものといえる。

(5) おわりに

これまで新たな情報付きの商品としてのブランドをモノ商品との対比で論じる場合は別として、何気なくブランドを十羽一絡げで分析してきたが、それではブランド理解やブランド・マーケティング研究の進展が望めない。そこで、まず、ブランドを一般ブランドと「その他の有形ブランド」とサービス・ブランドとに3分することとした。その際、「その他の有形ブランド」のネーミングに苦悩した末に、「メカニズム・ブランド」とした。

しかしながら、「メカニズム・ブランド」には曖昧な一面があり、その代わりにテクノロジー・ブランドという用語、概念を導入することとした。このテクノロジー・ブランドのブランド・マーケティングは、当然、一般ブランドのそれとは異なるものであり、そのため、ブランドの説明力やブランド・マーケティングの理解が明確になるとともにブランド・マーケティング研究により大なる貢献をもたらすことと思われる。

したがって、以後、メカニズム・ブランドに代わりテクノロジー・ブランドという用語を採用することとする。なお、テクノロジー・ブランドの下位概念として「ハード・テクノロジー・ブランド」と「ソフト・テクノロジー・ブランド」という二つのカテゴリーを導入し、モノの部分にメカニズムが組み込まれているハード・テクノロジー・ブランドに対しては今後もメカニズム・ブランドという用語を使用することとする。そうすると、ソフト・テクノロジー・ブランドはその他ということになるのである。

さらに、テクノロジー・ブランド概念の導入により、無形ブランドであるサービス・ブランドがサービス一般ブランドとサービス・テク

ロジー・ブランドに区分けされることとなり、サービス・ブランドがより明確に理解できるようになった。

いずれにせよ、本稿で新たに提示した「テクノロジー・ブランド」という概念は、今後、さらなる検討を加える必要があると思われる^(注5)。

注1、梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅲ』pp.148-165、創成社、2013年；梶原勝美『ブランド発展史』pp.12-13、専修大学出版局、2016年；梶原勝美『ブランド流通革命』pp.20-26、森山書店、2016年；梶原勝美「メカニズム・ブランドの『ブランド力』についての一考察」専修マネジメント・ジャーナルVol.3 No.1、2013年；梶原勝美「メカニズム・ブランドとしてのカメラ・ブランド」専修大学マネジメント・ジャーナルVol.4 No.1、2014年；梶原勝美「ケーススタディ：カメラのメカニズム・ブランド『キャノン』」専修商学論集第102号、2016年。

注2、2016年には長年トップであった韓国ブランドを「海信」「TCL」「創維」「海尔（ハイアール）」「长虹」などの中国ブランドが抜き、テレビ出荷台数で世界1位となる見通しである一日本経済新聞電子版、2016年12月6日。

注3、デジタル大辞泉

注4、梶原勝美「ブランドの発展とブランド・マーケティング」専修大学商学論集第104号、2017年1月。

注5、そのひとつとして、今後、GBI（Global Brand Image）研究に「テクノロジー・ブランド」概念の導入を期待する。たとえば、古川裕康は彼の著作『グローバル・ブランド・イメージ戦略』（白桃書房、2016）の中でGBIの意欲的な研究を試みているが、その分析対象は、一般ブランドの「コカ・コーラ」（集団訴求）「ボルヴィック」（社会貢献訴求）、サービス一般ブランドの「The Ritz-Carlton」（感情訴求）「Costco」（機能的訴求）などをあげているが、その中心は「ホンダ」「キャノン」「Rolex」などのテクノロジー・ブランドであり、しかも一般ブランド、テクノロジー・ブランド、サービス・ブランド

を同じレベルで扱っている。彼のGBI研究に、ブランドの明確化、すなわちテクノロジー・ブランド概念の導入を行なえば、さらなる成果が生まれるかもしれない。

『資本論』の論理

—「蓄蔵貨幣の形成」の「論理的構文論」による読解—

川崎 誠

「慮り浅けれど笑みをふくみて厳なる裁きをくだす、
大宮人のかんばせもて……」(クロップシュトック) ⁽¹⁾

—『資本論』の「論理を読む」ということ

(1) ヘーゲルによる弁証法の「叙述」

『資本論』の方法は「弁証法的方法」(p.27)であり ⁽²⁾、その弁証法をマルクスは次のように理解していた。

＜資＞ 弁証法は、現存するものの肯定的理解のうちに、同時にまた、その否定、その必然的没落の理解を含み、どの生成した形態をも運動の流れのなかで、したがってまたその経過的な側面からとらえ、なにものによっても威圧されることなく、その本質上批判的であり革命的である。(p.29)

そしてこの弁証法はヘーゲルによって叙された。だからマルクスはヘーゲルを高く評価する。

＜資＞ 私は、自分があの偉大な思想家の弟子であることを公然と認める。……(中略)……弁証法がヘーゲルの手のなかでこうむっている神秘化は、彼が弁証法の一般的な運動諸形態をはじめて包括的で意識的な仕方で叙述したということを、決してさまたげるものではない。(p.28)

謂う所の「弁証法の一般的な運動諸形態」の「包括的で意識的な仕方での叙述」とは、言うまでもなく『論理学』*Wissenschaft der Logik* ——本稿では以下『大論理学』と呼ぶ——である。ではヘーゲルは弁証法をどのように叙述したのか、具体的に見てみよう。『大論理学』に次の一節がある。

＜大＞ 定立された存在はまだ反省規定ではない、それは否定一般として規定態にすぎない。しかし定立する運動はいまや^{nun}外的反省との統一のうちにある；外的反省はこの統一において絶対的な前提する運動である、すなわち、反省の自己自身からつきはなす運動・あるいは反省そのものとしての規定態を定立する運動である。定立された存在はだからして定立された存在そのものとしては否定である；しかし〔外的反省によって〕前提された定立された存在としてはこの否定は自己へと反省した否定としてある。こうして定立された存在は反省規定である。(WdL II S.33)

冒頭の「定立された存在は反省規定ではない」が、わずか数個の文を経て「定立された存在は反省規定である」とされる。一見すれば矛盾と思われる叙述が許されるのは、著者であるヘーゲルの思考がそのように展開し、その思考過程がこの叙述で表現されているからである。つまり文を連ねることで思考が展開したのだから「連文的推論」だが、マルクスが評価した「包括的で意識的な仕方の叙述」とはこの連文的推論にはかならない。

なるほどここでの「連文的推論」に対しては、「要するに『いまや nun』とは、第一小節から第二小節へ移ったことをさす以上の意味をもっていない」のであって、「このような展開が論理的展開であるとは認めがたい」（寺沢恒信。以文社版『大論理学』2 p.298 訳者注63）、という批判もありうる。けれどもその当否は別にしても、かかる批判そのものは、ヘーゲルのものした連文が「論理的展開」の表現として不十分だという指摘であり、だから批判者が要求していることも、「定立された存在がどのようにして反省規定になった」のか、その推論過程を十全に伝える文の連なり以外ではない。叙述すなわち連文的推論において論理が展開されるということは動かないのであり、これは「論理学」が「思考の学 *die Wissenschaft des Denkens*」（*Enzyklopädie* § 19）とされるゆえんでもある⁽³⁾。

(2) 「さか立ち」

しかし同時に、マルクスはヘーゲルの弁証法に対して次のような批判も遺している。

＜資＞ ヘーゲルにとっては、彼が理念という名のもとに一つの自立的な主体に転化しさえした思考過程が、現実的なものの創造者であって、現実的なものはただその外的現象をなすにすぎない。私にあっては反対に、観念的なものは、人間の頭脳のなかで置き換えられ、翻訳された物質的なものにほかならない。／……（中略）……弁証法はヘーゲルにあってはさか立ちしている。神秘的な外皮のなかに合理的な核心を発見するためには、それをひっくり返さなければならない。（p.28）

「さか立ち」のいかなるものか、具体的に見てみよう。ソシュール『一般言語学講義』に次の言語事実が挙げられる。

＜講義＞ これ〔独語で *gast* の複数が *gasti* → *gesti* → *geste* (*Gäste*) と変遷したこと〕とほぼ似た事実が、アングロサクソン語でも生じた：最初は *fōt* 「足」、複数 **fōti*；*tōp* 「歯」、複数 **tōpi*；*gōs* 「ガチョウ」、複数 **gōsi*、etc. といった；ついで第一次の音韻変化、すなわちウムラウトのそれによって、**fōti* が **fēti* となり、第二次の変化、すなわち末尾音 *i* の脱落によって、**fēti* が *fēt* となった；そのとき以後 *fōt* の複数は *fēt*、*tōp* は *tēp*、*gōs* は *gēs* である（近英、*foot* : *feet*、*tooth* : *teeth*、*goose* : *geese*）。（p.118）

そして

＜講義＞ 言語というものは、われわれがややもすれば抱きたがる謬想とはうらはらに、表現

すべき概念を顧慮して創造され・配備された機構ではない。われわれはかえって、変化から生じた状態は、それが新たに取込んだ意義をしるすべく運命づけられたものではない、と見るのである。ある偶生的状態が与えられた： $f\ddot{o}t : f\ddot{e}t$ が、すると人はこれを、単数・複数の別を立てるために流用するのである； $f\ddot{o}t : f\ddot{e}t$ は $f\ddot{o}t : *f\ddot{o}ti$ に比べて別に出色のものとも思えない。おのおのの状態において、与えられた資料に魂が吹きこまれ、活が入れられるのだ。(p.120)

ここに叙されるのは概念「 $f\ddot{o}t$ の複数」が歴史的に如何に展開したかだが、それは「一つの自立的な主体」である「理念」(概念)がその運動において自ら展開する *sich entwickeln* といった、ヘーゲル的な展開ではない。そうではなくて、人間の現実的な言語活動における変遷である。そもそも「音韻変化」——「 $*f\ddot{o}ti$ が $*f\ddot{e}ti$ となり、 $*f\ddot{e}ti$ が $f\ddot{e}t$ となった」——や「流用」——「おのおの[偶生的]状態において、与えられた資料に魂が吹きこまれ、活が入れられる」——といった人間の営み(経験)がなければ、「 $f\ddot{o}t$ の複数」が「 $*f\ddot{o}ti \rightarrow *f\ddot{e}ti \rightarrow f\ddot{e}t$ 」と展開することもなかったからである。しかるにヘーゲルはこの人間的な営みをいわば括弧に入れてしまい、その翻訳にすぎない「観念的なもの」を運動主体に据えた、マルクスによる批判の眼目はここにある。この言語事実についてであれば変遷の「動因」が探られようが、それは「 $*f\ddot{o}ti$ が $*f\ddot{e}ti$ となる」という音韻変化——すなわち人間の発話における音韻の変化——にでなく、概念の「自己自身への自分の否定的活動性」といったものにでも求められよう。

では「さか立ち」が正され、「ひっくり返された」弁証法の叙述とはどのようなものであるか。これについてもマルクスは次の言葉を遺している。

＜資＞ もちろん、叙述の仕方は、形式としては、研究の仕方と区別されなければならない。研究は、素材を詳細にわがものとし、素材のさまざまな発展諸形態を分析し、それらの発展諸形態の内的紐帯をさぐり出さなければならない。この仕事を仕上げてのちに、はじめて、現実の運動をそれにふさわしく叙述することができる。これが成功して、素材の生命が観念的に反映されれば、まるで“先験的な”構成とかかわりあっているかのように、思われるかもしれない。(p.27)

無論マルクスは『資本論』の叙述を成功した叙述だと考えていたであろう。そこでは「素材」の「発展諸形態の内的紐帯がさぐり出され」、その上で「現実の運動がそれにふさわしく叙述されている」。まさに「まるで“先験的な a priori”構成とかかわりあっているかのよう」なのだが、謂う所の「“先験的な”構成」がヘーゲル弁証法のそれであることは言うまでもなかろう。成功した叙述においては「素材の生命が観念的に反映される」が、かく反映されたものこそ上に引いたヘーゲルの「観念的なもの」、すなわち「人間の頭脳のなかで置き換えられ、翻訳された物質的なもの」だからである。

そうであればその叙述において、マルクスの弁証法はヘーゲルのそれと同様の展開を示す。というのは、かくかくに運動するのは現実的なものだが、それに「ふさわしい叙述」と言えば、その現実的なものの「素材の生命を観念的に反映した」もののしかじかの展開以外ではないからである。マルクスによるヘーゲル批判はただ一点、「素材の生命の観念的な反映」が消し去られたことであ

る。「ひっくり返されなければならない」と聞いて、叙述においてもマルクスはヘーゲルと真逆だと考えるならば、大きな間違いを犯すことになる。

二 「蓄蔵貨幣の形成」読解

(1)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 1 パラグラフ 第1文

二つの相対立する商品変態の連続的循環または販売と購買との流動的転換は、貨幣の休むことのない通流に、または流通の“永久運動機関”としての貨幣の機能に、現われる。Der kontinuierliche Kreislauf der zwei entgegengesetzten Waarenmetamorphosen oder der flüssige Umschlag von Verkauf und Kauf erscheint im rastlosen Umlauf des Geldes oder seiner Funktion als perpetuum mobile der Cirkulation.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 1 パラグラフ 第1文

全体と諸部分との相関は直接的な相関である Das Verhältnis des Ganzen und der Teile ist das unmittelbare ;

『資本論』は第3章「貨幣または商品流通」で第1節「価値の尺度」・第2節「流通手段」を承けての第3節「貨幣」であり、節全体の短い序説の次に「a 蓄蔵貨幣の形成」が説かれる——「b 支払手段」「c 世界貨幣」と続いて第3章は終わる——。節全体への序説は次である。

＜資＞ 価値尺度として機能し、それゆえまた、みずからか代理物かによって、流通手段として機能する商品は貨幣である。それゆえ、金（または銀）は貨幣である。金が貨幣として機能するのは、一面では、それが、その金の（または銀の）肉体のままで、それゆえ貨幣商品として、現われなければならない場合、したがって、価値尺度におけるように単に観念的でもなければ、流通手段におけるように代理可能なものとしてでもなく現われなければならない場合であり、他面では、金の機能が金自身によって果たされるか代理物によって果たされるかにかかわりなく、その機能が、金を、唯一の価値姿態または交換価値の唯一の適当な定在として、単なる使用価値としての他のすべての商品にたいして固定する場合である。

他方『大論理学』「C 外のものと内のものとの相関」は本質論第二編「現象」第三章「本質的相関」の最終節であり、これに先行しては「A 全体と諸部分との相関」「B 力とその発現との相関」の二節が説かれていた。そこで1パラグラフでは、これまでの論理の進展が概括されて「外のものと内のものとの相関」への反省が説かれる。第1文が「全体と諸部分との相関は直接的な相関である」と説くのはこのためである。

さて『資本論』第1文だが、「二つの相対立する商品変態の連続的循環または販売と購買との流動的転換」というのだから、「二つの商品変態」のそれぞれは「連続的循環」を「全体」と見ての

「諸部分」であり、同じく「販売と購買」のそれぞれは「流動的転換」を「全体」と見ての「諸部分」である。この「諸部分」と「全体」とが「貨幣の休むことのない通流に、または流通の“永久運動機関”としての貨幣の機能に、現われる〔現象する〕」のだが、この「現象 *Erscheinung*」と「本質的相関」との連関については『大論理学』が次のように説いていた（「本質的相関」章冒頭）。

＜大＞ 現象の真理態は本質的相関である。本質的相関の内容は直接的な自立態をもっている、しかも実に存在的な直接態および反省した直接態・ないしは自己と同一的な反省をもっている。同時にその内容はこの自立態において相対的な内容であり、端的に自分の他者への反省として・ないしは自分の他者との関係という統一としてのみある。（WdL II S.164。傍点は引用者）

つまり「貨幣の休むことのない通流」または「流通の“永久運動機関”としての貨幣の機能」は「現象」だが、その真理態たる「本質的相関」の第一は「全体と諸部分との相関」であるから、「貨幣の休むことのない通流」[W-G-W] または「流通の“永久運動機関”としての貨幣の機能」の真理態もまずは「二つの相対立する商品変態の連続的循環または販売と購買との流動的転換」なのである。そして「循環」が「連続的」であり「転換」が「流動的」なのだから、ここでも「全体 [W-G-W] と諸部分 [W-G・G-W] との相関」は直接的だと謂うのである。

(2)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 1パラグラフ 第2文

変態系列が中断され、販売がそれに続く購買によって補われなくなるやいなや、貨幣は不動化される。あるいは、ボワギュベールの言うように、“可動物”から“不動物”に、鑄貨から貨幣に、転化される。Es wird immobilisiert, oder verwandelt sich, wie Boisguillebert sagt, aus meuble in immeuble, aus Münze in Geld, sobald die Metamorphosenreihe unterbrochen, der Verkauf nicht durch nachfolgenden Kauf ergänzt wird. [原書は一文]

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 1パラグラフ 第2文

反省した直接態と存在的な直接態とはそれだからこの相関においてはそれぞれが固有の自立態をもっている die reflektierte und die seiende Unmittelbarkeit haben daher in ihm jede eine eigene Selbständigkeit ;

まず『大論理学』だが、上に引いた「本質的相関」章の冒頭に「本質的相関の内容は直接的な自立態をもっている、しかも実に存在的な直接態および反省した直接態をもっている」とあった。ここ第2文ではその「反省した直接態と存在的な直接態」について、両者は「この（全体と諸部分との）相関においてはそれぞれが固有の自立態をもっている」と謂う。かく謂われるのは「全体と諸部分との相関は直接的な相関である」（第1文）が、かかる「直接的〔非媒介的〕な相関」においては「両側面のそれぞれの固有の自立態が相関の形式をなしているゆえんのものである die eigene

Selbständigkeit jeder der beiden Seiten ist dasjenige, was die Form des Verhältnisses ausmacht」(WdL II S.165)から・要するに「相関」とは「それぞれの固有の自立態」が存してこそその「相関」だからである。

次に『資本論』は『大論理学』との間に次の対応をもつ。

「反省した直接態」：「可動物」・「鑄貨」

「存在的な直接態」：「不動物」・「貨幣」

「固有の自立態」：「可動物」と「不動物」

先の叙述との連関を説けば、「連続的循環」(W-G-W)なる「全体」における「鑄貨」・「可動物」が、「変態系列が中断され、販売がそれに続く購買によって補われなくなる」と、「販売」(W-G)なる「諸部分」における「貨幣」・「不動物」に転化して「固有の自立態」になるのである。そして「不動物」が「固有の自立態」であれば、これとの対立において「可動物」も同じく「固有の自立態」である。

(3)

<資> 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 2パラグラフ 第1文

商品流通そのものの最初の発展とともに、第一の変態の産物である、商品の転化された姿態または商品の金^{さなぎ}蛹を固持する必要と情熱とが発展する。Mit der ersten Entwicklung der Waarencirkulation selbst entwickelt sich die Nothwendigkeit und die Leidenschaft, das Produkt der ersten Metamorphose, die verwandelte Gestalt der Waare oder ihre Goldpuppe festzuhalten.

<大> C 外のものと内のものとの相関 1パラグラフ 第3文

だがそれらは本質的な相関のうちにあるので、それらの自立態はそれらの否定的統一にすぎない。aber indem sie im wesentlichen Verhältnisse stehen, so ist ihre Selbständigkeit nur ihre negative Einheit.

『大論理学』での「それら」は「反省した直接態と存在的な直接態」それぞれの「自立態」であり、説かれるところの詳細は次である (A「全体と諸部分との相関」)。

<大> だがそれぞれの側面[全体と諸部分]が[・]それ[・]だけ[・]でも持っているそれらの自立態はむしろそれら自身の否定である。それだからおのおのの側面はそれらの自立態をそれら自身のもとではなくて他の側面のもとにもっている；[それぞれの側面の]存立をなしているこの他の側面はそれぞれの側面の前提された直接的なものであり、この直接的なものが最初のもの・かつその側面の端初であるといわれている；だがしかしそれぞれの側面のこの[いわゆる]最初のは、それ自身が最初のものではなくて他者のもとに自分の端初をもっているものにすぎないのである。

(WdL II S.170)

「両側面のそれぞれの固有の自立態」すなわち「それぞれの側面が[・]それ[・]だけ[・]で für sich もっているそれらの自立態」が「むしろそれら自身の否定」であり、それゆえ「反省した直接態と存在的な直

接態」とは「それらの自立態をそれら自身のもとにではなくて他の側面のもとにもっている」。そこで第3文は「それらの自立態はそれら〔自分と他者〕の否定的統一にすぎない」と謂う。

『資本論』である。「商品流通そのものの最初の発展」とは「変態系列が中断され、販売がそれに続く購買によって補われなくなる」ことに先立つところの「最初」の謂いだから、要するに商品変態 $W - G - W$ であり、「この側面がそれだけでもっているその自立態」は上に述べたように「可動物」たる「鑄貨」である。だがこの「側面はそれの自立態をそれ自身のもとにではなくて他の側面のもとにもっている」のだから、「可動物」（鑄貨）は「それの自立態」を「不動物」（第一の変態の産物）すなわち「金蛹」のもとにもっている。「二つの発展」——「商品流通そのものの最初の発展」と「金蛹を固持する必要と情熱の発展」——が「同時 mit」であるゆえんであり、これは「可動物」と「不動物」とは「本質的な相関のうちにあるので、それらの自立態はそれらの否定的統一にすぎない」ということである。

(4)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 2パラグラフ 第2文・第3文

②商品を買うためにではなく、商品形態を貨幣形態に置き換えるために、商品が売られる。

Waare wird verkauft, nicht um Waare zu kaufen, sondern um Waarenform durch Geldform zu ersetzen.

③この形態変換は、素材変換の単なる媒介から目的そのものになる。Aus bloßer Vermittlung des Stoffwechsels wird dieser Formwechsel zum Selbstzweck.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 1パラグラフ 第4文

さてこのことは力の発現においては定立されている Dies ist nun in der Äußerung der Kraft gesetzt ;

『大論理学』の「このこと」は「相関する両者の自立態はそれらの否定的統一である」ことである。そして先立って説かれていたように、「この〔自立態がその他者によって媒介され・定立されている、という〕規定において相関はもはや全体と諸部分との相関ではない」（WdL II S.170）のであって、そこで「このことが力の発現においては定立されている」と謂われる。これは換言して、「直接的な自立態と反省された自立態とは、先行する〔全体と諸部分との〕相関においては独立に〔それだけで〕存在する側面ないしは〔両〕極であったが、力においては揚棄された自立態ないしは契機として定立されている」（WdL II S.173。「力とその発現との相関」序説）ということである

『資本論』第2文である。「商品売る」ことが、「商品を買うために、商品売る」ことと「商品形態を貨幣形態に置き換えるために、商品売る」こととに区別される。前者において「商品売る」（変態 $W - G$ ）ことは、「全体」たる $W - G - W$ の「部分」として「独立に存在する側面ないしは〔両〕極 für sich bestehende Seiten oder Extreme」の一である。

他方後者において「商品売る」ことは、「揚棄された自立態ないしは契機として定立されている als aufgehobene Selbständigkeit oder als Momente gesetzt」。「商品売る」ことすなわち「商品形態を貨幣形態に置き換える」ことだからである。

第3文。「この形態変換」は「商品形態の貨幣形態への置き換え」だが、それが「素材変換の単なる媒介」であるとき、「商品の交換価値の自立的表示は、ここでは一時的契機でしかない」(p.218。第2節「流通手段」の最終パラグラフ)。というのは「この自立的表示はただちにふたたび別の商品によって置き換えられる」(同)からである。つまり両形態(W・G)の「無限進行 unendlicher Progreß」である。これに対して「目的」とは、「これらの形態のもとで無限進行のうちにある他者は、これらの形態にとってさしあたり外的なものとして定立されている概念である」(WdL II S.444。傍点は引用者)と説かれる、その他者であり、つまり「形態変換が、素材変換の単なる媒介から目的そのものになる」ことにおいて、「(両) 自立態がそれらの否定的統一にすぎない」ことが「定立されている」のである。

(5)

<資> 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 2パラグラフ 第4文・第5文

④商品の脱皮した姿態が、商品の絶対的に譲渡されうる姿態または単に一時的な貨幣形態として機能することをさまたげられる。Die entäußerte Gestalt der Waare wird verhindert als ihre absolut veräußerliche Gestalt oder nur verschwindende Geldform zu funktionieren. ⑤こうして、貨幣は蓄蔵貨幣に化石し、商品販売者は貨幣蓄蔵者になる。Das Geld versteinert damit zum Schatz, und der Warenverkäufer wird Schatzbildner.

<大> C 外のものと内のものとの相関 1パラグラフ 第5文

反省した統一はこの統一自身を外面態へと移し変える運動として本質的に他者に成る運動である die reflektierte Einheit ist wesentlich das Anderswerden als Übersetzen ihrer selbst in die Äußerlichkeit ;

「(両) 自立態がそれらの否定的統一である」ことが「力の発現においては定立されている」ので「(力とその発現との) 反省した統一」が謂われるが、それが「この統一自身を外面態へと移し変える運動」であることについては先行して次が説かれていた(「b力の誘発」1パラグラフ)。

<大> 力は制約されている、というのは、力の含んでいる直接的な現実存在の契機は定立されたものとしてのみあるが、——しかしながらこの契機は同時に直接的なものであり、力がそのなかで自己自身を否定している前提されたものであるからである。力にとって現存する外面態はそれだから力自身の前提する活動性そのものであって、この活動性はまずはじめには他の力として定立されている。(WdL II S.176)

「反省した統一がこの統一自身を外面態へと移し変える運動 das Übersetzen」であるのは、この「外面態」(移し変えられたもの Übergesetztes、したがって定立されたもの Gesetztes) が「力[反省した統一]」がそのなかで自己自身を否定している前提されたもの Vorausgesetztes であるからである」——「定立的反省は前提的反省である」(WdL II S.28) ——。そしてその「力にとって現存する外面態は力自身の前提

する活動性そのものであって、この活動性はまずはじめには他の力として定立されている」のだから——「定立的反省は……前提的反省として〔ありながら〕端的に定立的反省である」(ibid.)——、「力は本質的に他者に成る運動である」。

『資本論』第4文。いま「形態変換」 $W - G$ は「目的」・すなわち「反省した統一」である。そして「商品の脱皮した姿態」(G)は、先には次のように説かれたのだが——「商品の交換価値の自立的表示は、ここでは一時的契機でしかない。この自立的表示はただちにふたたび別の商品によって置き換えられる」(再掲)——、いまは「商品の絶対的に譲渡されうる姿態または単に一時的な貨幣形態として機能することをさまたげられる」。換言してGが $W - G - W$ なる「循環Kreislauf」(p.190)から外されるのだが、それは「反省した統一〔目的〕がこの統一自身を外面態へと移し変える運動」だからである。そして上述のように、この「外面態」(G)は「力〔目的〕がそのなかで自己自身を否定している前提されたものであり」、また「この〔力自身の前提する〕活動性はまずはじめには他の力として定立されている」のであるから、第5文「貨幣は蓄蔵貨幣に化石し、商品販売者は貨幣蓄蔵者になる」(本質的に他者に成る)——‘Schatz’は「埋蔵物」したがって「不動物」であり、「可動物」(循環するG)の「他者」である——。

(6)

<資> 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 3パラグラフ 第1文

商品流通のそもそもの始まりにおいては、使用価値の過剰分だけが貨幣に転化される。Grade in den Anfangen der Waarencirkulation verwandelt sich nur der Ueberschuß an Gebrauchswerthen in Geld.

<大> C 外のものと内のものとの相関 1パラグラフ 第6文

だが外面態はまた同じく反省した統一へと直接にとりもどされている aber diese ist ebenso unmittelbar in jene zurückgenommen ;

『大論理学』で「だが」とは、「反省した統一はこの統一自身を外面態へと移し変える運動だが」、の謂いである。第6文はその「移し変えられたもの」(外面態)が「また同じく反省した統一へと直接にとりもどされている」と謂う。「二つの力」の相関に関する次の叙述が参考になる(「b力の誘発」3パラグラフ第3文)。

<大> 「力自身の」前提する活動性はまた同じく自己内反省であるから、それはあの自分の否定を揚棄する運動であり、そしてこの否定を自己自身として・あるいは自分の外的なもの〔発現〕として定立する。(WdL II S.176)

「前提する活動性」の「(自分の) 否定」は「前提されたもの」であり、いまそれは「移し変えられたもの」(外面態)・「他者」である。つまり「前提する活動性」は「外面態」(他者)を「自己自身として定立する」のだから、「外面態は前提する活動性へと直接にとりもどされている」。そしてそ

の「前提する活動性」は「[統一] 自身を他者 [外面態] へと移し変える運動」として「反省した統一」であるから、「外面態は反省した統一へと直接にとりもどされている」のである。

以上の具体例を『資本論』が供する。まず「商品流通の始まるちょうどそのとき *Grade in den Anfängen der Waarencirkulation* (転化される)」ということは、「商品流通の始まりにおいて直接に (転化される)」のである。そして「使用価値の過剰分が貨幣に転化される」のだから、「転化」は「前提する活動性」であり、「前提されたもの」は「使用価値の過剰分」である。それはいま・すなわち「転化」において、「移し変えられたもの」(外面態)たる「貨幣」である。つまり「転化」(前提する活動性)は「貨幣」(外面態)を「自己自身として定立する」のだから、「外面態 (貨幣) は前提する活動性 (転化) へと直接にとりもどされている」。そして「転化 *Verwandlung*」すなわち「(自身を他者へと) 移し変える運動 *das Übersetzen*」であるから、「外面態は反省した統一へと直接にとりもどされている」。

(7)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 3 パラグラフ 第 2 文

こうして、金銀は、おのずから、あり余るものの、または富の、社会的表現となる。Gold und Silber werden so von selbst zu gesellschaftlichen Ausdrücken des Ueberflusses oder des Reichthums.

<大> C 外のものと内のものとの相関 1 パラグラフ 第 7 文

自立的な [二つの] 力の区別は揚棄される der Unterschied der selbständigen Kräfte hebt sich auf ;

「外面態 (他者) はまた同じく (力と他の力との) 反省した統一へと直接にとりもどされている」のである。

『資本論』で「金銀」は「貨幣」であり、「あり余るもの、または富」は「使用価値の過剰分」である。前者が後者の「社会的表現となる」のであるから、「自立的な両者の区別は揚棄される」。というのは「社会的表現」とは社会によって受け入れられている表現だからである——例えば「食べられる」は「社会的表現」であり、これに対していわば自立的に発せられる「食べれる」は「余分なもの *Überfluß*」である。後者はテレビでは自立性をもたず、テロップで「食べられる」に直される。しかし「食べれる」の使用が多数派になれば (文化庁「国語に関する世論調査」)、「余分なもの」も「社会的表現となる」——。

(8)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 3 パラグラフ 第 3 文

かたく閉ざされた欲求の範囲が自給自足のための伝統的な生産様式に照応している諸民族においては、蓄蔵貨幣形成のこの素朴な形態が永久化される。Diese naive Form der Schatzbildung verewigt sich bei Völkern, wo der traditionellen und auf Selbstbedarf gerichteten Produktionsweise ein fest abgeschlossener Kreis von Bedürfnissen entspricht.

<大> C 外のものと内のものとの相関 1 パラグラフ 第 8 文

力の発現は反省した統一の自己自身との媒介にすぎない。die Äußerung der Kraft ist nur eine Vermittlung der reflektierten Einheit mit sich selbst.

「力の発現」において「自立的な〔二つの〕力の〔形式上の〕区別は揚棄される」から、「力の発現は反省した統一〔力〕の自己自身との媒介にすぎない」。

『資本論』で「蓄蔵貨幣形成のこの素朴な形態」とは「商品流通のそもそもの始まり」の「形態」(形式)、すなわち「金銀が、あり余るものの、または富の、社会的表現〔発現〕である」というその「統一形態」である。そして「形態」が「自己を永久化する sich verewigen」のであるから、「形態」は「自己自身との媒介にすぎない」。つまり「商品流通のそもそもの始まり」の「形態」が永久化されるのだから、それは「かたく閉ざされた欲求の範囲が自給自足のための伝統的な生産様式に照応している諸民族において」のことである。

(9)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 3 パラグラフ 第 4 文～第 6 文

④アジア人、ことにインド人の場合がそうである。So bei den Asiaten, namentlich de Indern. ⑤商品価格は一国に存在する金銀の総量によって規定されると盲信するヴァンダリントは、なぜインドの商品はあんなに安いのか？ と自問して、⑥インド人は貨幣を埋蔵するからだと答えている。Vanderlint, der die Waarenpreise durch die Masse des in einem Land befindlichen Goldes und Silbers bestimmt wähnt, fragt sich, warum die indischen Waaren so wohlfeil? Antwort: Weil die Inder das Geld vergraben. [原書は二文]

<大> C 外のものと内のものとの相関 1 パラグラフ 第 9 文

空虚な透明な区別・映現が現存しているにすぎないが、この映現とは自立的な存立そのものであるところの媒介である。Es ist nur ein leerer durchsichtiger Unterschied, der Schein vorhanden, aber dieser Schein ist die Vermittlung, welche das selbständige Bestehen selbst ist.

「力の発現は反省した統一の自己自身との媒介にすぎない」のであった。すると「力」と「その発現」との「区別」は「空虚な透明な区別・映現〔仮象〕」であり、「反省した統一の自己自身との媒介」とは「自立的な存立そのもの」であるから、「この映現とは自立的な存立そのものであるところの媒介である」。

『資本論』である。「盲信する wännen」すなわち「誤って思い込む」である。ではヴァンダリントはなぜ、「商品価格は一国に存在する金銀の総量によって規定されると盲信する」のか。彼は「一国に存在する金銀の総量」と「埋蔵された貨幣」とを「区別」する——‘befindlich’は「(或る場所・状態に) ある」だが、‘vergraben’は「埋めて隠す」であるから隠されてそこにはない——。しかし実はかかる区別は——「隠されてそこにはない」とは「(その場所で・隠された状態に) ある」ことだから——「空虚な透明な区別・映現〔仮象〕」である。つまり「この映現は自立的な存立そのもの〔一国に存在する金銀の

総量]であるところの「存在する金銀の総量と埋蔵された貨幣の」媒介である」のだが、ヴァンダリントはこのことを理解しない——言語事実によって補足しておこう。上に示したように、「食べれる」(ら抜き)の使用者はすでに「食べられる」のそれを凌駕している。その限り「食べられる」: 正用、「食べれる」: 誤用という区別はいまや「空虚な透明な区別・映現」である。実際「食べれる」と聞いてこれを理解できない日本語話者はいない。つまり「この映現は自立的な存立そのもの〔「食べる」の可能表現〕であるところの〔「食べられる」と「食べれる」の〕媒介である」。非文法的との理由で「食べれる」を無視するなら、ら抜きに対する好悪の情は別にして、ヴァンダリントと同じ弊に陥る——。

(10)

＜資＞ 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 3 パラグラフ 第 7 文～第 8 文

⑦彼の指摘によれば、一六〇二年から一七三四年までのあいだに、インド人は、もともとアメリカからヨーロッパにきた一億五〇〇〇万ポンド・スターリングの銀を埋蔵した。Von 1602 – 1734, bemerkt er, vergruben sie 150 Millionen Pfd. St. Silber, die ursprünglich von Amerika nach Europa kamen. ⑧一八五六年から一八六六年までに、つまり一〇年間に、イギリスは、それ以前にオーストラリアの金と交換して得られた一億二〇〇〇万ポンド・スターリングの銀をインドと中国に輸出した(中国に輸出された銀は大部分ふたたびインドに流入した)。Von 1856 – 1866, also in 10 Jahren, exportierte England nach Indien und China (das nach China exportierte Metall fließt größtenteils wieder nach Indien) 120 Millionen Pfd. St. in Silber, welches vorher gegen australisches Gold eingewechselt wurde.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 1 パラグラフ 第 10 文

それら自身のもので自己を揚棄する対立した〔二つの〕規定があるだけでなく、またそれらの規定の運動が移行する運動であるだけでなく、一方ではそれから〔運動が〕はじまり・他在への移行がなされた直接態がそれ自身定立された直接態としてのみあるのであり、他方ではそのことによって〔二つの〕規定のそれぞれがそれらの直接態においてすでにそれぞれの他方の規定との統一であり、移行する運動はこのことによってまた同じく端的に自己を定立する自己への復帰なのである。Es sind nicht nur entgegengesetzte Bestimmungen, die sich an ihnen selbst aufheben, und ihre Bewegung [ist] nicht nur ein Übergehen, sondern teils ist die Unmittelbarkeit, von der aufgefangen und ins und ins Anderssein übergegangen wurde, selbst nur als gesetzte, teils ist dadurch jede der Bestimmungen in ihrer Unmittelbarkeit schon die Einheit mit ihrer anderen und das Übergehen dadurch schlechthin ebensosehr die sich setzende Rückkehr in sich.

言語事実を当てはめることで、『大論理学』の理解は容易になろう。

「それから〔運動が〕はじまり・他在への移行がなされた直接態」: 「食べれる」

「それ自身定立された直接態としてのみある」: 「食べれる」はいまや多数派である

「〔二つの〕規定のそれぞれ」: 「食べられる」と「食べれる」

「他方では…」: 「食べられる」(旧形)と「食べれる」(新形)とはいまや「共存している」

『資本論』では第7文が『大論理学』の「一方では…」に、第8文が「他方では…」に対応する。第7文「もともとアメリカからヨーロッパにきた一億五〇〇〇万ポンド・スターリングの銀」は「それ〔アメリカ〕からはじまり・他在への移行がなされた〔ヨーロッパにきた〕直接態」であり、その銀を「埋蔵した」のであるから「直接態はそれ自身定立された直接態としてのみある」——「貨幣が蓄蔵貨幣に化石する」ことにおいて「貨幣」は「他者として定立されている」のであった。(5) 参照——。

第8文。「〔イギリスが〕金と交換して得られた銀」と「〔インド人が〕埋蔵した銀」とは「〔二つの〕規定のそれぞれ」である。そして前者は「インドと中国に輸出され〔てインドに輸出された分は埋蔵され〕」、さらに「中国に輸出された銀は大部分ふたたびインドに流入して」インド人が埋蔵したのだから、「〔二つの〕規定のそれぞれがそれらの直接態においてすでにそれぞれの他方の規定との統一である」。つまり「〔オーストラリアからの〕移行する運動はこのことによってまた同じく端的に自己を定立する自己〔埋蔵〕への復帰なのである」。

(11)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 4パラグラフ 第1文～第3文

①商品生産がいっそう発展するにつれて、どの商品生産者も、^{ネルヴス・レリウム}“万物の神経”である「社会的動産担保」を確保しなければならなくなる。Mit mehr entwickelter Waarenproduktion muß jeder Waarenproducent sich den nexus rerum, das “gesellschaftliche Faustpfand” sichern. ②彼の欲求は絶えず更新され、他人の商品を絶えず買うことを命じるが、他面では彼自身の商品の生産と販売は時間を要し、また偶然に左右される。Seine Bedürfnisse erneuern sich unaufhörlich und gebieten unaufhörlichen Kauf fremder Waare, während Produktion und Verkauf seiner eignen Waare Zeit kosten und von Zufällen abhängen. ③売ることなしに買うためには、彼は、あらかじめ、買うことなしに売っていなければならない。Um zu kaufen, ohne zu verkaufen, muß er vorher verkauft haben, ohne zu kaufen.

＜大＞ C外のものとの内のものとの相関 2パラグラフ 第1文

内[・]の[・]もの[・]は、存在[・]の形式としての外[・]のもの[・]に対して、反省[・]した直接態ないしは本質[・]の形式として規定されているが、しかし両者はただ一[・]つの同一性である。Das Innere ist als die Form der reflektierten Unmittelbarkeit oder des Wesens gegen das Äußere als die Form des Seins bestimmt, aber beide sind nur eine Identität.

『大論理学』は「C外のものとの内のものとの相関」1パラグラフで「全体と諸部分との相関」・「力とその発現との相関」と「外のものとの内のものとの相関」とを対比し、後者への展開を説いた。それを承けての2パラグラフなので、まずは「外のものとの内のものとの相関」を総括的に把握する。一方が「存在の形式としての外のもの」であるのだから、他方は「本質の形式としての内のもの」であり、後者が「反省した直接態」であるから前者は「反省していない直接態」・すなわち「直接的な直接態」である。つまり「内のもの」は「直接的でない直接態」である。しかし「存在の真理態は本質である」(WdL II S.13) のだから、「両者〔外のものとの内のもの〕はただ一つの同一性である」。

『資本論』邦訳書の注は次を説く：「初版をはじめ多くの版では“万物の連結”（^{ネクス・レルム}債務奴隷の意味もある）となっているが、『経済学批判』では「神経」であり、フランス語版でまた「神経」となり、その後の多くの版でもそうになっている。」本稿もまた‘nervus rerum’として読む。

さて「社会的動産担保」とは「貨幣」であり、それは「万物の神経」であるから「内のもの」である。そして『資本論』冒頭「商品は、なによりもまず、その諸属性によってなんらかの種類の人間的欲求を満たす一つの物、一つの外的対象、である」（p.59）と説かれたように、一方「欲求」は「商品の諸属性によって満たされる」ところの「反省した直接態ないしは本質の形式」であり、他方「外的対象」たる「商品」は「存在の形式としての外のもの」である——人が「他人の商品を絶えず買い」、また「彼自身の商品の生産と販売は時間を要し、また偶然に左右される」ゆえん——。「買うことなしに売る」とき「社会的動産担保」は彼のもとに存在し、しかしそれは「売ることなしに買うため」すなわち「欲求」を満たすためである。これは換言して「存在の真理態は本質である」ということだから、「両者〔外のものと内のもの〕はただ一つの同一性である」。

(12)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 4パラグラフ 第4文

こうしたやり方は、一般的な規模で行なわれるとすれば、自己矛盾におちいるように見える。

Diese Operation, auf allgemeiner Stufenleiter ausgeführt, scheint sich selbst zu widersprechen.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 2パラグラフ 第2文

——この同一性は第一に内容にみちた基礎としての両者のしっかりとした統一であり、または、そのもとでは両規定が無関心的な・外的な契機であるところの絶対的な事柄である。*Diese Identität ist erstens die gediegende Einheit beider als inhaltssvolle Grundlage oder die absolute Sache, an der die beiden Bestimmungen gleichgültige, äußerliche Momente sind.*

以文社版『大論理学』の訳者注（寺沢恒信）を参照しておこう。

「事柄」ということばは、すでに第一編第三章Cの「b 絶対的な無制約的なもの」において「事柄自体そのもの」という形で使われた。そこにつけた訳者注で述べたように、「絶対的な無制約的なもの」が「事柄自体そのもの」とよばれるのは、「全体」とか「総体性」とか言い表わすほかには表現しにくいものの実質を、その正体がまだ明らかにされないままで、何とか表現しようとするためにであった。事情はここでも同様である。内のものと外のものとの同一性が「絶対的な事柄」（*die absolute Sache*）とよばれており、そしてそれはこれら両者の「内容にみちた基礎」であるといわれているが、しかしそれだけでは「絶対的な事柄」とは何であるか、その実質はまだ明らかにされていない。しかしそれにもかかわらず、それはきわめて重みのあるもの・今後の展開において中核的な役割をはたすことが予想されるものである。このような、総体性であるがその実質がまだ明らかでないものを表現したい場合に、ヘーゲルは「事柄」（*das Sache*）ということばを使うのである。（2p.377 訳者注18）

さて「絶対的な事柄」を命題「SはPである」で表わそう。すると形式を異にする「両者」[S・P]が「SはPである」の「同一性」なのだから、「この同一性は内容にみちた基礎としての両者のしっかりとした統一である」。「または」、SはPでなく・PはSでないにもかかわらず・あるいはむしろそのゆえに「両者のしっかりとした統一である」のだから、「そのもとでは両規定が無関心的な・外的な契機である」。

『資本論』で「こうしたやり方」は「(売ることなしに買うために) 買うことなしに売る」、である。「買う」ことで「欲求」が満たされ、そのために「売る」のだから、「買うことなしに売る」ことは「自己矛盾におちいるように見える」。ここで「矛盾」と謂われるその論理は次である。「一般的な allgemein 規模」すなわち「普遍的なもの」であるから、それは「絶対的な事柄」である。つまり「両者のしっかりとした[混ざり物のない]統一」において当の「両規定[買う・売る]が無関心的な・外的な契機である」のだから——「買うことなしに売る」——、こうした「(ただ一つの) 同一性」(買うことなしに売る)は「自己矛盾におちいるように見える」。

(13)

<資> 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 4パラグラフ 第5文～第11文

⑤しかし、貴金属は、それらの産源地では、じかに他の諸商品と交換される。An ihren Produktionsquellen jedoch tauschen sich die edlen Metalle direkt mit andren Waaren aus. ⑥ここでは、販売(商品所有者の側での)が、購買(金銀の所有者の側での)なしに行なわれる。Es findet hier Verkauf (auf Seite der Waarenbesitzer) ohne Kauf (auf Seite der Gold- und Silberbesitzer) statt. ⑦そして、それ以後の、後続の購買をとまなわない販売は、単にすべての商品所有者のあいだへの貴金属の再配分を媒介するだけである。Und spätere Verkäufe ohne nachfolgende Käufe vermitteln bloß die weitere Vertheilung der edlen Metalle unter alle Waarenbesitzer. ⑧こうして、交易のすべての地点に、きわめて種々さまざまな規模での金銀の財宝が生まれる。So entstehen auf allen Punkten des Verkehrs Gold- und Silberschätze vom verschiedensten Umfang. ⑨商品を交換価値として、または交換価値を商品として固持する可能性とともに、貴金属が目覚める。Mit der Möglichkeit, die Waare als Tauschwerth oder den Tauschwerth als Waare festzuhalten, erwacht die Goldgier. ⑩商品流通の拡大とともに、貨幣——富の、いつでも出動できる、絶対的社会的な形態——の力が増大する。Mit der Ausdehnung der Waarencirkulation wächst die Macht des Geldes, der stets schlagfertigen, absolut gesellschaftlichen Form des Reichthums. ⑪「金はすばらしい物である! Gold ist ein wunderbares Ding! 金をもつ者は、自分の望むことはなんでもできる。Wer dasselbe besitzt, ist Herr von allem, was er wünscht. 金をもってすれば、魂を天国に送り込むこともできる。Durch Gold kann man sogar Seelen in das Paradies gelangen lassen.」(コロンブス『ジャマイカからの手紙』、一五〇三年 Columbus, im Brief aus Jamaica, 1503.)

<大> C 外のものとの内のものとの相関 2パラグラフ 第3文

その限りこの同一性は内容であり、また内のものであるところの総体性である、そしてこの内のもものはまた同じく外的になるが、しかしこの外のものにおいて成ったもの・ないしは移行した

もの「[になってしまうの]」ではなくて、自己自身に等しい。Insofern ist sie Inhalt und die Totalität, welche das Innere ist, das ebensosehr äußerlich wird, aber darin nicht ein Gewordenes oder Übergegangenes, sondern sich selbst gleich ist.

『大論理学』前文では「同一性」の二面が「または oder」で結ばれ、それを承けてここでも「内
のものはまた同じく ebensosehr 外的になる」と説かれる。これは両者「内のもとの外のもの」が「直接的な肯定的同一性」(WdL II S.205)であることだから、「内のもとの外のものにおいて成ったもの・ないしは移行したもの「[になってしまうの]」ではなくて、自己自身に等しい。

『資本論』⑤「じかに direkt」とあるのは「内のもとの外のもの」が「直接的な肯定的同一性」であることに照応する。すなわち「貴金属」(内のもの)と「他の諸商品」(外のもの)とが「じかに交換される」のだから、両者の「同一性」である。

⑥の原注に「厳密な意味での購買は、金または銀を、すでに商品の転化された姿態として、または販売の産物として、想定する」とあるように、ここでは「購買(金銀の所有者の側での)」は「貨幣と商品との交換」すなわち「形態[形式]変換 Formwechsel」ではない。それゆえ「この[交換の]同一性は内容である」。

そして「この同一性は、また内のものであるところの総体性である」から、⑦「それ以後の、後続の購買をとみなない販売は、単にすべての商品所有者のあいだへの貴金属「内のもの」の再配分を媒介するだけである」と謂われる。

⑧「こうして、交易のすべての地点に、きわめて種々さまざまな規模での金銀の財宝が生まれる」が、これは「この内のもの「貴金属」がまた同じく外的になる」ことにほかならない——「交易」なる外の場。「商品交換は、共同体の終わるところで、諸共同体が他の諸共同体または他の諸共同体の諸成員と接触する点で、始まる」(p.150)——。

⑨「固持する festhalten」については『大論理学』に次の使用例がある。

<大> こうして形式を固定すること dies Festhalten der Form は一般に規定態の側面である。この側面にしたがって定立されているものは、全体の実在的な総体性ではなくて、ただ形式という規定態のうちにあるにすぎない総体性ないしは事柄そのものである；(WdL II S.181)

そしてここでも「交換価値を[Gならぬ]商品として固持する」のであるからそれは「形式を固定すること」であり、その「可能性とともに、貴金属が目覚める」と謂う。「可能性」は「たんに定立されたものにすぎないとして、あるいはまた同じく即自的であるべきではないと規定された、即自存在である」(WdL II S.204)から、「交換価値を商品として固持する可能性」においては貴金属(内のももの)もまた「即自的であるべきではないと規定された、即自存在」であり、だから「貴金属が目覚める」のである。そしてそれが即自存在であれば、「内のもものは、しかしこの外のものにおいて[すでに]成ったものではない」。

⑩「貨幣」(内のももの)は「富の、いつでも出動できる stets schlagfertig、絶対的社会的な形態」——‘schlagfertig’:「当意即妙の」——であるから、それは「外のもの「他の諸商品」において移行したもの」

ではない。

⑪「金は不思議な[すばらしい] wunderbar 物である！ 金をもつ者は、望むことすべての主人だ。金をもってすれば、魂を天国に送り込む[届ける] ことすらできる」。これは「内のもの」(金)が「外のもの[天国]において、自己自身に等しい[主人である]」からである。

(14)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 4パラグラフ 第12文～第15文

⑫貨幣を見ても、なにがそれに転化しているかはわからないが、あらゆるものが、商品であろうとなかろうと、貨幣に転化する。Da dem Geld nicht anzusehn, was in es verwandelt ist, verwandelt sich alles, Waare oder nicht, in Geld. ⑬すべてのものが売れるものとなり、買えるものとなる。Alles wird verkäuflich und kaufbar. ⑭流通は、あらゆるものがそこに飛び込み、貨幣結晶として出てくる大きな社会的蒸留器^{レトリクト}となる。Die Cirkulation wird die große gesellschaftliche Retorte, worin alles hineinfliegt, um als Geldkrystall wieder herauszukommen. ⑮この錬金術には聖者の骨さえ抵抗できないのであるから、もっとか弱い“人間の取り引きの外にある聖なる物”[フェニキアの乙女のこと]にいたっては、なおさらそうである。Dieser Alchymie widerstehn nicht einmal Heiligenknochen und noch viel weniger minder grobe res sacrosanctae, extra commercium hominum.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 2パラグラフ 第4文

外のものはこの規定にしたがえばたんに内容に関して内のものに等しいだけでなく、両者はただ一つの事柄なのである。Das Äußere ist nach dieser Bestimmung dem Inneren, dem Inhalte nach nicht nur gleich, sondern beide sind nur eine Sache.

『大論理学』で「この規定」とは「内のものは、外のものにおいて、自己自身に等しい」という規定である。つまり「直接的な肯定的同一性」から一步を進めて——「外のものはこの規定にしたがえばたんに内容に関して内のものに等しいだけでなく」——、「両者はただ一つの事柄なのである」。

『資本論』である。⑫「あらゆるもの[外のもの]が、貨幣[内のもの]に転化し」、⑬「すべてのものが売れるもの[内容]となり、買えるもの[内容]となる」のだから、「外のものはこの規定にしたがえば内容に関して内のものに等しい」。そして⑭「流通」すなわち「あらゆるものがそこに飛び込み、貨幣結晶として出てくる大きな社会的蒸留器」は「ただ一つの事柄」である。⑮「フェニキアの乙女」も例外ではありえない。

(15)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 4パラグラフ 第16文～第20文

⑯貨幣においては諸商品のあらゆる質的区別が消え去っているように、貨幣は貨幣でまた、徹底的な水平派として、あらゆる区別を消し去る。Wie im Geld aller qualitative Unterschied der Waaren ausgelöscht ist, löscht es seinerseits als radikaler Leveller alle Unterschiede aus. ⑰しかし、貨幣はそれ自身商品であり、だれの私有財産ともなりうる外的な物である。Das Geld ist aber selbst

Waare, ein äußerlich Ding, das Privateigenthum eines Jeden werden kann. ⑮こうして、社会的な力が私人の私的な力になる。Die gesellschaftliche Macht wird so zur Privatmacht der Privatperson. ⑯だから、古典古代の社会は、貨幣を、社会の経済的および道德的秩序の破壊者として非難するのである。Die antike Gesellschaft denuncirt es daher als die Scheidemünze ihrer ökonomischen und sittlichen Ordnung. ⑰すでにその幼年期にプルストの髪をつかんで地中から引きずり出した近代社会は、黄金の聖杯を、そのもっとも独自の生活原理の輝ける化身として歓迎する。Die moderne Gesellschaft, die schon in ihren Kinderjahren den Plutus an den Haaren aus den Eingeweiden der Erde herauszieht, begrüßt im Goldgral die glänzende Inkarnation ihres eigensten Lebensprinzips.

<大> C 外のものと内のものとの相関 2 パラグラフ 第 5 文

——しかし自己との単一な同一性としてのこの事柄はその形式規定からは差異されている、換言すれば形式規定は事柄にとって外的である Aber diese Sache als *einfache Identität* mit sich ist verschieden von *ihren Formbestimmungen*, oder diese sind ihr äußerlich ;

言語事実が『大論理学』の例をなす。「食べられる」と「食べれる」との「共存」において、「事柄」(言語交通)は「自己との単一な同一性」である——『資本論』を先取りして準えれば、「共存の言語交通においては諸形のあらゆる質的区別が消え去っている」——。けれども「この事柄はその形式規定からは差異されている」、「食べられる」と「食べれる」とはその「形式」を異にするからである。つまり「形式規定は事柄にとって外的である」。

『資本論』である。⑱「貨幣においては諸商品のあらゆる質的区別が消え去っているように、貨幣は貨幣でまた、徹底的な水平派として、あらゆる区別を消し去る」、ということは「貨幣があらゆる区別を消す *auslöscht*」ゆえに「あらゆる質的区別が消される *ausgelöscht*」のである。換言して——「区別を消す」ゆえ「区別が消される」のだから——「貨幣」(この事柄)は「自己との単一な同一性」である。

⑲「しかし、貨幣はそれ自身商品であり、だれの私有財産ともなりうる外的な物である」、つまり「貨幣」は「存在の形式としての外のもの」(商品)として把握され〔11〕参照〕、すると「この事柄〔貨幣〕はその形式規定からは差異されている」。

⑳「こうして、社会的な力が私人の私的な力になる」が、「力が力になる」のだから「[社会的・私的という]形式規定は事柄にとって外的である」。それゆえ次のようなことが生じる。すなわち、一方㉑「古典古代の社会が、貨幣を、社会の経済的および道德的秩序の破壊者として非難し」、他方㉒「すでにその幼年期にプルストの髪をつかんで地中から引きずり出した近代社会が、黄金の聖杯を、そのもっとも独自の生活原理の輝ける化身として歓迎する」——言語事実に即して言えば、一方日本人の約半数は「食べれる」を日本語の乱れとして非難し、他方残りの半数は新しい表現として歓迎している——。

(16)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 5 パラグラフ 第 1 文～第 5 文

①使用価値としての商品は一つの特異な欲求を満たし、素材的富の一つの特異な要素をなす。

Die Waare als Gebrauchswerth befriedigt ein besonderes Bedürfniß und bildet ein besonderes Element des stofflichen Reichthums. ②ところが、商品の価値は、素材的富のあらゆる要素に対してその商品がもつ引力の程度をはかる尺度となり、それゆえ、その商品の所有者がもつ社会的富の尺度となる。Aber der Werth der Waare mißt den Grad ihrer Attraktionskraft auf alle Elemente des stofflichen Reichthums, daher den gesellschaftlichen Reichthum ihres Besitzers. ③未開の単純な商品所有者にとっては、西ヨーロッパの農民にとってさえ、価値は価値形態とは不可分のものであり、それゆえ、金銀財宝の増加が価値の増加である。Dem barbarisch einfachen Waarenbesitzer, selbst einem westeuropäischen Bauer, ist der Werth unzertrennlich von der Werthform, Vermehrung des Gold- und Silberschatzes daher Werthvermehrung. ④確かに、貨幣の価値は——貨幣自身の価値変動の結果としてであれ、諸商品の価値変動の結果としてであれ——変動する。Allerdings wechselt der Werth des Geldes, sei es in Folge seines eignen Werthwechsels, sei es des Werthwechsels der Waaren. ⑤しかし、このことは、一面では、二〇〇オンスの金が一〇〇オンスの金よりも、三〇〇オンスの金が一〇〇オンスの金よりも、依然として大きな価値を含んでいるということをさまたげないし、他面では、この物の金属的自然形態が依然としてすべての商品の一般的等価形態であり、すべての人間的労働の直接的に社会的な化身であることをさまたげるものでもない。Dies verhindert aber einerseits nicht, daß 200 Unzen Gold nach wie vor mehr Werth enthalten als 100, 300 mehr als 200 u.s.w., noch andererseits daß die metallne Naturalform dieses Dings die allgemeine Aequivalentform aller Waaren bleibt, die unmittelbar gesellschaftliche Inkarnation aller menschlichen Arbeit.

<大> C 外のものとの内ものとの相関 2 パラグラフ 第 6 文

事柄はその限りでそれ自身が自分の外面態から差異されている内のものである。sie ist insofern selbst ein Inneres, das von ihrer Äußerlichkeit verschieden ist.

「[その] 形式規定が事柄にとって外的である」のだから、「事柄[内容]はその限りでそれ自身が自分の外面態[形式]から差異されている内のものである」。

そこで『資本論』も「差異」について説く。①「使用価値としての商品」すなわち「素材的富の一つの特殊な要素」に対してある gegenüber ところの②「商品の価値」は「事柄」であり、「素材的富のあらゆる要素に対してその商品がもつ引力の程度をはかる尺度となり、それゆえ、その商品の所有者がもつ社会的富の尺度[内のもの]となる」。そして③「価値[内のもの]は価値形態[外のもの]とは不可分である」から、④「確かに、貨幣の価値は変動する」にしても、⑤「この物[貨幣]の金属的自然形態[形式]が依然としてすべての商品の一般的等価形態[内のもの]であり、すべての人間的労働の直接的に社会的な化身であること」はさまたげられない。「事柄[価値]はそれ自身が自分の外面態から差異されている内のものである」ゆえんである。

(17)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 5 パラグラフ 第 6 文～第 10 文

⑥蓄蔵貨幣形成の衝動は、その本性上、限度を知らない。Der Trieb der Schatzbildung ist von

Natur maßlos. ⑦貨幣は、どの商品にも直接的に転化されうるものであるから、質的には、あるいはその形態からすれば、無制限なもの、すなわち素材の富の一般的代表者である。Qualitativ oder seiner Form nach ist das Geld schrankenlos, d.h. allgemeiner Repräsentant des stofflichen Reichthums, weil in jede Waare unmittelbar umsetzbar. ⑧しかし、同時に、どの現実の貨幣額も、量的に制限されたものであり、それゆえまたその効力を制限された購買手段であるにすぎない。Aber zugleich ist jede wirkliche Geldsumme quantitativ beschränkt, daher auch nur Kaufmittel von beschränkter Wirkung. ⑨貨幣の量的制限と質的無制限性とのあいだのこの矛盾は、貨幣蓄蔵者を、蓄積のシシュフォス労働に絶えず追い返す。Dieser Widerspruch zwischen der quantitativen Schranke und der qualitativen Schrankenlosigkeit des Geldes treibt den Schatzbildner stets zurück zur Sisyphusarbeit der Akkumulation. ⑩彼は、新しい国を征服するたびに新しい国境に出くわす世界征服者のようなものである。Es geht ihm wie dem Welteroberer, der mit jedem neuen Land nur eine neue Grenze erobert.

<大> C 外のものと内のものとの相関 2 パラグラフ 第 7 文

だがこの外面態は、二つの〔形式〕規定そのもの・すなわち内のものと外のものが事柄をつくりなしている、ということに存する。Diese Äußerlichkeit aber besteht darin, daß die beiden Bestimmungen selbst, nämlich das Innere und Äußere, sie ausmachen.

先には「事柄」について、「両規定〔内のものと外のもの〕が無関心的な・外的な契機である」ことが説かれた（2 パラグラフ第 2 文）。すなわち「二つの〔形式〕規定そのもの・すなわち内のものと外のものが事柄をつくりなしている」のだが、そのように「反省した統一はこの統一自身を外面態へと移し変える運動」（1 パラグラフ第 5 文）なのであった。よって「この外面態は、二つの〔形式〕規定そのもの・すなわち内のものと外のものが事柄をつくりなしている、ということに存する」と謂われる。

『資本論』⑥「蓄蔵貨幣形成の衝動は、その本性上、限度を知らないmaßlos」のであるから、「蓄蔵貨幣形成の衝動」は「没度量的なもの das Maßlose」である——なお「度量 maß」は「質的な量 die qualitative Quantität」（WdL I S.394）である——。すなわち「度量の無限性における度量・真理態における度量」（寺沢恒信）として、それは「真に存続しつづける独立した物質・事柄 die wahrhaft bestehenbleibende, selbständige Materie, Sache」（WdL I S.443）であり、「二つの〔形式〕規定そのもの・すなわち内のものと外のものが事柄をつくりなしている」と謂われるその「事柄」はこれである。そして「二つの〔形式〕規定そのもの」は『資本論』に即して⑦「形態〔形式〕に従って seiner Form nach 無制限的なもの」と⑧「〔形態に従って〕制限されたもの」であり、また「内のものと外のもの」は⑨「貨幣の量的制限と質的無制限性」である——ただし対応は「内のもの」:「質的無制限性」（素材の富の一般的代表者）、「外のもの」:「量的制限」（購買手段たる現実の貨幣額）である——。そこで『大論理学』に準えて『資本論』は次のように言い換えられる:「(私有財産の) 蓄積〔外面態〕は、貨幣の量的制限と質的無制限性とが蓄蔵貨幣形成の衝動〔事柄〕をつくりなしている、ということに存する」。そして「蓄蔵貨幣形成の衝動」（没度量的なもの）は「度量の無限性における度量」であるゆえ⑨「蓄積のシシュフォス労働」

働」と謂う。

(18)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 6 パラグラフ 第1文～第3文

①金を貨幣として、それゆえまた蓄蔵貨幣形成の要素として、とどめておくためには、金が流通すること、すなわち購買手段として消費手段のなかに消えてしまうことが、阻止されなければならない。Um das Gold als Geld festzuhalten und daher als Element der Schatzbildung, muß es verhindert werden zu cirkulieren oder als Kaufmittel sich in Genußmittel aufzulösen. ②だから、貨幣蓄蔵者は、金物神に、彼の肉体的欲望を犠牲としてささげる。Der Schatzbildner opfert daher dem Goldfetisch seine Fleischeslust. ③彼は禁欲の福音を厳粛に受け取る。Er macht Ernst mit dem Evangelium der Entsagung.

＜大＞ C 外のものと内のものとの相関 2 パラグラフ 第8文

だが事柄はそれ自身が両者の統一にほかならない。Aber die Sache ist selbst nichts anderes als die Einheit beider.

前文の「外面態」に対して、ここでは「事柄」である。それが「両者〔内のものと外のもの〕のしっかりとした統一である」ことは2パラグラフ第2文が説いていた。そこで「事柄はそれ自身が両者の統一にほかならない」。

『資本論』で「事柄」は「蓄蔵貨幣形成」であり、そのためには①「金が流通すること、すなわち購買手段として消費手段のなかに消えてしまうことが、阻止されなければならない」。②「だから、貨幣蓄蔵者は、金物神に、彼の肉体的欲望を犠牲としてささげる」が、これは「外のもの」である——‘Fleisch’：「霊 Seele に対する肉」——。③‘mit etw Ernst machen’は「或る事を本気で扱う」であるから、‘das Evangelium der Entsagung’は扱われる「事柄」・「蓄蔵貨幣形成」である。それを「本気で扱う」のは「内のもの」においてであるから、ここでも「貨幣蓄蔵者が禁欲の福音を厳粛に受け取る」ことにおいて、「事柄はそれ自身が両者の統一にほかならない」。

(19)

＜資＞ 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 6 パラグラフ 第4文～第6文

④他面、彼は、彼が商品として流通に投じたものだけを、貨幣としてそこから引きあげることができるだけである。Andrerseits kann er der Cirkulation nur in Geld entziehen, was er ihr in Waare gibt. ⑤彼は、たくさん生産すればするほど、それだけたくさん売ることができる。Je mehr er producirt, desto mehr kann er verkaufen. ⑥だから、勤勉、節約、および貪欲が彼の主徳をなし、たくさん売って少ししか買わないことが、彼の経済学の総括をなす。Arbeitsamkeit, Sparsamkeit und Geiz bilden daher seine Kardinaltugenden, viel verkaufen, wenig kaufen, die Summe seiner politischen Oekonomie.

<大> C 外のものと内のものとの相関 2 パラグラフ 第 9 文

こうして両側面は内容に関してふたたび同じものである。Somit sind beide Seiten dem Inhalte nach wieder dasselbe.

「〔形式規定は事柄にとって外的であるので〕事柄はそれ自身が自分の外面態〔外のもの〕から差異されている内のものである」(2 パラグラフ第 6 文) けれども、その「外面態は内のものと外のものが事柄を作りなしている、ということに存する」(同第 7 文) のであり、また「事柄〔内のもの〕はそれ自身が両者の統一にほかならない」(同第 8 文) のであった。ゆえに「両側面は〔それぞれの形式規定は異なっても〕内容に関してふたたび同じものである」。

『資本論』の要点は第 6 文にある。第 4 文・第 5 文は「蓄蔵貨幣形成」の「内容」を説く。そして⑥「主徳（基本道徳）」は「内のもの」であり「経済学 politische Oekonomie」は「外のもの」である——‘Tugend’: 「徳・価値高きもの」。また ‘politisch ← politique ← politicus ← πολιτικός’: 「公共の」——。そして「勤勉、節約、および貪欲」は「たくさん売って少ししか買わない」ことと同じ内容である・すなわち「両側面は内容に関してふたたび同じものである」。

(20)

<資> 第 3 章 第 3 節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 7 パラグラフ

①蓄蔵貨幣の直接的形態とならんで、その審美的形態、すなわち金銀製品の所有が行なわれる。Neben der unmittelbaren Form des Schatzes läuft seine ästhetische Form, der Besitz von Gold- und Silberwaaren. ②それは、ブルジョア社会の富とともに成長する。Er wächst mit dem Reichthum der bürgerlichen Gesellschaft. ③「“金持ちになろう。さもなければ、金持ちらしく見せよう”」(ディドロ)。“Soyons riches ou paraissions riches.” (Diderot.) ④こうして、一面では、金銀の絶えず拡大される市場が、金銀の貨幣諸機能からは独立に形成され、他面では、ことに社会的な暴風雨の時期に流出する貨幣の潜在的な供給源が形成される。Es bildet sich so theils ein stets ausgedehnter Markt für Gold und Silber, unabhängig von ihren Geldfunktionen, theils eine latente Zufuhrquelle des Geldes, die namentlich in gesellschaftlichen Sturmperioden fließt.

<大> C 外のものと内のものとの相関 2 パラグラフ 第 10 文

だがしかし事柄においては、両側面は相互に貫徹しあう同一性としてあり、内容にみちた基礎としてある。Aber in der Sache sind sie als sich durchdringende Identität, als inhaltvolle Grundlage.

「内容にみちた基礎」については、すでに「この〔内のものと外のものとの〕同一性は内容にみちた基礎としての両者のしっかりとした統一である」(2 パラグラフ第 2 文) とあった。そしていま「両側面は内容に関して同じものである」(前文) のだから、「〔両者の統一である〕事柄においては、両側面は相互に貫徹しあう同一性としてあり、内容にみちた基礎としてある」。

『資本論』①「蓄蔵貨幣の直接的形態とならんで、その審美的形態、すなわち金銀製品の所有が行なわれ」、前者は「内のもの」・後者は「外のもの」である。そして②「それ〔審美的形態〕はブル

ジョア社会の富とともに成長する」のだから、「両側面〔直接的形態・内のものと審美的形態・外のもの〕は相互に貫徹しあう同一性としてある——③「“[内のものによって] 金持ちになろう。さもなくば、[外のものによって] 金持ちらしく見せよう”」——。そして④「金銀の絶えず拡大される市場」（内のもの）と「貨幣の隠れた latent 供給源」（外のもの）という両面が「形成される」のだから、「両側面は内容にみちた基礎としてある」—— ‘latent’ は ‘nicht unmittelbar sichtbar oder zu erfassen’ であり、それが「外のもの」であるとき、「内のもの」は上述のように「直接的形態 die unmittelbare Form」である——。

(21)

<資> 第3章 第3節貨幣 a 蓄蔵貨幣の形成 8パラグラフ

①蓄蔵貨幣の形成は、金属流通の経済では、さまざまな機能を果たす。Die Schatzbildung erfüllt verschiedene Funktionen in der Oekonomie der metallischen Cirkulation. ②その第一の機能は、金銀鑄貨の通流諸条件から生じる。Die nächste Funktion entspringt aus den Umlaufsbedingungen der Geld- oder Silbermünze. ③すでに見たように、商品流通の規模、価格、および速度が絶えず変動するのにつれて、貨幣の通流総量は、休むことなく干満を繰り返す。Man hat gesehen, wie mit den beständigen Schwankungen der Waarencirkulation in Umfang, Preisen und Geschwindigkeit die Umlaufsmasse des Geldes rastlos ebbt und fluthet. ④したがって、貨幣の通流総量は、縮小したり拡大したりすることができなければならない。Sie muß also der Kontraktion und Expansion fähig sein. ⑤あるときは貨幣が鑄貨として引き寄せられ、あるときは鑄貨が貨幣としてはじき出されなければならない。Bald muß Geld als Münze attrahiert, bald Münze als Geld repelliert werden. ⑥現実に通流する貨幣総量が流通部面の飽和度に絶えず照応しているためには、一国に存在する金または銀の分量が、鑄貨機能を果たしている分量よりも大きくななければならない。Damit die wirklich umlaufende Geldmasse dem Sättigungsgrad der Cirkulationssphäre stets entspreche, muß das in einem Lande befindliche Gold- oder Silberquantum größer sein als das in Münzfunktion begriffene. ⑦この条件は、貨幣の蓄蔵貨幣形態によって満たされる。Diese Bedingung wird erfüllt durch die Schatzform des Geldes. ⑧蓄蔵貨幣の貯水池は、同時に、流通している貨幣の流出および流入の水路として役立ち、それゆえ、流通する貨幣は、その通流水路から決してあふれ出ないのである。Die Schatzreservoirs dienen zugleich als Abfuhr- und Zufuhrkanäle des cirkulierenden Geldes, welches seine Umlaufskanäle daher nie überfüllt.

<大> C 外のものと内のものとの相関 2パラグラフ 第11文

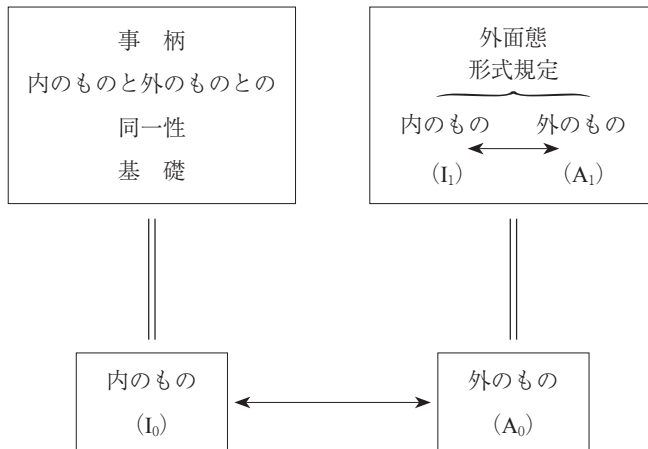
またしかし外面態においては、事柄の〔二つの〕形式として、両側面はかの同一性に対して無関心的であり、またそれだから両側面は相互に無関心的である。Aber in der Äußerlichkeit, als Formen der Sache, sind sie gegen jene Identität und somit beide gegeneinander gleichgültig.

『大論理学』に関しては、以文社版訳者（寺沢恒信）が次の訳者注を付している。

「事柄において」と「外面態において」とが対比的に述べられている。「事柄」は、前注〔本稿

(12) 参照] で述べたように、内のものと外のものと同一性であり、両者の基礎である。「外面態」とは、事柄すなわち同一性が「内のもの」と「外のもの」という形式規定のもとにある在り方である。この限りでは「内のもの」も「外のもの」もともに外面態に属する。——だがまた、「形式規定は事柄にとって外的である。事柄はその限りでそれ自身が自分の外面態から差異されている内のものである」ともいわれている。すなわち、事柄は「内のもの」であり、外面態は、文字どおり、「外のもの」である。こうして内のものと外のものと関係は、図示における I_1 と A_1 との関係と、 I_0 と A_0 との関係として、二重にとらえられているのである。(2p.377 訳者注 19)

与えられる図は次である。



『資本論』は①「蓄蔵貨幣形成が果たす機能」について説く。それは⑧「蓄蔵貨幣〔内のもの〕の貯水池が、流通している貨幣〔外のもの〕の流出および流入の水路として役立つ」ことであり、つまり「かの〔両側面が相互に貫徹しあう〕同一性」である。さて②「この第一の機能は、金銀鑄貨の流通諸条件〔制約〕から生じ」、その具体は③～⑤に説かれ、そして⑥「現実に通流する貨幣総量が流通部面の飽和度に絶えず照応しているためには、一国に存在する金または銀の分量〔内のもの〕が、鑄貨機能を果たしている分量〔外のもの〕よりも大きくなければならない」のである。けれども「事柄の〔二つの〕形式として、〔内のもの・外のもの〕両側面は〔上に述べた〕かの同一性に対して無関心的であり、またそれだから両側面は相互に無関心的である」。それゆえ⑦「〔⑥の説く〕この条件は、貨幣の蓄蔵貨幣形態によって満たされる」にしても、それは「外面態において」のことである——つまり「貨幣の蓄蔵貨幣形態」は「内のもの (I_1)」である——。

三 「論理的構文論」

『資本論』の論理を把握する試みはこれまでも見られた。言うまでもなく、ヘーゲル論理学はつねに重要な参考書であった。「ヘーゲルの弟子」の主著を読み解こうというのだから師匠の主著が読まれるのは当然である。しかし率直に言って、そうした試みの成功したとは言い難い。その最大

の理由は勝義論理の連文的推論であることが理解されなかったことにある、そう思われる。論者たちは、例えば「否定の否定」とか「同一性と区別との同一性」とかのいわば弁証法の決まり文句を携え、『資本論』の叙述のそこかしこにそれらの具体例を見出した。けれどもこうした決まり文句を幾ら大量に仕入れても、それらが『大論理学』の読解に役立つことはまずない。このことは『大論理学』のどの一頁を開いても直ちに了解されるのであって、その連文的推論を丹念に辿ること以外『大論理学』を読み解くことは不可能である。弁証法の叙述とはまさに『大論理学』そのものなのだからである。『資本論』の読解に際しても事情は変わらない。けれどもいざそれを読む段になると、そのことはすっかり忘れ去られた。『資本論』の叙述・したがってマルクスの思考過程そのものがまさに弁証法であることを誰も理解しなかった。

そうしたなかで、しかし、『資本論』の論理を的確に把握した人物が少なくとも二人いる。ソシュールとウィトゲンシュタインである——拙稿「ソシュールは、ヘーゲルを読んだマルクスを読んだ!」、
「ウィトゲンシュタインは、ヘーゲルを読んだマルクスを読んだ!」——。そして「論理的構文論 logische Syntax」について次のように書いたとき、自分がマルクス（そしてヘーゲル）を読んだことにウィトゲンシュタインは自覚的ではなかったか。『論理哲学論考』3-33である。

＜論考＞ 論理的構文論においては、記号の意味は何ら役割を果たしてはならない；論理的構文論は記号の意味が問題になることなく立てられねばならず、諸表現の記述だけを前提しうる。

「言語は所詮意味であるほかないものである」（森重敏『日本文法通論』序）と言われ、また「文は人なり」とも謂われる。つまり「(連)文」の表現する「意味」はすぐれて個性的である。ではそのように個性的な「連文」が「論理」・すなわち「弁証法の一般的な運動諸形態 ihre allgemeinen Bewegungsformen」を表現することは如何にして可能なのか。「はじめに言葉ありき」というように、そもそもが普遍的である神の言葉であればかかる問いも存しまい。けれども神ならぬ人間がたとえ普遍的客観的な言語 langue を用いても、そこには自ら話手の個性が現われる。例えば「花!」のような喚体一語文が「文の原型」（森重敏『日本文法』p.2）であるのは、そこでは語的概念「花」が使用されるにしてもなお概念の一般性によっては尽くされえない・話手の把握した対象の意味が種々現われるからである——「花が咲いた。」「この花は美しい。」等。なお「花!」は *ὑποκείμενον*・suppositio であるから（井上忠・山内得立）、これを「文の原型」と把握するのは哲学的にも正確である——。つまり「花!」はその本質において「この花は花である」であり、同語反復的ではあるがより主観的な文的判断の表現なのである。その文的判断が連文的推論に展開するのは、話手の個性的意味・すなわち情意がその表現されることをさらに求めるからである。そして後者・連文的推論をもってしてもなお尽くすことのできない情意が「余情・余韻」として残り、それは実に言外に到ることで積極的に自らを表わす。

「言外に」とはすなわち「論理的な明指の外で」（『日本文法通論』p.28）ということである。だから逆に「論理」を把握するためには、換言して——勝義の「論理」すなわち連文的推論であるから——聞手（ないし読手）が話手（ないし書手）の「思考過程」を理解するためには、「意味」すなわち連文的推論をもってしてもなお尽くしえない話手の情意を極力排するのでなければならない。ウィトゲンシュ

タインが「記号の意味は何ら役割を果たしてはならない」と説いたのはこのことであった。学が普遍的なものを探究するとき、「論理的構文論」に立脚すべきゆえんはここにある。『資本論』の読解として無論例外ではない。

注

- (1) 『大論理学』邦訳書3巻p.14。なお付されている訳者注 (p.381) をも参照。
- (2) 本稿で各文献からの引用は、原則として邦訳書の訳文を借用し、引用頁数も邦訳書のそれを掲げる。ただし以文社版『大論理学』は初版の邦訳書であるゆえ、存在論からの引用に際しては拙訳を用いる。それとの関係で、『大論理学』からの引用頁数はすべて原書のそれを掲げる。なお邦訳書の引用に際しては使用文字種を変えることがある。
- (3) 『大論理学』初版本には、「限界の真理態は規定態一般である。——このことはこれまでに述べてきたことの成果である。」(傍点は引用者) という叙述が見出されるが、これはヘーゲル自身、論理の展開は連文において把握されると考えていたことを示している。

使用テキスト：

Marx, K., *Das Kapital*, Diez. (資本論翻訳委員会訳『資本論』第一分冊 新日本新書)

Hegel, G.W.F., *Wissenschaft der Logik I・II*, Suhrkamp. (寺沢恒信訳『大論理学』1～3 以文社)

テキスト以外の参考文献：

Hegel, G.W.F., *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften*, Suhrkamp. (真下真一訳『小論理学』 岩波書店)

Saussure, F. de, *Cours de linguistique générale*, Payot. (小林英夫訳『一般言語学講義』 岩波書店)

川崎誠「ソシュールは、ヘーゲルを読んだマルクスを読んだ！」『専修人文論集』99号。

川崎誠「ワイトゲンシュタインは、ヘーゲルを読んだマルクスを読んだ！」『専修人文論集』100号。[予定]

森重敏『日本文法通論』 風間書房。

森重敏『日本文法－主語と述語』 武蔵野書院。

資本主義国家の現在、あるいは 資本蓄積におけるレントの前景化 —— ネオリベラルな国家によって遂行される新たな囲い込み ——

桑野 弘隆

1. はじめにフォーディズム循環への 国民的総動員の終わり

筆者は、近代資本主義国家の本質を国民的総動員システムと捉え、その歴史の変遷を辿ってきた。本論では、このシステムの現状について論じる。ところで、総力戦体制という国民総動員の極北的体制を経て、戦後の支配諸国は新たな政治経済体制へと移行した。この政治経済体制に共通していたのは、フォーディズム循環への国民的総動員であった。フォーディズム蓄積様式は、〈拡大再生産による資本蓄積様式〉の典型であり、そしてもっとも「成功した」ものといってよい。その拡大再生産にともなって、賃労働者への分配と労働条件が改善された一方で、福祉国家をつうじて労働者の可処分所得が上がった。そして、アーバナイゼーションの進行とともに、労働者階級の一部は、郊外型新興住宅地に住む、大型耐久消費財の新たな消費者としても現れた。そのとき、核家族と呼ばれる、ジェンダーによる「分業」を特徴とする、ソフトな家父長制が支配的な家族形態となっていた。この家父長制における分業とは、男性は外で賃労働に勤しみ、女性は家庭にて労働力再生産労働（シャドウワーク）を担うというものであった。改善された賃金、福祉国家、アーバナイゼーション、そして核家族こそは、フォーディズム循環を支えていた大きな柱であった。

しかしながら、この蓄積体制もまた、1968年の世界同時革命を経て行き詰まりを見せた。

まず一つ言えるのは、経済学的にいつて現状見られるのは、「ポスト・フォーディズム」とも解釈できるような状況である。支配諸国においてフォーディズム循環が完全に終わったかについては議論の余地があるにしても、フォーディズム循環において、拡大再生産による蓄積を保障していた様々な要素が解体されつつあるのは確かである。たとえば、雇用の不安定化、それと並行する労働者階級にたいする分配の低下、そしてネオリベラルな諸政策による福祉国家の解体がある。これは、労働者階級が大量生産の消費者となることを難しくしている。本論はここに注目する。

たとえば、レギュラシオン理論を資本主義国家論に導入しようとしたヨアヒム・ヒルシュは、ある一つの資本の蓄積様式（たとえばフォーディズム蓄積様式）は、それを調整する社会的システムと結びつかないかぎり、安定性も持続性も持ちえないと指摘している。

蓄積過程は、生産された価値の社会集団や階級への分配、生産様式と消費モデル、そして「資本主義的」生産様式と——たとえば小手工業や家内産業といった——「非資本主義的」生産様式との結合などにおける特殊なありかたと様式を含んでいる。蓄積

過程が相対的な安定性と持続性を示すのは、人々が蓄積そのときどきの条件に合致しつつ行動し、したがってそうした条件に照応する労働・生活・消費様式と利益主張の一定の形態とを人々が実行することを可能としているような、そういう社会的制度と規範の網のなかに蓄積過程が埋め込まれているときである。蓄積過程は社会的調整のシステムと結びついていなければならない。(50 頁)

本論の文脈に置けば、ヒルシュのいう調整様式とは、フォーディズム循環へと国民を総動員することを可能にしていた、諸制度および国家のイデオロギー諸装置の総体的布置ということになろう。そして、フォーディズムの危機は、それへの国民的総動員を保障していた諸制度と諸装置の危機という形で現れた。以下、フォーディズム循環の行き詰まりの結果でも原因でもある諸要素を確認しておく。

1.1 調整様式の変調 ネオコーポラティズムの逆転

まずもって、フォーディズム循環への国民的総動員を支えていたのは、ネオ・コーポラティズムとも言われる、国家介入を媒介にした労使協調であった——ところがこれは結果的には労働運動を敗北に導くものでもあった。総力戦体制を契機として、国家は資本と労働の折衝に介入するようになり、双方から妥協を引き出し、そして階級闘争を制度内条件交渉に置き換えようとした。この条件交渉において焦点となったのは、主に賃金であった。生産性の向上に協力する見返りに賃金が保障されるというスキーマは、労働者階級の組織と闘争にとってジレンマとなった。生産過程における労働者自身による自治の確立という政治的目標が、賃金の保障へと

すり替わってしまったとき、労働者階級による闘争は、資本の論理の埒内における条件交渉になりさってしまうからである。さらに、労働の目的が賃金を得ることに集約されてしまったとき、労働者たちは連帯よりも、孤立をもたらす競争へと駆り立てられてしまうからである。ひるがえって、資本にとってみれば、労働者階級による階級闘争を、賃金を中心とした労働条件交渉に置き換えることができたことは、イデオロギー闘争における大きな勝利でもあった。というのも、そのときはじめて労働力は、帳簿において費用として処理しうる「商品」となったからだ。

そして、資本のイデオロギーと論理に労働者たちが同調してしまったとき、梯子は外されてしまった。1968年世界革命の挫折のあとにやってきた反革命の嵐のなかで、国家は闘争的労働組織・転覆的社会運動を暴力でもって徹底して弾圧した。そして、拡大再生産による蓄積が行き詰まりを見せていくなかで、労使交渉は労働者からとめどもない譲歩を引き出す場となってしまった。その結果、労働者階級のなかに賃金によっては労働力の再生産がかなえられない層(生活賃金が得られない層)あるいは、非常に不安定な雇用しかえられない層が派生している。

1.2 福祉国家の解体

そもそも、福祉国家とは、フォーディズム循環への国民的総動員にたいする国民への見返りという側面があった(そして、元を辿れば、総力戦への国民的総動員の見返りでもあった)。各種の社会保障は、労働者階級の実質所得を補填する効果があった。資本蓄積が、主にフォーディズム循環に代表されるような拡大再生産をつうじて進められる場合、賃労働者の労働条件と賃金は改善されていく場合がある。そのうえで、社会保障の充実によって、労働者階級の実

質所得が増えるならば、労働者階級は自ら生産した耐久消費財の消費者として立ち上がるであろう。これがフォーディズム循環を支えていたのである。ところが、こんにちではこれはあまり望めない。

1.3 資本によるアーバナイゼーションの行き詰まり

他方で、デヴィッド・ハーヴェイが「資本によるアーバナイゼーション」と呼んだ、都市環境を形成するための投資による過剰資本の吸収にも限界が目立つようになった。都市インフラ投資がもたらす、国民経済全般への経済効果の希薄化が進んでいる。かつて都市中心部に位置したスラムのジェントリフィケーション、それと並行するように郊外住宅地のスラム化が進んでいるが、これは、いわゆる郊外型新興住宅地に住み、大型耐久諸費財の消費者でもあった「中間層」の縮小と軌を一にしている。フォーディズム循環を支えていたのは、郊外につくられた大型耐久諸費財の消費地としての新興住宅地であったのだ。

ひるがえって、階級分裂社会においては、情報・富・権力へのアクセサビリティが高い中心的ロケーションを一部のビジネスエリート層・富裕層が占拠し、その不動産はマネーゲームの対象にもなる。そして、労働者階級やルンペンプロレタリアートは、再開発から取り残された「郊外」へと追いやられる傾向がある。アーバナイゼーションによる過剰資本の吸収は、金融システムの発展によってグローバルな規模の不動産投資を促し、そして、世界経済にたいし壊滅的打撃を与えた2008年の世界的恐慌に帰結した。

1.4 AIEの機能不全

以上は、レギュレーション学派であれば、フォー

ディズム蓄積様式を支えていた調整様式の危機と名付けられる状況であろう。資本のフローを逼塞させる諸問題を調整する諸制度と国家介入が機能不全に陥るならば、資本蓄積にたいしても大きな障害となる。他方で、ルイ・アルチュセールが〈国家のイデオロギー諸装置〉(AIE)と呼んだ、資本制生産諸関係の再生産を支える諸装置の危機もまた続いている。たとえば、アルチュセールが国家のイデオロギー諸装置の代表として挙げた、家族・学校・労働組合・政党の機能不全は、労働者階級の次世代再生産をも危機にさらしている。以下、各AIEの現状を検証しておく。

たとえば、フォーディズム循環への国民的動員に順応する家族形態として「導入」された核家族は、支配諸国における出生率の低下が端的に示しているように、次世代の再生産にふさわしい家族の形態であるのか疑わしくなった。もとより、これは、賃労働の担い手としての男性、そしてシャドウワークの担い手としての女性というジェンダーによる「分業」⁽¹⁾を特徴とする、フォーディズム循環のもとで作り出された「新たな家父長制」が、一つはフェミニズムの抵抗によって、もう一つはシャドウワークの担い手たちにも賃労働を迫る資本主義の戦略状況によって、解体の際にあるからでもある。

均質的労働力の再生産という「神話」を長らく支えていた公教育は、規律というよりも管理、包摂というよりも選抜と排除の装置という位相を強めている。フォーディズム循環が機能していた時期には、学校AIEは、身体の集団的規律を通して、持たざる諸階級・「危険な階級」を有用な労働力へと換える包摂戦略をつうじて機能していたものだった。かつての学校AIEは、ミシェル・フーコーが牧人＝司祭制と呼んだ、人々の群れを、落伍者を出さずに一人一人の内面をも救いながら率い導くという権力戦略を代

表していた。ところが、もはや学校AIEは、このような包摂の戦略のもとでは機能していないように思われる。労働者階級の包括的な包摂というよりは、「労働予備軍」の存在を前提とした選抜と排除の装置であり、規律装置というよりは、国家のセキュリティ戦略のもとでのリスク管理の一端を担っている。

労働組合の一部にあっては、搾取のシステムにたいする闘争をあきらめるばかりでなく、労働規律を労働者身体に刻みつける〈国家のイデオロギー諸装置〉という位相さえも後景に退かせつつある。それらは、資本による指令にたいする労働者たちの順応を効果的に引き出しながらも、労働者の選抜と排除（解雇）を円滑に進める装置となっている。

政党といえば、代表される者たちと代表する者たちのズレは、もはや手のつけられないほどに広がっている。かつて諸政党は諸階級それぞれの代表者であり、各「階級利害」を代表していた。たとえば、英国の政党史において、保守党が地主、自由党がブルジョアジー、労働党が労働者の利害を代表していたのが典型である。しかし、もはやこの代表システムは機能していない。なぜならば、見えていたかに思われていた「階級利害」がもはや見えなくなっているからである。人はつねに複数の階級関係を生きているものである。したがって、かつては、階級関係は単純であり、組合や党は労働者階級を十全に代表しえていたと言うのは胡乱である。しかし、福祉国家の発展、そしておよそ1970年代からの金融システムの深化と膨張によって、新たな事態が生じたのも事実である。

たとえば、賃労働者でありながら、同時に従業員持ち株会の会員であり、住宅や車のローンの債務者であり、年金の掛け金を支払っている加入者であり、各種社会保障の受益者でもあるという事態とは、いかなることであるのか。当

該の一個人の「階級利害」はどこにあるのだろうか。すべてが「首尾良くいく」には、自らの利益を資本の利益に同一化し、そして資本の有能な担い手として厳しい競争を生き残ることでないだろうか——諸個人がこう考えても全く不自然ではない。

このような諸個人を取り巻く状況は、ネオリベラルな国家の二つの命題——資本の立地条件をめぐる国家間競争に勝利すること、労働者の連帯を破砕しつつ資本の蓄積条件を最適化すること——の原因であり、帰結でもあった。このような状況のなかで、個別の「階級利害」の代表者として政党が生き残るのはますます難しくなっている。かわって政党は、資本主義的発展を通じて国民的利益を実現すると喧伝している。資本主義的成長なくしては、社会保障の原資さえもままならないというわけである。こうして、資本の利益は国民的利益ということになる。しかしながら、ネオリベラルな国家が推し進めた資本のための政治は、人口の1パーセントの利益にしかならなかった。この欺瞞は、2011年、世界各地で連鎖的に起こった象徴的占拠闘争によって暴かれたかにも思われた。しかし、「資本主義的成長こそが、国民的発展をもたらす」——日本におけるアベノミクスの根底にある観念でもある——という幻想はいまだに根強い。権力者たちは、われわれは資本と一蓮托生なのだと諭し続け、時には脅しもする。ところが、2016年の英国におけるEU離脱を問う国民投票のさいには、この脅しは通用しなかった。それは、ネオリベラルな国家による、資本の論理を最優先する政治の限界、資本の利益への国民的総動員の限界を示唆するものであろう。また、合衆国のトランプ現象、そして「バーニー」・サンダースによる、「選挙運動」のかたちをとった新たな政治主体を立ち上げようとした政治闘争も、既存の議会代表制の危機

の表現であったといつてよい。しかしながら、どれほどその限界が露呈しようとも、ネオリベラルな国家のなかで、資本の政治を遂行しようとする権力者たちは、「市民社会」の頭越しに、各種のプロパガンダ手法を駆使して、「国民の利益」に訴えることによって直接に世論を操作せざるをえなくなる。

また、忘れてはならないのは、フォーディズム循環という形態をとった拡大再生産による蓄積、それを支えた調整様式（ネオ・コーポラティズムと福祉国家）そして、国家のイデオロギー諸装置の危機は、1968年世界革命に収斂された叛乱の帰結でもあるという点である。その叛乱は、フォーディズム循環がその担い手たちに課していた様々な規律にたいするものであった。フォーディズム循環への国民的動員が機能していた社会にあっては、労働過程のみがベルトコンベア式流れ作業によって管理されていたのではなかった。社会全体もまたベルトコンベア式工場のごとき様相を呈していた。家族や学校は、資本制生産の担い手たちの再生産を担うイデオロギー装置として、諸個人の身体に規律を刻み込んでいった。家族や学校もまた、フォーディズム的工場の延長にあった。工場のベルトコンベアが社会を覆い尽くすかに思われた。社会＝工場の出現である。

しかしながら、規律は抵抗をも引き起こす。そして、フォーディズム循環への国民的総動員もまた、1968年の世界革命によって危機を迎えたのであった。支配諸国を中心としてグローバルに連鎖した学生の叛乱は、なによりも規律にたいする叛乱であった。学校もまた、ベルトコンベア式規律装置の典型であり、標準値に則った労働力商品を再生産していた。フォーディズム循環が立ちゆかなくなったのは、まずもって労働者・大衆・学生がフォーディズムが課した規律を拒否したからであった。

2. 国民的総動員システムの行き詰まりと国家形態の変化

1968年世界革命において、その敵対的緊張が頂点に達した、フォーディズム循環への国民的総動員は、その後急速な衰退を迎えた。それは、総力戦体制以後続いていた国民的総動員システムの終焉を意味しているのかもしれない。このシステムにあっては、国民とはそもそも国家による総動員によって立ち上げられるものである。たとえば、すでに論じたように、フォーディズム蓄積様式を支えた調整様式、そして国家のイデオロギー諸装置は、「国民」を立ち上げる諸制度・諸装置でもあることに留意すべきである。なるほど、ベネディクト・アンダーソンによれば、ネーションは、伝統・文化・言語を共有する「想像の共同体」であった。それは宗教に代わって、命に限りある有限な諸個人に永遠性を付与する存在として見いだされたのだ。しかしながら、ネーションがどれほどイマジナリーな関係性であったとしても、それは物質的基盤なしに存立しえない。すなわち、国民を形式上平等に扱う法体系、公教育、標準語、国民文化、国史、均質な労働市場、国民総選挙、すべての国民を対象とした社会保障・福祉制度、そして国策への総動員があってはじめて住民たちは、国民として立ち上げられる。

ひるがえって、フォーディズム循環への国民的総動員の危機は、そのまま福祉国家の危機、そして、国民統合そのものの危機へと連鎖せざるをえない。たとえば、資本は、直接に搾取する者たちの選別を強化しつつある。搾取の対象にすらならず、資本から見捨てられる者たち（搾取される者はむしろ幸いであるかもしれない?）、国家によるセーフティーネットからこぼれ落ちる者たち、その生の全般が専ら資本と国家による略奪的収奪の対象としてのみ扱われ

る者たちがマスとして現れつつある。

ひるがえって、総動員にたいする大衆の抵抗とボイコットは、国家にも制御できない。ベルトコンベアやパノプティコンのような規律装置の特徴は、身体を規律することによって、諸個人の意識に「良心の疚しさ」を刷り込むことにあった。規律に従わないとき、諸個人は良心の呵責に苛まされるように身体を規律された。ゆえに、ベルトコンベア式工場＝社会にあってはルーデンドルフが総力戦体制に託したような、欲望と意欲の究極的動員が可能であったのだ。フォーディズム循環というのは、耐久消費財に囲まれた物質的に「豊かな生活」をほとんどの国民が欲望しなければ成立しなかった。しかし、もはやフォーディズムによる規律と欲望の全体的な統制は、不可能である。これは、国民的総動員の終わりという事態にも映る。

ひるがえって、動員の形態が変化していると見るべきかもしれない。冷戦を含む戦争への動員、あるいはベルトコンベア式工場＝社会へのあからさまな総動員はなりを潜めつつある。ところが、われわれの生の全般、つまり日常生活にいたるまで、資本の蓄積戦略と国家戦略が浸透している。決定的な違いがあるとすれば、現在進行中の国家戦略にあっては、国民全体に及ぶような身体の規律と精神動員を断念しているかのように思われるところである。〈国家のイデオロギー諸装置〉がわれわれの身体を規律し、欲望を操作するかわりに、国民としての生の全体が有無をいわず資本蓄積と国家戦略のために利用されようとしている。この状況は、おそらく国民的総動員国家とは異なる国家形態を資本主義国家に与えている。

2.1 ネオリベラルな国家＝債務に支配される国家

フォーディズム循環への国民的総動員もまた、

1968年の世界革命によって転換点を迎えた。しかし、その世界革命が挫折を迎えたあと、国家による反革命が進められた。ところで、1968年世界革命を契機にして出現した反革命国家の至上命題は、まずは革命勢力を粉碎することにあった。そして、利潤率の低下にあえぐフォーディズム循環に代わる蓄積システムを（再）起動することであった。

「ネオリベラルな国家」neo-liberalist state というものは、まずもって1968年世界革命にたいする反革命国家の延長に位置づけられようが、他方において、フォーディズム循環という名の〈拡大再生産による蓄積〉が行き詰まったあとに、そしてフォーディズム的規律にたいする大衆の叛乱のあとに、資本蓄積条件の再構築を試みた、国家諸戦略の布置を指している。

まずは、革命諸勢力にたいする暴力的弾圧とイデオロギー闘争が進められた。イデオロギー闘争において中心に据えられていたのは、資本との一蓮托生というネオリベラルな命題であった。資本にとってよいことは国民にとってよいことだというわけだ。1980年代に入ってから社会主義国家体制の苦境、およびそれに続く体制崩壊は、資本主義のオルタナティブは存在しないという観念を人々にすりこんだ。じっさい、労働者階級による階級闘争が下火になったのと引き替えに、ブルジョアジーによる階級闘争は、（とりわけイデオロギー闘争において）ここ四半世紀めざましい成功を収めている。たとえば、ウォーレン・バフェット氏は、階級闘争は自分たちの勝利に終わった宣言した。

ところで、近代資本主義国家は、〈債務国家〉という位相を持つ。債務こそは、資本主義国家の構成要素の一つである。ネオリベラルな国家において、国家の金融化はさらなる深化を遂げた。フォーディズム循環の崩壊の要因の一つとして、国家が重債務を抱えてしまったことに

よって、それまでのケインズ主義的財政出動および社会保障・福祉による有効需要の下支えが難しくなってしまったことが挙げられよう。債務の存在によって、そして各種政策のなかで金融資本にたいする支払いを優先させたことによって、ケインズ主義国家・福祉国家の存続は難しくなった。

デヴィッド・ハーヴェイが、福祉国家からネオリベラルな国家への転回点を、チリにおけるピノチェトによるクーデター（1973）、ボルカーショック（1979）とならんで、ニューヨーク市の財政危機（1975）を挙げているのは偶然ではない（2005 67－71 頁）。ニューヨーク市がとった選択は、社会福祉や行政サービスを犠牲にしてでも、金融資本への債務の支払いを優先することであった。金融資本の利益が国家のなかで優先されるにいたったのは、政治エリート層がウォール・ストリートやシティの人脈に通じているというよりも、国家が巨額の債務を抱えた「債務者」であるからである。官僚機構と軍の「組織防衛」のためには、金融資本の利益を優先させる他なく、さらにまた国家の権能の最大化という目的には、「費用対効果」という名の箍が嵌められることになった。

むしろ、ネオリベラルな債務国家は、金融システムにたいして超然としている「番人」などではない。金融資本に箍をはめることなど国家には期待できない。なぜならば、ネオリベラルな国家は、グローバルな金融ネットワークを構成する要素なのであり、その主要なプレーヤーでもあるからだ。資本主義国家は、金融システムにおけるファイナンスの主体なのであり、またその債務能力は格付けをされている。

おそらく、ネオリベラルな国家ほど、その権力の行使、あるいは権能の強化にあたって、「費用対効果」への意識が高い国家は存在しなかった。それ以前の国家は、領土、近代化、経

済発展、民族の繁栄、福祉国家、そして共産主義などのイデオロギーにその正当性を求めているからである。しかし、現在では税金投入の「費用対効果」が国家の正当性を左右するまでになっている。統治契約や社会契約は、「投資契約」——税の支払いは行政サービスにたいする対価という擬制——のような様相を呈するまでになった。

「費用対効果」は、国家がその正当性を確保するための新たなイデオロギーなのであり、また当のイデオロギーは、国家の機能がある程度束縛している。そして、このイデオロギーが優勢になっているのは、資本の論理が、国家の論理を浸食しつつあることを示している。しかしながら、ネオリベラルな国家は、いわゆる「小さな政府」をいささかも保証しない。その費用対効果への意識は、官僚機構と軍を組織防衛するための、あるいは、社会保障費を削減するための、ある種のエクスキューズのようものである。それどころか、こんにちの国家が直面する諸問題——たとえば資本蓄積諸条件の最適化、官僚と軍の腐敗、社会福祉の機能不全、議会代表制への不満など——は、すべて官僚機構の増強に結びつきかねない。すでにレーニンが、国家という奇怪な装置の本質的問題を見抜いていた。それは、官僚機構の「焼け太り」という問題である。たとえば官僚や政治家の腐敗は、国家のなかに監査委員会的なものを要請する。それが上手く機能しないと更なる別の委員会が要請される。このように国家への不満は、官僚機構の更なる肥大化をもたらしかねない。つまり、小さな政府を目指すことが、国家の膨張を押さえる保証はない。たとえば、エンパワメントあるいはNGOなどへの政府機能の「外注化」、独占公営事業の民営化などは、「準」国家装置の社会への拡散をもたらしかねない。その場合、予算の保障はされないが、しかし国

家の管理下に置かれてしまう組織、あるいは国家のイデオロギー装置として資本制生産諸関係の再生産を保障する装置が社会に横溢していくおそれがある。

3. フォーディズム循環＝拡大再生産の危機、そして略奪による蓄積の前景化

ところで、フォーディズム循環において機能していたのは、〈拡大再生産による蓄積〉であった。それは、資本による労働の実質的包摂が完遂され、直接生産過程において資本による剰余価値の捕獲がなされ、生産に投入された社会的労働時間が大量消費によって、価値実現されていた状況であった。まさに、労働力商品がその価値通りに取引され、それにも関わらず資本は剰余価値の蓄積をなしえるという資本主義的価値法則が貫徹される状況であった。また、労働者階級の搾取と労働者階級の労働条件および生活諸条件の改善が並行しえた。また、フォーディズム循環が機能していた時代に、マルクス経済学が興隆を極めたのは、それが経済状況をうまく説明しえていたからであろう。しかし、こんにちの資本蓄積様式の変容は、マルクス主義理論の再吟味を要請するものであろう。

産業資本とその前史形態としての資本主義（商人資本主義、金融資本主義、そして略奪による蓄積）の関係性についての、『資本論』におけるマルクスの基本的認識は以下のようにまとめられよう。

- a) 略奪による資本蓄積は、産業資本主義成立の前史段階——いわゆる原始的蓄積——にとどまる。
- b) 資本による労働の包摂は、形式的なもの（問屋制手工業あるいはマニュファクチュア）

から実質的なもの（機械制大工業）へと向かう

- c) レントは、産業資本に従属する。マルクスが『資本論』第三巻にて論証したのは、産業資本が蓄積する剰余価値の一部を分配されたものとしてのレントの位置づけであった。

しかしながら、今なお進行中のものとしてわれわれが目当たりしているのは、上記の傾向の逆転である。

すなわち、現在の資本主義は、略奪的な様相を強めつつあり、プロフィットよりもレントの獲得に重点をおきつつあるのであり、フォーディズム的規律の解体——すなわち資本による労働の実質的包摂の限界——にともなって、形式的包摂戦略に傾きつつある。この事態は、もはや社会的労働時間にもとづく価値法則の通用する生産が、とりわけ支配諸国においては著しく縮小していることを意味する。これまでのマルクス主義理論は、資本主義の問題を産業資本主義そしてとりわけ実質的包摂における労働者階級の搾取に焦点を限定しすぎていたのではないだろうか。

じっさい資本主義にあつては、直接生産者の搾取によるプロフィットの獲得、そして、労働者階級を含む広範囲な大衆層からのレントの収奪は、資本蓄積における両輪の輪である。デヴィッド・ハーヴェイは、この事態を極めて理論的に論証した。ハーヴェイは、資本の蓄積様式には、二つのものがあると指摘している。一つ目は〈拡大再生産による蓄積〉——これは、労働者の形式的あるいは実質的包摂を通じた蓄積と言いかえることができよう——、そして二つ目は〈略奪による蓄積〉 accumulation by dispossession である。略奪による蓄積とえば、『資本論』の原始的蓄積論が思い出されるが、『資本論』の原始的蓄積論における「マルクスの想定弱点は、略奪と虚偽、暴力に基づく蓄積を、もは

や今では関係のない「原初の段階」に迫いやっ
てしまっていることだ」(2005 146頁)とハー
ヴェイは指摘している。『資本論』でマルクス
が用いた「原始的」(英 primitive 独
ursprüngliche)というタームはミスリーディ
ングである。なぜならば、原始的(あるいは「本
源的」)というのは、「端緒の一回性」を示唆す
るからである。しかし、資本主義は、恐慌によ
る強制的減価およびそれに続く略奪を通じて資
本の過剰状態を克服し、新たな拡大再生産によ
る蓄積様式を繰り返し再起動しなければならない。

ハーヴェイは、恐慌のさいに、略奪による蓄
積が果たす役割を強調している(2010 301-
306頁)。略奪による蓄積は、利潤率の低下を
補填するのみならず、恐慌時に強制的に資本を
減価し、資本蓄積エンジンの再点火に向けての
諸条件を整えるためにも必要なのである。拡大
再生産による蓄積には、資本の過剰蓄積が必ず
つきまとう。商品、労働者、生産手段、そして
擬制資本としての証券などの過剰蓄積は、いず
れは恐慌を引き起こす。しかし、恐慌は、資本
主義の危機というよりも、資本を再起動するた
めのプロセスである。資本蓄積の再起動を用意
するのが、略奪による蓄積なのである。それは、
資本蓄積の危機のたびに、さらに産業資本によ
る利潤率の低下を補うために、何度でも繰り返
されるのだ。

ハーヴェイの恐慌論から、われわれの議論に
戻ろう。ところで、略奪的蓄積が進行したとし
ても、拡大再生産による蓄積エンジンが再点火
される保証はどこにもない。産業資本が成立し
うる立地は、歴史的にも地域的にも限定されて
いる。産業資本の立地条件を再整備したところ
で、一度去った産業資本が帰ってくる保証はな
い。ゆえに、グローバルな規模において見れば、
直接生産者の搾取による蓄積は部分的であり、

略奪による蓄積のほうがドミナントである。

そして、フォーディズム循環に続く拡大再生
産様式が見いだされない場合、支配諸国におい
ても略奪による蓄積がむしろ支配的となるだろ
う。この事態に対応する国家こそがネオリベラ
ルな国家であるという仮説は検討に値する。そ
して合法性を帯びた搾取によって獲得された剰
余価値がプロフィットという表現をとるならば、
合法性を帯びた略奪によって得られる剰余価値
はレントという表現をとる。次に現代の資本蓄
積様式を解明するために、レントの原理的解明
および、レントをめぐる「商取引」として現れ
る略奪を考察しよう。

3.1 レントとは何か

レントとはなにか。ここで資本主義的なレン
トについて(再)定義をおこなっておきたい。
レントrentは普通、「地代」すなわち土地の賃
貸料として理解される場合が多い。レントを
もっぱら地代として理解することから、それを
「封建制の残滓」と見なす向きもでてくる。し
かし、本論で扱うレントとは、資本主義国家を
つうじて私的所有が設定され、その所有物(有
形の場合もあり、知的所有のような無形の場合
もある)へのアクセス(権)を売ることによっ
てえられる収入を指す。したがって、国家権力
の介在なしにはレントは存在しない。もちろん、
何人にもアクセスが開かれている場合にもレン
トは成立しない。したがって、レントという概
念には、地代のみならず、利子や配当、そして
特許制度や許認可・専売制度などを利用し、競
争が制限されるによってもたらされる独占利潤
もまた含まれる。

3.2 絶対地代について 私的所有と自由な資 本投資との矛盾の解決

はじめに、産業資本に従属するかたちでのレ

ント（地代）を考察しておく。すなわち、価値法則による制約を受けるレントである。資本主義における商品と貨幣のフローの前提となるのは、私的所有である。ところが、私的所有は、資本蓄積との根源的矛盾を抱えている。マルクスは、『資本論』第三巻において、資本制経済においては、地代とは産業資本が蓄積する剰余価値の一部が分配されたものであること、超過利潤が地代へ転化する傾向があることを論証した。しかしながら、絶対地代は、経済学的論証の対象外となる。というのも、いかなる最劣等地であっても、資本にたいして地主は無料で土地を貸すことはないという極めてシンプルな事実から、絶対地代は発生するからである。したがって、絶対地代には、差額地代のような経済合理的規則性を見いだすのは難しい。

すなわち、土地の私的所有は、資本による自由な資本投資を許さない。土地所有者が、土地は貸さない、売らないといえ、それまでだからだ。土地の私的所有とは、なるほど資本制経済の成立の前提条件ではあるが、しかし同時に資本の限界をなしてもいる。ここに私的所有の絶対的矛盾がある。（なお、この矛盾を社会主義諸国家は、土地の国有化によって克服しようとした。すなわち、土地の国有化によって、私的所有権に制限を加えることによって、国家が主導して土地への投資と開発がおこなわれる）ところが、資本制社会においては、土地の私的所有がもつ（資本にとっての）限界は、貨幣商品関係に置換される。これが絶対地代である。絶対地代とは、（土地の）私的所有という資本制経済が抱える矛盾——私的所有は資本制経済の前提でありながら、自由な投資の障害ともなる——の表現であり、その商品経済的かつ擬制的解決である。

したがって、絶対地代そのものには、資本の体制にとっての「ネセサリー・イーヴル」と宇

野弘蔵が評したように、資本主義的経済合理性は適応されえない（410頁）。原理的に資本主義からレントが消滅することはない。なぜならば、レントとは、資本主義が外部＝限界を内部化するメカニズムであるからである。

この場合のレント（地代）は産業資本への寄生的性質をもった、いわばレントの消極的位相である。しかし、レントは、資本制経済において極めて積極的な機能をも果たしている。コモンを収奪し、社会の再生産に寄生することによって獲得されるレントである。

3.3 ピューリタニズム・イデオロギーによる レントの軽視

資本制経済の研究において、レントの存在は軽視されてきたといってよい。この軽視には、それなりの理由がある。まずもってレントとは不労所得を意味するのであり、資本主義的イデオロギー、すなわち勤労と儉約のピューリタニズムに真っ向から対立するものであるからである。絶対地代は、こうして資本制経済にあっては、価値法則を壊乱させ、経済合理性の貫徹を妨げかねない「不純」である。

たとえば、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のウェーバーは、勤勉と儉約を旨とするピューリタニズムこそが、近代産業資本主義を支えるイデオロギーだと主張した。

「ユダヤ教政治あるいは投機を指向する「冒険商人」的資本主義の側に立つものであって、そのエートスは、一言にして言えば、賤民（パリーア）的資本主義のそれだったのに対して、ピューリタニズムの担うエートスは、合理的・市民的な経営と、労働の合理的組織のそれだった」（320頁）

したがって、地代（レント）と不労所得者は、

資本主義のイデオログたちによって、封建制の残滓として忌避されてきた。「強欲」「ギャンブル」「冒険」は、近代資本主義からの逸脱というわけである。彼らは、不労所得としてのレントではなく、自由競争において企業家たちがイノベーションを追求することによってえたプロフィットのみが、資本制社会における正当な利得であると主張してきた。

またたとえば、J.M.ケインズは、利子率を引き下げることによって、投資の規模を拡大するべきと考えた。そして、利子率の低下によって、革命に拠らない「利子生活者の安楽死」を予想した。

資本主義の金利生活者的な側面を、それが仕事を果たしてしまうと消滅する過渡的なものであると私は見ている。そして金利生活者的な側面の消滅とともに、資本主義に含まれる他の多くのものが変貌を遂げるであろう。そればかりでなく、金利生活者、すなわち、機能を喪失した投資家の安楽死が急激なものではなく、最近われわれがイギリスにおいて経験している傾向の漸次的な、しかし長期にわたる継続にすぎず、なんら革命を必要としないことは、私が勧告している変化の過程の大きな利点であろう。(379 頁)

また、ヨーゼフ・シュムペーターが夢想した「純粹」資本主義社会にあつては、合理主義が貫徹されているため、「古い世界」の住民たる封建貴族や地主貴族に居場所はない。シュムペーターは、帝国主義を経済的要因から説こうとするヒルファージング等を批判し、帝国主義と資本主義の因果関係を否定した。シュムペーターによれば、近代ヨーロッパ帝国主義は、封建主義を引きずった伝統的政治的支配層が、

海外侵略という反資本主義的な目的のために、資本主義を利用したせいなのだ。ひるがえって、自由競争に基づいた資本主義的合理性が貫徹されている「純粹に資本主義的な社会においては、これまで戦争のためにささげられていた精力が、そのままあらゆる種類の労働のためにささげられるようになる」(121 頁) のであり、「腕力闘争を必要としていた原始時代の事情の結果生じたこの帝国主義的本能」は衰退していくとシュムペーターは主張した。

しかし、レントが消滅し、経営者も労働者もピューリタニズムにしたがって勤勉と儉約に励むという「純粹資本主義」なる夢想は、資本主義の本質に位置する「強欲」を隠すだけの巧妙なイデオロギーでしかない。

3.4 「ブルジョアジーの神話」の虚偽

このようなイデオロギーは、イマニュエル・ウォーラーステインが「ブルジョアジーの神話」と呼ぶものによっても強化されてきた。この神話にあつては、ブルジョアジーは、勤労と儉約によって資本の蓄積に励み、合理的に自己利益を実現しようとする。彼らは、驕奢をむさぼり、他人の労働の成果を恣にしてきた封建貴族たちを革命によって打ち倒し、近代社会を確立したというものである。こうしてブルジョア革命は、社会主義者にまで支持されることになった(いわゆる二段階革命論)。

もちろん、このブルジョアジーの神話は大いに疑わしい。なぜならば、歴史はいわゆる「ブルジョアジーの裏切り」というものを目撃してきたからだ。ブルジョアジーが、自由競争を忌避して国家の庇護をもとめて貴族化したり、(とりわけ新興国における)近代化の担い手としての役割を放棄して、私欲を肥やしたりするような例には事欠かない。それもそのはずである。自己保存と自己利益の追求というブルジョ

アの原則は、社会的変革のための自己犠牲とはそもそも相容れないからである。

神話は所詮作り話である。ウォーラーステインは、レントからプロフィットへ、封建貴族からブルジョアジーへという神話をひっくり返し、あらゆるブルジョアジーは貴族になろうとし、プロフィットをレントに変えようとするというテーゼを論証して見せた。

周知のごとく、地代は古典経済学者によって利潤の真の対立物として説明された。だが、レントはそのようなものではない。それは利潤の権化なのである。古典経済学者は、レントから利潤へと向かう歴史的進化を観察したのであるが、この歴史的変化はブルジョワジーが貴族政治を打倒するというわれわれの歴史的神話に作り変えられた。しかし、実際には、これは二つの点で間違っている。この時間的変化は短期的なものであっても長期的なものではない。しかも、継起する順序が逆なのである。どの資本家も利潤をレントに変えようとするからである。このことは、すべての「ブルジョア」の第一の目的は貴族になることである、と言い換えることができる。これは短期についての話であって、長期持続について述べたものではない。レントとはなにか。厳密に経済的な意味では、レントは、ある具体的な時空的現実の支配に由来するが、どう見ても、その所有者の創造物であるとも、彼の自己労働（たとえ企業家としての労働でさえ）の産物であるとも言えない所得のことである。[中略] レントがいかに独占利潤と同じもの、あるいはほぼ同じものと見えるかに注目すべきである。独占とは、周知のごとく、競争が不在のゆえに取引当事者が高い利潤を、あるいはこういってよ

いだろうが、独占部門が商品連鎖全体——独占部門はその一部をなしている——において生ずる剰余価値の大きな割合を、獲得できる状態のことである。ある企業が時空的に特定の種類の経済取引を独占する状態に近づけば近づくほど、それだけ利潤率が高くなるというのはまったく明白であり、事実自明のことである。それに、市場の状態が完全競争に近づけば近づくほど、それだけ利潤率も低下する。実際のところ、完全競争と低い利潤率とのこうした関係自体は、歴史上、自由企業システムをイデオロギー的に正当化する理由の一つとなっている。残念ながら、資本主義においてこれまで自由な企業が広範囲にわたって実現したためではない。その理由はまさに、資本家たちが資本を、それも可能な限り多くの資本を蓄積しようとして、利潤、それも最大利潤を追求するからにはかならない。彼らはそうすることに動機づけられているのみならず、独占的地位を求めることを余儀なくされているのであり、そうした地位に立つと彼らは利潤極大化を、それを持続的に可能ならしめる主要機関たる国家を介して、追求するように駆り立てられるのである。したがって、私が提示しようとしている世界は逆さまであることがわかるだろう。資本家が望んでいるのは競争ではなく独占である。彼らは利潤ではなくレントによる資本蓄積を求める。彼らになりたいと願っているのはブルジョワではなく貴族である。歴史を通じて、つまり 16 世紀から今日にいたるまで、資本主義世界経済における資本主義の論理は深化し、拡大してきているため、独占の減少ではなく増大が、地代の増大と利潤の減少が、貴族階級の増大とブルジョワジーの減少が見られるのである。

(1991 219-222頁)

パラドキシカルにも聞こえるウォーラーステインの主張は、実のところ妥当なものである。市場参入を求める新規参入業者は、時には世論に訴えながら、「公正な競争」をもとめて国家の規制緩和を求める。ところが、市場において独占・寡占地位を占めることに成功し、独占利潤を享受できるようになるとむしろ国家による規制を歓迎する。

「ブルジョアジーの神話」や純粹資本主義社会のユートピアにもかかわらず、レントや強欲を資本主義から排除することは不可能である。ウェーバーの主張とは裏腹に、近代資本主義の歴史は「強欲」「ギャンブル」「バブル」の歴史でもあるからである。事実、1760年代から1830年代にかけての産業革命の後まもない、1840年代には鉄道狂時代 (railway mania) という投機バブルがすでに到来している。もちろん、この投機バブルは金融システムの発展によって可能になったものである。すなわち、産業革命の裏で同時に進行していたのは、金融システムにおける革命であり、大英帝国のシティでは各種の証券・債券市場が確立された——そしてシティは、こんにちにいたるまで投機とバブルのグローバルな中心地の一つであり続けている。(いわゆる「IT革命」が金融革命でもあったように) 産業における革新は、金融システムにおける革新と並行する。二十一世紀になって始めて資本主義は強欲になったわけではない。

マルクスは、次のような認識を持っていた。「生産過程は、金儲けのための避けられない中間の環、必要悪としてのみ現れる。それゆえ、資本主義的生産様式のすべての国民は、周期的に、生産過程の媒介なしに金儲けをなしとげようとする」(『資本論』第二巻第一篇第一章第四

節 62:91-91頁)。すなわち、マルクスの認識にしたがえば、諸個人が労働や生産を省略して不労所得(レント)を得ようという衝動に駆られてしまうのは、資本制社会にあっては構造的に不可避なのである。ところが、『資本論』のレントについての考察は、価値法則が妥当する範囲においての、産業資本に従属する「地代」の考察に留まってしまっている。

そのため、『資本論』では「生産過程の媒介なしの金儲け」が近代資本主義において果たしている役割が考察されないままになった。さらにいえば、『資本論』のなかで「生産過程の媒介なしの金儲け」が具体的に考察されるのは、原始的蓄積論においてでしかない。つまり、『資本論』は、略奪は産業資本主義成立の前史に限られるかのように読む者をミスリードしかねない。しかし、探求すべきは、近代資本主義の歴史を貫いている、「生産過程の媒介なしに金儲け」しようとする資本主義に固有の略奪的性質であろう。たとえば、こんにちのIMF・ウォール・ストリート・合衆国財務省のコンプレックスによる「債務帝国主義」は、略奪によるレント収奪の典型である。

そうしてみれば、近代資本主義には、ピューリタニズム・イデオロギーが機能し、価値法則が妥当する〈拡大再生産による蓄積〉と、ウェーバーが「投機的・パリア的資本主義」と呼んだ〈略奪による蓄積〉の両方が存在するということになる。またレントも二重化される。すなわち、産業資本が獲得した剰余価値の一部を分配されるという意味において、価値法則による制約によってある程度の経済合理性をおびるレント、そして生産過程という媒介なしに、際限のない強欲に駆られる略奪的レントの二つにである。

略奪的レントにあっては、制約は理論的に存在しえない。産業資本における労働者の搾取に

は、労働者階級が再生産されなければ、そもそも産業資本が持続不可能であるという絶対的な制約がある——もっともスキルの高い産業予備軍が大量に存在するのであればその限りではないが。つまり、ハイパー搾取は、産業資本の存続自体を危うくしかねない。この事実が価値法則を基礎づけているのであり、産業資本に従属する限りでのレントは価値法則の制約を受けざるをえない。ところが、レントの略奪的な獲得にあつては、被搾取階級の再生産どころか、社会の再生産すら考慮に入れる必要がない。「生産過程の媒介なしに金儲け」ができるならば、商人・金融資本主義的手法をもちいて、どこであれグローバルに投機が行われるからである。レントの略奪的蓄積は、したがって、労働者階級のみならず広範囲な大衆層、あるいは諸国民を対象とした、合法あるいは非合法な諸手段を通じた苛烈なものになりうる。

3.5 略奪的レントの典型的戦略——コモンズの収奪

略奪的レントについて原理論的に考察する。略奪的レントの典型は、社会の再生産への寄生という形をとる。具体的には、略奪的レントにあつては、私的所有を利用して、社会の再生産に不可欠な〈コモンズ〉を収奪し、そこからレントをあげようとする。

自然（エコ・システム）、科学（知識）、アイディア、労働（＝協働）、生命情報など、本来、私的所有と相容れないものは数多い。それらは、社会や共同体の共有財産であり、また社会の再生産には必要不可欠のものであるからだ。たとえば、コモンズ——日本では入会地と呼ばれるものに近い——とは、もともとは共同体のメンバーが共同で所有し、利用する場をさすものであったが、共同体が存続していくための工夫であった。つまり、コモンズは共同体の再生産の

ために不可欠なセーフティーネットであった。なお、コモンズのなかには、放牧地など遊牧民にも開かれているものも含まれる。つまり、コモンズには何人にも（共同体にとっての他者にも）開かれているという位相がある。したがって、社会や共同体は、商品化によるコモンズの私的独占を長らく阻んできたのであり、またコモンズは資本にとっての障害をなしていた。

またたとえば、かつては、それぞれの共同体は独自の金融を備えていた（日本における無尽・頼母子講など）。それは共同体の互酬の仕組みであり、共同体の再生産を担うものであった。すなわち、地域金融システムもかつては無形のコモンズであったのだ。ところが、国家が金融制度を整えていくにつれ、国家による認可を受けた銀行以外による「私的」金融は違法なものになっていく——もちろん、それはじっさいには私的ではなく、「共」的なものである。こうして、金融へのアクセスは有料サービスとなった。

また、共有地・入会地には所有権が設定されてしまったが、しかし、コモンズは、歴史的に発展し創造されてきた。たとえば、福祉国家のもとで発展してきた社会保障制度は、それが社会の再生産を支えるセーフティーネットであるという意味では、無形のコモンズでもある。ハーヴェイは、電気・水道・交通・通信網などのインフラ公益事業や人々が交流する広場などの空間を〈都市コモンズ〉と呼んでいる。また、公営住宅や低金利の住宅資金融資、また無料の公教育や奨学金もまたコモンズとしての位相をもっている。さらに、農業や医療の分野において、知的所有権をめぐる熾烈な競争と闘争が行われているバイオ情報も、諸個人の生命と社会の将来がかかっているコモンズ的な領域——生命の再生産に直結する領域——である。さらに、インターネット上にも、ウィキペディア・

コモンズのような、さまざまな情報を共有する場が発展し続けている。しかしながら、それらにも国家権力によって所有が徐々に設定されてきた。所有権の設定によって、囲い込みが行われ、それらはレントをあげる商品として流通しだす。

そして、現在の階級闘争のフロンティアに位置しているコモンズとは、ネットワークにおいて集団的に共有されている〈一般知性〉である。サイバースペースは、人間による人間の集団的生産にはすでに必要不可欠なエレメントである。諸個人は、学校よりもむしろサイバースペースにおいて育っている。たとえばネットにおけるサブカルチャーとは、そのほとんどが無名であるクリエイターたちによる共同的創造の場なのであり、こんにちにおける新しいコモンズの典型といってよい。

これらのコモンズが日々生産している価値を、インフラの所有権あるいは特許や登録商標などの知的所有権を利用して、資本が収奪できるならば、たちまちのうちに高収益ビジネスモデルができあがる。これまで誰にでもアクセスが許されていたコモンズが、ある日突然、有料になったり、企業の販促や宣伝の場になったりするケースには事欠かない。

様々なコモンズを私有化することによって独占ないし寡占企業が新たに作り出されるが、その企業があげる利潤もまたレントとしての側面をもっている。この意味において、歴史的に多様に発展してきた諸コモンズにたいして、ネオリベラルな戦略がなした収奪——私的所有権設定——は、まさに現代版エンクロージャーといってよい。公益事業の民営化と社会インフラの売却は、消費者を半永久的に収奪する独占・寡占企業を作り出すからである。（というのも、国営企業や公益事業が売却されてしまうと、一時国庫は潤うかもしれないが、資本は買収の投

資を消費者から回収しようとする。また次世代は、国営企業からの配当や廉価な公益サービスを受け取れなくなる。）

3.6 資本は、人々が集団的創造を行う場を創りだし、そこからレントを徴収する

もちろん、コモンズは物質的な都市インフラや社会保障にとどまらない。通信ネットワークと情報技術の発展によって、人はヴァーチャルな空間にも住むようになった。そして、グーグル、アップル、フェイスブック、ラインなどの企業は、単なる商品やサービスを提供しているのではない。それらは、新しい共同性、新しい生活様式、そして集団的情動とコミュニケーションの新たな様式をつくりだしている。つまり、「新しい世界」を作り上げているのだ。それらの企業は、自らが作り出す「新しい世界」のレントナーになろうとしている。したがって、ユーザーたちは、「新しい世界」に住むためには、直接的、あるいは（広告閲覧を通じて）間接的に「レント」を払わなくてはならない。

なるほど、かつてGMやコカコーラなどの商品に囲まれた「アメリカン・ウェイ・オブ・ライフ」が存在した。しかし、そこでは、フォードやペプシコーラでも代用ができた。ところが、たとえばグーグル社が目論んでいるのは、ネットワーク、PC、スマホ、家電、車、ロボット、遺伝子情報などのすべてがグーグル社の提供するプラットフォーム（AI＝人工知能）を介さなければ機能しないような状況である。つまり、グーグルの戦略は、グーグルなしには生が成り立たないような世界に人々を囲い込むところにある。A life powered by Google またたとえば、マクドナルドから人々の足が遠ざかりつつあるのはグローバルな現象であるが、それは「ビックマック」の商品単体としての良し悪しはさておき、マクドナルドが消費者に提供

する「世界」が味気なく、ベルトコンベア式の消費しか提供できていないからであろう。フォーディズム型のビジネスモデルが生き残っていくのは難しい。

また、新進クリエイターや起業家たちへのコモンズ（コミュニケーションと共同的創造の場）の提供もまた、資本にとっての有力なビジネスとなっている。資本は、コモンズの囲い込みによって、あるいはコモンズを作り出すことによって、レントを収奪するのである。そのうえ、新たなIT寡占企業のユーザーたちは、「消費者」や「利用者」という字面が想起させる受動性を超えている。つまり、ユーザーたちは、世界を創り上げる参加者たちでもある。いやむしろ、新たな世界を創り上げているのは、そのユーザーたちのほうなのだ。IT寡占企業は、雇っている労働者を搾取することよりも、自分たちが創りだしたプラットフォームのうえで、日々新たに作りだされつつある世界が生み出す価値を捕縛すること——レントの収奪——に焦点をおいている。したがって、クリエイターとユーザー（鑑賞者）という区別は、役には立たない。新たな世界に関与するすべての参加者は、クリエイターでもあり、資本だけが「プロデューサー」なのである。資本は、工場の監督者からプロデューサーになった⁽²⁾。つまり、資本は知的所有権を利用して、集团的創作の場を囲い込み、そこからレントを収奪する。これは、逆にいえば集团的創造にたいする資本の無力・無能を物語っている。フォーディズム工場において、テラー主義に基づいて生産過程を組織し、労働者を規律管理しているだけでは、利潤をあげることは難しくなっている。資本による労働の実質的包摂は、絶対的限界に直面している。そして、もの作り（物質的労働）は、世界の創造（非物質的労働）に従属しつつある。これは、資本による労働の実質的包摂から、形

式的包摂へと蓄積戦略が「先祖返り」しているかのようである。

3.7 レントの究極形態＝社会の再生産への寄生

ここから理解されるのは、レントの究極形態とは、社会の再生産それ自体への寄生というものである。レントを支払わなければ、社会の再生産がなされえないような状態へと差し向けること、あるいは、企業が提供する「新しい世界」から排除されてしまうこと、これがレントナーたちの究極の目標である。

そして、社会の再生産に寄生しているレント徴収型ビジネスほど、安定した高収益を保証されているものもない。したがって、現代における資本の蓄積戦略は、労働者の実質的包摂を通じた〈搾取〉よりも、むしろ大衆全体の〈略奪〉に重点をおきつつあるように思われる。

この状況にたいし、カルロ・ヴェルチェッローネは、「産業資本主義の推進力の枯渇は、商人・金融資本主義に固有の間接的な支配装置を再び優遇するようになった」（55頁）と分析している。

生産サイクルの組織が、資本の指令の機能から自律し、かつまたは強力な対立的動態によって貫かれている生産的協業に基づくほど、資本は、貨幣・金融的流通の部面で実現される、生産の支配と剰余価値の取得の間接的な形態を優先する傾向がある。分業の形態と資本蓄積の形態を結びつける、この解釈上のパラダイムは、資本蓄積の異なる局面の交代を説明することを可能にする。したがって、生産的蓄積、金融的蓄積、商業的蓄積といった諸形態によって特徴づけられる諸局面があることになる。こうした意味で、歴史的な観点から見た産業資本主義の危機を位置づけるために、形式的包

摂段階がもたらすもう一つのレッスンとは、今日において資本は「再びその直接に生産的な形態から脱却し、別の関係から抽出することによって剰余を取得しようとしている」ということである。(55頁)

この新たな資本の蓄積戦略において、略奪はそれとしては現れない。略奪は、むしろ貸し付け、市場開放、都市再開発と治安の改善などという「合法性」を帯びて現れる。具体的には、融資（住宅ローン・奨学金）や投資の奨励、gentrification、払下げ、公益事業の民営化などである。このビジネスの中心に位置するのは、証券化などの金融テクノロジーを駆使し、あらゆるものを投資商品に換えてしまう金融資本——現代最強のレントナーである——である。これらのビジネスは、ネオリベラリズム・イデオロギーにおいては経済を再活性化するものとして、むしろ肯定的に評価されている。

ところが、実態はそうではない。「民間活力の導入」などのスローガンのもと、社会的コモンズの私的収奪をつうじて行われる大衆の略奪は、こんにちの資本蓄積戦略の特徴をなしている。またたとえば、融資は大衆の見かけ上の「購買力」を上げるという側面があるとしても、合衆国において2007年に破綻した住宅サブプライムローンは「略奪的貸し付け」とも呼ばれた。

4. ネオリベラルな国家 neo-liberalist state、あるいは略奪による蓄積に対応し、自ら囲い込みを遂行する国家

ここから、ネオリベラルな国家の本質というものが見えてくる。それは、1968年世界革命にたいする反革命国家として胎動した。反革命国家は、学生運動や戦闘的労働組織など革命

のあらゆる契機を破碎した。そして、国家・資本・労働組合からなるネオ・コーポラティズム的協調を反故にし、労働組合を解体したり骨抜きにしたりしながら、フォーディズム循環を延命させようとした。ところが、支配諸国における、拡大再生産による蓄積における利潤率の低下はもはや止められなかった。

支配諸国において、労働の実質的包摂による賃労働者の搾取、および社会のフォーディズム工場化がその限界を露呈し、資本蓄積のプライマリーな形態が、広範な大衆層をターゲットとしたレントの合法的略奪、そして労働の形式的包摂へと逆転していくなか、資本主義国家の形態もまた、資本蓄積様式の「移行」に対応するかたちで、形態変化を続けてきた。そして、資本によるコモンズの収奪を許している、いやむしろ積極的に促進しているのが、ネオリベラルな国家である。ドミナントな資本蓄積が、産業資本から商業資本的な形式的包摂、そして金融資本的な略奪に重点移動しているのに対応するように、あたかも、資本主義国家もまた先祖返りしているようだ。

1970年代以来、われわれが目当たりしてきたものとは、コモンズのエンクロージャー（囲い込み）というべき事象である。資本によるコモンズの収奪は、私的な暴力によって遂行されるもの以外は、国家による介入なくしては遂行されえない。

そして、ネオリベラルな国家こそは、拡大再生産による蓄積に代わる〈略奪による蓄積〉を可能にする、コモンズにたいするエンクロージャーを自ら遂行する国家である。ネオリベラルな国家は、社会の再生産を保障している各種コモンズに私的所有権を設定し、それを資本に売り渡しつづけている。

4.1 こんにちの国家主導による「エンクロージャー」

社会的コモンズのエンクロージャー（囲い込み）を遂行するためには、イデオロギーと暴力が必要である。不況は、社会的コモンズの解体を正当化する。国家の財政赤字を盾に、社会保障と福祉は縮減され、「民間活力の導入」というスローガンのもとに、社会的コモンズとインフラは売りにだされた。

そのさい、「自己責任」と「個人所有」のイデオロギーは、社会的コモンズの解体と囲い込みに大いに寄与した。公共住宅の払い下げなどの諸政策を通じて、労働者階級を「所有者」にかえるというのが、マーガレット・サッチャーによる国家戦略の要の一つであったことは決定的である。英国における労働者階級の一部は、Essex man や Mondeo man と呼ばれる「所有者」となって保守化していった。その後、この国家戦略は、支配諸国における経済政策の柱となっていく。

ところで、労働者階級の定義は、生産手段を持たぬものたちであり、その賃金によって「所有者」になるのは、不可能ではないにせよ、非常に困難である。ところが、資本は労働者階級を所有者に変える魔法を発明した——じっさいは、それは労働者階級を「債務者」に換えることであったのだが。金融ネットワークというコモンズを占有する金融資本が、様々な金融テクノロジーを駆使して、経済学的な意味で信用の低い、広範な大衆層を債務者に変えたのである。

この事態について、マウリツィオ・ラッツァラートは、大衆が勝ち取ってきた保障と福祉などの社会的諸権利が、「個人的所有」というイデオロギーのもとに負債に変えられてしまったと指摘している。

金融は、社会的諸権利をクレジットに、個人保険に、金利収入（株主）に、要するに個人的所有に変える戦争機械である。すべてを銀行に託しなさいというわけだ。金融は、あなた方みんなをクレジット・カードを持った消費者に変えるための、もっとも精巧な技術を見つけたのである。破産を導くのは「投機」ではない。金融と実体経済の分離と言われるものでもない。そうではなくて、「私的所有の体制を変えることなく、すべての人を豊かにする」などという主張にはかならない。〔中略〕サブプライムを発案したとき、資本家は自らのイデオロギーを信じた。「もっとも貧しい労働者階級の人々」や中流階級を含むすべての人を「(資産の)所有者」に変えるというイデオロギーである。「すべての人を所有者に！」、これはフランスのサルコジの選挙宣伝に使われた標語だが、元祖のアメリカでは、ブッシュが「所有者の社会」を提唱していた。しかし実際に明らかになったのは、それとは反対に大多数の人々が債務者になり、一握りの人々だけが金利生活者になるという事態だった。(ラッツァラート 144-145 頁)

保障と福祉の公的サービスが縮減されてしまったので、そのかわりにわれわれは債務を負ってそれらを「購入」しなければならなかった。ネオリベラルなイデオロギーと政策が、コモンズを否定し、すべてを「個人的所有」と「自己責任」に変えてしまった。車や住宅の所有者にして債務者は、自らの生活水準を維持しようとするならば、資本の論理と命令を自ら内面化せざるをえない。債務と所有がもたらす、規律と教化の効果は過小評価されてはならない。労働者階級も保守化しうる。

さらに、ローンという見かけ倒しの「共産主義」によって、住宅も教育も保険・保障そして交通手段にいたるまで、すべて「個人所有」できるようになったので、それらの提供は行政の仕事ではなくなった。もし、それらに困っている者がいれば、それは「個人所有」をめぐる投資の失敗であり、当然「自己責任」となる。たとえば、公営住宅を整備することは、持ち家取得への国民の意欲を減衰させるものであるばかりでなく、民業圧迫だというわけである。人々は、好むと好まざるとに関わらず、借金（住宅ローン・奨学金）を背負い、貯蓄を投資に回さなければならない。

4.2 金融化された生

このように、資本によるコモンスの収奪に国家がコミットすることによって、われわれの生は金融化された。生きていることそれ自体が、ファイナンスの対象となる。住宅ローン、教育ローン、スマートフォンの月賦販売、クレジットカード、「貧困ビジネス」としての消費者金融などの「債務者」としてわれわれは生きるのみならず、各種保険・年金の掛け金の支払いによってこんどは「投資家」にもなる。

その時、何がおこるのか。ドラッカーが年金資本主義を提唱して以来、労働者は奇妙なパラドクスに陥っている。企業が労働者を解雇したり使い捨てたりして収益をあげるほうが、労働者や大衆「全体」で見れば、将来の年金（あるいは失業保険）が保障される場合もあるのだ――「運の悪い」労働者を除く。たとえば、クリスチャン・マラツィは、「労働者が資本と一体化する」とまで言う。

「ニューヨーク市の財政危機のなかで進行した年金基金の静かな革命に見たように
[労働者と公務員] の貯蓄が株式市場に投

資された結果、個人の運命を決定的に左右する力を世論が持つことになりました。極端な話をすれば、公務員であれ会社員であれ給与所得者は、自らが株主であれば、株主としての利益の名のもとにウォール・ストリートから求められると自ら進んで辞職するさえするようになったのです。[中略]

貯蓄を株式に投資した労働者は、労働者という定義からも賃金契約の形式からも矛盾していますが、いわば資本と一体化することになります」。(17-22 頁)

マラツィの文言には皮肉が込められており、誇張がある。もちろん、「年金基金の静かな革命」が、資本主義の根底にある〈資本と労働の敵対〉を揚棄するものではない。しかしながら、この敵対がそれとしては現れないような、そして労働者たちが自分たちの「階級利害」に目覚めて叛乱しないようにさせる様々な装置が張り巡らされているのである。

人はつねに複数の階級関係を生きている。たとえば、賃労働者として搾取されながらも比較的良い賃金を得ているとすれば、それは非正規労働者へのハイパー搾取にたいして、その黙認などを通じて間接的に荷担しているせいなのかもしれない。賃労働者にして、債務者であれば、労働市場において評価される労働力であり続けなければならない。さもなければ、借金を返さなくなってしまう。また、支配諸国の国民として社会保障を享受しているとすれば、当の社会保障の「原資」は、資本の輸出という（新）帝国主義戦略によって獲得されたものかもしれない。また、掛け金に見合う年金や保険金をえようとすれば、その基金の投資先がたとえ労働者を使い捨てにして利潤を得ようとも目をつぶった方がよいかもしれない。年金基金は、機関レントナーの典型であるが、たとえば、日本にお

ける GPIF のように、年金資金が株式投資による運用を強化すればするほど、「資本の利益」が国民の利益となっていく。資本と国民は一連托生になる。つまり、支配諸国においては、一個人においてさえも賃労働者とレントナー（年金・社会保険の受給者）とに分裂しているのである。

支配諸国における労働者階級が、同時に所有者・債務者・（間接的）投資家となったことは、階級関係・階級利害を飛躍的に複雑にしている。しかしながら、これはもっぱら経済学的観点から見たときだけであることも確かである。権力論的観点から見れば、事態は異なる。資本の指揮命令にしたがって労働過程が組織されるとき、労働者による生産の自治が確立されていないとき、搾取は存在しているし、資本と労働の敵対は続いているのだ。

5. 終わりにかえて ネーションというイマジナリーな共同体に入った亀裂と、リアルな階級分裂社会の露呈

ネオリベラルな国家による社会的諸コモンズの収奪は、しかしながら、資本主義国家の基盤を自ら掘り崩すものでもある。1960年代からのグローバルな叛乱、反戦運動、市民権運動などを通じて、支配諸国においては、国家による国民動員にたいする醒めた意識が広がっていった。諸個人は、ネーションが想像的なもの——擬制——であることなど承知している。

ネーションは、一義的には文化、記憶、言語を共有するものたちの共同体である。つまり、それは国民国家の基盤となる「想像の共同体」にして、精神的紐帯であった。しかしながら、このイマジナリーな関係は、物質的基盤なしに存立しえない。国家は、社会保障制度や国家の

イデオロギー諸装置を通じて、ネーションを（再）生産し、諸個人を国家プロジェクトへと動員してきたのであった。

フォーディズム循環の時代にあつては、資本主義がもたらす階級的敵対と矛盾を、国家介入によって緩和しながら、資本の蓄積運動へと諸個人を動員することによって国民は（再）生産されてきた。ところが、ネオリベラルな国家が遂行している、社会的コモンズの私有化そして福祉国家の解体は、国民の立ち上げを難しくする。

社会的コモンズとしての社会保障制度は、労働者階級の闘争が国家に押しつけたものでもある。資本主義国家は、もともと福祉国家を指向するわけではない。様々な領域における労働者階級と大衆層による諸闘争によって、国家は生き残るために福祉国家とならざるをえなかった。大衆が抵抗を断念し、声を挙げなくなったとき、国家は福祉国家を簡単に反故にするであろう——ネオリベラルな国家がそうであったように。しかしながら、福祉国家の解体は、国民的総動員システムを危うくしかねないものである。

5.1 牧人＝司祭制権力と主権との矛盾した結合

ところで、ミシェル・フーコーは、現代国家の権力形態を表現するにあたって、牧人＝司祭制権力という概念を練り上げた。⁽³⁾ この牧人＝司祭制権力はさらなる深化を見せている。この権力は、牧人の群れにたいする〈配慮〉、そして群れを構成する個体それぞれの「魂の救済」にもおよぶ個別的配慮として現れる。経済成長、雇用、国民の所得、社会福祉、安全保障、治安、教育、介護・医療・薬物、投資、セックスとジェンダー、衛生・平均寿命・出生率などなど——こんにちの国家とは、国民の生のありとあらゆる側面に介入し、管理する牧人＝司祭にも例えられる。この介入の目標は、広い意味での

「セキュリティ」の確保にある。ここでいうセキュリティとは、安全保障そして社会秩序の安定を意味するばかりではなく、国民経済および諸個人の「経済的安定」をも意味するのであり、諸個人の生を取り巻く「社会的環境——衛生・医療・教育・福祉など——の安定」をも含意する。いいかえれば、牧人＝司祭制権力は、社会と諸個人の生から、リスクと不確定要素をできる限り除去しようという権力である。この権力が十全に機能するに至ったとき、諸個人の生はゲーム理論によってすべて予測可能なものとなる。

もはや「夜警国家」は国民からも支持されはしない。ネオリベラルな国家は、市場に介入しない国家を全く意味しない。市場における公平な競争は、資本蓄積の妨げになるし、市場経済原理の貫徹は資本にとって必ずしも利益にならないので、国家は市場と競争を管理し、大きすぎて潰せない *too big to fail* 私企業も救済するのである。ネオリベラルな国家とは、資本蓄積条件の最適化のために、市場と企業、そして労働人口にたいしてあらゆる角度から介入する国家を意味する。

そして、この介入は国民による「下から」の要求によって正当化される。国家にたいする国民の要求は日増しに高まっている。レッセフェールの経済原則によれば、市場における景気循環は避けられないものである。さらにいえば、恐慌ですらそれは資本主義につきものの過剰資本を一掃し、資本の蓄積条件をリセットし、蓄積エンジンに再点火するためには避けられぬ「危機」なのである。しかし、恐慌が引き起こす痛みを人々はもはや我慢できず、その怒りは国家へと向かうことになる。国家が市場に介入して市場の均衡メカニズムをゆがめしまうため、次に来る恐慌（＝危機）はさらに深いものになる。結果、経済危機のたびに、国家の

威信と国民からの信頼は深く損ねられる。つまり、資本主義の恐慌は、資本主義国家の危機に等しい。こうしたあげくに、レッセフェールの原則からは遠く離れて、国家は国民経済の動向に責任を持つに至った。

フーコーが述べたように、国家と国民のあいだの「統治契約」はセキュリティ契約へと移行したのである。「もっと長生きさせてくれ」というような国家への要求は、おそらく半世紀前まで国民の意識にも昇らなかったものであろう。つまり、諸個人の多くは国家による精神的動員から醒めていると観念しているが、セキュリティにおいてはますます国家への依存を強めている。

気まぐれに暴れ回り、放蕩の限りを尽くす「君主」ではなく、恵み深い気遣いのある「牧人」として現れなければ、権力は自己を正当化できない。そして、気づけば、国家（権力）は、国民それぞれの生活の奥深くまで浸透をしている。それは、様々な共同体の衰退とハウスホルド形態の変容（核家族化）と軌を一にしている。共同体や家族が変化するにつれて、個人のありようもまた変化しつつあるのであり、それに沿うように国家権力も変容している。たとえば、セキュリティへの配慮が高じるなかで、ブルジョア法の公私の区別はほとんど無視されようとしている。国家警察による民事不介入原則はもはや住民から支持されない。セキュリティのためなら、痴情のもつれにまで警察は介入しなければならない。

そして、ここに資本主義国家の矛盾が露呈する。気前の良い牧人＝司祭制権力、そしてネオリベラルな国家のような費用対効果を計算する「吝嗇な」権力のあいだの矛盾である。たとえば、こんにちの権力は、ジョージ・オーウェルが『一九八四年』で描いたような、国家あるいは党を自発的に「愛する」ようになるまで反逆

者たちを洗脳するというような費用がかかることはしない。「ビッグ・ブラザー」は、あまりに「慈悲深く」、たった一人の叛乱分子にたいしてさえも、配慮と計算が行き届いた拷問と洗脳を時間とコストをかけておこなっていた。このような非効率性は、こんにちの権力のエコノミーにおいては真っ先に否定されるであろう。すなわち、われわれが接している権力は、一人の落伍者も出さないよう群れを率いるという意味での牧人ではない。「黒い羊」は即座に群れから排除されるのみだからだ。

このことは何を意味するのであろうか。おそらくは、主権とそして牧人＝司祭制権力のあいだの接合である。主権とは、敵と友を区別し、敵には死を与えそして友は生かしたままにしておく権力であった。主権と牧人＝司祭制権力という異質な権力をつないでいるのが、権力のエコノミーであろう。牧人は、群れを率い、群れをつくる個体それぞれに配慮しながらも、群れのセキュリティにとっての壊乱要因となるものは、容赦なく徹底して排除する。牧人は個体それぞれの「救済」に努めるかもしれないが、それは権力における「経済性」が許す限りでしかない。非経済・非効率な権力が長く存続したためしはない。『一九八四年』が論証して見せたのは、全体主義国家の全能性と全体性ではない。むしろ、無駄の多い権力は、早晚瓦解せざるをえないということである。われわれが現在生きている権力関係は、はるかに lean である。もはや権力は、ひとびとの内面の救済や洗脳などにはほとんど関心がないように思われる。リスクの高い者たちは、単に排除するだけでよいからだ。

こんにちの資本国家が従っている権力のエコノミーゆえに、牧人が嘯く気前の良さには根本的な欺瞞がある。資本主義国家は、基本的に〈債務国家〉という位相がある。そして、資本

主義国家とは「貨幣による経営体」でもある。それは、資本が獲得する剰余価値に寄生することによって、その身を養っている装置なのだ。ネオリベラルな国家が証明したのは、資本主義国家は、コモンズという共有財を大衆から奪い取らなければ、そして福祉国家が保障していたものを反故にしなければ、牧人として国民に分け与えることもできないということである。国家装置とは、最終的には独占された暴力によってその組織と権力を保持する、極めて特異な装置である。国家にあっては組織と権限の防衛がすべてに優先される。資本主義国家が、こんにち牧人＝司祭のような形象を帯びて現れるとすれば、それが国家装置の存続にとって必要不可欠であるからに他ならない。

国家権力は、二極化しつつある。一つの極に、国民の外にある者たち（「敵」）に向けられる容赦のない抑圧がある。その国家暴力は、国家の政策に従わない「非国民」（市民的不服従の実践者など）、文明の敵であるテロリストたち、あるいは押し寄せる難民たちに向けられる。場合によっては、非寛容は国家にとって大きな負担となる者たちにも向けられよう。かれらは、剥き出しの生のまま、国家（暴力）と対峙しなければならない。

ひるがえって、国家が国民（友）にたいして行使する権力は、牧人による「導き」と「配慮」として現れる。この牧人は、群れにたいして気前の良さもみせるかもしれないが、しかし、それは福祉国家が国民に与えていたものを奪い返すことによって、はじめて可能になる。

5.2 ナショナリズムの変容

主権と牧人＝司祭制権力が矛盾をはらみつつ接合した国家において、ナショナリズムはどのような形態変化を見せているのか。すでに述べたように、資本蓄積への国民的総動員を支えて

いた、福祉国家の解体およびそして各種の国家のイデオロギー装置の機能不全は、ネーションの存立基盤を危うくする。福祉国家による再分配が否定され、コモンズが収奪されるとき、ネーションという「想像の共同体」によっては糊塗できないほどに、社会の階級分裂は極まってい

く。なるほど、いまなおナショナリズムは、国家による精神的動員における中心的戦術であり続けている。ナショナリズムが巨大な政治的影響を与えるのも確かである。しかし、とりわけその「賞味期限」は限られている。なるほど、大衆が社会にたいして抱く不満にたいし、ナショナリズムは、諸悪の根源たる「国民の敵」を名指しし、愛国のためのヒロイックな自己犠牲を称揚し続けている。ナショナリズムに醒めていた者でさえも、「国難」のさいにはヒステリックに愛国者へと変貌する。ところが、愛国ヒステリーも長続きはせず、ヒステリーが去った後の自責の念だけが社会に漂う⁽⁴⁾。すなわち、ナショナリズムに訴えることによって、国家の正当性を証し、国家の威信を維持しうる期間はことのほか短い。

なぜならば、一つには、ナショナリズムのもつ排外主義はグローバル・ビジネスにとっての阻害要因であるからである。ナショナリズムへの熱狂は、持たざる諸階級にとって、つかの間の溜飲を下げるには役立つかもしれないが、とりわけ経済的なツケを後でたっぴり支払わされることになるだろう。

こんにちでは、ネーションは資本主義をめぐる「諸利益の共同体」という色合いを強めている。たとえば、国籍（市民権）は、各種の社会保障（健康保険・失業保険・年金）、各種労働権と切り離しては考えられない。そして、国家がそれら諸権利を国民にたいし経済的に保証できるのは、資本によって蓄積された剰余価値に

国家が寄生しているからに他ならない。

支配諸国では、国民と不法移民のあいだには、人種差別と重なる階級的分割線が画されているが、すなわち、この分割線は搾取の最前線でもある。不法移民を搾取することによって、資本が剰余価値を蓄積しているとするならば、そして国家は当の資本に税を課すことによって社会保障の「原資」を得ているとするならば、「国民」とは間接的に不法移民を搾取する者たちという利益集団の意味になる。グローバル企業が世界各地で搾取や収奪をおこなうことによって資本を蓄積し、「本国」に税を納めている実情をみても、支配諸国の国民は階級的特権性を帯びている。そして、社会保障制度の「原資」をグローバル企業に依存するようになればなるほど、資本の利害が国民の利害となっていく。もしも、雇用・社会保障制度・国民生活水準を維持したければ、国家と国民は否が応でも資本の論理と利害に配慮し、他の諸国民（あるいは移民）の搾取や収奪を黙認せざるをえなくなる。支配国にあつては、資本・国家・国民は、一蓮托生のものになってしまったかのようだ。もはや「帝国主義」という言葉は流行らないが、その現実はなくはない。こうしてみると、ネーションは、伝統・文化・言語を共有する「想像の共同体」から、むしろ現世利益を保障する排他的集団へと変貌しつつあるのだろうか。

このように、もはやナショナリズムは、国家動員のための万能薬とは言えなくなっている。それでは、国家による資本主義への国民的動員は終わりつつあるのであろうか。少なくとも精神的動員の限界は見えてきている。ところが、事態はそう単純ではない。諸個人は、資本主義を盲信しているわけではない。しかし、それが諸個人の社会的自己保存を適える唯一の手段と観念されるために、そのシステムに順応しようとしている。多くの者は、社会の階級分裂、環

境破壊、帝国主義戦争などをはじめとする資本制経済がもたらす諸問題を意識しながらも、しかし、(とりわけ経済的に)現実的なオルタナティブを見いだせないでいる。資本制経済の有能な担い手として生きる以外に自己保存がかなえられないと諸個人が観念するとき、諸個人による資本および国家への「依存」は極まる。

また、「想像の共同体」は、現実には階級分裂している社会の諸敵対を糊塗するためのカバーイメージとして機能していたのだが、「美しいネーション」によってはもはや弥縫しきれないほど、社会が階級分裂している場合、「国民」とは、もはや社会保障番号(合衆国)やマイナンバー(日本)のような、単なる「市民の権利と義務の証票」に縮減されていく。合衆国の国籍をえるための「出産ツアー」に典型的に現れているように、国籍はもはや投資の対象になっているのであり、ネーションとは、民族や愛国などのイデオロギーではなく、実利によって繋がっているようにも映る。社会保障番号以上の「崇高な」ネーションなどというのは消えゆく運命にある幻想なのだろうか⁽⁵⁾?

5.3 帝国主義の変容、そして国民国家との矛盾

このようなナショナリズムの変容——あるいはその限界の露呈——は、資本による搾取と収奪がグローバル化されたのと並行している。したがってまた、帝国主義も複雑に形態変化し、深化しているといってよい。レーニンが、20世紀の帝国主義の発現形態を、資本の輸出に不可欠な市場の獲得を目的とした世界の分割戦に見いだした。したがって、帝国主義とナショナリズムは不可分の関係にあった。ゆえに、反帝国主義運動もまた民族自決というナショナリズムに訴えていた。20世紀の帝国主義(そして反帝国主義)は、ナショナリズムをその中核に据えていた。

ところがこんにちにおける帝国主義は、ある一つの国民国家による領土的野心に駆られた対外膨張というよりも、ヘゲモニー国家を中心とした一握りの支配諸国による〈世界の共同管理〉という様相を呈している。その現実の担い手たちは、ごく少数のグローバルエリートたちである。支配諸国の課題は、資本が築き上げたグローバルな搾取と収奪のシステムを庇護することであり、資本の立地条件競争に勝利しながら、グローバル資本が蓄積する剰余価値にできる限り寄生することにある。

もはや他国の領土と人口の支配というような植民地主義は、費用対効果にみあわない。金融・技術・知的所有権を利用した市場と資源へのアクセス権の支配が新帝国主義のプライマリーな戦略となった。そして、帝国主義の最大の武器が債権であることは間違いない。支配諸国は、債権の「神聖同盟」を結んでおり、重債務を負った債務国家の社会的コモンズを収奪している。

21世紀の帝国主義は、20世紀のようなイデオロギー闘争——共産主義・自由主義・民族自決など——をもはや必要としていない。なぜならば、この新しい帝国主義とは、世界を共同管理する一握りのエリート層あるいは特権層の共同利害を追求するものに他ならないからである。したがって、帝国主義の論理は、必ずしもナショナリズムとは合致しない。新帝国主義にあっては、支配諸国のあいだのヘゲモニー闘争は、世界の共同管理という利害に従属する。そして、支配諸国間のあいだの資本の立地条件競争に従属する。そして、諸国民は、ますます帝国主義のヒエラルキーのなかに深く組み込まれるようになった。

このとき、国民国家としての利益と支配的帝国主義国家との利益は矛盾しがちである。多くの場合、国民経済全体の利益は切り捨てられ、

グローバル資本の利益が優先されるからである。EU離脱の是非を問うた英国の国民投票、2016年の合衆国大統領選挙において見られたのは、「ネーションの分裂」というよりも、ナショナリズムによる国民統合の限界であった。社会の階級分裂が極まったとき、政治家たちがナショナリズムに訴えて支持をえようとすると、ナショナリズムは、むしろ社会の階級分裂の歪な表現となってしまう。具体的には、資本による搾取と収奪に苦しんでいる諸階級の不満が、排外主義や人種差別と結びついて、歪んだナショナリズムとして現れるのである。ナショナリズムによる国民統合が限界を露呈しつつあるとすれば、国民を立ち上げ、再生産する動員形態も変わってゆかざるをえないであろう。

註

- (1) 資本制社会において現れる「分業」には、注意が必要である。資本制社会における権力関係は、分業の形態を帯びて現れる場合が多いからである。たとえば、職階制という精神労働と肉体労働の「分業」体制は、すなわち指揮命令系統をもった支配と服従のシステムである。資本制家父長制における、外での賃労働と内でのシャドウワークというジェンダーによる分業は、性差別を含んでいる。分業と差別、分業と搾取が複雑に入り込んでいるのが、資本制社会の特徴である。
- (2) たとえば、サブカルチャー領域では「二次創作」が盛んである。二次創作とは、マンガやアニメなどの有名キャラクターを用いた創作であり、パロディあるいはパステイッシュを技法とする。二次創作は、サブカルチャーにおいて一つのジャンルとして認知されている。二次創作は、玉石混交ではあるが、優れたものはもはやオリジナルにたいするコピー作品とはいえない。この場合、オリジナルのキャラクターは、インタラクティブな集团的創作を可能にする共通の土俵——クリエイターたちにとっての共有地——のごときものにすぎない。この集团的創作の場においては、クリエイターとその作品の消費

者（鑑賞者）という区分は成り立たない。それというのも、たとえば消費者たちが映像や動画作品に重ねてしまうキャプションやコメントが、当の作品の一部をなしているからである。消費それ自体が、新たな創造と生産となる。それにたいして、商標権をもった企業は、この集团的創作をパッケージ化して商品として売り出したり、二次創作者やその消費者たちに課金したりしている。

- (3) フーコーによる牧人＝司祭制権力の定義については「全体的なものと個別的なもの——政治理性批判にむけて」を、また国家と国民のあいだの契約が、領土契約から治安契約に変化しつつある状況についての分析については、「治安と国家」を参照のこと。
- (4) 2015年の夏に、日本では安保法案をめぐる反戦運動が高揚したが、これは愛国ヒステリー（ならびにそれがもたらした厄災）にたいする自責の記憶が、社会的に継承されていたことの証左であろう。
- (5) またたとえば、かつてオリンピックやワールドカップ、そして万国博覧会などの国際的イベントといえば、ナショナリズムと国威の発揚の場であった。こんにちでも、その側面がないわけではないが、しかし（一流アスリートを含む）エリート層・レントナー層たちによるビジネスの場となりつつある。各種の国際イベントをめぐるのは、巨額な放送権取引が行われており、免許や規制によって競争を免れている各種放送権益を手にしている諸資本は、大衆を収奪するレントナーの性格を強めている。メディアを通じてスポーツやイベントを見て楽しむ権利は、世界中の誰にでも保証されているわけではない——本来はそうあるべきはずのものであるが。国際イベントのビジネス化が進むにつれて、それによるナショナリズム発揚の機能は衰えつつあるようにも見える。

参考文献※外国語文献の引用のさいには邦訳の頁数のみ記す

Anderson, Benedict. *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. London

- and New York:Verso, Revised edition, 1991. (ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体: ナショナリズムの起源と流行』白石隆・白石さや訳 NTT 出版 1997年)
- Foucault, Michel. 1977 "Désormais la sécurité est au dessus des lois" in *Dits et Ecrits 1954-1988* I-IV. Paris:Gallimard, 1994. (「今後は法律よりも治安が優先する」『ミシェル・フーコー思考集成』VI 蓮實重彦・渡辺守章監修 筑摩書房 2000)
- . 1981 "Omnes et singlatim: vers une critique de la raison politique" in *Dits et Ecrits 1954-1988* I-IV. Paris:Gallimard, 1994. (「全体的なものと個別的なもの——政治理性批判にむけて」北山誠一訳『ミシェル・フーコー思考集成』VIII 蓮實重彦・渡辺守章監修 筑摩書房 2001)
- Harvey, David. 2003 *The New Imperialism*. Oxford: Oxford University Press. (デヴィッド・ハーヴェイ『ニューインペリアルイズム』本橋哲也訳 青木書店 2005年)
- . 2005 *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford University Press. (デヴィッド・ハーヴェイ『ネオリベラリズム』渡辺治監訳 作品社 2007年)
- . 2010 *The enigma of capital and the crises of capitalism*. Profile Books, 2010. (デヴィッド・ハーヴェイ『資本の〈謎〉』森田成也他訳 作品社 2012年)
- Marazzi, Christian. *Capital and Language: From the New Economy to the War Economy*. Los Angeles: Semiotext, 2008. (クリスチャン・マラッツィ『資本と言語: ニューエコノミーのサイクルと危機』柱本元彦訳 人文書院 2010年)
- Schumpeter, J.A. *Imperialism and Social Classes*. translated by Heinz Norden, edited and with an introduction by Poul M.Sweezy, New York, Augustus M. Kelley, 1951 (『帝国主義と社会階級』都留重人訳 岩波書店 1956年)
- Wallerstein, Immanuel. 2004 *World-Systems Analysis: An Introduction*. Durham: Duke University Press. (イマニュエル・ウォーラーステイン『入門 世界システム分析』山下範久訳 藤原書店 2006年)
- Wallerstein, Immanuel with Étienne Balibar. 1991 *Race, Nation, Class: Ambiguous Identities*. London: Verso. (イマニュエル・ウォーラーステイン エティエンヌ・バリバル『人種・国民・階級』若森孝他訳 大村書店 1995年)
- Lazzarato, Maurizio. *La fabrique de l'homme endetté : essai sur la condition néolibérale*. Edition Amsterdam, 2011. (マウリツィオ・ラッツァラート『「借金人間」製造工場: "負債"の政治経済学』杉村昌昭訳 作品社 2012年)
- Keynes, John Maynard. *The General Theory of employment interest and money*. Macmillan, 1973. (ケインズ・J.M『雇用・利子および貨幣の一般理論』塩野谷 祐一訳 東洋経済新報社 1995年)
- 宇野弘蔵「経済学演習講座 経済原論」『宇野弘蔵著作集』第2巻
- カルロ・ヴェルチェッローネ「形式的包摂から一般的知性へ」沖公祐訳『現代思想 認知資本主義とは何か』第39巻3号 2011年
- マックス・ウェーバー『支配の社会学Ⅰ』世良晃志郎訳 創文社 1960年
- マックス・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳 岩波文庫 1989年
- ヨアヒム・ヒルシュ『国民的競争国家—グローバル時代の国家とオルタナティブ』木原 滋哉・中村 健吾訳 ミネルヴァ書房 1998年

中国の都市化進展と社会資本整備財源 — 公私連携（PPP）の可能性

徐 一睿

はじめに

中国の改革開放以後、都市化はすさまじいスピードで進んできた。1981年中国の都市総数はわずか226個（うち地級市は110個、県級市は113個）、都市人口は1.44億人、都市部の総面積は7438平方kmしかなかったが、2014年になると、都市総数は653個（うち地級市は288個、県級市は361個）、都市人口は3.86億人、都市部総面積は49773平方kmに達していた。都市の数、都市住民の急増、そして都市部面積の拡大が進むと同時に、都市部の公共インフラのサービス水準も飛躍的な成長を見せていた。1991年、水道普及率54.8%、ガス普及率23.7%、一人あたり道路面積3.35㎡、污水处理率14.9%しかなかったものの、2014年になると、水道普及率は97.6%、ガス普及率94.6%、一人あたり道路面積15.34㎡、污水处理率は90.2%に大きく成長してきた¹。

急速な都市化が進められている中、都市建設と維持に関わる社会資本整備に莫大な財源が必要となる。Chan（1998）やBird（2004）が主張したように、多くの先進国の都市における社会資本整備の財源は、上位政府からの財政移転、地方税、そして地方債の発行や銀行からの借入れに依存する。しかし、徐（2014）ですでに確認したように、中国において、先進国のような社会資本整備財源の調達方法に依存するのは極めて困難である。中国の社会資本整備財源は地方政府の予算内財源というよりも、土地の使用

権譲渡によって得られる収入や各地方政府による自主的な財源調達に依存する側面が強い。また、公共施工などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金も大きな役割を果たしてきた。本稿は中国の都市化過程における都市建設及び維持に関わる財源を注目して、省及び省以下の市レベルのデータを用いて分析し、中国における地域別の都市インフラ投資財源の特徴を検証する。更に、脱土地依存を訴える中国において、その代替役として注目されている公私連携（PPP）の歴史的発展経緯を考察したうえで、その問題点を明らかにする。

社会資本整備の財源はいかに調達されてきたか

改革開放まで、中国は「統収統支」という財政制度のもとで、地方政府の収入は一括中央政府に上納し、中央政府は財政計画に応じて、資金を下位の省・市に分配する方法をとられている。各レベルの国有企業が上納した税・費は、この時期における主な財源となる。この時期において、地方政府は都市建設に特化した税源を持っておらず、社会資本投資が恒常的に不足に陥っていた。

改革開放以後、中国の財政制度は従来の「統収統支」から「財政請負」に転換したことで、都市政府は都市における社会資本投資の実践者であると同時に国有企業の所有者でもある。都市政府の収入はその都市に所属している国有企

業が上納した利潤と税収に依存しており、その資金は都市インフラ投資の原資となる。

Chan (1997)、Wong (1992) などが主張するように、経済における構造改革が行われている中で、工業化と都市化が急速に進み、多くの地方政府は経済成長と人口増加によってもたらしたインフラと公共サービスのニーズに満たすことができない。また、Bahl (1999) が言うように、中国も多くの発展途上国と同様に、交通、水道、電力、通信といった領域のインフラ設備投資は大変不足している。

Wong (1992) では、財政の請負は地方経済の発展を促進したと同時に、諸侯経済と言われるように、地方保護主義が蔓延し、地域間の経済力格差の拡大をもたらすと同時に、インフラと公共サービスにおける量と質の格差を拡大させている。

1994 年分税制改革が実行するようになってから、中国の財政システムが大きく変貌を遂げるようになった。1994 年分税制改革において、中央政府と地方政府の財源の再配分が行われ、中央政府による財源の再集中が行われたと同時に、政府間財政移転制度が創設され、中央政府によるマクロコントロール能力の向上を実現した。分税制改革によって、従来の企業による上納制度を廃止され、新しい租税制度が導入され、中央政府と地方政府にそれぞれの税目を導入され、比較的に取りやすい税目は中央税ないし共有税にした上で、地方政府に比較的に把握しにくい小税目を割り当てた。地方税のうち、都市土地使用税、房地產税及び都市維持建設税は都市インフラ関連の建設と維持に割り当てる特定財源とした。

分税制改革において、新たな中央政府と地方政府間の税収分配システムが構築され、中央政府による税源の集中化が実現されたが、中央政府と地方政府の支出構造は従来のままに残され、

地方政府は交通、都市インフラの建設と維持、教育、医療といった支出責務がそのまま継承され、財源と事務責務におけるアンバランスは極めて深刻な問題として、残されていた。地方政府は教育と医療サービスの向上を目指すと同時に、交通、都市インフラの建設と維持といった社会資本投資も行わなければならない。財源と支出のギャップを埋めるには、上位政府から下位政府への財政移転が必要不可欠である。しかし、徐 (2010) の分析ですでに明らかになったように、1994 年分税制改革以後の政府間財政移転制度は地方政府が自主裁量権を持つ一般補助ではなく、中央政府による地方に対する統制が効く専項補助（特定補助）を中心となっており、中央政府の政策嗜好に合わせて、特定補助を駆使してセーフティネットの再構築に注力していた。急速な都市化が進む中、交通、都市インフラの建設と維持といった社会資本設備投資の財源は地方政府による独自の財源調達に依存せざるをえなかった。

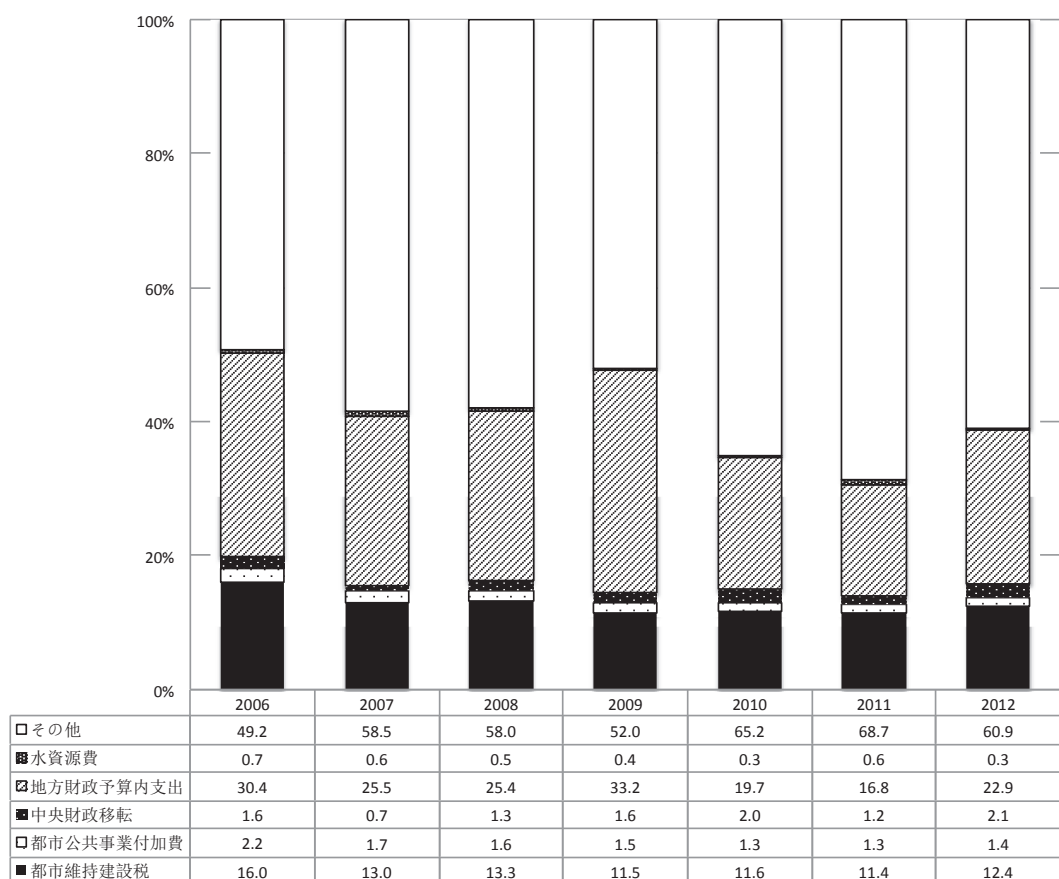
図表 1 から確認できるように、『中国都市建設統計年鑑』において、都市維持と建設に関する財源は主に 6 項目に分かれている。中央政府からの財政移転の割合は極めて小さい。近年、中央政府から地方政府への財政移転額が大きく増額されているとはいえ、また、都市維持と建設の分野に対する財政移転が拡大されていることは確認できるが、しかし、全体に占める割合は 2 % 前後しかなかったことがわかる。そして、地方政府の予算内支出をみると、2006 年では全体の 30.4% を占め、都市維持と建設に関わる重要な財源であった。2007 年と 2008 年、中国の不動産価格の高騰と地方政府の土地売却益の急増に伴い、その割合は 25 % 台に大きく下がっていた。2008 年のリーマンショックを受けて、中央の拡張的財政政策に呼応し、2009 年にその割合は急激に高揚し、2006 年の 30.4%

を大きく超えて、33.2%となったものの、2010年以後、この割合は大きく低下していた。最も低い2011年ではわずか16.8%しかなかった²。また、地方税の中、都市の建設と維持に用途を特定されている都市維持建設税があるが、その割合も近年低下傾向にある。都市公共事業付加費と水資源費も財源として計上されているが、この2項目が財源全体に占める割合は小さい。そうすると、図表1からも確認できるように、近年、都市維持と建設の財源のうち特に依存し

ているのは、その他による資金調達である。その他の資金は、市政公共施設整備費、市政公共施設有償使用費、土地使用者譲渡金収入、資産売却費及びその他の財政関連資金が含まれており、そのうち土地使用者譲渡金収入は都市のインフラ維持と整備を支える重要な財源になっている。

図表2から確認できるように、2006年、全国において都市建設維持関連財政資金の国有土地使用者譲渡収入に対する依存度は27.6%し

図表1 都市維持と建設に関わる財源の推移



注：

- (1) 2006年を境に統計基準が変り、2006年以後、国内銀行借入れといった社会から調達した資金を含めなくなった。
- (2) 地方財政予算収入は省レベルと市レベル及び市レベル以下の予算内資金を含む。
- (3) 2013年以後のデータは不備があるため、2012年までのデータを使用出所：『中国都市建設統計年鑑』各年により筆者作成

図表2 都市維持建設関連財政資金の国有土地使用者譲渡収入に対する依存度

単位：(億元、%)

	東部		中部		西部		東北部		全国	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
2006	513.0	24.7	136.0	34.0	145.9	29.4	87.0	38.5	881.9	27.6
2007	1102.0	37.7	214.2	41.3	247.4	36.9	105.1	41.3	1668.7	38.2
2008	1394.9	42.3	295.8	42.4	283.9	34.2	131.0	35.8	2105.4	40.6
2009	1594.6	42.5	409.9	47.3	371.4	43.1	260.1	56.8	2636.0	44.4
2010	2523.4	51.5	624.6	55.6	561.5	45.3	361.6	60.8	4071.1	51.8
2011	3995.5	58.4	1037.2	61.1	1129.8	58.0	424.1	55.7	6586.5	58.6
2012	3382.5	50.9	727.8	45.7	856.6	45.5	541.6	59.6	5508.5	50.0
2013	5422.5	69.9	1193.4	61.0	1681.0	61.4	498.5	57.6	8795.4	66.0
2014	4330.4	62.6	1481.0	61.2	1262.3	53.9	377.8	51.6	7451.5	60.0

出所：『中国都市建設統計年鑑』各年により筆者作成

なかったものの、その後急速に伸び始め、2008年のリーマンショック以後、この傾向は特に顕著になり、2013年では66%に達していた。土地に依存した財政システム（いわゆる「土地財政」）は次第に形成し、膨張してきた³。また中国を東部、中部、西部、東北部の4つの地域に分けて、分析を進めると、東部地域における都市維持建設関連財政資金の国有土地使用者譲渡収入に対する依存度は、2006年の24.7%と4つの地域内に最も低かったが、その後は少しずつその割合は上がってきており、2013年に約7割の資金は土地の売却収入に依存していたことがわかる。一方、2006年に、土地使用者譲渡収入に対する依存度の最も高かった東北部だが、その後土地に対する依存度は比較的抑制されていたものの、2008年のリーマンショックを境に、2008年の35.8%から2009年の56.8%に飛躍した。2010年の60.8%をピークに、土地に対する依存度は近年東北地域の経済の衰退とともに、次第にその割合も低下してきた。2014年では、4つの地域において、最も低い51.6%となった。しかし、4つの地域を見渡すと、都市の維持建設関連の財政資金の国有土地使用者譲渡収入に対する依存度は極めて高く、土地はすべての地域

において、重要な財源であることは明らかである。

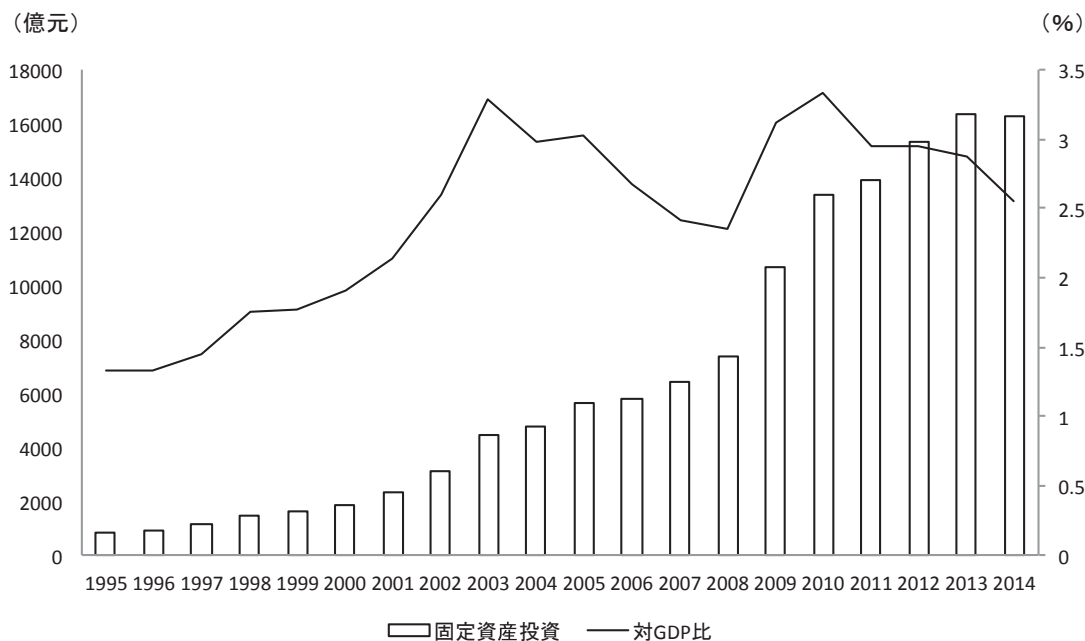
1996年財政部が公表した「都市維持建設資金管理方法」において、都市維持と建設に関する財政的資金の財源と支出に関する範囲を定めていた。都市維持と建設に関わる財源の支出について、（1）都市公共施設の維持と建設（1、都市の道路、橋梁、下水道、排水管などの施設整備、2、公園、緑地などの緑化設備、3、公衆トイレ、ゴミ運搬、除雪などの公共衛生施設、4、消防、街灯などのその他の施設）（2）都市インフラ関連投資と定められている。この都市維持と建設に関する財政的資金の使途は都市の維持と建設に関わるより広い概念であるのに対して、もう一つ都市部の公共施設建設固定資産投資という都市部の水・ガス・熱供給、地下鉄、道路、橋梁、下水道、汚水処理、緑地整備といった新規インフラ関連の固定資産投資に関する指標もある。都市の公共施設建設固定資産投資を見することで、新規インフラプロジェクトの投資はどのくらい行われてきたか、そしてこの財源はどのように調達されてきたかをより明確に確認することができる。

図表3から確認できるように、中国における

都市の公共施設に関する新規固定資産投資総額は急速に増え続けており、特に、2008年のリーマンショック以後の大規模な財政拡張政策の影響を受けて、2008年から2010年にかけて都市の公共施設に関する新規固定資産投資は飛躍的に増えてきた。対GDP比でみれば、中国における都市の公共施設新規インフラ投資は1990年代半ばから急速に上がり、2003年をピークにその後大きく下がってきたものの、2008年リーマンショックをきっかけに再び上がり、2010年をピークに最近では、対GDP比は少しずつ上がってきている。2008年都市の公共施設新規インフラ投資の対GDP比は2.35%だったものが、2010年には3.33%にあがり、その後、若干低下しているものの、2014年では2.55%で、依然2008年のリーマンショック以前より高い水準にある。

都市の公共施設に関する新規固定資産投資の財源について、図表4で確認できるように、①中央財政資金、②地方財政資金、③国内銀行による借入れ、④債券発行、⑤外資による投資、⑥自己調達資金⁴、⑦その他資金に分類することができる。図表4から確認できるように、都市の公共施設に関する新規固定資産投資の財源において、2000年初頭、中央財政資金と外資に対する依存度は比較的高かったものの、近年その比率は減少する一方である。先進国において都市公共施設投資に主に依存する資金調達方法としての債券発行について、中国ではその水準はきわめて低い⁵。中国の都市の公共施設建設に関わる固定資産投資は概ね地方財政資金、国内銀行からの借入れと都市政府による自己調達に依存していることが確認できる。

図表3 都市の新規インフラ投資完成金額及び対GDP比



出所：『中国都市建設統計年鑑』 各年により筆者作成

図表 4 都市の公共施設新規固定資産投資の歴史的推移

単位：(億元、%)

	中央財政資金		地方財政資金		国内銀行資金		債券発行		外資		自己調達資金		その他		合計
2001	104.9	5.0	379.1	17.9	603.4	28.6	16.8	0.8	97.8	4.6	636.4	30.1	274.5	13.0	2112.8
2002	96.3	3.6	516.9	19.1	743.8	27.5	7.3	0.3	109.6	4.1	866.3	32.0	365.7	13.5	2705.9
2003	118.9	2.9	733.4	17.7	1435.4	34.6	17.4	0.4	90.0	2.2	1350.2	32.6	398.0	9.6	4143.4
2004	63.0	1.4	938.4	21.4	1468.0	33.5	8.5	0.2	87.2	2.0	1372.9	31.3	445.0	10.2	4383.0
2005	63.9	1.2	1050.6	19.9	1805.9	34.2	5.2	0.1	170.0	3.2	1728.0	32.7	453.0	8.6	5276.6
2006	89.2	1.6	1339.0	24.6	1880.5	34.6	16.4	0.3	92.9	1.7	1638.1	30.1	379.2	7.0	5435.2
2007	77.3	1.3	1925.7	32.6	1763.7	29.8	29.5	0.5	73.1	1.2	1635.7	27.7	409.0	6.9	5914.0
2008	72.7	1.1	2143.9	31.1	2037.0	29.6	27.8	0.4	91.2	1.3	1980.1	28.7	537.6	7.8	6890.4
2009	112.9	1.1	2705.1	25.8	4034.8	38.5	120.8	1.2	66.1	0.6	2487.1	23.7	950.7	9.1	10477.6
2010	206.0	1.6	3523.6	27.8	4615.6	36.4	49.1	0.4	113.8	0.9	3058.9	24.1	1125.3	8.9	12692.4
2011	166.3	1.2	4555.6	33.7	3992.8	29.6	111.6	0.8	100.3	0.7	3478.6	25.8	1103.9	8.2	13509.1
2012	171.1	1.2	4446.6	30.3	4366.7	29.8	26.8	0.2	150.8	1.0	3740.5	25.5	1766.4	12.0	14668.9
2013	147.5	1.0	3573.2	23.6	4218.0	27.9	41.5	0.3	62.2	0.4	4714.1	31.1	2377.7	15.7	15134.3
2014	102.2	0.7	4135.2	27.4	4383.1	29.0	96.0	0.6	42.0	0.3	4294.7	28.4	2045.7	13.5	15100.0

注：この自己調達資金は自己資金（self-owned fund）を含むものである。

出所：『中国都市建設統計年鑑』各年により筆者作成

中国における都市新規公共施設プロジェクト投資財源の分析

図表4ですでに確認できるように、中国全体で見れば、都市の公共施設に対する新規固定資産投資の財源のうち、都市政府による自主調達の比率は近年3割程度で推移されていることがわかる。次にそのデータに基づいて省別、地域別に都市の新規公共施設プロジェクトの資金の出処を確認してみよう。単年度のデータはそれぞれの省や地域の実態を見極めることが難しいので、本研究では2009年から2013年の5カ年のデータの合計を用いて、分析を行う。

図表5で確認できるように、この5カ年において、全国の新規公共施設プロジェクト投資総額は6兆7424億元に上るが、そのうち、政府予算は2兆550億元、投資総額に占める割合は30.5%、国内銀行の借入れは2兆1228億元、投資総額に占める割合は31.5%、一方自己調達資金は1兆7479億元、投資総額に占める割合は

25.9%、そのうち、事業体が自己保有する自己資金（self-owned fund）を差し引いた市場から都市政府が自主的に調達した資金は1兆3893億元、投資総額に占める割合は20.6%となる。都市部の新規公共施設プロジェクトの財源において、都市政府による自主調達は全体の5分の1程度とかなり高い水準にあることがわかる。そして、中国を東部、中部、西部、東北部の4つの地域に分けて分析を進めると、東部地域では政府予算に対する依存度は34.4%、最も高く、逆に西部地域の政府予算に対する依存度は23.1%、最も低い。一方、都市政府による自主調達の割合は逆に西部地域の24.2%が最も高く、それに対して、東部地域の18.2%が最も低い結果となる。また、中部や東北部地域の都市政府による自主資金調達に対する依存度も東部地域より低いことが確認できる。経済力の高い東部地域の財政力が高いが故に、その他の地域と比べインフラ投資に関する政府予算はより潤沢である。2008年リーマンショック以後、中央主

導の大規模な拡張財政政策のもとで、中国では急速なインフラ整備が進められた。こうした中、中部、西部、東北部といった内陸地域にもその政策的波及効果を及んでいるとはいえ、その財源については、東部地域よりも自主資金調達に依存していることがわかる。さらに、個別の省を見てみると、地域別の特性を確認できるものの、それぞれの省において、政府予算、国内銀行からの借入れ、そして、都市政府による自主資金調達に対する依存度は大きく異なる。政府予算に対する依存度が高い省は、北京市 (42.9%)、山西省 (40.9%)、福建省 (55.1%)、

図表5 省別の新規公共施設プロジェクト資金の出処 (2009-2013年の5カ年合計)

(単位: 億元、%)

	合計	政府予算		国内銀行借入		自己調達資金		自己調達資金Ⅱ	
	金額	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
北京	4329.5	1856.9	42.9	1213.6	28.0	487.4	11.3	201.7	4.7
天津	2802.0	222.2	7.9	1634.2	58.3	766.7	27.4	600.5	21.4
河北	3083.0	763.4	24.8	951.0	30.8	995.4	32.3	895.4	29.0
山西	1603.9	656.6	40.9	233.3	14.5	288.4	18.0	181.1	11.3
内モンゴル	2144.3	396.8	18.5	182.8	8.5	1418.1	66.1	1310.6	61.1
遼寧	3068.1	1005.7	32.8	734.0	23.9	1117.9	36.4	681.0	22.2
吉林	1027.8	174.4	17.0	616.6	60.0	178.1	17.3	148.7	14.5
黒竜江	1369.8	471.4	34.4	358.9	26.2	444.6	32.5	368.0	26.9
上海	2024.0	157.8	7.8	725.9	35.9	965.9	47.7	696.7	34.4
江蘇	6503.5	1853.5	28.5	2044.6	31.4	2113.6	32.5	1512.0	23.2
浙江	2983.7	1109.3	37.2	908.8	30.5	817.0	27.4	703.1	23.6
安徽	2661.8	1126.6	42.3	502.3	18.9	750.6	28.2	636.8	23.9
福建	1993.6	1099.0	55.1	251.4	12.6	328.2	16.5	287.0	14.4
江西	2409.3	826.2	34.3	466.5	19.4	349.9	14.5	304.4	12.6
山東	3789.3	2212.1	58.4	400.9	10.6	747.6	19.7	567.1	15.0
河南	1266.2	569.9	45.0	274.1	21.6	360.6	28.5	304.1	24.0
湖北	2984.6	378.5	12.7	1743.9	58.4	548.1	18.4	522.4	17.5
湖南	2845.8	499.9	17.6	762.5	26.8	969.4	34.1	930.9	32.7
広東	5161.7	1973.5	38.2	1995.3	38.7	825.0	16.0	647.7	12.5
広西	1946.8	360.9	18.5	826.3	42.4	689.5	35.4	540.6	27.8
海南	202.2	62.3	30.8	104.1	51.5	8.4	4.2	4.7	2.3
重慶	2436.6	539.6	22.1	1159.7	47.6	374.3	15.4	315.0	12.9
四川	2294.5	784.0	34.2	452.2	19.7	405.2	17.7	351.8	15.3
貴州	1211.6	139.6	11.5	727.2	60.0	246.7	20.4	210.1	17.3
雲南	1174.1	185.3	15.8	468.7	39.9	263.6	22.5	238.6	20.3
チベット	17.3	16.1	93.1	0.0	0.0	0.2	1.3	0.2	1.3
陝西	1895.1	622.3	32.8	582.9	30.8	488.0	25.7	341.8	18.0
甘肅	807.8	107.2	13.3	373.7	46.3	146.9	18.2	99.5	12.3
青海	167.2	64.8	38.8	75.4	45.1	24.1	14.4	23.5	14.1
寧夏	136.1	51.0	37.5	22.5	16.5	47.0	34.6	28.7	21.1
新疆	1083.2	263.1	24.3	434.5	40.1	312.6	28.9	238.9	22.1
全国	67424.3	20550.0	30.5	21227.9	31.5	17479.2	25.9	13892.9	20.6
東部	32872.6	11310.0	34.4	10229.9	31.1	8055.3	24.5	6115.9	18.6
中部	13771.6	4057.7	29.5	3982.6	28.9	3267.1	23.7	2879.7	20.9
西部	15314.5	3530.7	23.1	5306.0	34.6	4416.3	28.8	3699.5	24.2
東北部	5465.6	1651.5	30.2	1709.5	31.3	1740.6	31.8	1197.7	21.9

出所:『中国都市建設統計年鑑』 各年により筆者作成

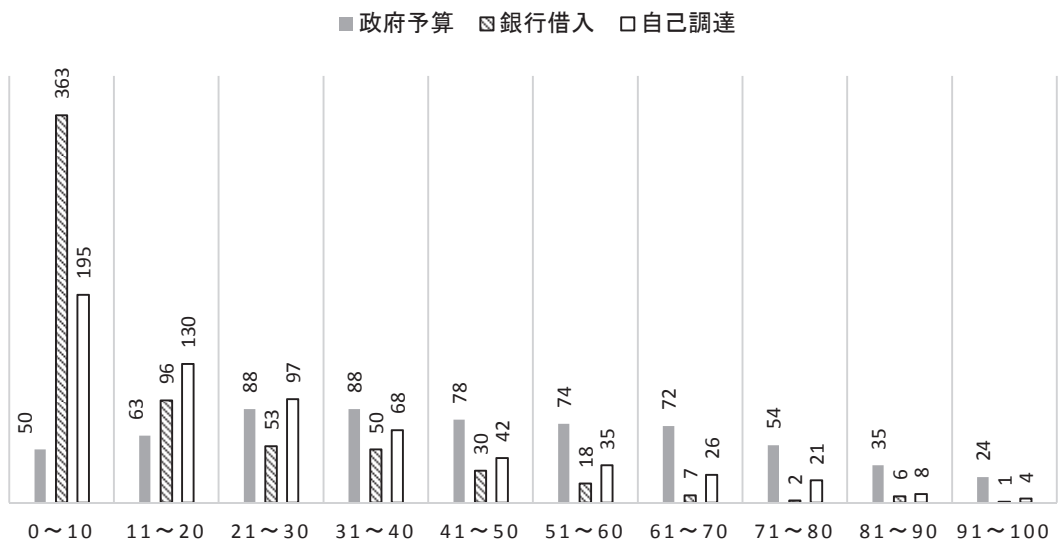
山東省（58.4%）、チベット自治区（93.1%）であるのに対して、国内銀行からの借入れに対する依存度が高い省は、天津市（58.3%）、吉林省（60.0%）、湖北省（58.4%）、貴州省（60.0%）、甘肅省（46.3%）、青海省（45.1%）、新疆ウイグル自治区（40.1%）である。都市政府による自主資金調達に対する依存度において、多くの省の依存度は20%以下に抑えられているものの、湖南省の32.7%、上海市の34.4%、そして、内モンゴル自治区の61.1%は他の省と比べるとかなり高い水準であることがわかる。

各省レベルのデータを確認したところ、次に個別の都市レベルで分析を進めよう。図表6は、2009年から2013年の5年間において、中国の626の都市の新規公共施設固定資産投資はどのような資金に依存しているかに関する度数分布を示したものである。この図表から確認できるように、中国の都市部の新規公共施設の固定資産投資の財源の特徴として、以下の3つがある。第1に、予算資金について、24の都市の政府予算の財源全体に占める割合は90%以上に達し

ている。また、政府予算の財源全体に占める割合が50%を超える都市は259都市となり、都市全体の41.4%になる。逆に言えば、都市全体の半分以上の都市新規公共施設の固定資産投資財源は政府予算以外に依存していることがわかる。第2に、銀行資金について、銀行資金の財源全体に占める割合が90%以上を超える都市は1つあるが、50%を超える都市数はわずか34都市しかなく、都市全体の5.4%しか占めていないことがわかる。また、363の都市の銀行借入に対する依存度は10%以下であることも確認できる。つまり、中国の各都市の新規公共施設建設に銀行からの借入に対する依存度は全体的に低い傾向にあることがわかる。第3に自己調達資金について、都市の市場からの自己調達資金の財源全体に占める割合は50%を超える都市は94都市もあり、都市全体の15%にも達する。さらに依存度が90%以上に達する都市は4つも存在していることがわかる。

次に、自主調達資金に焦点を絞って、中国における都市の地域特性について分析をしよう。

図表6 都市の新規公共施設建設における各種資金の度数分布（2009年～2013年）



出所：『中国都市建設統計年鑑』 各年により筆者作成

図表7 都市政府による自主調達資金の地域分布

階級	東部	中部	西部	東北部	全国
0～10	70	52	55	18	195
11～20	58	31	21	20	130
21～30	30	28	22	17	97
31～40	22	17	13	16	68
41～50	13	13	14	2	42
51～60	7	12	10	6	35
61～70	8	6	9	3	26
71～80	4	5	10	2	21
81～90	3	0	2	3	8
91～100	1	2	0	1	4
合計	216	166	156	88	626

出所：『中国都市建設統計年鑑』各年により筆者作成

図表7のように、まず、自主調達資金に対する依存度の高さに対する判断基準を50%にすれば、依存度は50%を超える都市数の地域別分布をみると、東部では23都市（東部の都市全体の10.6%）、中部では25都市（中部の都市全体の15.1%）、西部では31都市（西部の都市全体の19.9%）、東北部では15都市（東北部の都市全体の17.0%）となることが確認できる。自主調達資金に依存する都市の数からみると、東部地域に属する都市は比較的に少なく、逆に西部地域に属する都市は比較的に多いということがわかる。そして、中部地域と東北部地域に属する都市も東部地域の都市より、自主調達資金に依存していることがわかる。

脱土地財政とPPPの歴史的展開

以上の分析から明らかにしたように、中国の都市部の社会資本整備と維持の財源は上位政府による財政移転や都市政府の予算内収入、そして、地方政府が独自で金融市場から債券を発行して調達しているに依存しているのではなく、その他の収入、主に土地の使用権譲渡によって得られた土地譲渡金収入によって賄っているこ

とがわかる（いわゆる土地財政）。そして、都市の新規公共施設に関する固定資産投資では、それぞれの都市の財源調達方法は異なるが、多くの都市は市場による自主調達に依存していることがわかる。

その一方、徐（2016）や本論文ですでに分析したように、中国の地方財政全体では、土地に依存した財政システムは2008年以降急速に拡大してきたが、個別の省や個別の都市で分析を進めると、省間、都市間の土地に対する依存度は大きく異なるものである。そして、土地に依存した財政システムでは、土地に大きく依存しているが、しかし、都市の土地は無限なものではなく、持続可能な財源になり得ないことも自明である。さらに、近年、中国における市民意識の高揚にともない、かつてのような公権による強制的な立ち退きも難しくなりつつある。

2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（以下、三中全会）において、脱土地依存の方針が固められた。三中全会で採択した「改革の全面的な深化に関する若干の重要問題に関する中共中央の決定」において、土地収用範囲の縮小や土地を収用された農民に対する保障の拡充などが明記されるこ

とで、中央政府は地方政府の土地収用等の強引な手段で土地収益を得ようとする従来の手法に対して制約をかけることは脱土地依存とした政策シグナルは明らかになってきた。しかし、中央政府と地方政府の財源と事務的責務におけるアンバランス問題は解消されているわけではない。地方政府は依然として、義務教育、社会保障、そして都市のインフラ建設などの支出主体となっている。脱土地財政というかけ声のなかで、地方政府は新しい財源を確保することができなければ、脱土地財政はスローガンのままに終わってしまう恐れがある。

現在、地方債の発行禁止から限定容認への政策転換、そして土地の取得、保有、譲渡段階における税制改革など、中国における地方財政の健全化改革は期待されている。それと同時に、PPPは再び注目されるようになった。2015年7月29日に開かれた「全国財政工作ビデオ会議」、8月27日の全人代常務委員会における財政部長・楼继偉による2015年以降の予算執行状況報告、9月8日に財政部総合司が発表した「安定成長を財政が支援する政策措置」等の政府文書や部長発言において、PPPモデルの普及が再三に提起され、政府として全力に推進する方針が固められた。

そもそも、PPPは中国において、新しい施策ではない。世銀調査によると、1990年から2015年まで世界レベルで見たPPPの実行件数において、中国の1237件とダントツトップで、2位インドの852件を大きくリードしている。また、実行金額において、中国は1位のブラジル(5018億ドル)、2位のインド(3380億ドル)、3位のロシア(1529億ドル)、4位のメキシコ(1385億ドル)に続く1335億ドルを実行し、世界5位にランクインしている⁶⁾。

以下では、中国におけるPPP関連政策の歴史的推移を整理しよう。1995年1月対外貿易経済

合作部は「关于以BOT方式吸收外商投资有关问题的通知」(BOT方式による外国投資を吸収問題に関する通知)を發表し、中国政府が公表した最も早いPPP関連法案である。その後、国家發展計画委員会、国家經濟貿易委員会、対外貿易經濟合作部が作成した「指導外商投資方向暫行規定」(外商投資方向を指導する暫定規定)、「外商投資產業指導目錄」(外商投資產業の投資目錄)は同年6月に公表され、1997年に国家發展計画委員会と国家外為管理局が發表した「境外進行項目融資管理暫行弁法」(海外企業のプロジェクトに関連する資金調達に対する管理の暫定方法)と合わせてBOTプロジェクトにおける資金調達に関する具体的規定を策定された。1995年8月に、国家發展計画委員会、電力部と交通部が發表した「关于試办外商投资特许经营项目审批管理有关问题的通知」(外商による特許権投資プロジェクトに対する審査管理の実験的实施に関する関連問題の通知)において、「外商による特許権プロジェクトを投資」という概念を初めて言及された。2001年12月11日、国家發展計画委員会は「关于印发促进和引导民间资本若干意见的通知」(民間資本を促進と誘導に関するいくつかの意見の通知)を發表し、「段階的に投資領域に対する規制緩和を進め、国家による特定の規定を除き、外国投資が許可され、奨励されている投資領域において、民間投資の参入を許可し、奨励する」としたうえで、「民間資本による独資、合作、聯營、株式参加特許經營方式などを通じて、基礎インフラと公益事業プロジェクトの参入を奨励し、誘導する」とした。2002年12月、建設部は正式な政府文書として「关于加快市政公用行业市场化进程的意見」(市政公共領域における市場化進展の加速に関する意見)を公表し、外国投資と民間企業が上下水道整備、ガス供給、公共交通、汚水処理、ゴミ処理といった市政領域の公共

サービスに参入することができるようになった。2003年10月に開催された共産党第16期三中全会において「非公有制経済の発展を阻害する法律、法定、政策を清理し、体制による制約をなくし、市場の参入規制を緩和する」としたうえで、「非公有資本による法律法規で禁止されていない基礎インフラ、公共事業及びその他の業界・領域を参入することを許可する」とした。2004年4月、建設部は「市政公用基礎設施特許經營管理辦法」（市政公用インフラ施設の特許經營に対する管理方法）を公表し、2004年5月1日より実施されるようになった。2005年2月、国務院は「关于鼓励支持和引導箇体私营等非公有制經濟發展的若干意見」（私营などの非公有制經濟發展を支持・奨励に関するいくつかの意見）を公表し、社会資本のインフラ関連産業への参入に関する政策基盤が出来上がった。2010年5月、国務院が公表した「关于鼓励和引導民間投資健康發展的若干意見」（健全たる民間投資の發展を奨励・誘導に関するいくつかの意見）において、民間投資ができる領域と範囲を拡大すると同時に、民間資本による基礎インフラ、市政関連の公共事業、政策的住宅建設といった領域への参入を奨励・誘導する方向性を確定した。2013年11月に開かれた共産党18期三中全会において、「社会資本の特許經營方式を通じて都市インフラ整備に対する投資と運営を許可する」と明記されることで、社会資本のインフラ関連産業への参入における政策的コンセンサスが達したと言えよう。2014年9月、財政部は「关于推广運用政府和社会資本合作模式有關問題的通知」（政府と社会資本協力方式による運用を広めることに関する通知）を発表し、都市化建設による資金調達ルートによる社会資本導入の重要性を言及しつつ、政府もそれに合わせた職能変化の必要性を強調し、財政支出と資金管理方法の改善を促した。

以上で確認したように、中国におけるPPP方式などの公私連携による公共施設などのインフラ投資は比較的早い段階で展開されていた。2008年のリーマンショック以後、中央政府が主導した拡張財政政策の展開に伴い、「土地財政」と言われているように、都市部の土地に依存した財政システムのもとで、土地の使用権譲渡収入は都市財政の最も重要な収入源となったが、近年の「脱土地依存」という掛け声の下で、土地を代替できる新たな財源を模索されているなか、PPPは再び注目されるようになった。

PPPに関する事例研究

では、今まで、中国で推進されてきたPPP方式による公共施設投資はどのように進められてきたか、その実態についていくつかの事例に基づいて、分析を進める。

2015年以後、中央政府がPPP方式をより一層推進する方針が固めてから、發展改革委員会固定資産投資司がPPPデータベースを構築し、ネットで全国のPPP関連情報を公示するとともに、今まで中国で実施されてきたPPP関連プロジェクトの成功事例を開示している。まず、發展改革委員会固定資産投資司のPPPデータベースで公表したPPPプロジェクト案を見てみよう。2015年の5月に全国31の省のうち25の省の公共サービス、交通、水利、市政建設、生態環境及びその他の6項目に渡るプロジェクトの公募を出し、プロジェクト総数は1018件、求める資金総額は1兆7235億元にも及ぶ。そのうち、高速道路、都市鉄道などの交通関連の資金ニーズは1兆2737億元に達し、PPPによる資金調達総額の66%を占めた。

そして、2015年9月25日に、財政部は「第2回政府と社会資本協力模範プロジェクトの公表に関する通知（関与と公布第二批政府和社会資

本合作示範项目的通知)」(財金[2015]109号)を発表し、各地に206のプロジェクト総額6589億元のPPP項目を公表し、社会的資本の公募を始めている⁷⁾。

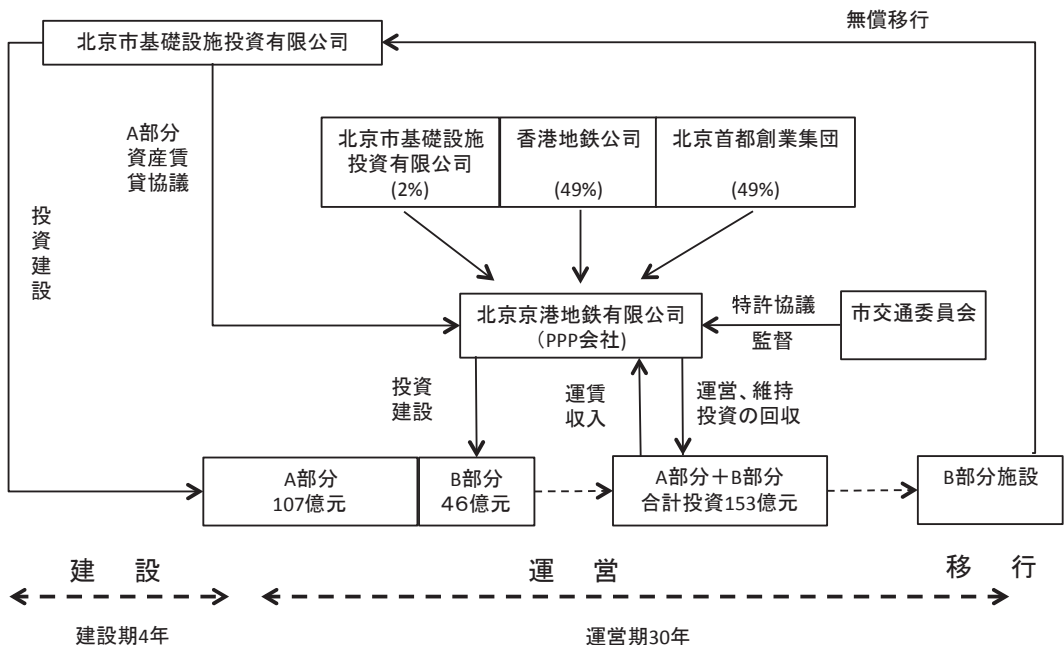
ここで、2つの事例を見てみる。1つは北京地下鉄4号線プロジェクト、もう一つは張家界市楊家溪污水处理廠プロジェクトである⁸⁾。

事例1：北京地下鉄4号線プロジェクトは2004年8月から施工を始め、2009年9月28日正式に運行した全長28.2キロ、駅総数24となるプロジェクトである。このプロジェクトはAとBの2つ独立したプロジェクトに分けられており、A部分はトンネルと駅などの建設部分で、投資総額は107億元、プロジェクト投資総額の70%を占める。この部分は北京市政府が100%出資した北京市基礎施設投資有限公司の100%出資した子会社が請け負う。B部分は車両、信号などの設備部分で、投資総額は46億元、プ

ロジェクト投資総額の30%を占める。北京4号線プロジェクトにおける民間資本の導入はこのB部分を指す。このB部分は北京市基礎施設投資有限公司、香港地鐵公司、北京首都創業集団がそれぞれ2%、49%、49%という出資比率で新たなPPP会社である北京京港地鐵有限公司を設立して、プロジェクト投資と運営を行う。北京4号線のプロジェクトの施工が終わってから、北京京港地鐵有限公司は北京市基礎施設投資有限公司と賃貸契約を結び、A部分資産の使用権を得たうえ、地下鉄の日常的運営、AとB部分のメンテナンス及び駅内の商業活動等々を一括した運営権を得ることになる。それと同時に、北京京港地鐵有限公司に30年間という特許経営権を付与する。30年間の特許経営期が終了次第、北京京港地鐵有限公司がB部分の資産を無償に市政府に移譲する。

事例2：張家界市楊家溪污水处理廠プロジェ

事例1 北京地下鉄4号線 PPP モデル



出所：国家發展改革委員会 HP より筆者作成

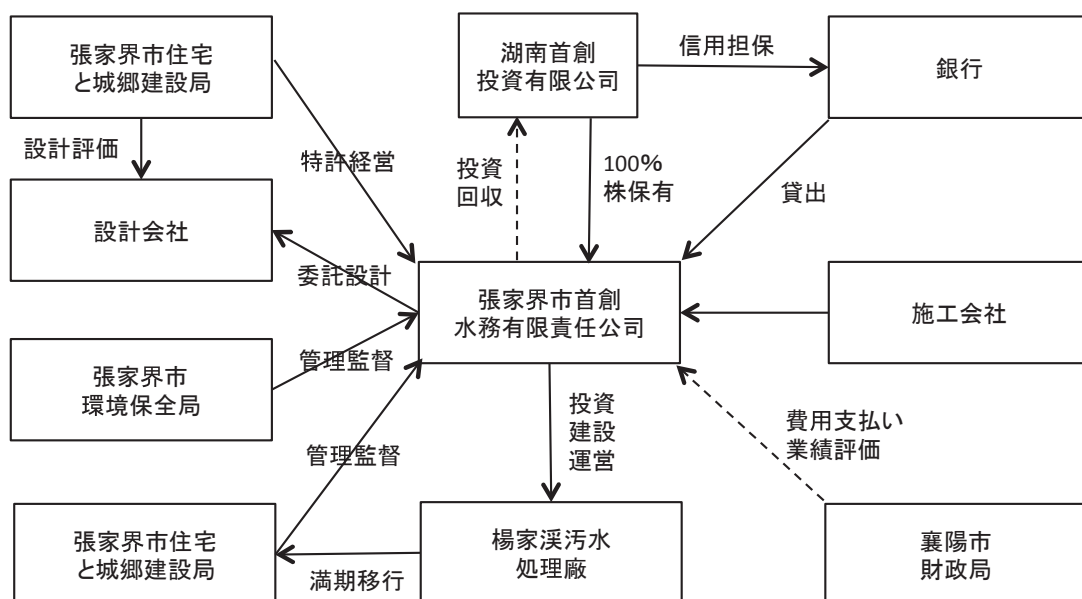
クトは張家界市がBOT方式で民間資本を導入した投資総額が6700万元となる汚水処理工場建設・運営プロジェクトである。2008年に着工し、2009年に建設が終了した汚水処理プロジェクトであり、張家界市2008年に17の重点プロジェクトに指定されたプロジェクトの一つである。当プロジェクトは、湖南首創投資有限公司が100%出資という形で張家界市首創水務有限責任公司を設立し、全体の業務運営を請け負う。張家界市政府の管理部署である張家界市住房和城郷建設局（住宅と都市建設局）は張家界市首創水務有限責任公司との間に、「張家界市楊家溪汚水処理廠BOT項目特許經營協議」が結ばれ、特許經營の形態、範囲、期限、価格設定、補償などの項目についての契約が結ばれていた。

①特許經營の形態：BOT方式、經營期限終了後は政府に移行；②特許經營の範囲：特許經營期限内における投資・建設・運営を行う。政

府が提供された汚水を処理し、汚水処理に関するサービス料金を徴収する；③特許經營の期限：25年間；④価格設定：基本料金を設定し、汚水供給量が基本処理量を下回った場合は、契約で設定された基本料金を支払うこととする。汚水供給量が基本処理量を上回った場合、超過供給部分は60%の基準で支払う。2年ごとに人件費や電力消費などのコストに合わせて料金の再設定を行う；⑤プロジェクト中止時の補償。

以上の国家發展改革委員会で紹介されている2つのコンセッション（特許經營）方式の事例から見て取れるように、PPP方式を導入するメリットとして、①都市政府の財政的負担なく社会資本整備が可能。②民間によるリスクの引受が挙げられる。特に地方政府による直接・間接債務が増えている中で、PPP方式で民間資本を導入することで、地方政府が直接銀行から借り入れることなく、PPP会社に一定の収入保証を行うことで、更に親会社による信用担保をする

事例2 張家界市楊家溪汚水処理廠プロジェクトPPPモデル



出所：国家發展改革委員会 HP より筆者作成

ことで、PPP プロジェクト会社が直接銀行から融資することが可能になる。都市政府は管理監督者や許認可者としての役割を果たすと同時に、民間企業に社会資本を通じた利益を獲得できるとコミットをすることで、民間資本の参入を促し、そして、民間資本の融資手段を通じて、政府の債務を民間の債務に転換させることもできる。ADB（2000）では、銀行などの金融機関がPPP プロジェクトに融資する動機について、政府の強力なコミットメントが挙げられている。こうした意味において、政府の債務を民間の債務に転嫁することができるというのは地方政府にとって極めて好都合なものである。

しかし、徐（2015）すでに言及されているように、PPP による社会資本整備の議論はボーモルらによって主張されたコンテストブル市場の原理がベースにある。1980 年代以降、経済学の重要なイシュー「政府の失敗」という理論のもとで、プライヴァタイゼーションが進められた。しかし、「民間活力」を導入するという新自由主義的政策は副作用もある。例えば、日本の 1980 年代、「民活」が導入され、関西国際空港や東京湾横断道路などのビッグ・プロジェクトが市場原理によって推進されたが、神野直彦（2002）が主張するように、「その最大の副作用は、四全総が掲げた「多極分散型国土」の形成を掘り崩してしまうことである」つまり、PPP などの民間資本への依存は地域間格差を拡大させる恐れがある。

まとめ

本稿は、近年中国の急速な都市化に伴う都市のインフラ財源がどのように調達されてきたかについて考察し、また、その地域特性はいかなるものか明らかにしたものである。本稿で得られた知見を以下のようにまとめることができる。

まず、都市維持と建設に関する財源において、中央政府からの財政移転財源の財源は極めて小さく、地方政府の予算内支出は重要な財源であったとはいえ、近年その依存度は低下していた。都市維持と建設に関わる財源の国有土地使用権譲渡収入に対する依存度は極めて高い。

次に、都市の公共施設新規固定資産投資の資金源の歴史的推移を見てみると、2000 年初頭では、中央財政資金と外資に対する依存度は高かったものの、近年その比率は下がる一方であった。現在、中国の都市の公共施設に関わる固定資産投資は主に、地方財政資金、国内銀行からの借入れと都市政府による自己調達に依存している。さらに、都市別のデータを用いて、地域の特性を確認した。地方政府の資金調達の方法は多様であるが、自主調達資金の依存度による地域分布を確認したところ、東部地域の依存度が最も少なく、逆に西部地域の依存度が最も高く、中部地域と東北部地域も東部地域より依存度が高いことがわかった。

最後に、脱土地財政が提唱されている中で、再び注目が集まっている PPP の中国における歴史的展開を確認し、今までの成功事例とした北京地下鉄 4 号線プロジェクトと張家界市楊家溪污水处理廠プロジェクト 2 つの事例紹介をした。確かに PPP といった「民間活力」を導入することで、地方政府の都市開発に必要とする財源的保障責任を減らすことができるが、地域の均衡发展という視点で見た場合、多くの課題が残されたままといえよう。

参考文献

- Chan, K.W., 1998, Infrastructure services and financing in Chinese cities. *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol.7, 503-528.
- Bird, R. M., 2005, Getting It Right: Financing Urban Development in China. <http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/unpan/>

- unpan019990.pdf
- Wong, C. (1992). Fiscal Reform and Local Industrialization: The Problematic Sequencing of Reform in Post Mao China. *Modern China*, 18 (2) : 197 - 227.
- Chan, K. W. (1997). Urbanization and Urban Infrastructure Services in the PRC. In Wong, C. Ed. *Financing Local Government in the People's Republic of China*. New York: Oxford University Press.
- Bahl, R. W. (1999). Fiscal Policy in China: Taxation and Intergovernmental Fiscal Relations. San Francisco: The 1990 Institute.
- Su, M. & Zhao, Q. (2007). China: Fiscal Framework and Urban Infrastructure Finance. In Peterson, G. E. & Annez, P. C. Eds. *Financing Cities: Fiscal Responsibility and Urban Infrastructure in Brazil, China, India, Poland and South Africa*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications Inc.
- Asian Development Bank (ADB) (2000) Developing Best Practices for Promoting Private Sector Investment in Infrastructure.
- 徐一睿『中国の経済成長と土地・債務問題—政府間財政システムにおける「競争」と「調整」、慶應義塾大学出版会、2014年7月
- 徐一睿 (2014a)「中国の地方債務問題の再考—『地方政府融資平台』(LGFV)を中心に」、ERINA REPORT、No.115、pp.13-21
- 徐一睿 (2014b)「中国における都市化事業費の調達-地方債の起債について-」、ERINA REPORT、No.121、pp.12-20
- 徐一睿 (2015)「『一帯一路』からみる中国国内における地域政策の変化と財政的課題—ローカルハブの構築に向けて-」、ERINA REPORT、No.127、pp.53-61
- 徐一睿『中国の財政調整制度の新展開—「調和の取れた社会」に向けて—』、日本僑報社、2010年5月
- 神野直彦 (2002)『地域再生の経済学—豊かさを問い直す』、中公新書
- 2 中国都市建設統計年鑑の統計基準は2006年を境に変わったことを受けて、本論文では、2006年以後のデータを用いて分析を進める。2006以前の分析において、Su, Zhao (2007)では同様な統計を用いて分析を行っている。それによると、地方政府の予算内資金の都市維持と建設に関わる財源総額に占める割合は、1991年の50%から2001年の29%そして2005年の27%に下がってきている。それを合わせて、考えると、中国における地方政府の予算内資金による都市建設と維持に対する支出の比重は一貫して減少していることが確認できる。
- 3 「土地財政」について、徐 (2015) を参照せよ。
- 4 自己調達資金のうち、自己資金 (self-owned fund)、つまり事業体が自己保有する資金も含まれており、都市政府が資本市場から独自に調達した資金は自己資金 (self-owned fund) を差し引いたものである。
- 5 地方債の発行について、2008年まで予算法の制約上、地方政府は地方債を発行してはならないとされているが、2009年以後、予算法の改正を受けて、地方債の発行は段階的に緩和されてきたが、地方債の発行主体は市ではなく、上位の省や財政部の代理発行に限定されているため、都市は自主的な起債は許されていない。地方債の変遷について、徐 (2014) に参照せよ。
- 6 世界銀行PPIデータベース (<https://ppi.worldbank.org>) による。
- 7 財政部HP、2015年10月15日確認 (http://jrs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150929_1481655.html)
- 8 世界銀行はPPPプロジェクトにおける民間資金活用手法について、概ね5つの種類に分けられている。①管理契約 (Management Contract) : 維持管理を民間に委託。②委託契約 (Turnkey Contract) : 民間が設計・建設し、公共に受渡し。③リース (Lease) : 民間が運営・維持管理。④コンセッション (Concession) : 民間が所有権と運営権を持ち、一定期間後に公共に移転。(中国では特許経営) ⑤民営化 (Divestiture) : 民間が所有権・運営権を持つ。中国の公私連携の場合、④のコンセッション方式が主流である。

注

- 1 データの出所は『中国城市建设統計年鑑』(2014) による。

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制 — 九州蚕種株式会社を事例に —

高梨 健司

はじめに

片倉製糸は、九州地方諸県に設置した諸製糸所（傍系製糸会社を含む）に蚕種配給する目的で、1919（大正8）年2月に福岡県糟屋郡箱崎町に設立の九州蚕種株式会社を蚕種製造委託する片倉製糸「蚕種部九州支場」として専属蚕種製造所とする。その後片倉製糸は、九州蚕種株式会社の委任経営、更には賃借経営へと変更し、福岡蚕種製造所を開設する。

本稿では、1. 福岡県養蚕・蚕種業の動向、2. 福岡県蚕種製造家の階層と大蚕種家の形成・展開、3. 片倉製糸の九州蚕種(株)への蚕種製造委託の背景と経緯及び同社解散に至る事情、4. 九州蚕種(株)の経営体制推移及び同社役員、顧問、相談役の経歴、5. 片倉製糸の新九州蚕種(株)設立と委任経営の背景及び経緯、6. 新九州蚕種(株)の出資・役員構成及び役員の経歴、7. 新九州蚕種(株)の施設拡充と片倉社製蚕種の製造拡大などについて具体的に究明することを課題とする。

福岡県養蚕業の動向分析において、従来養蚕農家一戸当たりの桑園面積、桑園反当たり収繭量、農家戸数に占める養蚕戸数の比率を指標として、福岡県養蚕業は、昭和初期に全国水準に到達したとする見解が流布していたが、この誤りが明らかになるう。

近代日本蚕糸業史研究において、特に蚕種業史研究の業績が少ないことが指摘されて久しい。三大製糸、即ち片倉製糸、郡是製糸、鐘紡製糸

の中で、片倉製糸を除き、鐘紡製糸の蚕種製造と配給体制に関して、同社河田蚕種製造所、都城蚕種製造所、佐賀蚕種製造所などについて『鐘紡製糸四十年史』において不十分ながら言及されている⁽¹⁾ものの、郡是製糸に関してはこの点の究明は、同社「社史」を含め着手されているとは言い難い⁽²⁾。

片倉製糸の地方別蚕種分担製造と配給について近年解明が進んでいる。片倉普及団は、全国的に片倉諸製糸所への蚕種配給を行ってきたが、片倉製糸の蚕種製造所（専属蚕種製造所を含め）が各地に設立されるに及び、中部・東海・関東地方各製糸所（傍系製糸会社を含む、以下同）に、福島蚕種製造所が東北地方各片倉製糸所に、北越蚕種合名会社が北陸地方各製糸所に、姫路蚕種製造所が中国・四国・近畿地方各片倉製糸所に、佐賀県是蚕業株式会社（佐賀蚕種製造所）が九州地方各片倉製糸所に配布していた⁽³⁾。

本稿では、新旧九州蚕種株式会社を対象に同社蚕種製造・配給体制について追究することになる。

1. 福岡県養蚕業の動向

第1表は、1887（明治20）年より1940（昭和15）年までの福岡県養蚕業の動向を示している。

福岡県は、1887（明治20）年に桑園面積が33.79町、収繭量（総量、以下同）では18,633貫を産出する。この収繭量は、九州地方諸県の中で第4位を占めていた。福岡県においては早

第1表 福岡県養蚕業の動向 (1887～1940年)

1887 (明治20) 年	桑園面積 33,799 畝	全国 順位	取繭量 18,633 貫	全国 順位	春蚕繭 比率 %	養蚕戸数 戸	全国 順位	桑園面積 反	養蚕農家一戸当たり 取繭量 反	桑園反当たり 取繭量 貫	全国 平均 貫	上繭一貫 平均単価 円	養蚕戸数 農家戸数 %	全国 平均 %
92 (〃 25) 年	1,259.9	29	74,349	29	94.2						5.763			
97 (〃 30) 年	2,321.2	29	90,530	34	89.0	15,453	31	1.5		5.858	16.165			
1902 (〃 35) 年	2,461.1	32	56,310	41	82.4	14,086	33	1.7		3.998	17.767	2.288	10.3	
07 (〃 40) 年	1,632.0	38	78,980	42	78.7	12,676	38	1.3	2.7	6.231	24.327	4.839	7.9	26.3
12 (大正1) 年	1,886.3	40	113,200	40	65.4	13,046	37	1.4	3.0	8.677	29.674	6.001	8.2	27.6
13 (〃 2) 年	1,996.0	40	117,780	40	65.5	12,851	39	1.6	3.0	9.165	30.605	5.901	8.2	27.6
14 (〃 3) 年	2,114.3	40	113,844	40	63.5	11,979	39	1.8	3.0	9.504	30.241	5.384	7.7	26.7
15 (〃 4) 年	2,123.7	40	137,472	40	58.5	11,221	39	1.9	2.7	12.251	27.771	6.473	7.3	30.2
16 (〃 5) 年	2,441.0	40	218,016	39	55.3	12,352	40	2.0	2.6	17.650	32.325	8.931	8.1	31.9
17 (〃 6) 年	3,105.7	37	302,530	38	46.0	18,462	36	1.7	2.6	16.387	34.250	9.741	10.1	33.5
18 (〃 7) 年	3,738.9	36	394,707	37	46.2	21,496	36	1.7	2.6	18.362	35.755	10.557	14.3	34.4
19 (〃 8) 年	3,999.0	35	502,973	35	41.6	22,456	35	1.8	2.6	22.398	37.184	12.577	15.1	34.9
20 (〃 9) 年	3,965.9	36	531,133	34	51.3	21,669	35	1.8	2.8	24.511	33.423	13.393	14.6	34.0
21 (〃 10) 年	3,725.2	36	539,856	34	43.3	20,905	35	1.8	2.9	25.824	35.132	14.289	14.2	32.5
22 (〃 11) 年	3,725.7	37	609,705	32	46.2	21,259	33	1.8	2.9	28.680	34.082	16.365	14.4	32.9
23 (〃 12) 年	3,871.5	36	669,654	33	47.8	22,279	33	1.7	2.8	30.058	37.346	17.297	15.1	33.7
24 (〃 13) 年	4,535.1	33	866,389	30	40.0	25,203	31	1.8	2.8	34.376	39.054	19.104	17.0	34.2
25 (〃 14) 年	5,380.5	31	1,149,984	31	40.3	29,030	28	1.9	2.8	39.614	43.516	21.373	19.6	35.1
26 (昭和1) 年	6,938.2	28	1,318,089	28	37.3	36,179	24	1.9	2.7	36.432	42.067	18.998	24.4	37.1
27 (〃 2) 年	7,737.6	28	1,542,646	27	44.9	40,185	21	1.9	2.8	38.389	43.196	19.937	27.1	37.8
28 (〃 3) 年	8,278.5	28	1,512,096	27	50.0	42,169	22	2.0	2.8	35.858	43.343	18.265	28.3	38.8
29 (〃 4) 年	8,543.9	28	1,577,724	29	49.8	41,463	23	2.1	2.8	38.051	46.058	18.466	27.8	39.8
30 (〃 5) 年	9,310.2	30	1,632,261	29	48.5	41,178	24	2.3	3.2	39.639	48.043	17.532	27.5	39.6
31 (〃 6) 年	9,172.3	30	1,397,456	30	54.1	37,585	25	2.4	3.2	37.181	45.791	15.236	25.1	37.6
32 (〃 7) 年	8,117.7	30	1,170,625	29	50.4	34,386	27	2.4	3.1	34.044	43.373	14.421	22.8	36.6
33 (〃 8) 年	7,754.3	30	1,381,956	29	45.4	34,411	28	2.3	3.0	40.160	48.353	17.822	23.0	37.2
34 (〃 9) 年	7,364.9	30	1,197,110	29	51.8	32,430	28	2.3	3.1	36.914	43.668	16.254	21.8	35.5
35 (〃 10) 年	6,925.6	31	1,105,848	29	52.8	30,469	28	2.3	3.0	36.294	43.315	15.968	20.6	33.8
36 (〃 11) 年	6,553.4	31	1,076,166	29	49.2	28,565	29	2.3	3.0	37.674	44.648	16.421	19.7	33.2
37 (〃 12) 年	6,177.6	31	1,101,349	29	45.8	26,353	29	2.3	3.0	41.792	47.360	17.828	18.1	32.6
38 (〃 13) 年	5,710.6	31	912,684	29	53.3	23,512	29	2.4	3.2	38.818	44.348	15.982	16.8	30.7
39 (〃 14) 年	4,935.7	31	1,004,184	30	44.7	21,611	29	2.3	3.2	46.466	54.992	20.345	15.5	30.1
40 (〃 15) 年	4,866.0	31	1,003,114	29	52.3	21,629	29	2.3	3.2	46.378	53.219	20.615	15.3	30.0

(注) 1. 取繭量は、総量 (上繭、玉繭、屑繭、出穀繭の合計)。但し、大正4年以降は、出穀繭を含まない。繭1石 = 10貫換算。

2. 養蚕戸数は、明治30年～大正5年までは春蚕戸数、大正6年以降は養蚕実戸数である。

(資料) 各年度『福岡県統計書』、各年度『蚕糸業要覧』、各年度『農商務統計表』(『農林省統計表』)より作成。

期に養蚕業の奨励・指導が行われている。1872（明治5）年に県費を投じて桑苗の育成とその原価での配布を行い、1880（明治13）年には政府恩賜金を受けて、小倉藩士、久留米藩士等の士族授産事業として養蚕業を創めている⁽⁴⁾。1883（明治16）年には福岡県は、県費を以て養蚕伝習生を福島、群馬の先進両県に派遣する。1886（明治19）年から農商務省西ヶ原農事試験場その他県内外において養蚕法の伝習者が続出し、養蚕巡回教師や伝習所の教師として従事した。福岡県は、1887（明治20）年に養蚕伝習所を糟屋郡箱崎町に開設して養蚕の知識・技術の普及にあたり、1893（明治26）年には蚕業取締規則を發布して養蚕業の奨励を行う⁽⁵⁾。斯して福岡県は、1892（明治25）年に桑園面積1,259.9町、収繭量74,349貫、1897（明治30）年には桑園面積2,321.2町、収繭量90,530貫、養蚕戸数15,453戸に達する。林遠里や横井時敬等が活躍した「福岡農法」の時代に福岡県収繭量は、九州地方諸県の中で第2～3位を占めていたのである⁽⁶⁾。全国順位も第30位前後を占めていた。しかし、日清戦後に各種有利事業の勃興と蚕病発生のため失敗者続出し、養蚕業は「（明治）三十四五年ノ頃ニ至リテハ不振其極ニ達シ」⁽⁷⁾、1902（明治35）年に収繭量は56,310貫に減退する。この収繭量は、九州地方諸県の中で第6位に後退する。

このため福岡県は、挽回策として1909（明治33）年の蚕種検査法發布を受けて、県内3ヶ所に蚕種検査所を設置するほか、翌年には県内各郡に養蚕巡回教師を配置して桑園の改良・拡大、蚕病予防消毒、蚕種改良、共同飼育、共同乾繭などの奨励・指導にあたらせた。更には、1910（明治43）年度から1913（大正2）年度に亘り、県内養蚕盛産地の11郡に大規模な乾繭器を設置し、生繭市場の開設と衡量取引の奨励に努めた。その結果、福岡県内の養蚕業は面目

一新し、漸く復興の気運に向ったという⁽⁸⁾。

福岡県の桑園面積は、1914（大正3）年には2千町歩を超え、1917（大正6）年に3千町歩台に拡大する。収繭量は、1916（大正5）年～1917（大正6）年に20、30万貫台に、翌々年には50万貫台に増加する。養蚕農家は、1918（大正7）年に其れ迄の10万戸台から20万戸台に増大する。こうした福岡県養蚕業の発展には、繭価の上昇が大きく寄与していたことは疑いない事実であろう。上繭1貫当たり平均単価は、1916（大正5）年の5円61銭から翌年7円49銭、翌々年8円67銭に上昇し、1919（大正8）年には11円46銭に高騰する。急激な繭価上昇は、養蚕農民をして養蚕業の拡大を押し進める強力な要因となったことであろう。

福岡県は、1914（大正3）年より向う10年間で収繭量70万貫に増加するという計画に基づき、原蚕種の改良を目的として福岡県立農事試験場による原蚕種の配布が開始され、1917（大正6）年に至り福岡県立原蚕種製造所（後に、蚕業試験場と改称）を新設し、国蚕系基礎原種を配布して交雑種の普及に努めた。1923（大正12）年に至り10ヶ年計画はその目的を達したことにより、更に1925（大正14）年より向う5年間で養蚕戸数4万戸、収繭量180万貫に増加する計画を樹立し、新養蚕者の新設、桑園及び町村蚕業技術員設置補助等により養蚕業の発展を図る。この結果、蚕種製造者の原蚕種請求高は漸次増加し、更に蚕業試験は養蚕業発展の上で不可欠な重大問題であることから、蚕業試験場を筑紫郡大野村に移転・拡張することになった。また、1918（大正7）年蚕糸業法の改正に伴い蚕業取締所の事業拡張を行い、微粒子病毒の軽減に尽力すると共に蚕種製造に対する取締りを厳格にすることにより、蚕種製造高の向上に奏功する。

大正末期から昭和初期にかけて、福岡県の桑

園面積は、4、5千町歩から9千町歩台に急速な拡大を遂げ、収繭量においても80万貫台から160万貫台に大幅な増進を実現する。養蚕戸数は、2万5千戸余から4万戸台に増加する。1917（大正6）年から1930（昭和5）年までに福岡県の桑園面積は3.0倍に、収繭量は5.4倍に、養蚕戸数は2.7倍に各上昇する。特に収繭量の上昇が著しい。収繭量は、桑園面積と養蚕戸数を上回る増加率である。桑園面積、収繭量共に1930（昭和5）年を、養蚕戸数は1928（昭和3）年をそれぞれピークとして、昭和恐慌を境に減少の一途を辿ることになる。

なお収繭量に関しては、明治後期に春蚕繭比率が8割前後を占めていたが、以後次第に夏秋蚕繭が増加して、1917（大正6）年には春蚕繭と夏秋蚕繭の比率が逆転する。この背景には、人工孵化法の完成により蚕種の安定が高まり、夏秋蚕飼育が容易となったことが挙げられる。夏秋蚕の普及・拡大が福岡県養蚕業の発展に大きく寄与したのであった。

福岡県の桑園面積、収繭量、養蚕戸数は、「福岡農法」の時代以後、大正初期まで全国道府県の最下位グループにあったが、大正中・後期には下位グループに、大正末期からは中位グループに順次上昇をみる。昭和恐慌後に福岡県の桑園面積、収繭量、養蚕戸数共に減少するものの、全国順位は中位グループを維持する。なお九州地方諸県において、1930（昭和5）年の収繭量は、熊本県2,826,883貫、鹿児島県2,140,795貫、宮崎県1,918,061貫、大分県1,767,251貫に上り、何れも福岡県を上回る⁽⁹⁾。

次に、福岡県の養蚕経営規模について考察することにしたい。福岡県の養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、1916（大正5）年に一時2反歩に達するものの、同年を除き明治・大正期にかけて2反歩未満に止まり、漸く1928（昭和3）年に入り2反歩台に突入し、以後2反3、4畝を

維持する。これに対して、全国平均をみると、大正初年の3反歩を除くと、大正期～昭和初年に2反歩台後半で推移し、1930（昭和5）年から3反歩台に上昇する。1907年～1930年代にかけて福岡県の養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、全国平均を上回ることはなく、乖離が生じていた。『福岡県史』（通史編 近代 産業経済（二）、154頁）が福岡県の養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、昭和初期に全国水準に到達したとする主張は誤りである。

福岡県の養蚕農家一戸当たりの収繭量についてみると、明治後期の5貫前後から漸次拡大し、1915（大正4）年には12貫台に上昇し、1919（大正8）年以後20貫台、1924（大正12）年以後に30貫台から40貫に達する。急速な増加であるが、全国平均と比較してみると明治後期の16、17貫台、明治末期の20貫台から大正初期の30貫台、更に大正末期には40貫台に突入し、昭和期に入り50貫台を窺うまでに増大する。養蚕農家一戸当たりの桑園面積同様、福岡県の養蚕農家一戸当たりの収繭量は、全国平均を上回ることなく、両者間に歴然とした格差が生じていた。因に、養蚕農家一戸当たり蚕種掃立枚数を福岡県と全国平均を比較してみると、1927（昭和2）年に福岡県6.91枚（全国平均8.78枚）、1928（昭和3）年福岡県6.34枚（全国平均8.72枚）、1930（昭和5）年福岡県5.93枚（全国平均8.36枚）であった⁽¹⁰⁾。上記の如く、福岡県と全国平均は、昭和初期に依然として大きな格差が生じていた。こうした福岡県の養蚕規模とは対照的に生産力は、目覚ましい発展をみていた。

福岡県の桑園反当たり収繭量は、明治後期の3、4貫前後から次第に増加し、大正初年の5、6貫台、大正中期以降10貫台に各増大する。1925（大正14）年には21貫台に到達する。以後減少しつつ、昭和恐慌期に15貫前後に落込

むものの昭和恐慌回復期に入り16,17貫前後で推移し、1939,40年には20貫台に増加する。

福岡県の桑園反当たり収繭量を全国平均と比較すると、明治後期に生じていた大きな格差（福岡県3,4貫前後、全国平均7,8貫前後）は、大正期に入り漸次縮小し、1920（大正9）年には全国平均を上回り、以後全国平均を下回ることにはなかった。『福岡県史』（通史編 近代 産業経済（二）、154頁）が福岡県の桑園反当たり収繭量は、昭和初期に全国水準に到達したとの主張は誤りである。この指標は、既に大正期に到達していたのである。

上記養蚕農家一戸当たりの桑園面積及び収繭量に示される、福岡県の養蚕経営規模は全国平均と比べて小さく、此とは反対に桑園反当たり収繭量に示される、福岡県の養蚕生産力は全国平均を上回る高さが好対照であった。この点を別な指標によって示すと、福岡県の収穫時期別桑園反別（昭和4年6月末現在）は、春蚕専用桑園74.8町、夏秋蚕専用桑園22.4町、春・夏秋蚕兼用桑園8,478.4町であり⁽¹¹⁾、春・夏秋蚕兼用桑園が殆ど大部分を占めていた。また福岡県の桑樹仕立法別桑園反別は、1932（昭和7）年に根刈仕立が7,925.4町、中刈仕立44.9町、高刈仕立27.9町、立通119.5町に分かれ、根刈仕立が他の桑樹仕立法を圧倒していた⁽¹²⁾。この事実を前提に春・夏秋蚕兼用桑園（根刈仕立）の福岡県桑園1反当たり収葉量をみると、1929（昭和4）年に410貫に上り、全国平均の376貫を大幅に上回っている⁽¹³⁾。更に1931（昭和6）年には、福岡県の春・夏秋蚕兼用桑園（根刈仕立）の反当たり桑葉量は454貫に増加する一方で、全国平均は350貫に減少し、両者の格差が一層拡大していた⁽¹⁴⁾。なお、福岡県の桑樹種数は、1925（大正14）年に魯桑5割、白桑3割、市平7分5厘、改良魯桑4分6厘等であった⁽¹⁵⁾。上記福岡県の桑葉量の高さを規定する主な要因

として、桑園肥料の投入量を挙げることができる。1931（昭和6）年度に福岡県の桑園肥料の使用価額は、1,154.966円（内訳、自給肥料674.833円、購入肥料480.133円）であり、桑園反当たり使用価額（普通）は27.98円に上る。全国平均は、桑園肥料の反当たり使用価額（普通）が13.35円に止まる⁽¹⁶⁾。上記福岡県の桑園反当たり肥料使用価額（普通）は、全国の中で「最高」であった。

次に、農家戸数に占める養蚕戸数の比率についてみると、福岡県は、明治後期から大正初期まで略10%未満であったが、1917（大正6）年以降10%台に、昭和期に入り20%台に各増大する。昭和恐慌期を経て、1936（昭和11）年以後20%を割り込むことになる。全国平均は、明治末期の20%台から1915（大正4）年以降30%台を維持し、昭和初期には40%近くにまで拡大する。農家戸数に占める養蚕戸数の比率については、福岡県は、全国平均と明確な格差が生じていたといえよう。『福岡県史』（通史編 近代 産業経済（二）、154頁）が福岡県の農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、昭和初期に全国水準に到達した、とする主張は誤りである。

『福岡県史』（通史編 近代 産業経済（二））に福岡県の養蚕農家一戸当たり桑園面積、桑園反当たり収繭量、農家戸数に占める養蚕戸数の比率共に、昭和初期に全国平均水準に到達した、と指摘しているが、上述福岡県養蚕業の分析からは、この主張は正鵠を得ていないことが判明する。福岡県の養蚕農家一戸当たりの桑園面積と農業戸数に占める養蚕戸数の比率は、昭和初期においても全国水準に到達しておらず、桑園反当たり収繭量に関しては、昭和初期ではなく、既に1920（大正9）年に全国水準を上回っており、その後も増大が続く。斯くして、福岡県の養蚕業は、全国水準と比べて経営規模は小さいものの、繭生産力は高いという特徴を有してい

たといえよう。

2. 福岡県の蚕種製造動向と蚕種家階層

(1) 福岡県の蚕種製造動向

福岡県の蚕種製造高は、1900（明治33）年に「普通製」蚕種（平付）10,950枚、框製蚕種149,840蛾であった⁽¹⁷⁾。採種形式の違いにより、蚕種は平付と框製の2種類があり、微粒子病除去のため、1887（明治30）年の蚕種検査法により原種を框製とすることを規定した⁽¹⁸⁾。九州地方諸県の中で、福岡県の「普通製」蚕種の製造高は、熊本県（25,982枚）、大分県（16,115枚）、宮崎県（11,155枚）に次ぐ。福岡県の框製蚕種の製造高は、熊本県（1,187,502蛾）、大分県（197,933蛾）に次ぐ。

次年度以降、「普通製」蚕種の製造は減少の一途を辿り、框製蚕種は一時期を除き、増加し続ける。1902（明治35）年には、「普通製」蚕種4,127枚、框製蚕種102,097蛾となる。この年の蚕種製造者は、94人であった。福岡県蚕種製造高の減少の原因は、前述の如く、日清戦争後に各種有利事業の勃興と蚕病発生のために失敗者続出し、明治34、35年頃には不振その極に達し、産繭量5,500石に減少するに至った、との指摘がある⁽¹⁹⁾。養蚕業の大不振は、蚕種製造業者に大きな打撃を与えたことが窺える。「其後一進一退アリシカ県ノ奨励ト当業者ノ熱誠ナル努力トハ漸次斯業ノ発達ヲ見ルニ至リ」⁽²⁰⁾、1908（明治41）年には「普通製」蚕種2,289枚、框製蚕種1,058,158蛾に達する。「普通製」蚕種は、1902（明治35）年から6年間で約半減する一方で、框製蚕種は逆に10倍に急増する。この傾向は更に拡大し、福岡県では1911（明治44）年には「普通製」蚕種659枚、框製蚕種1,439,583蛾を製造することになる。蚕種製造者は、72人であった。母蛾検査を経てその無

毒を保証された框製蚕種の大半は、養蚕農民に使用されていた。同年の蚕糸業法制定に際し、蚕種を特別蚕種と普通蚕種の2種とする。蚕種製造者は原種として必ず特別蚕種を用いなければならなかったが、養蚕農民は、特別蚕種と普通蚕種の何れを選ぶこともできた。

1912（大正元）年に福岡県では普通蚕種722枚、特別蚕種1,364,194蛾を製造し、蚕種製造者は59人であった。その後、1914（大正3）年普通蚕種134枚、特別蚕種1,200,192蛾、1915（大正4）年普通蚕種65枚、特別蚕種1,932,996蛾、1916（大正5）年普通蚕種75枚、特別蚕種2,036,863蛾、1917（大正6）年普通蚕種730枚、特別蚕種4,594,693蛾を製造する。この4年間に福岡県養蚕業の発展に伴い、蚕種製造業の拡大が生じていた。後述する大蚕種家の増加がこの期間からみられる。

微粒子病は全国的に減退するに至る中で、養蚕農民が各蛾検査を経た特別蚕種を使用する必要はなくなり、また府県が蚕種検査費用の増嵩に悩まされたことから、1917（大正6）年蚕糸業法を改正し、蚕種を原蚕種と普通蚕種の2種類に改め、原蚕種は専ら蚕種製造者の使用するものとした。普通蚕種の内、框製が依然として大勢を占めていた。

福岡県において、1918（大正7）年に普通蚕種5,663,028蛾、原蚕種261,912蛾、翌年には普通蚕種6,087,984蛾、原蚕種273,896蛾に製造拡大する。蚕種製造業者は、1913（大正2）年以降40人台を維持する。第1次大戦期及び戦後好況と1920（大正9）年恐慌の勃発により、蚕糸業界にも多大な影響が生じることになる。

1920（大正9）年に福岡県において普通蚕種4,745,580蛾、原蚕種187,264蛾に製造減少する。その後の慢性的不況の中で、福岡県の蚕種製造は低迷し、漸く1924（大正13）年に回復基調を示すことになる。同年の普通蚕種6,204,854

蛾、原蚕種170,576蛾から1927（昭和2）年には普通蚕種13,603,494蛾、原蚕種336,308蛾に蚕種製造の増加がみられた。以後、福岡県の蚕種製造は、減少・停滞期に入る。

1928（昭和3）年～1930（昭和5）年まで普通蚕種1,100万蛾台を維持し、翌年に1,000万蛾台、翌々年には540万蛾余に急減する。昭和恐慌期の福岡県養蚕業の打撃を反映していよう。1933（昭和8）年以降回復に向かうものの、1940（昭和15）年にかけて普通蚕種1,000万蛾前後で推移する。原蚕種は、1929（昭和4）年の29万蛾余から減少が続き、昭和恐慌回復期に入っても6万蛾前後に止まり、1937（昭和12）年に5万蛾を割り込み、1939（昭和14）年には1万蛾台まで減少する。蚕種製造者も1929（昭和4）年の44人から1930年代には30人台～10人台まで減少をみる。この蚕種製造者の減少は、大蚕種家の増加に伴うものである。この点後述。

（2）福岡県蚕種製造家の階層

福岡県の蚕種製造者は、既述の如く、1902（明治35）年の94人から減少し続け、大正期及び昭和初年に40人台を維持するものの、昭和

恐慌期以降減少をみる。

第2表に依れば、1931（昭和6）年に福岡県の蚕種製造者37人、この内蚕種製造高10万グラム以上の大蚕種家は、11人である。比率にして全体の29.7%に止まる。1万～10万グラム未満の蚕種製造者20人、比率にして過半の54.1%を占める。1万グラム未満の蚕種製造者は、6人（比率にして16.2%）であった。蚕種1万～10万グラム未満の蚕種製造者を中心とする生産者構成である。大蚕種家の中でも唯一90万グラム以上を製造する蚕種製造家が九州蚕種株式会社である。同社は、福岡県において突出した存在である。大蚕種家11人で、福岡県原蚕種製造高の78.4%、普通蚕種製造高の75.1%をそれぞれ占めていた。蚕種製造者の37人の内、5人（零細業者中心）は普通蚕種製造のみであった。具体的大蚕種家については後述。

1935（昭和10）年には福岡県の蚕種製造者は、22人に減少する。蚕種製造高10万グラム以上の大蚕種家は、7人になる。1万～10万グラム未満の蚕種製造者は13人、比率にして過半の59.1%を占める。この生産者階層の内、3万～5万グラム未満の蚕種製造者が1931（昭和6）

第2表 福岡県製造高別蚕種製造者数（昭和6、10年）

蚕種製造高	昭和6年	昭和10年	蚕種製造高	昭和6年	昭和10年
90万グラム以上 (160万グラム以上)	1 ^人 (2.7) %	1 ^人 (4.5) %	10万～20万グラム未満	8 ^人 (21.6) %	5 ^人 (22.7) %
80万～90万グラム未満 (80万グラム～160万グラム未満)	—	—	5万～10万グラム	5 (13.5)	5 (22.7)
70万～80万グラム	—	—	3万～5万グラム	7 (18.9)	1 (4.5)
60万～70万グラム	—	—	1万～3万グラム	8 (21.6)	7 (31.8)
50万～60万グラム	—	—	5千～1万グラム	2 (5.4)	—
40万～50万グラム	—	—	1千～5千グラム	4 (10.8)	1 (4.5)
30万～40万グラム	2 (5.4)	1 (4.5)	1千グラム未満	—	1 (4.5)
20万～30万グラム	—	—	合 計	37 (100)	22 (100)

（注）1. 蚕種製造高は、原蚕種と普通蚕種の合計。2. （ ）内の蚕種製造高は、昭和10年度分
（資料）野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合联合会、昭和8年、316～317頁、
『昭和十年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合联合会、昭和11年、215～216頁より作成。

年の7人から1人に大幅に減少する。5千～1万グラム未満の蚕種製造者は無く、5千グラム未満の蚕種製造者が2人となる。1万グラム未満の蚕種製造者は、1931（昭和6）年の6人から2人に減少する。3人の蚕種製造者が休業中であつた。また3人の蚕種製造者は、普通蚕種製造のみ、1人の蚕種製造者は、原蚕種製造のみであつた。この期間に特に小規模蚕種製造者の淘汰が進む。大蚕種家の中でも突出して160万グラム以上を製造する蚕種製造家は、1931（昭和6）年同様に九州蚕種株式会社である。九州蚕種株式会社は、中小蚕種製造者が減少する中で、蚕種製造を一層拡大し、他の蚕種製造家の追従を許さぬ存在となる。1935年に九州蚕種株式会社の原蚕種製造は無く、普通蚕種製造に特化している。片倉佐賀蚕種製造所との蚕種製造連携が考えられる。『福岡県統計書』に依れば、1933（昭和8）年を境に前年迄の糟屋郡原蚕種製造高と断絶がみられることから判断して、この連携は、新九州蚕種(株)設立当時から生じていたようである。大蚕種家7人で、福岡県原蚕種製造高（70,998グラム）の72.9%、普通蚕種製造高（3,025,110グラム）の83.8%をそれぞれ占めていた。次に、大蚕種家の動向について考察することにした。

3. 福岡県の大蚕種家の形成と展開

第3表は、1916（大正5）年～1937（昭和12）年における福岡県の大蚕種家（蚕種製造高1万枚以上、30万蛾以上、10万グラム以上）の動向を示す。

1930（昭和5）年の調査に依れば、福岡県内の蚕児飼育分場地域として糟屋郡山間地方（大正7年分場開始）、八女郡山間地方（同大正12年）、筑紫郡山間部地方（同大正15年）、糸島郡海岸部地方（同大正15年）、宗像郡海岸部地

方（同大正15年）の5ヶ所が存在した⁽²¹⁾。福岡県の蚕児飼育分場としての長所は、桑に関しては桑の発芽・成熟が早く、専用桑を使用し、桑園は高刈仕立が多いこと、飼育に関しては気候適良であり、飼育技術優秀であることが挙げられている。大蚕種家は、県内蚕児飼育分場地として上記地方を利用していよう。

第3表に依れば、1916（大正5）年に福岡県最初の大蚕種家として、同年2月設立の朝倉蚕種製造株式会社（朝倉郡甘木町）が登場する。朝倉蚕種製造株式会社（資本金11,500円）は、福岡県養蚕業の大正期発展初期に県内最大の養蚕地方（朝倉郡）において、安陪勝太郎（朝倉郡三奈木村）を中心に組織された⁽²²⁾。安陪勝太郎は、福岡県蚕種同業組合の評議員を務める有力蚕種家である⁽²³⁾。福岡県養蚕業発展初期の翌1917年に大蚕種家は、4人(社)に増加する。蚕種製造高第1位は、同年1月設立の九州蚕種製造合資会社（糟屋郡箱崎町）である。同社は、後述の九州蚕種株式会社の前身である。九州蚕種製造合資会社（資本金20,000円）の代表無限責任社員は、長崎敏郎（糟屋郡席内村）である⁽²⁴⁾。同社社員構成は、長崎敏郎（出資額7,000円）ほか、無限責任社員の藤野権太郎（糟屋郡多々良村、出資額5,000円）、長崎清一（有限責任社員、出資額5,000円）、後藤雅望（有限責任社員、出資額3,000円）の4人であつた。長崎敏郎と藤野権太郎は、九州蚕種株式会社の取締役、専務取締役に各就任する。この点後述。第2位が朝倉蚕種(株)、第3位齊田弥四郎（筑紫郡水城村）、第4位樋口安人（三井郡立石村）と続く。上記大蚕種家共に福岡県養蚕盛業地方の蚕種製造業者であつた。会社組織2社、個人業者2人の内訳である。蚕種製造業者の会社組織は更に増加し、1919（大正8）年には大蚕種家は、8人(社)に増大する。同年蚕種製造高第1位は、同年2月設立の九州蚕種株式会社（糟

屋郡箱崎町、資本金500,000円)、第2位は、1918(大正7)年設立の福岡蚕種合資会社(三井郡小郡村、資本金10,000円)、第3位は、1917(大正6)年11月設立の福田蚕種株式会社(朝倉郡福田村、資本金25,000円)、第4位は、1917(大正6)年設立の築上蚕種株式会社(築上郡八屋町、資本金10,000円)、第5位国崎重多(糟屋郡山田村)、第6位安武逸郎(糟屋郡新宮村)、第7位が1919(大正8)年設立の筑後蚕業株式会社(浮羽郡山春村、資本金110,000円)、第8位安仲亭治(築上郡黒土村)である。上記大蚕種家8人(社)の内、会社組織が5社を占める。特に上位に会社組織が集中する。その中でも九州蚕種株式会社は、資本規模、蚕種製造規模共に他の蚕種製造業者を圧倒する。同社は、以後も福岡県蚕種製造業の首位を独走する。なお、個人業者の国崎重多は、福岡県蚕種同業組合組長、福岡県議員、同名誉職参事会員、糟屋郡会議員、山田村会議員・収入役・村長等を歴任する⁽²⁵⁾。安武逸郎は、福岡県蚕種同業組合評議員、糟屋郡会議員(1907年～1911年)⁽²⁶⁾、安仲亭治及び筑後蚕業株式会社共に福岡県蚕種同業組合評議員であった。国崎重多、安武逸郎、安仲亭治何れも福岡県蚕種同業組合役員を務める有力蚕種家である。

1919(大正8)年は、大正期に会社組織による蚕種大量生産を行う業者が続出するピークを迎えていた。第1次大戦後好況の中で、福岡県の養蚕業発展を背景に生じた現象であった。福岡県蚕種業史上、特筆すべき時期であったといえよう。しかし、この躍進は、戦後恐慌によって頓挫することになる。

1920(大正9)年に福岡県大蚕種家は、第1位九州蚕種株式会社、第2位築上蚕種株式会社、第3位安武一郎(糟屋郡新宮村)に限られる。同年は、大蚕種家数、蚕種製造高共に前年比大幅な減少である。翌21年には大蚕種家は更に

減少し、九州蚕種株式会社(第1位)、斉田弥四郎(第2位)に限定される。朝倉蚕種株式会社、築上蚕種株式会社、福田蚕種株式会社、福岡蚕種合資会社各社は、同年以後に大蚕種家として名を連ねることがなく、生産減少若しくは休業、解散に追い込まれていったものと思われる。会社組織として新たに誕生する大蚕種家は、1922(大正11)年2月設立の共立蚕種合資会社(糟屋郡多々良村、資本金10,000円)、1929(昭和4)年7月設立の糸島蚕種合名会社(糸島郡前島町、資本金2,700円)、宗像郡是蚕種合名会社(宗像郡東郷町)、農会組織として築上郡農会(築上郡八屋町)に限られる。その他多くの大蚕種家は、個人業者である。個人蚕種業者の大蚕種家が多数を占める点が福岡県の特徴である。この原因については後述。

景気回復基調に入る1923(大正12)年から1929(昭和4)年まで福岡県大蚕種家は、3人、4人、6人、8人、13人、13人、14人と増え続ける。しかし、昭和恐慌期に入り福岡県養蚕業の後退に伴い、大蚕種家は減少に転じる。大蚕種家は、1930(昭和5)年に12人、翌31年9人、翌々32年3人まで急減する。昭和恐慌回復期に入り大蚕種家は増加に転じるが、1933(昭和8)年の5人から1937(昭和12)年までの間に大蚕種家は7、8人で推移し、昭和恐慌以前の状況には戻らなかった。

福岡県大蚕種家の第1位～第3位についてみると、前述の如く、九州蚕種株式会社が1919(大正8)年以降終始首位に立ち、第2位は、共立蚕種合資会社と斉田弥四郎が競い合い、1928(昭和3)年～36(昭和11)年まで斉田弥四郎が第2位を保持する。1937(昭和12)年には斉田弥四郎は、第5位に転落する。代って第2位には中村与八(八女郡迎春村)が浮上する。第3位は、1930(昭和5)年以降、上原 豊(早良郡壹岐村)が固守する。なお、片倉製糸は、

第 3 表 福岡県の大蚕種家 (1916 ～ 1937 年)

	蚕種製造者数 蚕種製造数量	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位
1916(大正5)年	39人 81,773枚	朝倉蚕種㈱ 15,128枚					
17(〃 6)年	43人 186,662枚	九州蚕種製造会社 31,178枚	朝倉蚕種㈱ 21,923枚	斉田弥四郎 13,810枚	樋口安人 10,668枚		
19(〃 8)年	48人 243,519枚	九州蚕種㈱ 66,829枚	福岡蚕種会社 21,847枚	福田蚕種㈱ 12,801枚	築上蚕種㈱ 12,326枚	国崎重多 11,914枚	安武逸郎 11,837枚
20(〃 9)年	43人 189,823枚	九州蚕種㈱ 64,746枚	築上蚕種㈱ 10,576枚	安武一郎 10,281枚			
21(〃 10)年	42人 177,107枚	九州蚕種㈱ 40,106枚	斉田弥四郎 10,779枚				
23(〃 12)年	41人 210,881枚	九州蚕種㈱ 52,182枚	共立蚕種会社 14,453枚	斉田弥四郎 10,868枚			
24(〃 13)年	42人 248,194枚	九州蚕種㈱ 63,504枚	共立蚕種会社 22,875枚	斉田弥四郎 15,374枚	国崎重多 11,036枚		
25(〃 14)年	40人 327,763枚	九州蚕種㈱ 85,253枚	共立蚕種会社 23,771枚	斉田弥四郎 21,295枚	東 雄次郎 17,220枚	国崎重多 15,686枚	安仲 勲 10,226枚
26(昭和1)年	41人 371,736枚	九州蚕種㈱ 86,035枚	斉田弥四郎 26,759枚	共立蚕種会社 23,290枚	東 雄次郎 19,759枚	国崎重多 16,625枚	久保田直太 13,606枚
27(〃 2)年	44人 544,140枚	九州蚕種㈱ 103,757枚	共立蚕種会社 41,257枚	斉田弥四郎 35,752枚	国崎重多 29,510枚	久保田直太 26,490枚	東 雄次郎 25,854枚
28(〃 3)年	45人 475,752枚	九州蚕種㈱ 102,649枚	斉田弥四郎 30,117枚	共立蚕種会社 23,087枚	国崎重多 22,802枚	古川芳助 21,547枚	東 忠吾 19,661枚
29(〃 4)年	44人 476,234枚	九州蚕種㈱ 84,379枚	斉田弥四郎 39,629枚	糸島蚕種会社 27,883枚	共立蚕種会社 23,957枚	東 忠吾 20,899枚	古川芳助 20,264枚
30(〃 5)年	38人 11,638,458蛾	九州蚕種㈱ 2,341,030蛾	斉田弥四郎 1,427,714蛾	上原 豊 760,728蛾	古川芳助 705,250蛾	東 忠吾 521,758蛾	久保田直太 506,616蛾
31(〃 6)年	37人 3,395,528グラム	九州蚕種㈱ 953,380グラム	斉田弥四郎 369,907グラム	上原 豊 297,436グラム	東 忠吾 150,638グラム	共立蚕種会社 131,564グラム	中村与八 126,861グラム
32(〃 7)年	32人 1,830,867グラム	九州蚕種㈱ 627,179グラム	斉田弥四郎 264,961グラム	上原 豊 149,157グラム			
33(〃 8)年	32人 3,256,470グラム	九州蚕種㈱ 1,423,794グラム	斉田弥四郎 494,007グラム	上原 豊 231,449グラム	東 忠吾 141,620グラム	中村与八 128,352グラム	
34(〃 9)年	26人 3,518,975グラム	九州蚕種㈱ 6,629,801グラム	斉田弥四郎 1,841,678グラム	上原 豊 1,215,989グラム	東 忠吾 637,977グラム	宗像郡是蚕種会社 584,455グラム	白水道夫 570,209グラム
35(〃 10)年	22人 3,025,110グラム	九州蚕種㈱ 1,637,470グラム	斉田弥四郎 308,956グラム	上原 豊 194,797グラム	中村与八 120,329グラム	白水道夫 113,076グラム	平田一城 111,469グラム
36(〃 11)年	20人 3,098,712グラム	九州蚕種㈱ 1,710,970グラム	斉田弥四郎 279,317グラム	上原 豊 187,577グラム	白水道夫 148,406グラム	中村与八 139,730グラム	三笠俊穂 108,950グラム
37(〃 12)年	19人 3,498,728グラム	九州蚕種㈱ 2,056,440グラム	中村与八 191,218グラム	上原 豊 165,091グラム	小金丸五郎 133,878グラム	斉田弥四郎 126,557グラム	三笠俊穂 125,011グラム

(注) (1) 1916、17 年は、「蚕種製造数量」の中に「特別蚕種」と「普通蚕種」、1934、36、37 年は、「普通蚕種」と「原蚕種」を各含む。

(2) 「蚕種製造数量」は、「普通蚕種」の「製造総額」。(3) 1 枚 = 25 蛾換算。

(資料) 大蚕種家は、各年度「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収)、蚕種製造者数・蚕種製造数量は、各年度『農商務統計表』(『農林省統計表』)、各年度『蚕糸業要覧』(農商務省蚕糸局)より作成

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制―九州蚕種株式会社を事例に―

第7位	第8位	第9位	第10位	第11位	第12位	第13位	第14位	合計(比率)
								15,128枚(18.5)%
								77,597枚(41.6)
筑後蚕業㈱ 10,670枚	安中亭治 10,042枚							158,266枚(65.0)
								85,603枚(45.1)
								50,885枚(28.7)
								77,503枚(36.8)
								112,789枚(45.4)
								173,451枚(52.9)
安武一郎 11,854枚	中村市太郎 10,930枚	安仲 勲 10,677枚						219,535枚(59.1)
安武伝男 17,639枚	安仲 勲 15,801枚	中村市太郎 14,707枚	林 与太郎 13,799枚	白水道夫 11,842枚	三笠俊穂 11,637枚	黒谷俊治 11,014枚		359,059枚(66.0)
久保田直太 15,532枚	安武伝男 14,166枚	三笠俊穂 13,096枚	白水道夫 12,834枚	中村与八 12,604枚	林 真太郎 11,162枚	安仲 勲 11,078枚		310,335枚(65.2)
久保田直太 18,960枚	安武伝男 18,552枚	中村与八 15,541枚	国崎重多 15,341枚	白水道夫 14,342枚	上原 豊 12,943枚	安仲 勲 12,836枚	築上郡農会 11,693枚	337,219枚(70.8)
中村与八 498,642蛾	糸島蚕種会社 475,727枚	安仲 勲 405,825蛾	安武伝男 369,632蛾	白水道夫 365,185蛾	共立蚕種会社 311,192蛾			8,689,299蛾(74.7)
安武伝男 118,607グラム	久保田直太 107,720グラム	平田一城 101,887グラム						2,358,000グラム(69.4)
								1,041,297グラム(56.9)
								2,419,222グラム(74.3)
中村与八 565,169グラム	安武歆一 440,612枚							(12,485,890グラム)
三笠俊穂 101,990グラム								2,588,087グラム(85.6)
平田一城 105,601グラム	小金丸五郎 100,968グラム							2,781,519グラム(89.8)
白水道夫 119,040グラム	安武歆一 116,949グラム							3,034,184グラム(86.7)

1937（昭和12）年12月11日に九州蚕種(株)と賃貸借契約を結ぶことにより、同社製造の蚕種は、片倉製糸の蚕種製造高に含まれ、蚕種製造業者としての九州蚕種(株)の蚕種製造は、統計上表われないことになる。片倉福岡蚕種製造所として、1943（昭和18）年には普通蚕種2,866,000グラムを製造する⁽²⁷⁾。この蚕種製造高は、九州蚕種(株)当時を凌ぐ生産量である。

福岡県の大蚕種家たちの蚕種製造高が福岡県蚕種製造高全体に占める割合は、1916（大正5）年の18.5%から会社組織による大量蚕種生産時期に65.0%まで高まり、以後減少して1921（大正10）年には28.7%を占めるにすぎなくなる。その後回復して次第に上昇し、1930（昭和5）年には74.7%を占めるまでになる。しかし、昭和恐慌期にこの比率が低下するものの、昭和恐慌回復期に入り上昇に転じ、1935（昭和10）年以降80%台まで高まる。1936（昭和11）年にはこの比率が89.8%まで上昇する。なお、1934（昭和9）年については、数値に疑問が残るため不明である。この福岡県大蚕種家たちの中で、蚕種製造高首位の九州蚕種株式会社は突出していたが、同社と第2位以下との生産格差が特に1930年代に入り次第に拡大し、1930年代後半には単独で福岡県全体の過半を占めるまでに高まり、同社は、九州地方諸県最大の蚕種製造会社（片倉佐賀蚕種製造所を除く）となる。蚕種製造高の全国順位では第9位まで上る。

なお、九州蚕種株式会社には日田支場（大分県日田郡日田町⁽²⁸⁾）があり、1924（大正13）年4月から蚕種製造を開始し、同年に蚕種16,084枚（原蚕種7,952蛾、普通蚕種489,258蛾、合計497,210蛾）を製造する⁽²⁹⁾。日田支場は、翌25年に14,354枚、26年14,133枚、27年16,661枚、28年17,758枚を製造する⁽³⁰⁾。以降同支場の蚕種製造については不明。

1932（昭和7）年に、福岡県内において特約

製糸15社が特約組合への配布蚕種1,040,287グラムの内、「自己製造」蚕種が48.1%、「委託製造」蚕種27.6%、「購入」蚕種24.3%の割合であった⁽³¹⁾。「自己製造」蚕種と「委託製造」蚕種・「購入」蚕種が略半々の割合になる。九州地方諸県の中で、宮崎県・佐賀県・大分県・熊本県各県は「自己製造」、長崎県・鹿児島県両県は「購入」蚕種が各大半を占めていた。1937（昭和12）年には、福岡県において特約製糸の「自己製造」蚕種が53.7%、「委託製造」蚕種21.9%、「購入」蚕種24.4%を各占めており⁽³²⁾、1932（昭和7）年当時と同様に「自己製造」蚕種と「委託製造」蚕種・「購入」蚕種の割合が略半々であった。九州地方諸県の内、熊本県、大分県、宮崎県は「自己製造」蚕種の割合が低下し、福岡県同様に「自己製造」蚕種と「委託製造」蚕種・「購入」蚕種の割合が略半分宛となる。鹿児島県は、「購入」蚕種が大半を占めていた。佐賀県、長崎県については不明である。上述の如く、福岡県において個人業者の大蚕種家が多数存在していたのは、特約製糸が「委託製造」蚕種や「購入」蚕種に依存する機会が多かったことに一因を求めることができよう。

4. 九州蚕種株式会社の設立と役員構成の推移

(1) 九州蚕種株式会社の設立と会社組織の改変

九州蚕種株式会社は、前述の如く、1917（大正6）年1月設立の九州蚕種製造合資会社⁽³³⁾（資本金20,000円）を前身として、1918（大正8）年2月に糟屋郡箱崎町（後、福岡市）に設立する。九州蚕種合資会社は、無限責任代表社員長の崎敏郎と無限責任社員の藤野権太郎外有限責任社員2名によって設立された。同社は福岡県蚕種業の改善と設備拡張を図り、製種事業の発展に尽したが、1919（大正8）年2月に福

岡県下有志と相諮り、資本金500,000円の株式会社に組織変更する。同社は、1922（大正11）年10月末日現在、株主1,025名であった⁽³⁴⁾。九州蚕種株式会社の資本規模は、九州蚕種製造合資会社当時の資本金20,000円から25倍に拡大する。斯くて一躍福岡県下最大の大蚕種製造会社となる。福岡県養蚕業の発展に対応した蚕種製造の拡大を図るために蚕種製造家たちを中心とする組織体として設立したものといえよう。

1914（大正3）年5月に佐賀県鳥栖町に創設の片倉鳥栖製糸所は、佐賀県と共に福岡県を主要原料地盤としていた。片倉鳥栖製糸所は、特約養蚕組合の拡充と産繭取引の改善統一を期し、福岡県当局の斡旋により佐賀県内の佐賀県は蚕業株式会社（1918年11月設立）と同様に県是的に蚕種の製造を行い、蚕品種の統一、産繭品位の向上を企図して、1923（大正12）年に九州蚕種株式会社の資本金を500,000円から100,000円に減資すると共に片倉鳥栖製糸所と10年間の「委任経営契約」を締結したという。九州蚕種株式会社は、1928（昭和3）年末現在、株主465名であった⁽³⁵⁾。上記契約は、片倉製糸が新潟県の北越蚕種合名会社と蚕種購入契約を結んで、同社を片倉製糸の専属蚕種製造所（「特定蚕種製造所」）とする内容のものと同一であったと解することができる⁽³⁶⁾。蚕種製造の主体は片倉製糸ではなく、九州蚕種株式会社である。従って、「委任経営契約」ではなく、蚕種製造委託契約であるといつてよいであろう。昭和初年の九州蚕種株式会社の「広告」に同社を片倉製糸紡績株式会社「蚕種部九州支場」と明記している⁽³⁷⁾。但し、九州蚕種(株)は、片倉製糸以外にも蚕種販売を行っており、蚕種製造委託は片倉製糸に限られていたと看做することができる。九州蚕種株式会社の役員に片倉製糸側の人物は就任しておらず、同社役員総てが地元側の人物によって占められていた。九州蚕種(株)

の顧問に片倉佐賀製糸所長の野崎熊次郎が就任するに止まる。この点後述。

片倉製糸と九州蚕種株式会社の関係を示す片倉製糸の内部資料に依ると、1927（昭和2）年6月28日開催の片倉製糸取締役会に「九州蚕種株式会社蚕種製造計画并経費予算承認ノ件」に関する議案が上程される⁽³⁸⁾。この議案内容は、製造蚕種（春蚕種・白1,000枚、黄31,000枚、秋蚕種・白43,000枚）、経費予算総額87,515円であった。片倉製糸の専属蚕種製造会社である北越蚕種合名会社の事例に従えば⁽³⁹⁾、九州蚕種(株)が年度初めに予め蚕種製造計画を定め、片倉製糸の同意の下に一定期日までに片倉製糸が所要確定数量を九州蚕種(株)に通知する。その後、片倉製糸が取締役会において九州蚕種株式会社の蚕種製造計画と経費予算の承認を行う運びとなったのであろう。

片倉製糸の所要蚕種は、同社内部資料では大別して片倉社製蚕種、九蚕(九州蚕種株式会社)・北越(蚕種合名会社)蚕種、社外蚕種の3種類に分けられる⁽⁴⁰⁾。片倉製糸の専属蚕種製造会社である九州蚕種株式会社と北越蚕種合名会社の各製造蚕種は、社外蚕種とは区別されている。片倉仙台製糸所が九州蚕種(株)製春蚕種を1929（昭和4）年（支欧白繭種100枚）と翌30（昭和5）年（支欧黄繭種262枚）に特約組合に配布していた⁽⁴¹⁾が、一部例外を除けば、九州蚕種(株)の製造蚕種は、九州地方所在の片倉諸製糸所へ配給していよう⁽⁴²⁾。因に、片倉諸製糸所の昭和6年度夏秋蚕種と翌7年度春蚕種希望数量は、九州蚕種(株)が合せて44,920枚、北越蚕種合名会社同15,000枚であった⁽⁴³⁾。1932（昭和7）年3月8日開催の片倉製糸取締役会に提出の九州蚕種株式会社申請の昭和「七年度蚕種製造計画承認ノ件」に関する議案に依れば、昭和7年度春蚕種23,000枚、夏秋蚕種47,000枚、合計70,000枚である。昭和6年度は春蚕種17,917枚、夏秋

蚕種 41,647 枚、合計 59,574 枚であった⁽⁴⁴⁾。この議案は、「可決」している。

1933（昭和 8）年に九州蚕種株式会社は、片倉製糸と委任経営契約を締結しており、この時点で九州蚕種株式会社の社長以下、常務取締役、取締役、監査役に片倉製糸側の人物が就任する。この点後述。前述の片倉鳥栖製糸所と九州蚕種株式会社が締結した契約の主たる目的は、同社の片倉製糸専属の蚕種製造所と看做すことができる。従って、片倉製糸による九州蚕種株式会社の経営支配権の確立には至っていないと判断できよう。片倉製糸は、九州蚕種株式会社の「県是的」組織体を維持した上で、片倉製糸の専属蚕種製造所としての経営関与を保持することに努めていたものといえよう。

九州蚕種株式会社が 1923（大正 12）年に減資の上、片倉製糸と蚕種製造委託契約を締結して、同社専属蚕種製造所化を選択した背景について考察すると、第 1 次大戦後不況によって福岡県蚕種製造業者は打撃を受け、大蚕種家と雖も蚕種売上げの急落、休業乃至倒産等の憂き目に会った。九州蚕種株式会社も例外ではなく、1921（大正 10）年の蚕種製造高 40,106 枚から翌 22（大正 11）年には春蚕種 14,000 枚、秋蚕種 18,000 枚（内、3,000 枚浸酸種、15,000 枚越年種）合計 32,000 枚まで急激する⁽⁴⁵⁾。1919（大正 8）年比では半減である。九州蚕種株式会社の 1922（大正 11）年 2 月 28 日（第 3 期）決算において、資本金 500,000 円（内、払込額 172,820 円）、この払込額は設立当初より前年までの 125,000 円⁽⁴⁶⁾から、第 3 期に 47,820 円の資本金増加（払込）が図られていたことが判明するが、公称資本金には遥かに及ばず、資金力不足は明らかであった。また第 3 期の諸積立金 2,200 円、借入金 50,025 円、当期純損金 68,573 円を計上していた⁽⁴⁷⁾。蚕種製造額（売上）の激減に加えて、借入金が高み、自己資本の充実も適わず赤字経営に転落してい

た。九州蚕種株式会は、倒産の危機を迎えていたといえよう。九州蚕種株式会は、経営危機打開のために片倉製糸と蚕種製造委託契約を結んで関係性を深め、安定した蚕種業経営を実現しようと図ったものと考えられる。大特約製糸（＝片倉製糸）の専属蚕種製造所としてその傘下に入ることによって、九州蚕種株式会社の倒産を回避することを同社首脳陣が決断を下したものといえよう。九州蚕種株式会の経営改革断行と捉えることができる。

九州蚕種株式会の 1922（大正 11）年度の「蚕種製造販売ニ関スル経費予算」35,000 円⁽⁴⁸⁾に対し、資本金を 100,000 円に減資していた 1928（昭和 3）年には、「蚕種製造販売ニ関スル経費」が 3 倍の 106,156 円⁽⁴⁹⁾に上っている。九州蚕種株式会社が限られた予算（経費）の中で蚕種製造を行うには自ずと限界が生じていたものといえよう。

1933（昭和 8）年 2 月に片倉製糸（片倉鳥栖製糸所）と九州蚕種株式会社間の契約期限満了と共に組織改変することになり、同年 4 月に九州蚕種株式会社は、解散決議をする。1933（昭和 8）年 6 月に新会社は、北九州蚕種株式会社（資本金 50,000 円）として創立する。同年 12 月 17 日に九州蚕種株式会社と改称する。同社は創立と共に、片倉製糸と委任経営契約を締結している。次に、この九州蚕種株式会の組織改変の背景を探ってみたい。

片倉製糸が増大する蚕種需要に対して、九州蚕種株式会社と従来の蚕種製造委託契約下の同社生産設備能力では対応できず、九州蚕種株式会を片倉製糸の傘下に収めて、蚕種製造の拡大を図ることになった。片倉製糸は、既に昭和初年に九州地方において増加する蚕種需要の対応策として蚕種製造所の設立を模索している。1928（昭和 3）年 9 月 20 日開催の片倉製糸取締役会に「九州蚕種製造所新設」に関する議案が上程

される。この議案内容は、「新タニ九州ニ適地ヲ選定シ各所共同経営ノ形式ニ依リテ蚕種製造所ヲ設立シ自信アル優良蚕種ヲ産出シテ需要ヲ充タサントス」というものであった⁽⁵⁰⁾。新九州蚕種(株)を片倉製糸の委任経営とすることによって、片倉製糸の下で同社の施設拡張を行い、蚕種製造を拡大する途を選択したようである。

上記の如く、新会社を一旦北九州蚕種(株)として設立した上で、間も無く九州蚕種(株)と社名変更した、この経緯が不分明である。片倉製糸の内部資料によってこの経緯を明らかにしておきたい。

1932(昭和7)年11月8日開催の片倉製糸取締役会に上程の議案に「九州蚕種株式会社ニ関スル件」があり、その内容は、「現在資本金拾万円ヲ貳万円ニ減資シ其貳万円ハ現物出資トスルコト片倉会社ニテ貳万七千円(二十円払込千三百五十株)ノ新会社ヲ設立シ壹千株ハ片倉ニ参百五拾株ハ九州蚕種株主ニ於テ引受ケ其新会社ヲ九州蚕種株式会社ニ合併シテ営業シ片倉会社ニ経営ヲ委任ス事」であった⁽⁵¹⁾。九州蚕種株式会社の資本金を10万円から2万円に減資して、片倉製糸が資本金2万7千円(総株数1,350株、1株20円)の新会社を設立する。この新会社の株式は、片倉製糸が1,000株、九州蚕種(株)株主が350株を各引受ける。新会社と減資した資本金20,000円を現物出資として九州蚕種(株)を合併させ、九州蚕種(株)を存続会社とする。そして、同社は、片倉製糸に経営委任するとしている。片倉製糸の持株は、新九州蚕種株式会社(資本金47,000円)の総株数の42.6%に止まる。更に片倉製糸側からの九州蚕種株式会社改革案の模索が続く。

1933(昭和8)年5月27日開催の片倉製糸取締役会に「片倉九州蚕種株式会社設立ニ関スル件」の議案が提出される。この議案内容は、「一、出資額三万円トシ片倉会社ヨリ二万五千元(株

式一千株)九蚕重役ヨリ五千元(株式二百株)出資ナシ片倉九州蚕種会社ヲ設立スルコト 二、新会社設立後ニ於テ現在ノ九蚕会社ノ土地建物其他ヲ二万円ト評価ノ上現物出資ヲナシ資本金五万円ノ会社トスルコト⁽⁵²⁾」であった。この議案の成否(及び取締役会への上程の有無を含め)は明らかではないが、この議案内容からすると、一担資本金30,000円の新会社(片倉九州蚕種株式会社)を設立し、この出資金の8割以上を片倉製糸が負担し、残る5,000円を九州蚕種(株)の役員たちが出資することとし、新会社設立後に改めて九州蚕種(株)の固定資本(土地・建物)その他を20,000円評価の現物出資として資本金50,000円の会社にする予定としていた。新会社は、九州蚕種(株)を合併して資本金50,000円(総株数2,000株、1株25円)、片倉製糸の出資金が5割を占めることになる。旧九州蚕種(株)役員の出資額は、合せても10%にすぎない。前議案とは異なり、この議案では新会社と九州蚕種(株)が合併し、九州蚕種(株)を存続会社とするのではなく、九州蚕種(株)の事業を継承する新会社の設立に変更される。但し、実際には新会社は片倉九州蚕種(株)ではなく、北九州蚕種(株)と成る。片倉製糸は、新会社として1933(昭和8)年6月20日に北九州蚕種(株)を設立し、九州蚕種(株)の事業を継承して、同社から委任経営を託されることになる。この点に関しては、以下の通りである。

1933(昭和8)年7月18日開催の片倉製糸取締役会に上程の「北九州蚕種株式会社委任経営承認ノ件」の議案内容についてみると、「一、北九州蚕種株式会社ノ成立ニ伴ヒ旧九州蚕種株式会社ノ事業ヲ継承スル同社ノ経営一切ニ関与スルコト 二、同社ノ製造蚕種ハ検査終了後片倉会社ニテ全部引受ケルコト 三、委任経営期間ハ同社存立期間中(二五ヶ年)トスルコト但一ヶ年ノ予告期間ヲ以テ相互本契約ヲ解除スル

コトヲ得 四、金員融通ヲナスコト（貸借勘定ノ開始）」であつた⁽⁵³⁾。北九州蚕種株式会社の設立と旧九州蚕種(株)の事業継承する同社経営一切に片倉製糸が関与すること。片倉製糸の委任経営である。北九州蚕種株式会社の製造蚕種は、全部片倉製糸が引受けること。委任経営期間が25年間。片倉製糸から北九州蚕種株式会社へ金融（資金提供）を行うことが示されている。この議案は、結局「決裁」を受け、承認される。1933（昭和8）年12月17日に北九州蚕種(株)は社名を変更し、九州蚕種株式会社と改称する。片倉製糸は、九州蚕種(株)の再建ではなく、旧九州蚕種(株)とは一線を画した、片倉製糸自ら委任経営の下で自社製蚕種の製造を行う新生九州蚕種株式会社の設立を意図していたといえよう。

次に、片倉製糸の北九州蚕種株式会社の引受株式の内訳について、片倉製糸の内部資料からみていくことにしよう。片倉製糸の北九州蚕種(株)引受株式に関しては、1833（昭和8）年6月28日開催の片倉製糸取締役会に上程・審議されたが、改めて同年7月18日開催の片倉製糸取締役に議案として「北九州蚕種株式会社株式引受ノ件」が提出された⁽⁵⁴⁾。この議案内容は、北九州蚕種株式会社（資本金50,000円、1株25円、2,000株、全額払込済）の片倉製糸引受株式1,000株、この内片倉製糸紡績株式会社取締役社長・片倉兼太郎730株、今井五介（同副社長）200株、藤 勝栄20株、矢崎京二20株、香下恒夫20株、林 金四郎10株に分割されていた。そして、片倉製糸側個人名義分は株式名義貸付けとし、重役供託株として委任状を付けて北九州蚕種(株)に保管する、としていた。片倉兼太郎、今井五介以下の4人は、北九州蚕種(株)の役員である。この点後述。前回の取締役会（6月28日）の北九州蚕種(株)株式引受議案よりも3人減少し、同社役員に限定していた。この議案は、結局変更無く「決裁」を受ける。

1937（昭和12）年12月11日に従来の委任経営から賃貸借契約に変更し、翌年4月より実施して片倉福岡蚕種製造所の設置をみるに至る。以後、片倉製糸名義の優良蚕種の製造と蚕種の自治検査を実施することになる。次に、片倉製糸が委任経営から賃貸借契約に変更するに至る経緯と背景について明らかにしたい。

1937（昭和12）年8月18日開催の片倉製糸取締役会において、九州蚕種(株)の経営に関する議案が審議されている⁽⁵⁵⁾。その内容は、「原蚕種国家管理法ノ実施ニヨリ自家用原蚕種ノ社外配給ハ禁止セラレベキニヨリ九州蚕種会社ノ製造ハ之レヲ我社名義ニ変更セザレバ社製原蚕種ノ使用不可能トナルベク且保留セラレ居タル自治検査ノ実施ノ上ヨリモ我社名義ニヨル製造ノ必要有之候間我社ハ福岡県ニ於テ新ニ免許ヲ受ケ九蚕ノ設備ニヨリ製造ヲ行フヨリ他道無ク此場合九蚕ニ対スル方法トシテ 一、之レヲ買取スルカ 二、賃借スルカノ方法ニ有之

第一ノ買取案ハ将来ニ係累ヲ貽サズ事業運行ニハ極メテ好都合ナルモ買取価格ニ於テ相当犠牲ヲ払フ要アルベク又重役間ニ於テモ賛意ヲ表セザルモノ、如クニテ実現ハ相当困難ナル者ト存候

第二ノ賃借ハ九蚕会社ノ配当、重役報酬、諸税金其他経費ヲ支弁シ得ル程度ノ賃借料ニヨリテ製造設備ヲ使用スルモノニテ之ハ九蚕重役間ニ於テモ配当及重役報酬ヲ従来実行シ来リタル程度ニ保証セバ何等異存無キ由ニ有之候保証ヲ要望シ居ル配当率一割五分 資本金五万円 配当額 七千五百円

重役報酬 貳千円

法定積立金 四百円

税 金 千四百円

固定銷却金 貳千円

概算賃借料合計 壹万參千參百円

而テ第二ノ賃借ニヨル方法ハ従来ノ我社対九蚕

ノ関係ノ内容ト何等異ル処無ク従来モ配当及報酬、諸税金等ヲ考慮シ蚕種買上価格ヲ決定シ来リタル実情ニ有之候

右何レニ依ルベキヤ御指示相成度

というものであった。

片倉製糸は、原蚕種国家管理法の実施に伴う自家用原蚕種の社外配給禁止により、従来の九州蚕種(株)名義の蚕種製造が出来なくなるため、片倉製糸名義の蚕種製造に変更する必要に迫られていた。片倉製糸の選択肢は、買収又は賃借の何れかであった。買収案は、事業運行上極めて好都合であっても、買収価格と重役たちの間に買収に異論があり、実現困難である一方、賃借の場合は、九州蚕種(株)の配当、重役報酬、税金その他経費を支払う程度の賃借料であれば、また九州蚕種(株)の重役たちに従来程度の配当と報酬を保証するのであれば、異存が無いことから、審議の上第2案の賃貸借契約が採択された。但し、期限は5年以内としている。

(2) 九州蚕種株式会社役員構成の推移

第4表は、1920（大正9）年～1933（昭和8）年における九州蚕種(株)の役員の在任期間を示す。同表に依れば、1920（大正9）年に九州蚕種(株)の役員は、取締役10名、監査役5名の構成であったが、同社が堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑』（東洋蚕益社）に掲載の「広告」に依れば、専務取締役・藤野権太郎、常務取締役・岡崎繁太郎、常務取締役兼技師長・古川芳助の役職記載がある。その他の取締役、監査役には変りは無く、第4表と同様である。「広告」には取締役、監査役以外に顧問と相談役を掲示している。顧問に野崎熊次郎と小林作五郎、相談役に池見辰次郎と檜崎顕三が各就任している。九州蚕種(株)の創立時に専務の藤野、常務の岡崎、常務兼技師長の古川の3名が同社中枢経営陣を形成し、県内有力者の顧問及び相談役がアドバ

イザー的役割を果たしていた模様である。

顧問の野崎熊次郎は、片倉烏栖製糸所長である。九州蚕種(株)は、設立当初より片倉製糸との関係性を有し、同社への経営と蚕種製造に関する助言者立場にあったのであろう。両者のこの関係が後の蚕種製造委託契約に繋がることになる。

顧問の小林作五郎（糟屋郡宇美村）は、安政3年4月7日に宇美村に生れ、明治4年5月に家督を継ぐ。小林作五郎は、糟屋郡最大の大地主（耕地74町2反所有）⁽⁵⁶⁾、福岡県会議員、糟屋郡会議員、宇美村・宇美町会議員、宇美村消防組総長、福岡県酒造組合長、九州各県酒造組合連合会幹事長、全国酒造組合連合会長、私立糟屋郡興産会幹事長、九州沖縄物産共進会長、福岡県実業団体連合会長、福岡地方森林会議員、宇美町農地委員会長、酒造業者、合名会社小林本店代表社員、(株)福岡県農工銀行設立委員・取締役・大株主、筑前参宮鉄道(株)取締役・社長、九州鉄道(株)取締役・監査役、博多電燈軌道(株)取締役、九州電燈鉄道(株)取締役、筑豊鉄道(株)取締役、日本火災保険(株)監査役、日華生命保険(株)取締役、日本勧業銀行地方顧問、(株)福岡県醸造試験所取締役等を歴任する⁽⁵⁷⁾。福岡県は中小在村地主が多く、大地主は少数であった。小林作五郎はその1人であり、福岡県の代表的有力者である。

小林作五郎が糟屋郡養蚕業の発展に係わる契機は、私立糟屋郡興産会の幹事長として尽力したことから始まる。

1887（明治20）年当時糟屋郡書記山路 円と横田慎吾は、糟屋郡の有志者・小林作五郎、安武逸郎、葦津磯夫、安河内幸作、西島三七、安河内莊次郎、長崎東吾外数名と謀り、主に養蚕業の改良発達を目的として私立糟屋郡興産会を設立する。興産会は会員を募集して桑樹の栽培を奨励し、桑苗の購入や養蚕伝習所の開設、

第 4 表 九州蚕種株式会社役員の在任期間（大正 9 年～昭和 8 年）

役職	氏名	住所	大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年
代表取締役	池見辰次郎	筑紫郡住吉町		○	○	○	○
専務取締役	藤野権太郎	糟屋郡多々良村	(○)	(○)	○	○	○
〃	安部勝美	〃 青柳村					
常務取締役	岡崎繁太郎	〃 山田村	(○)	(○)	○	○	○
〃	藤野権太郎	〃 多々良村					
取締役	藤野権太郎	〃 〃	○	○			
〃	岡崎繁太郎	〃 山田村	○	○			
〃	古川芳助	筑紫郡堅粕町	○				
〃	長崎敏郎	糟屋郡席内村	○	○			
〃	河辺六助	〃 久原村	○	○	○	○	○
〃	安部勝美	〃 青柳村	○	○	○	○	○
〃	長沢伊之吉	〃 宇美村	○	○	○	○	○
〃	田原慈三	〃 須恵村	○	○	○	○	○
〃	友池豊太郎	糸島郡可也村	○	○	○	○	○
〃	森 捨生	〃 今宿村	○	○	○	○	○
〃	原田与三	糟屋郡仲原村					○
〃	河辺亀太郎	〃 多々良村					○
〃	三島藤太	糸島郡波多江村					
〃	堀川辰之助	糟屋郡箱崎町					
監査役	三島藤太	糸島郡波多江村	○	○	○	○	○
〃	青柳四郎	糟屋郡小野村	○	○	○	○	○
〃	原田与三	〃 仲原村	○	○	○	○	
〃	森 紋吉	〃 立花村	○				
〃	河辺亀太郎	〃 多々良村	○	○	○	○	
〃	檜崎頭三	糸島郡加布里村		○	○	○	○
〃	安武源太郎	糟屋郡席内村					○

(注) 1. ○印は、各役員の在任期間を表わす。2. 住所は、『日本全国諸会社役員録』に依る。
 3. (○) は、堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑（第三版）』（東洋蚕益社）に依る。
 (資料) 各年度『帝国銀行会社要録』（大正 12 年は、『銀行会社要録』により補う）より作成。

片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制—九州蚕種株式会社を事例に—

大正 14 年	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年	昭和 6 年	昭和 7 年	昭和 8 年
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○								
	○	○	○	○	○	○	○	○
○								
	○	○	○	○	○			
	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○								
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○								
○	○							
○								
○	○	○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○
					○	○	○	○
○	○							
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

座繰製糸の伝習、養蚕巡回教師養成のために人材を西ヶ原蚕業講習所や京都蚕業講習所に派遣・入所させる。私立興産会の蚕業奨励事業は、その後糟屋郡蚕糸業組合や糟屋郡農会に引き継がれる⁽⁵⁸⁾。

小林作五郎は、寛政2年以来の家業の酒造業者として灘酒に劣らぬ銘酒万代を醸造する一方で、福岡県酒造業界の発展を希求して、福岡県酒造組合の創設（組合長就任）や醸造研究所の建設等に尽力し、福岡県を兵庫県に次ぐ清酒主産地形成に多大の功績を残したと言われている。小林作五郎は、「九州酒造界の泰斗」と欽仰され、1906（明治39）年3月7日に緑授褒章を下賜される。また、小林作五郎は、第4回内国勸業博覧会（明治28年）に清酒万代を出品し、「香味良好醸造宜キニ適ス以テ其業務ニ勉強スルヲ見ル」として高く評価され、有功三等賞を受賞する⁽⁵⁹⁾。更に小林作五郎は、第5回内国勸業博覧会（明治36年）に清酒万代と千桜を出品していた⁽⁶⁰⁾。博覧会以外にも品評会等に出品し、金銀賞牌の受賞数次に及ぶという。

「地方屈指ノ素封家」、「実業界ノ明星」、「実業界傑出ノ偉人」等と敬称される小林作五郎は、前述のように各種公務要職を兼摂しており、1928（昭和3）年11月10日の御大礼奉祝行事には宇美町役場より自治功労者表彰を受ける。更に、小林作五郎は、1938（昭和13）年4月29日宇美町役場より自治制50周年記念に際して、町会議員36年を評し、自治功労者表彰を受ける⁽⁶¹⁾。

小林作五郎は、片倉製糸との係りが深い。1920（大正9）年1月18日に片倉製糸紡績(株)創立発起人会が開催されるが、小林作五郎は同社創立発起人（22人）の1人である⁽⁶²⁾。また、小林作五郎は、片倉製糸の大株主でもある。片倉製糸の第10期に250株（昭和4年3月31日現在）、第17期に同じく250株（昭和11年3月31

日現在）を各所有する⁽⁶³⁾。片倉製糸紡績(株)の株主数は、1920（大正9）年3月31日現在4,339名、この内101株以上所有の株主（464名）で全体の10.7%を占めるにすぎず、10～49株所有株主（1,766名）で40.7%、これに50～100株所有株主（482名）11.1%を合せると、過半の51.8%を占める株主構成であった⁽⁶⁴⁾。小林作五郎と片倉製糸の係りは、九州蚕種株式会社を巡る出会いから生じていたのであろう。

相談役の池見辰次郎と檜崎顕三は、1921（大正10）年より九州蚕種(株)の代表取締役社長と監査役に各就任する。両名の経歴については後述。

九州蚕種株式会社の創立時の役員構成は、地方別にこれをみると、大多数は糟屋郡出身者が占め、これに糸島郡と筑紫郡の出身者が参画している。役員出身地の糟屋郡の席内村、青柳村、小野村、宇美村、山田村、立花村、須恵村及び糸島郡の可也村などは、養蚕盛業地であった。また前述の如く、専務取締役の藤野権太郎と常務取締役の岡崎繁太郎と常務取締役兼技師長の古川芳助の3名が同社経営中枢脳陣を形成していた。藤野権太郎は、九州蚕種(株)の前身である九州蚕種製造合資会社の創設者（長崎敏郎共々中心者）であった。藤野は、九州蚕種製造合資会社を継承する九州蚕種(株)の代表的人物といえよう。岡崎繁太郎と古川芳助は、共に蚕種製造家である。特に古川芳助は、糟屋郡農会技師、同常設巡回教師の経験を有し、製種技術に精通した蚕種製造家であった。この点後述。

1921（大正10）年に代表取締役社長に池見辰次郎が就任し、専務取締役の藤野権太郎と常務取締役の岡崎繁太郎の3名による新たな中枢経営陣を構築する。九州蚕種(株)の新経営体制発足といえよう。相談役の池見辰次郎を新たに代表取締役社長に迎えた背景には、第1次大戦後の大不況の中で生じた九州蚕種(株)の業績悪化を

立て直す必要から新たな経営者人事が要請されたのであろう。池見辰次郎の代表取締役社長就任に片倉製糸の意向が反映していたかは、不明である。後述するように、池見辰次郎は、福岡県政財界の有力者であり、経験豊かな実業家として期待をもって迎えられたものと思われる。相談役・檜崎顕三の監査役就任を加えた、九州蚕種(株)の新経営体制の発足に先立ち、常務取締役兼技師長の古川芳助が退任することになる。古川芳助は、その後個人業者として蚕種製造を行うことになる。古川芳助は、1928（昭和3）年～1930（昭和5）年の間に大蚕種家としてその名を連ねている。古川は、後に古川蚕種合資会社を設立し、昭和恐慌期を乗り切っている⁽⁶⁵⁾。

池見辰次郎は、1921（大正10）年の代表取締役社長就任から1933（昭和8）年まで在任する。池見辰次郎は、三島藤太と共に片倉製糸が最も重視し、重用した人物である。この点後述。藤野権太郎は、1925（大正14）年まで専務取締役を務め、翌年から1930（昭和5）年まで常務取締役を務める。岡崎繁太郎は、1925（大正14）年まで常務取締役を務め、翌年から1930（昭和5）年まで取締役として在任する。藤野権太郎と岡崎繁太郎は共に、1930（昭和5）年を最後に退任することになる。昭和恐慌が九州蚕種(株)の転機となったといえよう。

安部勝美が取締役から1926（大正15）年に藤野権太郎に代って専務取締役に就任し、以後1933（昭和8）年まで留任する。藤野権太郎は糟屋郡会議員（・議長）の経験があり、1919（大正8）年を境に安部勝美が糟屋郡会議員として登場する。安部勝美の専務取締役就任は、蚕種業経営と政治的影響力を考慮した抜擢と考えられる。この点後述。

九州蚕種製造合資会社の創設者で、代表者でもあった長崎敏郎は、九州蚕種(株)の取締役に就任するが、1921（大正10）年を最後に退任する。

河辺六助と長沢伊之吉は、九州蚕種(株)の創立時より1933（昭和8）年まで継続して取締役に就任する。長沢伊之吉は、宇美村収入役を長らく務める有力者である。この点後述。田原慈三と森 捨生は共に九州蚕種(株)創立時に取締役に就任し、1925（大正14）年を最後に退任している。田原慈三は、蚕種製造業者であり、須恵村会議員を務める有力者である。この点後述。堀川辰之助が1930（昭和5）年に取締役に就任する。前述のように、この翌年には藤野権太郎と岡崎繁太郎が役員を退任することになる。旧中樞経営陣の一部を刷新した、九州蚕種(株)の第3の新経営体制の発足といえよう。堀川辰之助は、1933（昭和8）年まで取締役留任する。

監査役に関しては、三島藤太が九州蚕種(株)創立時より監査役に就任し、1926（大正15）年まで継続在任した後に、翌年から取締役に転任し、1933（昭和8）年まで留任する。三島藤太は、九州蚕種(株)創立後の同年9月に福岡県会議員となる。この点後述。青柳四郎は、九州蚕種(株)創立時より1933（昭和8）年まで一貫して監査役に就任し続ける。青柳四郎は、小野村長を長く務め、同村農会長、糟屋郡農会議員を歴任する、地元有力者である。この点後述。原田与三と河辺亀太郎は、三島藤太同様、九州蚕種(株)創立時より監査役を務め、1924（大正13）年に取締役に各転任するが、原田与三は、1927（昭和2）年を最後に退任する。原田与三は、池見辰次郎と同郷（仲原村）の懇意の間柄であった。一方河辺亀太郎は、1933（昭和8）年まで在任する。森 紋吉は、九州蚕種(株)の創立時に監査役に就任するが、古川芳助同様に翌年には退任する。早期退任者は、この古川芳助と森 紋吉に限られる。九州蚕種(株)創立時に相談役に就任した檜崎顕三は、1921（大正10）年に監査役に就任後、1933（昭和8）年まで留任する。檜崎顕三は、加布里村会議員、同村長、

糸島郡会議員、同議長、糸島郡農会副会長・会長、糸島郡養蚕組合聯合会長、糸島郡繭販売利用組合長等を務める、糸島郡の有力者である。この点後述。安武源太郎は、監査役を1924（大正13）年から1933（昭和8）年まで務める。安武源太郎は、糟屋郡会議員、同名誉職参事会員、席内村助役・村長、古賀町長などを歴任する有力者であった。この点後述。大正末期の役員変動（三島藤太の監査役から取締役転任を加えて）は、九州蚕種(株)の片倉製糸専属蚕種製造所化に伴う経営刷新と捉えることができよう。池見辰次郎の代表取締役社長就任に伴う新経営体制の発足に次ぐ、第2の新経営体制の発足といえよう。九州蚕種(株)の役員の内、中途就任者は、相談役の池見辰次郎と檜崎顕三を除くと、堀川辰之助と安武源太郎の2名に限られる。

九州蚕種(株)の創立時の役員（15名）の内、1933（昭和8）年までの在任者は、6名に止まる。1933（昭和8）年には九州蚕種(株)の役員は、10名（内、社長、専務を含め取締役7名、監査役3名）であった。同社創立時の役員15名から5名減少したことになる。この減少は、前述のように片倉製糸の同社専属蚕種製造所化の時期に続いて、昭和恐慌期に生じた第3の経営者刷新といえよう。九州蚕種(株)のこの経営体制刷新により、意思決定の迅速化と経営判断の革新性が生まれてこよう。創業から1933（昭和8）年までの間に、九州蚕種(株)は、3回の経営体制刷新が生じていたことになる。次に、九州蚕種(株)役員の経歴等について言及しよう。

(3) 九州蚕種株式会社役員の経歴

池見辰次郎（筑紫郡住吉町、後・福岡市）は、池見茂吉の長男として明治7年2月に生まれる⁽⁶⁶⁾。池見辰次郎は、仲原村第1位の小地主（1928年所有耕地・田6町8反、畑1町8反、合計8町6反）⁽⁶⁷⁾、福岡市会議員（1級1923年4月

20日～1929年4月25日）、同副議長、同名誉職参事会員（1925年5月9日～1929年7月8日⁽⁶⁸⁾）のほか、公職として第8代仲原村長⁽⁶⁹⁾、日本蚕業会委員、福岡県蚕種同業組合副組合長、福岡県水産組合副組合長、筑豊焼酎醸造聯合組合長、福岡県消防組々頭代表者、福岡県遊廓聯合会長、九州遊廓聯合会長、全国遊廓聯合会長、福岡粕屋会長等を務め、また「西戸崎事件」や九州帝大創設の頃の「柳町遊郭移転問題」の解決に尽力する⁽⁷⁰⁾。「福岡ノ偉人物」、「大福岡の西郷として人気を博⁽⁷¹⁾」す池見辰次郎は、事業家としては福岡印刷株式会社（福岡市）監査役・取締役、(株)福岡青物市場（福岡市）取締役、青島塩業株式会社（福岡市）監査役、大日本製酒株式会社（糟屋郡席内村）社長・常務取締役、九州新醸造株式会社（後に九州進醸株式会社に改称）（三潞郡城島町）取締役、(株)博多電業所（福岡市）監査役、九州興産株式会社（筑紫郡住吉町）社長、(株)九州劇場（通称九州座）（福岡市）社長・取締役、(株)博多国技館（福岡市）取締役、大日本酒類醸造株式会社（福岡市）社長・相談役、などを歴任する⁽⁷²⁾、福岡県政財界有力者である。

池見辰次郎の父・茂吉（糟屋郡仲原村）は、「素封家⁽⁷³⁾」であり、仲原村長（1913年～1915年）⁽⁷⁴⁾を務める有力者であった。池見辰次郎の長男・茂隆（明治32年9月生）は、大日本酒類醸造株式会社監査役・常務取締役・常任監査役・取締役、大日本製酒株式会社取締役、(株)九州劇場取締役などを歴任する⁽⁷⁵⁾。池見茂隆は、戦後衆議院議員として活躍する。

池見辰次郎が社長就任の大日本製酒(株)の監査役に安武源太郎が就任しており、両者の懇意の間柄が九州蚕種(株)の監査役就任に繋がったのであろう。この点後述。

三島藤太（糸島郡波多江村）は、三島藤七の長男として明治14年2月2日に波多江村池田に

生まれ、明治33年県立修猷館を経て、同40年早稲田大学法学部を卒業する⁽⁷⁶⁾。

三島藤太は、公職では福岡県議員（国民党1919年9月～1923年9月、憲政会・民政党1931年9月～1947年4月）、同名誉職参事会員補充員・名誉職参事会員⁽⁷⁷⁾、今宿村長（1925年12月～1935年9月）・農会長・信用組合長（今宿村信用購買販売利用組合長）⁽⁷⁸⁾、波多江村信用購買販売利用組合長（1922年7月1日～1925年11月）、保証責任糸島郡販売購買利用組合聯合会長、産業組合中央会福岡県支会糸島郡部会長、福岡県産業組合聯合会副会長、福岡県農業会理事・常務理事・第2代会長、有限責任（保証責任）福岡県信用組合聯合会理事、保証責任福岡県信用販売購買利用組合聯合会理事・副会長⁽⁷⁹⁾、前原町農業会長⁽⁸⁰⁾、糸島郡農會議員、福岡県農会特別議員、糸島郡繭販売利用組合理事、糸島郡家畜保険組合理事、福岡県農産物及木炭販売統制委員会常務委員、福岡県農山漁村経済更正委員会委員、福岡県工業奨励調査会委員、糸島郡教育会理事・幹事、私立糸島育英学校・糸島高等家政女学校長、産業界においては、九州日報記者、九州製炭株式会社（福岡市）監査役、九州印刷株式会社（福岡市）監査役、(株)渡辺鉄工所（筑紫郡那珂村）取締役、(株)糸島銀行（糸島郡前原町）監査役、博多窯業株式会社（福岡市）監査役、西部合同瓦斯株式会社（筑紫郡千代町）監査役、九州電気装飾株式会社（筑紫郡住吉町）取締役・監査役、九州板紙株式会社（佐賀県小城郡岩松村）取締役、糸島土木工業株式会社（糸島郡前原町）監査役、(株)唐津銀行（佐賀県東松浦郡唐津町）監査役、(株)佐賀中央銀行（佐賀県東松浦郡唐津町）取締役、北九州鉄道株式会社（佐賀県唐津市）監査役、香椎自動車工業株式会社（糟屋郡香椎町）監査役等を歴任する⁽⁸¹⁾。

三島藤太は、「篤農家⁽⁸²⁾」であり、「糸島郡

産業組合運動の総師」、「農協の基礎を築き上げた農村指導者⁽⁸³⁾」と謳われ、また政友会に對抗して1923（大正12）年8月15日に前島町の老松座に千人の参加者を得て糸島立憲同志会を結成する⁽⁸⁴⁾。この結成の中心人物が福岡県議員の三島藤太であったという。三島が「多年地方実業界、自治界に在りて絶大なる勢力を得し⁽⁸⁵⁾」は、三島の県政、地方行政、地方農業団体、教育方面に亘る幅広い活動に基づくものといえよう。

三島藤太は、1931（昭和6）年2月11日に福岡県実業功労者表彰、1937（昭和12）年6月8日帝国耕地協会表彰、1937（昭和12）年12月11日福岡県議員勤続表彰、1939（昭和14）年5月3日産業組合中央会より緑授功労章受領、1940（昭和15）年5月17日に福岡県制発布50周年に当り県政功労により銀盃1組受領する。三島藤太は、1954（昭和29）年5月6日死去する。享年75歳

三島藤太の父・藤七（嘉永4年4月29日生）は、「素封家、実業家」⁽⁸⁶⁾である。三島藤七は、糸島郡有数の地主、中地主（1928年所有耕地・田32町4反、畑1町1反、合計33町5反、自作耕地・田1町4反）⁽⁸⁷⁾、波多江村助役（1890年3月～1893年10月、1898年～1902年、1905年～1908年）、同村長（1893年10月～1897年10月、1908年2月～1909年6月、1918年3月～1921年3月）、福岡県議員（1896年当選）、北筑軌道株式会社創立委員長・初代社長、糸島電燈株式会社創立委員長・監査役、北九州鉄道株式会社創立委員・取締役、九州製肥株式会社取締役、(株)加布里魚市場監査役等を歴任する⁽⁸⁸⁾、福岡県政財界の有力者であった。

「西海ノ人傑」、「実業界ノ覇者」、「当世ノ傑漢」、「県下屈指ノ素封家」⁽⁸⁹⁾と称賛される三島藤七は、糸島郡「十一人組」の棟梁であったという⁽⁹⁰⁾。当時糸島郡には「己を空うして郡

の発展を期するの士」を世に「十一組」と称し、
 檜崎頭三もその一人であった。三島藤七が監査
 役を務める、先述の(株)加布里魚市場（糸島郡加
 布里村）の取締役の1人に九州蚕種(株)相談役の
 檜崎頭三が就任していた。また、三島藤太が監
 査役を務める糸島土木工業(株)の監査役に檜崎頭
 三が就任し、三島藤太が会長を務める保証責任
 糸島郡販売購買利用組合聯合会の顧問に檜崎頭
 三が就任していた。三島藤七・藤太父子と同郷
 の、檜崎頭三との親しい間柄が看取できよう。
 檜崎頭三は、三島藤太の後見人的存在なのであ
 ろう。九州蚕種(株)への三島藤太の監査役就任に
 は、村政、郡政、産業組合活動に豊富な経験を
 有する檜崎頭三との関係性の中に見出すことが
 可能であろう。三島藤七は、1931（昭和6）
 年4月5日に死去する。享年81歳。

藤野権太郎（糟屋郡多々良村）は、前述の如
 く、九州蚕種製造合資会社の創立者の1人（無
 限責任社員）であったが、その後九州蚕種(株)の
 専務取締役、常務取締役、取締役を歴任し、
 1930（昭和5）年を最後に退任する。藤野権太
 郎は、九州蚕種(株)創立時に同社を代表する実質
 的な最高経営責任者であったといえよう。藤野
 は、糟屋郡会議員（1911年～1919年）及び糟
 屋郡会議長（1911年～1919年）を務める⁽⁹¹⁾。
 藤野権太郎は、九州蚕種製造合資会社の存立期
 間と九州蚕種(株)の創立時には糟屋郡会議員・議
 長在任中である。糟屋郡会有力者である藤野の
 政治的、社会的影響力と九州蚕種(株)の専務取締
 役就任に一定の関係性が看取できそうである。
 藤野権太郎は、筑前参宮鉄道株式会社（1916
 年6月設立）と東洋雷管製造株式会社（1917年
 10月設立、東洋電気雷管株式会社の後身）の
 各監査役を務める⁽⁹²⁾。藤野は、糟屋「郡会議
 員」と「銀行員」の肩書を持ち⁽⁹³⁾、銀行経営
 者の一面を有することが考えられる。糟屋郡会
 有力者である藤野権太郎の政治的、社会的影響

力と企業経験が九州蚕種(株)の経営に寄与してい
 よう。藤野権太郎が監査役を務める筑前参宮鉄
 道(株)の取締役に九州蚕種(株)の顧問・小林作五郎
 が就任していた。福岡県政財界有力者の小林作
 五郎と藤野権太郎が強固な関係性を有していた
 とすれば、小林作五郎の政治経済力が藤野権太
 郎を支えていたともいえよう。

九州蚕種(株)の常務取締役、取締役を務めた岡
 崎繁太郎（糟屋郡山田村）は、蚕種製造家であ
 る⁽⁹⁴⁾。岡崎の蚕種製造技術と蚕種業経営の経験
 を買われて、同社役員に請われたのであろう⁽⁹⁵⁾。

九州蚕種(株)の常務取締役兼技師長を務めた古
 川芳助（筑紫郡堅柏町）は、1904（明治34）7
 月に京都高等蚕業学校別科を卒業する⁽⁹⁶⁾。古
 川芳助は、1906（明治39）年に糟屋郡農会技
 師・常設巡回教師として来任する⁽⁹⁷⁾。古川芳
 助は、蚕種製造者に浸酸孵化法を伝え、1916
 （大正5）年秋蚕期に初めて飼育を試み好結果を
 得たという。また古川芳助は、福岡県が大規模
 乾繭所の設置に補助費支出を決めると、糟屋郡
 内養蚕家・篤志者等に乾繭所の必要を説明し、
 その設立を進めた結果、1910（明治43）年に香
 椎村に糟屋乾繭所が設置され、信州や江州から
 確実な製糸家を招き、生繭市場を開設した⁽⁹⁸⁾。
 滋賀県の若林製糸の福岡県進出の契機となった
 ようである。1918（大正7）年4月には、古賀
 駅前に古賀乾繭所の設立をみる。古川芳助の高
 度な養蚕・製種技術と豊かな経験が九州蚕種(株)
 の常務取締役兼技師長就任の所以といえよう。

古川芳助は、九州蚕種(株)の役員退任後に、蚕
 種製造家として新たな道を推進することになる。
 古川芳助は、大蚕種家として1928（昭和3）年
 ～1930（昭和5）年にかけて名を連ねている。
 古川の蚕種製造高は、第3表に示す如く1928
 （昭和3）年21,547枚、1929（昭和4年）20,264
 枚、1930（昭和5）年705,250蛾であった。こ
 の製造高は、福岡県の第4～6位を占めている。

古川芳助は、1931（昭和6）年の蚕種製造が原蚕種12,348蛾、普通蚕種91,211グラム、原蚕分場数27戸であった⁽⁹⁹⁾。古川は、昭和恐慌下に蚕種製造の減少をみるが、個人業者から会社組織に変更して、休業や倒産を回避し、昭和恐慌を乗り切ったようである。1935（昭和10）年に古川芳助が代表者を務める古川蚕種合資会社（糸島郡前原町）は、原蚕種3,932グラム、普通蚕種63,622グラムを製造している⁽¹⁰⁰⁾。なお、古川芳助は、片倉製糸の株式を10株所有（昭和4年3月31日現在）する、同社株主であった⁽¹⁰¹⁾。

九州蚕種株の取締役を務める河辺六助（糟屋郡久原村）は、村内第5、6位の小地主（1928年所有耕地・田6町、畑7反、合計6町7反、自作耕地・田5反、畑2反、合計8反、1931年所有耕地・田5町4畝、畑5反7畝、合計5町6反1畝、自作耕地・田1町8畝）である⁽¹⁰²⁾。福岡県小作係『昭和六年十二月 耕地三町歩以上所有者名簿』（245頁）に河辺六助の「職業」を「産組職員」と記載しており、河辺は産業組合の役員を兼務していたようである。河辺六助は、九州水力電気株式会社（本店東京府、出張所福岡市警固町）の株式（旧100株、新100株）を所有する⁽¹⁰³⁾。河辺六助については、十分明らかにすることはできないが、産業組合及び久原村の有力者であることは確かであろう。

九州蚕種株の取締役・専務取締役を務めた安部勝美（糟屋郡青柳村）は、小地主（1928年所有耕地・田2町9反、畑1町5反、合計4町4反、自作耕地・田2反、畑6反、合計8反、1931年所有耕地・田2町8反3畝、畑1町5反5畝、合計4町3反8畝、自作耕地・畑7反）である⁽¹⁰⁴⁾。安部勝美は、糟屋郡会議員（第7回1919年～1923年）を務めていた⁽¹⁰⁵⁾。安部は、九州蚕種株創立の年に糟屋郡会議員に当選している。糟屋郡有力者の安部勝美の政治的、社会的影響力は、九州蚕種株の経営に反映されよう。

九州蚕種株取締役の長沢伊之吉（糟屋郡宇美村）は、宇美村収入役（1907年1月21日～1923年1月28日）を長らく務めていた⁽¹⁰⁶⁾。長沢伊之吉は、宇美町より小林作五郎同様、1928年11月10日御大礼奉祝行事において、自治功労者表彰を受けている。更に長沢伊之吉は、小林作五郎共々宇美町より、1938（昭和13）年4月29日自治制50周年記念式典において自治功労者（吏員16年）として表彰される。長沢伊之吉と小林作五郎は、共に宇美村（町）の収入役と村（町）会議員として宇美村（町）行政に担わり、懇意の間柄であったことは想像に難くない。宇美村有力者の長沢伊之吉の豊かな行政経験が九州蚕種株の経営に活かされよう。長沢伊之吉の九州蚕種株取締役就任に小林作五郎の関与が窺われる。

田原慈三（九州蚕種株式会社取締役、糟屋郡須恵村）は、蚕種製造家である⁽¹⁰⁷⁾。田原慈三は、須恵村会議員（1917年4月～1921年3月）を務める⁽¹⁰⁸⁾。田原慈三の須恵村会議員在職中に九州蚕種株の取締役に就任したことになる。蚕種製造家、糟屋郡地方有力者の田原慈三の九州蚕種株取締役就任であった。

友池豊太郎（九州蚕種株式会社取締役、糸島郡可也村）は、旧幕時代に組頭を勤役した友池直助の長男として、明治3年11月10日に生まれる⁽¹⁰⁹⁾。友池豊太郎は、前原中学校卒業後、家業（農業）に専心する一方、「養蚕業の興望に努め」る「養蚕の熱心家」として知られている。九州蚕種株取締役就任後には養蚕業を「大いに普及斡旋に努め」たという。公職としては、可也村の区長、可也村農会常任幹事・評議員、可也村会議員（1925年4月以降）を各務める。「本村（可也村）養蚕業の今日あるは君の負う所大である」と高い評価を得ている。友池豊太郎の豊富な養蚕業経験は、九州蚕種株の経営に活かされていたことであろう。友池豊太郎の同社

取締役退職時の年齢は、57歳であった。

森 捨生（九州蚕種株式会社取締役、糸島郡今宿村）は、蚕種製造家であり⁽¹¹⁰⁾、福岡県蚕種同業組合評議員を務める⁽¹¹¹⁾。森は、九州蚕種(株)取締役就任時には同組合評議員を務めていた有力蚕種製造家である。森 捨生はまた、元岡村会議員（第1期1889年～1895年）、元岡村第2代助役（1890年10月11日～1894年10月10日）、今宿村助役（1910年5月～1914年5月）を各務めていた⁽¹¹²⁾。三島藤太は、前述の如く、1925年12月に今宿村長に就任しており、今宿村有力者の森 捨生と九州蚕種(株)において共に役員として精励する、懇意の間柄と考えられる。

青柳四郎（九州蚕種株式会社監査役、糟屋郡小野村）は、慶応3年6月28日に青柳千右衛門の4男として生まれる⁽¹¹³⁾。1889（明治22）年12月小野村役場に奉職し、同村助役（1907年4月14日～1913年4月8日）、同村村長（1913年4月8日～1922年5月15日）⁽¹¹⁴⁾、小野村農会長・信用組合監事・学務委員、糟屋郡農会議員のほか、小野村第2代農会長⁽¹¹⁵⁾等を歴任する。青柳四郎の九州蚕種(株)監査役就任は、小野村長在職中のことであった。「永年村長として村民の範となり永年に亘り村面目一新に努力した」という糟屋郡地方有力者の青柳四郎は、その経験と見識を買われて監査役就任を請われたのであろう。

原田与三（九州蚕種株式会社監査役・取締役、糟屋郡仲原村）は、村内第3位の小地主（1928年所有耕地・田6町8反、畑7反、合計7町5反、自作耕地・田2反、畑3反、合計6反）である⁽¹¹⁶⁾。原田与三に関しては、池見辰次郎と同郷の仲原村の有力者であろうこと以外は不明である。

森 紋吉（九州蚕種株式会社監査役、糟屋郡立花村）は、「篤農家」⁽¹¹⁷⁾であり、立花村長（1904年～1908年、1912年～1918年）を務めた有力者である⁽¹¹⁸⁾。森 紋吉は、九州蚕種(株)監

査役就任時には立花村長を前年に退職していたことになる。

河辺亀太郎（九州蚕種株式会社監査役・取締役、糟屋郡多々良村）は、村内第9位の在村地主、小地主（1928年所有耕地・田4町9反、畑6反、合計5町5反、自作耕地・田1町6反、畑2反、合計1町8反）である⁽¹¹⁹⁾。河辺亀太郎が藤野権太郎と同郷の多々良村の有力者であろうこと以外は不明である。

檜崎顕三（九州蚕種株式会社相談役・監査役、糸島郡加布里村）は、「性剛毅果断、是なりと信ずる事は、如何なる困難に遭遇するも、之を貫徹せねば止まぬ底の人」であり、「郡治功労者」、「糸島農業を前時代的な農業から近代農業へと導いた」人物であった⁽¹²⁰⁾。檜崎顕三（慶応3年5月8日生）の公職は、加布里村会議員（1893年4月～1910年4月）、加布里村長（1908年～1915年8月）、糸島郡会議員（1899年9月～1923年）、同議長（1915年10月～1919年10月）、糸島郡農会副会長（1908年4月～1927年5月）、糸島郡農会会長（1927年5月～1936年12月）、糸島郡農会特別議員、糸島郡養蚕組合聯合会長、糸島郡繭販売利用組合長、糸島絹糸加工組合長、糸島郡産馬会長、糸島郡養鶏販売購買利用組合長、糸島郡畜産組合長、糸島郡19ヶ町村財産組合長、福岡県畜産組合聯合会議員・評議員・副会長等を歴任する、糸島郡政界・農会・産業組合の有力者であった。上記糸島郡繭販売利用組合（前原町）は、出資額101,110円、組合員数3,438人であった⁽¹²¹⁾。

檜崎顕三が三島藤七・藤太家と密接な関係を示す事例として、前述の如く、糸島郡「十一人組」以外に(株)加布里魚市場（明治44年2月設立）において檜崎顕三が取締役、三島藤七が監査役に各就任し⁽¹²²⁾、また糸島土木工業株式会社（大正8年4月設立）の監査役に檜崎顕三と三島藤七が各就任している⁽¹²³⁾。保証責任糸島

郡販売購買利用組合联合会（1936年3月31日設立許可）の会長に三島藤太、顧問に檜崎頭三が各就任していた⁽¹²⁴⁾。檜崎頭三の産業界の役員としてはこの外に、北筑興業株式会社（前島町）の監査役に就任する⁽¹²⁵⁾。同社は、1919（大正8）年5月設立、資本金100,000円、土地売買賃貸・開墾埋築を目的としていた。また檜崎頭三は、第4回内国勧業博覧会（明治28年）に米を出品しており⁽¹²⁶⁾、篤農家の一面を有していたといえよう。檜崎頭三は、1936（昭和11）年12月に死去する。享年69歳。

檜崎頭三の九州蚕種株式会社相談役・監査役就任時には、糸島郡会議員・同議長、糸島郡農会副会長に在任中であつた。また檜崎頭三は、同社監査役在任中に糸島郡農会長に就任する。檜崎頭三は、糸島郡地方の政界、農会、産業組合のほか産業界等の各方面に亘る有力者であつた。檜崎頭三の九州蚕種株式会社相談役・監査役就任は、小林作五郎と共に同社重鎮として対外的な信用度を高めることになろう。

安武源太郎（九州蚕種株式会社監査役、糟屋郡席内村）は、村内第4位の在村地主、小地主（1928年所有耕地・田6町8反、畑1町、合計7町8反、自作耕地・田2町2反、畑1町、合計3町2反）である⁽¹²⁷⁾。安武源太郎（慶応3年12月26日生）の公職に関しては、糟屋郡会議員・同名誉職参事会員（1915年～1923年）、席内村収入役（1894年4月13日～1896年2月10日）、席内村長・古賀町長（1929年7月13日～1939年6月12日）等を歴任する⁽¹²⁸⁾、糟屋郡政界有力者である。安武源太郎は、「積極果敢な性格」で当時香椎村の田代百太郎、新宮村の安武永太郎と共に糟屋郡の三太郎と言われ、「国、県関係に対する交渉技術の優れていた点は定評があり行政面での熱誠には知事も閉口の態であつた」という⁽¹²⁹⁾。「古賀町発展の基礎を築いた」安武源太郎は、自治貢献者著名人（政治関係）

として挙げられている⁽¹³⁰⁾。安武源太郎は、第4回内国勧業博覧会（明治28年）に米を出品している⁽¹³¹⁾。安武は、檜崎頭三同様、篤農家の一面を有していたといえよう。安武源太郎が上記自作地として田畑3町余を耕作していたことからこの点を窺うことができる。

安武源太郎は、前述の如く、大日本製酒株式会社（糟屋郡席内村）の監査役に就任しており、同社社長が池見辰次郎である⁽¹³²⁾。後に同社専務取締役役に池見が就任の際には、取締役役に安武源太郎と池見辰次郎の長男・茂隆が共に就任している⁽¹³³⁾。安武源太郎は、池見辰次郎に近い人物であつたといえよう。九州蚕種株式会社長の池見辰次郎の下で、第1次大戦後不況期の同社新経営体制発足に伴う役員人事改革に当たり、安武源太郎の監査役就任は、片倉製糸の信任厚い池見辰次郎の意向が反映していたことが考えられる。

九州蚕種株式会社取締役・堀川辰之助（糟屋郡箱崎町、明治6年生）は、1891（明治24）年以来箱崎町にて雑貨商経営、同町総代、同町商工会役員、同町会議員を務める、地元の箱崎町有力者である（税田幸一『郷土発達史と人物及家』九州姓氏調査会郷土研究部、1940年、85頁）。

次に、片倉製糸が1933（昭和8）年6月20日から委任経営を行う北九州蚕種株式会社（後に九州蚕種株式会社と改称）の役員について明らかにしておきたい。

（4）新九州蚕種株式会社役員の推移と経歴

第5表は、1933（昭和8）年～1940（昭和15）年における北九州蚕種株式会社・九州蚕種株式会社（以下、新九州蚕種株式会社と呼称）の役員の推移を示している。

1933（昭和8）年6月20日設立の北九州蚕種株式会社から同年12月17日に社名改称した九州蚕種株式会社の代表取締役社長は、この期間

第 5 表 新九州蚕種株式会社の役員（昭和 8 ～ 15 年）

役職	昭和 8 年 6 月 20 日～ 昭和 11 年 6 月 19 日	昭和 13 年	昭和 15 年
代表取締役社長	今井五介	今井五介	今井五介
取締役副社長	池見辰次郎	池見辰次郎	池見辰次郎
常務取締役	香下恒夫	香下恒夫	香下恒夫
取締 役	藤 勝栄	河辺六助	三島藤太
〃	河辺六助	安部勝美	矢崎京二
〃	安部勝美	三島藤太	
〃	三島藤太	矢崎京二	
〃	矢崎京二		
監 査 役	(安武永太郎)	安武永太郎	安武永太郎
〃	(林 金四郎)	林 金四郎	林 金四郎

(注) () 内の監査役は、推定。

(資料) 『昭和十一年度 取締役会議案綴 本店庶務課』、「片倉の事業系統」(『昭和拾参年八月 考査時報 第参号』片倉製糸紡績株式会社考査部、所収) 26 頁、『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』1941 年、460～461 頁より作成。

に片倉製糸紡績株式会社副社長（1933 年 8 月 26 日社長就任）の今井五介が就任していた。同じく取締役副社長が旧九州蚕種(株)の代表取締役社長を務めた、福岡県産業界有力者の池見辰次郎である。常務取締役の香下恒夫は、佐賀県は蚕業(株)技師長、片倉熊本尾沢製糸所主任技術員を経て、北九州蚕種(株)の主任技術員（参事補）⁽¹³⁴⁾を兼務しており、香下恒夫は同社の「技師長」的立場にあったのであろう。香下恒夫（大分県農学校・群馬県蚕業学校各卒）は、後に片倉福岡蚕種製造所長を務めることになる（前掲税田幸一『郷土発達史と人物及家』168 頁）。また『昭和十年度 蚕種製造業態調査』（全国蚕種業組合联合会）には香下恒夫を九州蚕種(株)代表者と記載しており、香下恒夫は、新九州蚕種(株)の実質的な現地最高責任者といえよう。同社社長の今井五介、副社長池見辰次郎、常務取締役香下恒夫の経営 3 首脳構成は、その後も継続する。取締役の河辺六助、安部勝美、三島藤太は、旧九州蚕種(株)において取締役（・監査役）、専

務取締役を務めた人物である。北九州蚕種(株)が九州蚕種(株)を継承する直前の旧九州蚕種(株)の取締役の内、長沢伊之吉、河辺亀太郎、堀川辰之助の 3 名を除き、池見辰次郎、安部勝美、河辺六助、三島藤太の 4 名が新九州蚕種株式会社の役員として継続して就任していた。監査役については明らかではないが、旧九州蚕種(株)最後の監査役であった、青柳四郎、檜崎顕三、安武源太郎が新九州蚕種(株)の監査役に就任していた可能性も排除できないものの、1933（昭和 8）年 6 月 17 日開催の片倉製糸取締役会に提出の「北九州蚕種株式会社取締役監査役報酬額ノ件」に関する議案に監査役約 2 名とあり、安武永太郎と林 金四郎両名が考えられる⁽¹³⁵⁾。林 金四郎は、北九州蚕種(株)の「重役供託株」として 10 株を片倉製糸から株式名義貸付を受けていたことから間違いないであろう。

藤 勝栄（新九州蚕種株式会社取締役、筑紫郡那珂村）は、村内第 2、3 位の中地主（1928 年所有耕地・田 18 町 7 反、畑 3 町 6 反、合計 22 町

3反、1931年所有耕地・田19町1反1畝、畑3町4反2畝、合計22町5反3畝、自作耕地・田2反、畑2反、合計4反）であり⁽¹³⁶⁾、筑紫郡会議員⁽¹³⁷⁾、福岡県会議員（1923年9月～1935年）、同名誉職参事会員⁽¹³⁸⁾、福岡県政友会支部幹事長⁽¹³⁹⁾、筑紫郡乾繭販売利用組合（1928年11月30日設立、筑紫郡那珂村）組合長⁽¹⁴⁰⁾、筑前参宮鉄道株式会社（福岡市）監査役・大株主、朝倉軌道株式会社（朝倉郡三輪村）監査役⁽¹⁴¹⁾などを歴任する、福岡県政界、産業組合及び運輸業界の有力者である。筑紫郡乾繭販売利用組合は、1933（昭和8）年に戸数1,545戸、組合員3,943人、販売高478,435円、1936（昭和11）年戸数1,886戸、組合員3,850人、販売高12,283円であった⁽¹⁴²⁾。

藤 勝栄は、旧九州蚕種(株)では役員経験がなく、新九州蚕種(株)の取締役として新たに就任した人物である。このため、片倉製糸は、藤 勝栄に「重役供託株」20株を貸与していたのであろう。藤 勝栄は、新九州蚕種(株)取締役在任と福岡県会議員（政友会）在職が略重なる。三島藤太も福岡県会議員（憲政会、民政党）であり、新九州蚕種(株)取締役に福岡県会議員2名が就任していたことになる。有力政友会福岡県会議員と有力憲政会・民政党福岡県会議員を新九州蚕種(株)取締役に配した人事ということになる。佐賀県は蚕業(株)同様のバランス人事といえよう⁽¹⁴³⁾。

矢崎京二（新九州蚕種株式会社取締役）は、片倉製糸の傍系製糸会社・長崎製糸(株)諫早製糸所長（参事）、片倉鳥栖製糸所事務長・所長、片倉大分製糸工場長⁽¹⁴⁴⁾などを歴任する、片倉製糸の幹部社員である。

1938（昭和13）年には新九州蚕種(株)取締役は、藤 勝栄が退任する以外に変化なく、監査役は、安武永太郎と林 金四郎である。

安武永太郎（新九州蚕種株式会社監査役、糟屋郡新宮村）は、「篤農家」⁽¹⁴⁵⁾、小地主（1928

年所有耕地・田1町6反、畑1町4反、合計3町、自作耕地・田2反、畑4反、合計6反）⁽¹⁴⁶⁾であり、新宮村長（1897年～1913年、1914年～1916年）、福岡県会議員（1911年）⁽¹⁴⁷⁾などを歴任する、有力者である。安武永太郎は、前記「糟屋郡の三太郎」の1人である。なお、安武永太郎は、片倉製糸の株主（5株所有）でもあった⁽¹⁴⁸⁾。

林 金四郎（新九州蚕種株式会社監査役）は、片倉製糸の傍系製糸会社・長崎製糸(株)諫早工場長、片倉鳥栖製糸所長⁽¹⁴⁹⁾などを歴任する、片倉製糸の幹部社員である。

1940（昭和15）年には、新九州蚕種(株)取締役は、河辺六助と安部勝美が退任し、三島藤太と矢崎京二の2名に限られる。監査役は、安武永太郎と林 金四郎の在任に変化は無い。平取締役、監査役共に地元有力者と片倉製糸社員各1名の構成となる。片倉製糸は、旧九州蚕種(株)以来、同社役員最有力者の池見辰次郎と三島藤太を新九州蚕種(株)においても取締役副社長、取締役として重用していた。

5. 新九州蚕種株式会社の施設拡充と製造蚕種

(1) 新九州蚕種株式会社の施設拡充

片倉製糸は、新会社（北九州蚕種株式会社）設立前に設備拡充に乗り出す準備を進めていた。1933（昭和8）年6月17日開催の片倉製糸取締役会に「九蚕敷地用土地買入ノ件」に関する議案を上程していた。北九州蚕種株式会社設立の3日前である。この議案内容は、「畑八五坪 坪十一円 此金九三五円 外ニ埋立費二五円 人工種浸酸所並出穀繭乾燥用地トシテ隣接地買入タシ但シ新会社創立後（新会社名義）買入手続キヲナスコト」であった⁽¹⁵⁰⁾。北九州蚕種(株)敷地用の土地として隣接地畑85坪（代金935円、

外に埋立費25円)を買入れ、この土地を人工種浸酸所及び出穀繭乾燥用地に利用すること、そして北九州蚕種(株)創立後に同社名義で買入手続きを進めたい、というものであった。この議案は、取締役会において「可決」している。更に北九州蚕種(株)の建物増改築、蚕具・土地購入案件が取締役会において審議される。

1933(昭和8)年12月8日開催の片倉製糸取締役会に北九州蚕種(株)の拡張工事について議案上程されている。この議案内容は、(1)建物増改築。蚕種の製造増加に依り狭隘となった採種室の増築、これに伴う人工孵化室建物の移転・改築である。採種室(地下室付木造2階建増築)建坪106坪(延坪314坪)、代金10,916円、人工孵化室(木造平屋建)移転改造建坪48坪、代金159円。この増改築に依り、昭和8年度春蚕種70,000箱、夏秋蚕種40,000箱、合計110,000箱から昭和9年度には春蚕種90,000箱、夏秋蚕種53,000箱、合計143,000箱に増加を見込む。(2)蚕具購入。蚕種の製造増加のために不足する蚕具の購入。鉄製種繭棚 12棚(代金840円)、木製蚕箔5,600個(代金1,400円)、冷蔵箱900個(代金315円)。(3)土地購入。建物増改築に伴い出穀繭乾燥その他使用の土地が狭隘となり、且つ付近は将来地価騰貴の地区であることから此際購入して置くことが有利である。購入土地665坪(代金6,503円)。以上拡張工事代金合計20,131円⁽¹⁵¹⁾。この議案は、「保留」となるが、その後の審議は不明。

続いて1935(昭和10)年1月18日開催の片倉製糸取締役会において、新九州蚕種(株)の建物移転・増築について審議されている。この議案内容は、食堂・寄宿舎瓦葺2階建新築建坪65坪(延坪130坪)6,071円、炊事場土丹葺改築下家建(建坪12.5坪)537円、便所土丹葺新築(建坪3.8坪)427円、渡廊下改築(4.5坪)180円、乾燥室増築(建坪6坪)330円、汽罐室移転上

家2坪汽罐据替え、配管共一式295円、浴室移転(建坪7坪)浴槽一式160円、事務所向転換(建坪36坪)288円、合計8,288円である⁽¹⁵²⁾。この案件は、「可決」される。

限られた資料ながら、新九州蚕種(株)の蚕種製造需要増加に伴う建物施設の拡充や土地買入が着々と進み、旧九州蚕種(株)当時に比べ、順調な業績拡大が続いて行く条件が整備されていったといえよう。なお、片倉福岡蚕種製造所は、1949(昭和24)年に敷地坪数・会社所有3,413坪(賃借10坪)、建物延坪数・会社所有1,239坪(賃借44坪)、設備(蚕室及び種保護室)495坪であった⁽¹⁵³⁾。

(2) 新九州蚕種株式会社の製造蚕種

旧九州蚕種(株)の創立初期の原蚕種、普通蚕種の品種は、以下の通りであった。「基礎原種」は、春蚕種(国蚕欧1号、5号、7号、国蚕支4号、7号、9号、12号、国蚕日1号、世界一、新白1号、青熟)、秋蚕種(国蚕日107号、国蚕支9号、101号、交雑原種〔国蚕支101号×国蚕支9号、2化性紹興×国蚕支9号〕)、「普通蚕種」は、春蚕種(黄繭支欧交雑種、白繭日支交雑種)、秋蚕種(日支一代交雑種、支々日3元交雑種)である。同社蚕種製造高は、春蚕種3万枚、秋蚕種6万枚(内、黒種4万枚、生種・浸酸種2万枚)であった⁽¹⁵⁴⁾。

福岡県原蚕種製造所の製造配付原蚕種(予定)は、1918(大正7)年に春蚕が国蚕欧1号(2,240蛾)を中心に国蚕欧5号、6号、7号合せて4,704蛾、国蚕支9号(4,928蛾)を中心に同4号(1,120蛾)、同12号(1,120蛾)、同3号、7号、11号合せて8,848蛾、国蚕日1号(2,240蛾)、赤熟(896蛾)、青熟(112蛾)、又昔(224蛾)、合計17,024蛾。秋蚕が国蚕日107号(3,300蛾)、同106号(300蛾)、国蚕支9号(3,300蛾)、同支8号、合計7,200蛾、春蚕・秋蚕合計24,224

蛾であった⁽¹⁵⁵⁾。春蚕は、国蚕欧が1号中心に4品種、国蚕支が9号中心に6品種、国蚕日は1号のみで、他に赤熟、青熟、又昔を揃えていた。秋蚕は、国蚕欧が無く、国蚕日が107号を中心に2品種、国蚕支が9号中心に2品種に限定されていた。

旧九州蚕種(株)の製造「基礎原種」は、福岡県原蚕種製造所配付の蚕品種と略一致している。即ち、旧九州蚕種(株)が製造の無い蚕品種は、国蚕欧、国蚕支、国蚕日の中で、国蚕欧が6号、国蚕支が3号、11号のみである。その他の蚕品種が赤熟と又昔に限られる。旧九州蚕種(株)の独自製造蚕品種は、世界一、新白1号であった。旧九州蚕種(株)は、福岡県原蚕種製造所配付の原蚕種を基に原蚕種、普通蚕種の製造を行っていたことが窺われる。

その後福岡県原蚕種製造所の製造配付原蚕種(予定)は、1925(大正14)年に春蚕が国蚕欧1号(1,120蛾)、国蚕欧7号(2,240蛾)合せて3,360蛾、国蚕支4号(2,520蛾)、国蚕支7号(2,240蛾)合せて4,760蛾、国蚕日1号(1,400蛾)、合計9,520蛾であった。秋蚕が国蚕日107号(3,584蛾)、国蚕支101号(1,344蛾)中心に同4号、9号合せて3,136蛾、合計6,720蛾。春蚕・秋蚕合計16,240蛾であった⁽¹⁵⁶⁾。1918(大正7)年当時と比べて、原蚕種配布数量の減少と国蚕系に集約され、しかも蚕品種数が春蚕において大幅に減少する。

昭和初年に旧九州蚕種(株)は、「製糸原料改良の目的を以て本社が多年の研究により完全な設備と絶対責任を以て製造したる優良蚕種の提供」を謳っている⁽¹⁵⁷⁾。同社製造の蚕品種は、春蚕種が黄繭(国蚕支7号×国蚕欧7号〔相互交配〕、国蚕欧1号×国蚕支4号〔相互交配〕)、白繭(国蚕日1号×国蚕支4号〔相互交配〕)、秋蚕種が白繭(国蚕日107号×(国蚕支101号×国蚕支9号)〔相互交配〕、国蚕日1号×国蚕

支101号〔相互交配〕、国蚕日109号×国蚕支102号〔相互交配〕、国蚕日101号×国蚕支103号〔相互交配〕)であった。春蚕種は、黄繭種を主体に2通りの組合せで、白繭種は組合せが1通りであったが、秋蚕種は白繭種のみ、4通りの組合せであった。

上記旧九州蚕種(株)で使用する蚕品種の性状についてみると、1915(大正4)年に配付の一化性欧州黄繭種の欧7号は、「支7号×欧7号」の組合せが最も優れ、1935(昭和10)年頃まで20年間に亘り広く全国で重用された⁽¹⁵⁸⁾。この組合せは、蚕作安定し、糸量多く、解舒良好であった。欧7号は、1915(大正4)年に配付の一化性支那金黄種の支7号と共に黄繭種の草分けである。欧1号は、1914(大正3)年に配付の一化性欧州黄繭種である。1914(大正3)年に配付の一化性支那白繭種の支4号は、諸桂系品種の中で最も優良な品種といわれ、1914(大正3)年に配付の日本一化白繭種の日1号は、糸量多くその他一般に優良品種として重用された。両蚕品種の「日1号×支4号」の組合せは、20余年の長い間広く用いられる。1916(大正5)年に配付の日本二化性白繭種の日101号は、白竜系の品種として最も優れた品種であった。1915(大正4)年に配付の日本二化白繭種の日107号は、繭糸質良く、特に糸長の長い特徴があり、「日107号×支9号」の組合せは多年の間重用された。日109号は、青熟種を飼育淘汰して育成したもので、1925(大正14)年に配付の二化性日本白繭種である。1917(大正6)年に配付の一化性支那白繭種の支9号は、組合せの中で「日107号×支9号」が夏秋蚕用に1930(昭和5)年頃まで広く用いられた。1917(大正6)年に配付の二化性支那白繭種の支101号は、蚕作改善のための品種として役立ったという。支102号は、「支101号×諸桂」から選出された二化性支支固定種で、虫質強く、繭糸

織度は細くなく、実用価値の高い品種である。1925（大正14）年に支102号は、日109号及び日110号との組合せで配付された。支103号は、低温催青で二化性卵歩合高く、織度太く、虫質強健、解舒良好な二化性支支一二化固定種である。1926（大正15）年に支103号として配付された。

旧九州蚕種株は、福岡県原蚕種製造所が製造配付した優良な原蚕種を基に当時の最適な組み合わせの普通蚕種を製造・配給していたことが窺われる。しかし、旧九州蚕種株は、次第に福岡県原蚕種製造所の製造配付蚕種からの転換が求められるようになる。

1931（昭和6）年に福岡県の蚕種製造者が製糸家の委託に依って製造した交雑種蚕品種の組合せの中に、春蚕種として「豊黄×瑞祥」、夏秋蚕種として「正白×満月」が知られている⁽¹⁵⁹⁾。この蚕品種（普通蚕種）の製造は、片倉製糸に委託された旧九州蚕種株に依るものであろう。

片倉製糸（鳥栖製糸所）が1932（昭和7）年に福岡県内の特約組合に供給した蚕品種として、春蚕種が「豊黄×瑞祥」、「アスコリ×支98号」、「O×B」、夏秋蚕種が「正白×満月」、「栄光×満月」、「豊黄×満月」、「大安×満月」、「国蚕日110号×国蚕支105号」などを挙げることができる⁽¹⁶⁰⁾。「アスコリ×支98号」は、片倉製糸（鳥栖製糸所）が愛知県の河田悦治郎に蚕種製造委託した品種である。「O×B」は、同じく愛知県の犬参八郎に蚕種製造委託した品種である⁽¹⁶¹⁾。1932（昭和7）年に、福岡県内の片倉製糸傘下の特約組合に片倉製糸が開発した蚕品種を中心に広く配付していたことが明らかである。旧九州蚕種株は、福岡県原蚕種製造所製造蚕種の配付依存からの脱却が片倉製糸との蚕種製造委託契約期限終了と共に実現に向かうことになる。その道筋は、新九州蚕種株式会社の片倉製糸の委任経営による同社開発蚕品種の

製造計画といえよう。

1937（昭和12）年に特約製糸が福岡県内の特約組合に供給した主な蚕品種の中で、片倉製糸が供給した蚕品種として、春蚕種が「分離白1号×満月」、「国蚕支17号×国蚕支107号」、「分離白1号×国蚕支17号」、「豊白×瑞祥」、夏秋蚕種が「分離白1号×満月」、「国蚕日111号×国蚕支107号」などを挙げることができる⁽¹⁶²⁾。1936（昭和11）年に福岡県を特約地盤とする片倉諸製糸所は、鳥栖製糸所を中心に、宇佐製糸所、大分製糸所であった⁽¹⁶³⁾。上記蚕品種は、佐賀県是蚕業株と共に新九州蚕種株の製造に依るものと看做すことができよう。

1936（昭和11）年新糸～翌37（昭和12）年1月末日に九州地方片倉製糸諸工場（傍系製糸工場を含む）で製造する生糸（白14中）の原料繭の蚕品種は、春蚕種が「分離白×満月」、「分離白×支17号」、「大安×満月」、「豊白×瑞祥」、初秋蚕種が「分離白×満月」、晩秋蚕種が「分離白×満月」、「栄光×満月」、「日111号×支107号」などであった⁽¹⁶⁴⁾。

更に、1937（昭和12）年新糸～翌38（昭和13）年1月末日に九州地方片倉製糸諸工場（傍系製糸工場を含む）において製造する生糸（白14中）の原料繭の蚕品種は、春蚕種が「分離白×満月」、「豊白×瑞祥」、「欧19号×支17号」、「大安×満月」、「豊白×瑞祥」、「支17号×支106号」、初秋蚕種が「分離白×満月」、晩秋蚕種が「分離白×満月」、「日111号×支107号」、「栄光×満月」などであった⁽¹⁶⁵⁾。

上記蚕品種の配給は、新九州蚕種株式会社（及び片倉佐賀蚕種製造所）に依るものであったといえよう。

おわりに

福岡県の養蚕業は、林遠里や横井時敬が活躍

した「福岡農法」の時代に振興し、収繭量では九州地方諸県の中で上位（第2、3位）を、全国順位でも第30位前後を各占めていた。その後、福岡県の養蚕業は後退し、全国順位で最下位グループに下降する。福岡県養蚕業が発展に向かうのは、第1次大戦好況期の大正中期である。

1907（明治40）年～1919（大正8）年に福岡県の桑園面積は、1,632町歩から3,999町歩に2.45倍、収繭量は78,980貫から502,973貫に6.37倍、養蚕戸数は12,676戸から22,456戸に1.77倍に各増加する。以後停滞期を経て昭和初期にかけて、福岡県養蚕業は発展する。1930（昭和5）年に桑園面積は9,310.2町歩、収繭量は1,632,261貫、養蚕戸数は1928（昭和3）年に42,169戸に達し、戦前期のピークを迎える。福岡県養蚕業は、全国順位で中位グループに属す。福岡県の養蚕業は、昭和恐慌を境に後退を辿る。この時期においても福岡県養蚕業は、全国順位で辛うじて中位グループを確保していた。

福岡県の養蚕規模についてみると、養蚕農家一戸当たりの桑園面積は、1907（明治40）年の1.3反から漸増するものの大正期に殆ど2反台には及ばず、昭和初期に漸く2反余に達するが、全国平均（3反前後）と乖離している。昭和恐慌期以後もこの数値が維持される。養蚕農家一戸当たりの収繭量は、1907（明治40）年の6貫余から大正期を通じて増加して、全国平均との格差は次第に縮小し、昭和初期には40貫近くまで増大するが、全国平均（50貫弱）と比較して格差は依然として解消するには至っていない。この時期以降も同様である。

福岡県の繭生産力についてみると、桑園反当たり収繭量は、1907（明治40）年の5貫弱から大正期に入り増加し、1920（大正9）年には13貫393匁に及ぶ。この収繭量は、全国平均（11貫851匁）を上回る。以後福岡県の繭生産力は上昇し、全国平均との格差は依然として続き、

両者の逆転は無かった。

福岡県の農家戸数に占める養蚕戸数の比率についてみると、1907（明治40）年の7.9%から大正中期に10%台に乗り、昭和期に入り20%台に上昇する。この全国平均は、同時期に20%台から30%台に増加し、昭和初期には40%近くまで増大する。昭和初期まで福岡県と全国平均は、歴然とした格差が生じていた。この比率は、福岡県が1930年代後半に10%台に下落するのに対し、全国平均は昭和恐慌期以降減少傾向にあるとはいえ、30%台を維持していた。

斯くて、福岡県の養蚕業、即ち桑園面積、収繭量、養蚕戸数は、昭和初期に全国中位グループに属していたが、養蚕経営規模、即ち養蚕農家一戸当たりの桑園面積・収繭量共に全国平均に及ばず、繭生産力、即ち桑園反当たり収繭量は、既に1920（大正9）年に全国平均を上回り、昭和初期まで増加傾向にあり、全国平均を下回することは無かった。昭和恐慌期以後も同様である。農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、福岡県の場合、明治・大正期にかけて増加し、昭和初期に30%近くまで増大するが、全国平均との格差は依然として生じていた。従来の見解では、昭和初期に養蚕農家一戸当たりの桑園面積、桑園反当たり収繭量及び農家戸数に占める養蚕戸数の比率は、昭和初期に全国水準に到達したとする。本稿分析の結果から、従来の見解は修正される必要がある。

第1次大戦好況期の大正中期に福岡県蚕種業は、同県養蚕業の発展を契機に大きく進展する。1916（大正5）年2月に福岡県最初の大蚕種家として朝倉蚕種製造(株)が設立される。翌年以降、福岡県の大蚕種家が次々と誕生し、1919（大正8）年には8人（・社）に大幅増加する。同年の大蚕種家の蚕種製造高は、福岡県全体の65%を占めるまでになる。この大蚕種家の中に、

1917（大正6）年1月設立の九州蚕種製造合資会社と同社を前身とする九州蚕種株式会社（1919年2月設立）が存在する。第1次大戦好況期の福岡県蚕種業の発展を牽引したのは、会社組織の蚕種業者たちであった。

しかし、1920年恐慌の勃発と共に福岡県養蚕・蚕種業は大きく後退し、1921（大正10）年には大蚕種家は2人（・社）まで急減する。1923（大正12）年以降福岡県の大蚕種家は増加に向かい、1929（昭和4）年には大蚕種家は、14人（・社）まで増大する。同年大蚕種家の蚕種製造高は、福岡県全体の70.8%を占めるまでになる。大蚕種家の企業形態は、大部分が個人業者であった。その中で、福岡県蚕種業界の首位を独走する九州蚕種株式が蚕種製造高第2位以下を大きく引き離していた。昭和恐慌期には大蚕種家は大幅に減少し、1932（昭和7）年には3人（・社）にすぎなかった。昭和恐慌回復期に入り、大蚕種家は次第に増加していく中で、九州蚕種株式は一層発展し、その蚕種製造高は福岡県全体の過半を占めるまでになる。九州蚕種株式は、九州地方諸県の中で最大の蚕種製造会社（片倉佐賀蚕種製造所を除く）となり、全国順位では第9位まで上る。

九州蚕種株式は、創立時糟屋郡を中心に糸島郡、筑紫郡各郡出身の有力蚕種製造家や福岡県及び諸町村の政財界及び農会、産業組合等の有力者たち15名を役員としていた。同社顧問として、片倉鳥栖製糸所長の野崎熊次郎と大地主で福岡県政財界の有力者である小林作五郎、相談役に福岡県政財界有力者で経験豊かな実業家の池見辰次郎と糸島郡の政界、農会、産業組合の有力者の檜崎顕三を配していた。

九州蚕種株式の専務取締役には、九州蚕種製造合資会社の創立者の1人で無限責任社員であった藤野権太郎が就任する。藤野権太郎は、糟屋郡会議員・議長を務める糟屋郡有力者である。

藤野権太郎と小林作五郎は、両者の関係分析から懇意の間柄であったことが推測できる。常務取締役の岡崎繁太郎は有力蚕種製造家であり、常務取締役兼技師長の古川芳助は、糟屋郡農会技師・常設巡回教師として活躍し、優れた製種家でもあった。この3名が九州蚕種株式の創立期中枢経営陣であった。監査役の三島藤太は、福岡県政財界の有力者、農会・産業組合有力者であった。

九州蚕種株式は、1921（大正10）年に第1次大戦後の大不況の中で経営刷新を行い、相談役の池見辰次郎が代表取締役社長に、同じく相談役の檜崎顕三が監査役に各就任する。この時期に常務取締役兼技師長の古川芳助と監査役の森紋吉が退任する。九州蚕種株式の第1次新経営体制の発足である。同社は蚕種製造高が大幅に減少し、赤字経営に転落する。そこで池見辰次郎の下で、経営危機打開のため、減資の上、1923（大正12）年に片倉製糸と蚕種製造委託契約を締結し、同社の専属蚕種製造所となる。九州蚕種株式の再出発である。翌年以降九州蚕種株式の更なる経営刷新が行われる。

1924（大正13）年に監査役の原田与三と河辺亀太郎が取締役に転任し、新たに監査役に糟屋郡政界有力者の安武源太郎が就任する。翌年に、取締役の田原慈三と森 捨生が退任する。田原、森両名は、有力蚕種製造家である。翌々年には慢性的不況の中で、藤野権太郎に代わり、取締役の安部勝美が専務取締役に就任する。安部勝美は、同社取締役在任中に糟屋郡会議員を務めていた。藤野権太郎は、専務取締役から常務取締役に、常務取締役の岡崎繁太郎が平取締役各に各転任する。有力養蚕家の取締役友池豊太郎がこの年を最後に退任する。有力蚕種製造家・養蚕家が相次いで退任している。片倉製糸の専属蚕種製造所化に伴う役員人事といえよう。九州蚕種株式の第2次新経営体制の発足である。

1927（昭和2）年に監査役の三島藤太の取締役転任と同年を最後に原田与三が取締役を退任する。第2次新経営体制の補充・強化といえよう。

九州蚕種株は、昭和恐慌期に経営刷新が行われる。1930（昭和5）年を最後に常務取締役の藤野権太郎と取締役の岡崎繁太郎が退任し、同年に堀川辰之助が新たに取締役に就任する。従来の社長、専務、常務の鼎立首脳構成から、代表取締役社長の池見辰次郎と専務取締役の安部勝美両名を経営の中核として、取締役5名、監査役3名による第3次新経営体制の発足である。意思決定の迅速化と経営判断の革新性が求められていたといえよう。

九州蚕種株は、片倉製糸との蚕種製造委託契約の期限満了に伴い、組織改変を前提に1933（昭和8）年4月に解散決議をする。同年6月に片倉製糸は、九州蚕種株に代る新会社・北九州蚕種株を創立し、旧九州蚕種株の事業を継承して、同年末に九州蚕種株に社名変更する。新会社創立と共に片倉製糸と委任経営契約を締結する。福岡県原蚕種製造所からの原蚕種配給を受けて蚕種製造を行っていた旧九州蚕種株とは異なり、新九州蚕種株は片倉製糸開発の蚕品種の製造を行い、増大する蚕種需要に対応して施設拡充の上、増産を図り、九州地方所在の片倉製糸諸工場に配給していた。

新九州蚕種株式会社（資本金50,000円、2,000株）の出資構成は、片倉製糸25,000円（1,000株）、旧九州蚕種株現物出資20,000円（800株）、地元役員5,000円（200株）であった。新九州蚕種株の出資金の5割を片倉製糸が占めていた。新九州蚕種株の役員構成は、代表取締役社長に今井五介（片倉製糸の副社長・社長）、常務取締役に香下恒夫（片倉製糸の幹部社員）、監査役に林 金四郎（片倉製糸の幹部社員）を配しており、役員の主要役職を片倉製糸側で確保していた。片倉製糸は、新九州蚕種株の経営支配

権を確立していたといえよう。

片倉製糸は、1937（昭和12）年12月11日に従来の委任経営から賃借経営に変更し、翌年4月より実施して片倉福岡蚕種製造所を設置する。

註

- (1) 鐘紡製糸四十年史編纂委員会編『鐘紡四十年史』鐘淵紡績株式会社・鐘紡蚕糸株式会社、1965年、98～101頁、394～410頁。
- (2) 花井俊介「繭特約取引の形成と展開—1910・20年代の郡是製糸の事例に即して—」（『土地制度史学』118号、1988年、所収）。同論文においても郡是製糸の製造蚕品種の配給についての言及が無い。
- (3) 片倉製糸の蚕種製造に関する研究としては、拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築——代交雑蚕種普及団を中心に——」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第44号、2010年）。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給—姫路・福島両蚕種製造所を中心に—」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第45号、2011年）。拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第46号、2012年）。拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第47号、2013年）。拙稿「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制—佐賀県是蚕業株式会社を事例に—」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第49号、2015年）がある。
- (4) 『福岡県ノ副業』福岡県産業部、1921年、106頁。
- (5) 大野城市史編さん委員会編『大野城市史』下巻 近代・現代編、大野城市、2004年、246～247頁。
- (6) 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史』通史編Ⅲ、太宰府市、2004年、243頁。
- (7) 前掲『福岡県ノ副業』106～107頁。
- (8) 『九州之蚕糸業』大日本蚕糸会大分支会、1927年、8頁。
- (9) 『昭和六年十月 蚕糸業要覧』農林省蚕糸局、22頁。

- (10) 各年度『蚕糸業要覧』。
- (11) 『昭和五年版 蚕糸統計年鑑』 蚕糸業同業組合中央会、1930年、16頁。
- (12) 『昭和八年版 蚕糸年鑑』 日本中央蚕糸会、1933年、6頁。
- (13) 前掲『昭和五年版 蚕糸統計年鑑』 21頁。
- (14) 前掲『昭和八年版 蚕糸年鑑』 14頁。
- (15) 前掲『九州之蚕糸業』 10頁。
- (16) 前掲『昭和八年版 蚕糸年鑑』 12頁。
- (17) 『第十七次農商務統計表 上』 農商務省総務統計課、79頁。以下、特に断らない限り、福岡県の蚕種製造高は、各年度『農商務(農林省)統計表』に依る。
- (18) 明石 弘『近代蚕糸業発達史』 明文堂、1929年、195～202頁。
- (19) 前掲『福岡県ノ副業』 106～107頁。『農商務統計表』には蚕種製造戸数が1900、01年に各1,578戸、1,342戸とあるが、この数値には自家用蚕種製造戸数を含むものと思われる。
- (20) 同上。
- (21) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕児飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』 1932年、63頁。
- (22) 『第9版 帝国銀行会社要録』 帝国興信所、1920年、44頁。
- (23) 堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑(第三版)』 東洋蚕益社、1920年、162頁。
- (24) 『第23版 銀行会社要録』 東京興信所、1919年、「福岡県」34頁。『第25回 日本全国諸会社役員録』 商業興信所、1917年、「福岡県」下編1,104頁。以下同。
- (25) 前掲堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大鑑(第三版)』 162頁。以下同。江口浩平編『山田村誌』 第一巻、1954年。『詳説福岡県議会史』 大正篇上巻、福岡県議会、1955年、852～854頁。糟屋郡役所編『糟屋郡志』(復刻版)、名著出版、1972年、93頁。
- (26) 同上『糟屋郡志』(復刻版)、94頁。
- (27) 『片倉工業株式会社三十年誌』 片倉工業株式会社調査課、1951年、61頁。
- (28) 前掲『九州之蚕糸業』「広告」。
- (29) 農林省蚕糸局編『昭和五年三月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』 38頁。同書には、日田支場の住所を日田郡光岡村と記載する。
- (30) 各年度「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』 蚕業新報社、所収)。
- (31) 農林省蚕糸局編『昭和八年十二月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』 1934年、53頁。
- (32) 農林省蚕糸局編『昭和十三年九月 産繭処理状況ニ関スル調査』 1939年、79頁。
- (33) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』(459頁)には、九州蚕種合資会社は、大正5年に設立とある。以下特に断らない限り、同書に依る。前掲『糟屋郡志』(324頁)には同社設立を大正6年3月創業と記載する。
- (34) 農商務省農務局編『大正十二年二月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体ニ関スル調査』 64頁。
- (35) 農林省蚕糸局編『昭和五年三月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』 36頁。
- (36) 北越蚕種合名会社については、前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」を参照のこと。
- (37) 前掲『九州之蚕糸業』「広告」。
- (38) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- (39) 前掲拙稿「片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制」119～120頁。
- (40) 前掲拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」54～57頁。
- (41) 同上、57頁。
- (42) 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』(239～240頁)には、片倉福岡蚕種製造所製蚕種は、「九州各工場への配給を行って居る」と記述している。片倉製糸本社に片倉熊本尾沢製糸所は、1929(昭和4)年6月1日に九州蚕種(株)の永友技師による「取引状態ノ視察」(『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』)と薩摩製糸(株)鹿児島製糸所が1931年(昭和6)年に九州蚕種(株)製初秋蚕日欧種の「成績ハ充分ナラザリキ」(『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』)と各報告している。
- (43) 前掲拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」56頁。
- (44) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。数値は、資料のまま。
- (45) 前掲『糟屋郡志』(復刻版) 324頁。

- (46) 『第10版 帝国銀行会社要録』 帝国興信所、1921年、「福岡県」57頁。
- (47) 『第11版 帝国銀行会社要録』 帝国興信所、1922年、「福岡県」52頁。
- (48) 前掲『大正十二年二月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体ニ関スル調査』64頁。
- (49) 前掲『昭和五年三月 蚕種製造ヲ為ス会社、組合其ノ他ノ団体調』36頁。
- (50) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。
- (51) 『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。
- (52) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (53) 同上。
- (54) 同上。
- (55) 『昭和十二年分 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (56) 農商務省編『五十町歩以上ノ大地主（大正13年）』（渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔福岡編1〕』日本図書センター、1999年、所収）308頁。
- (57) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）80頁、93頁、310頁、440頁。福岡県議会事務局編『詳説福岡県議会史』明治編上巻、福岡県議会、1952年、547～562頁。宇美町誌編纂委員会編『宇美町誌』宇美町役場、1975年、309頁、310～311頁、359～365頁、489頁、561頁、601頁、1,095～1,097頁。『福岡県史』通史編 近代産業経済（一）、西日本文化協会、2003年、72頁。深田豊市『福岡県官民肖像録』博進社、1913年、「糟屋郡」17頁。各版『帝国銀行会社要録』（帝国興信所）。各版『銀行会社要録』（東京興信所）。各回『日本全国諸会社役員録』（商業興信所）。各版『人事興信録』（人事興信所）。各版『大衆人事録』（帝国秘密探偵社・国勢協会）。各版『日本紳士録』（交詢社）。
- (58) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）318～320頁。
- (59) 『第四回内国勸業博覧会授賞人名録Ⅲ』第四回内国勸業博覧会事務局、明治28年、175頁（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料109、明治文献資料刊行会、1974年、所収）。
- (60) 『第五回内国勸業博覧会出品目録 第五部化学工業第二』第五回内国勸業博覧会事務局、明治36年、88頁（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料24、明治文献資料刊行会、1973年、所収）。
- (61) 前掲『宇美町誌』390～391頁。
- (62) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』54頁。
- (63) 片倉製糸紡績(株)第10期『株主名簿』51頁、同第17期『株主名簿』65頁。
- (64) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』55～56頁。
- (65) 『昭和十年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合联合会、1936年、216頁。
- (66) 内尾直二編『第十一版 人事興信録上』人事興信所、1938年、イ164～165頁。
- (67) 福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』18頁（渋谷隆一編『都道府県別 資産家地主総覧〔福岡編2〕』日本図書センター、1997年、所収）。
- (68) 福岡市議会事務局編『福岡市議会史』第二巻大正編、1979年、1,064頁、1,068頁。
- (69) 南石 武『粕屋要録』史跡保存同好会、1968年、269頁。
- (70) 『奮闘秘話 事業ト人』福岡時事社出版部、1929年、11～13頁。
- (71) 税田 幸一『郷土発達史と人物及家』九州姓氏調査会郷土研究部、1940年、32頁。前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』564頁。
- (72) 各版『銀行会社要録』（東京興信所）、各版『帝国銀行会社要録』（帝国興信所）。
- (73) 前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』563頁。
- (74) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）139頁。
- (75) 谷 元二『第十三版 大衆人事録』中国、四国、九州篇、帝国秘密探偵社・国勢協会、1940年、7頁。各版『銀行会社要録』（東京興信所）、各版『帝国銀行会社要録』（帝国興信所）、各回『日本全国諸会社役員録』（商業興信所）。
- (76) 『前原町誌』前原町役場、1941年、281～282頁。以下、特に断らない限り、同書に依る。
- (77) 前掲『詳説福岡県議会史』大正篇上巻、848頁、860頁、862頁。福岡県議会事務局編『詳説福岡県議会史』昭和篇第一巻、福岡県議会、1958年、996～997頁、1,001頁。福岡県議会事務局編『詳説福岡県議会史』昭和篇第二巻、福

- 岡山議会、1957年、858頁、860頁。
- (78) 宇田川澄三編『全国産業組合名簿』日本産業助成協会、1935年、107頁。
- (79) 『福岡県信連五十年史』福岡県信用農業協同組合連合会、1970年、310頁、321頁、1,083～1,086頁。
- (80) 糸島郡農業協同組合史編纂室編『糸島郡農業協同組合史』糸島郡農業協同組合、1978年、60～61頁。
- (81) 各版『銀行会社要録』（東京興信所）。各版『帝国銀行会社要録』（帝国興信所）。各回『日本全国諸会社役員録』（商業興信所）。森 信夫編『香椎町誌』香椎町役場、1953年、369～370頁。
- (82) 鈴木喜代造編『大日本篤農家名鑑』大日本篤農家名鑑編纂所、1910年、74頁。
- (83) 前掲『糸島郡農業協同組合史』60頁。
- (84) 『新修志摩町史』上巻、志摩町、2009年、86頁。
- (85) 税田祖山『地方自治政の沿革と其の人物』自治通信社、1931年、「糸島郡の部」39頁。
- (86) 前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』809頁。
- (87) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』109頁。
- (88) 前掲『前原町誌』271～274頁。
- (89) 前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』809～810頁。
- (90) 前掲『前原町誌』271頁。
- (91) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）92頁、94頁。
- (92) 『第9版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1920年、「福岡県」15、19頁。
- (93) 前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』25頁。
- (94) 新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』扶桑社、1913年、「蚕種家名鑑」276頁。
- (95) 『日本紳士録』の第14版（昭和5年）と第15版（昭和6年）には、岡崎繁太郎を福岡県会議員と記載されているが、前掲『詳説福岡県議会史』昭和篇第一巻に記載が無く、同じ山田村の岡崎繁太郎と混同していよう。岡崎繁太郎は、福岡県議員を歴任する。
- (96) 海沼常尾編『大日本蚕業家名鑑続編』扶桑社、1917年、432頁。
- (97) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）325～326頁。以下同。
- (98) 前掲『宇美町誌』562頁。
- (99) 『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合联合会、316頁。
- (100) 『昭和十年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合联合会、1936年、216頁。
- (101) 片倉製糸紡績㈱第10期『株主名簿』（昭和4年3月31日現在）50頁。同社第17期『株主名簿』（昭和11年3月31日現在）には、古川芳助の株主名は無い。
- (102) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』20頁、自作耕地合計の反別は、資料のまま。前掲福岡県小作係『昭和六年十二月 耕地三町歩以上所有者名簿』245頁。
- (103) 渋谷隆一編『全国株主年鑑』大正十五年用、経済之日本社、365頁（『大正昭和日本全国資産家地主資料集成V』柏書房、1985年、348頁、所収）。『第9版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1920年、「福岡県」52頁。
- (104) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』23頁。前掲福岡県小作係『昭和六年十二月 耕地三町歩以上所有者名簿』242頁。
- (105) 古賀町誌編さん委員会編『古賀町誌』古賀町、1985年、317頁。
- (106) 前掲『宇美町誌』388頁。
- (107) 前掲新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』「蚕種家名鑑」276頁。
- (108) 須恵町誌編集委員会編『須恵町誌』須恵町役場、1983年、53頁。
- (109) 前掲税田祖山『地方自治政の沿革と其の人物』「糸島郡之部」69頁。以下同。
- (110) 前掲新井友吉編『大日本蚕業家名鑑』「蚕種家名鑑」277頁。
- (111) 前掲『大正九年度 帝国蚕業大鑑（第三版）』162頁。
- (112) 元岡村誌編集委員会編『元岡村誌』元岡村役場、1961年、49頁、52頁。糸島郡教育会編『糸島郡誌』（復刻版）、名著出版、1972年、1,007頁、1,039頁。
- (113) 前掲税田祖山『地方自治政の沿革と其の人物』「糟屋郡之部」87頁。以下同。
- (114) 前掲『古賀町誌』321～322頁。
- (115) 結城一義編『小野村誌』小野村、1957年、

- 96頁。
- (116) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』18頁。自作耕地の合計反別は、資料のまま。
- (117) 前掲鈴木喜代造編『大日本篤農家名鑑』71頁。
- (118) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）142頁。
- (119) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』21頁。
- (120) 前掲『前原町誌』276頁。以下同。前掲『糸島郡農業協同組合史』59頁。
- (121) 前掲宇田川澄三編『全国産業組合名簿』106頁。
- (122) 『第7版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1918年、「福岡県」19頁。
- (123) 『大正15年版 帝国銀行会社要録』1926年、「福岡県」7頁。
- (124) 前掲『前原町誌』74～76頁。
- (125) 『第42回 日本全国諸会社役員録』商業興信所、1934年、「福岡県下編」541頁。
- (126) 『第四回内国勸業博覧会出品目録三（下巻）Ⅳ』第四回内国勸業博覧会事務局、明治28年、1,943頁（『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料(80)、明治文献資料刊行会、1973年、所収）。
- (127) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』24頁。
- (128) 前掲『古賀町誌』318～319頁。
- (129) 前掲『粕屋要録』224～225頁。
- (130) 同上、223頁。
- (131) 前掲『第四回内国勸業博覧会出品目録三（下巻）Ⅳ』1,931頁。
- (132) 『大正15年版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1926年、「福岡県」27頁。
- (133) 『第18版 帝国銀行会社要録』帝国興信所、1930年、「福岡県」18頁。
- (134) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』、『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』、『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (135) 同上。
- (136) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』94頁。前掲福岡県小作係『昭和六年十二月 耕地三町歩以上所有者名簿』305頁。
- (137) 前掲深田豊市『福岡県官民肖像録』567頁。
- (138) 前掲『詳説福岡県議会史』大正篇下巻、905～907頁。前掲『詳説福岡県議会史』昭和篇第一巻、992～994頁、996頁。
- (139) 『第34版 日本紳士録』交詢社、1930年、「福岡」26頁。
- (140) 前掲宇田川澄三編『全国産業組合名簿』130頁。
- (141) 『第40版 銀行会社要録』東京興信所、1936年、「福岡県」10頁、24頁。永江眞夫「大正期の筑前参宮鉄道株式会社と河内卯兵衛」（迎 由理男・永江眞夫編著『近代福岡博多の企業者活動』九州大学出版会、2007年所収）112頁・表4～5。
- (142) 太宰府市編集委員会編『太宰府市史』通史編Ⅲ、太宰府市、484～485頁。
- (143) 前掲拙稿「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制—佐賀県は蚕業株式会社を事例に—」160～161頁参照。
- (144) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』、『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』、『昭和十二年二月 工場長会議記録 庶務課』。
- (145) 前掲鈴木喜代造編『大日本篤農家名鑑』71頁。
- (146) 前掲福岡県小作係『昭和三年三月 耕地三町歩以上所有者名簿』25頁。
- (147) 前掲『糟屋郡志』（復刻版）81頁、143頁。
- (148) 片倉製糸紡績株式会社第10期『株主名簿』（昭和4年3月31日現在）45頁、同第17期『株主名簿』（昭和11年3月31日現在）57頁。
- (149) 『昭和十二年二月 工場長会議記録 庶務課』、『昭和十四年分 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (150) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。（）内の文字は、この議案を記した「回議用箋」より補充する。
- (151) 同上。数値は、原資料のまま。
- (152) 『昭和十年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社』。
- (153) 『片倉工業株式会社三十年誌』片倉工業株式会社調査課、1951年、81頁。
- (154) 前掲堀江 巽編『大正九年版 帝国蚕業大

- 鑑（第三版）』「広告」。
- (155) 『大正七年度 蚕糸業ニ関スル道庁府県ノ施設概要』農商務省農務局、161頁。
- (156) 『大正十四年度 蚕糸業ニ関スル道庁府県ノ施設概要』農林省農務局、195頁。
- (157) 前掲『九州之蚕糸業』「広告」。この「広告」には、黄繭（「国蚕欧7号×国蚕欧7号」）とあり、この交雑種組合せは、「国蚕支7号×国蚕欧7号」の誤りと判断して、修正した。
- (158) 平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、78頁。以下、蚕品種に関する記述は、同書（72～81頁）に依る。
- (159) 農林省蚕糸局編『昭和六年 生糸製造者及生糸製造者ノ委託ニ依リテ為シタル蚕種製造者ノ蚕種製造状況ニ関スル調査』。
- (160) 前掲農林省蚕糸局編『昭和八年十二月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』62頁。
- (161) 前掲拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」参照。
- (162) 農林省蚕糸局編『昭和十三年九月 産繭処理状況ニ関スル調査』1939年、88頁。
- (163) 拙稿「片倉製糸の西日本における繭特約取引の展開」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第39号、2005年、所収）参照。
- (164) 「昭和十年一月蚕品種別生糸成績調査 片倉製糸紡績株式会社横浜出張所」（『昭和十年二月 所長会議記録 庶務課』所収）。
- (165) 「昭和拾参年壹月号 蚕品種別生糸成績調査 片倉製糸紡績株式会社横浜出張所」（『昭和十三年二月 工場長会議書類綴』所収）。
- 〔付記〕 本稿使用資料の収集にあたって、専修大学図書課の飯島恵子氏に大変お世話になった。ここに記して厚くお礼申し上げます。

世界商業戦下における経営者エートスの理想

—— 大塚久雄と『株式会社発生史論』 ——

恒木 健太郎

1. 経営史学における主体の問題と『株式会社発生史論』

(1) 経営史学における「主体」の問題と「エートス」

大塚久雄（1907-1996）の史学、いわゆる「大塚史学」の内容は、いまや戦後史学の大家者という以上の評価を与えられることなく、学問的に葬送された感がある。しかし、それでも大塚久雄が経営史学会の重要な創設者に一人であったことを忘れ去ることはできない。

大塚は経営史学会が産声をあげた1965年秋の第一回大会において「経済史学からみた経営史の諸問題」という報告を行っている。その記録は『経営史学』創刊号（1966年）に収載されたのち¹、加筆修正されて「経済史学からみた経営史の諸問題——マックス・ヴェーバーの社会理論に照らして」というタイトルで1968年に大塚自身のかかわる編著書のなかで発表された（現在『大塚久雄著作集』第9巻、岩波書店、1969年、467-483頁に所収）。そのなかで経済史から経営史が独立していった理由を述べている箇所が、「大塚史学」の根本精神をしめしているといえる。

すなわち、どこまで意識的であったかはいちおう別として、従来経済史研究のなかで、近代的（あるいは資本主義的）な企業経営の発生と発展が一つの重要な問題として追究されてきた。ところで、その研究が（そ

して現実そのものが）進展する過程で、「経営」の主体をなす経営者（あるいは企業経営者）や経営管理のスタッフの姿、さらに経営組織の問題が、しだいに研究者の意識のなかに浮かび上がってきた。そして、その極、経営の発達という問題は対象としても方法としても在来の経済史研究のなかに入りきらないものとなり、ついに独自の分科として分離し独立するにいたった、と²。

ここで大塚は、「経営史」が従来の経済史から分離・独立した分野へと成長した理由を、経済史のなかで「経営者」をはじめとした経営の「主体」およびその「組織」の問題が意識されるようになったことに求めている。すなわち、大塚にとって「経営史」とは、経営の「主体」と「組織」を対象とするものである。

一見すれば当たり前の定義であるが、ここで注意すべきは大塚が経営の「主体」に注目することの重要性をことさらに強調している点である。この引用の直後で大塚は、経済史と経営史とのあいだに「経済における人間主体」という共通の問題があるとする。そして、自分はこれについて「エートス」の問題として言及してきたと述べて、経済史家の「経営史」への要望として、「単に経営者のエートスだけではなく、労働者のエートスをも問題にしていきたい」という提案をしている。つまり、「経営」組織を構成する「経営者」だけではなく「労働者」もふくめた諸「主体」のなかにある「エー

トス」(大塚はこれを中川敬一郎のいう「文化」とも同義的なものとして使用している)を問題とすべきだ、と主張しているのである。そして、その際には「社会学的アプローチ」が必要になることも彼は指摘している³。

大塚からすれば「主体」およびその「エートス」の問題は「在来の経済史研究」の枠をはみだす「社会学的アプローチ」をも必要とするものであった。大塚史学におけるマルクスとヴェーバーの「総合」とは、まさにこの「主体」の問題を問うことに他ならなかったといえる。マルクスの唯物史観にもとづく経済学をヴェーバーの「エートス」論的社会学によって補うというプロジェクトは、彼にとっては「在来の経済史研究」にたいする批判であった⁴。さきの大塚の提言は、この「主体」の問題を対象にうる「経営史」に大きな希望を託していたことの現れともいうことができよう。

(2)『株式会社発生史論』における「主体」の問題と世界商業戦の視野

この大塚の「経営史」観は、自身のこれまでの研究生活からくる実感だったともいえる。彼の研究の端緒が『株式会社発生史論』(1938年)であることはいうを俟たない。そこで問題としたのは、会社形態の発展史の解明だけではなかった。むしろ、後年の大塚史学にとって重要なテーマとは、初期株式会社において「専制型」と「民主型」の二種が形成された理由の解明であった。彼は前者に株主総会が欠如した原因を「前期的資本」、すなわち前近代的・専制的な性質をもつ商業資本・高利貸資本の支配に帰するいっぽう、後者は近代的・民主的な性質をもつ「産業資本」の影響力のもと民主的な株主総会を備えるにいたった、と主張している⁵。

つまり、『株式会社発生史論』とは、株式会社「経営」の性質をその支配的「主体」のエー

トスに着目して問うていたのである。しかも、その視野は17世紀に華々しく繰り広げられた世界商業戦——海外貿易・宗派をめぐる戦争——へと向けられていた。すなわち民主型と専制型の株式会社間の争いをイギリスとオランダの東インド会社同士の争いに、オランダ国内での東インド貿易と西インド貿易との対立に、さらにいえば、オランダ国内におけるカルヴァン派と自由派との争い、ひいてはプロテスタンティズムとカトリックとの争いに重ねあわせていたのである。彼にとってその後の「大塚史学」とは、経済史の立場からまさに企業経営の「主体」の問題を「社会学的アプローチ」をも取り入れつつテーマ化していく「経営史学」の萌芽的試みにほかならなかった。

ここでは、『株式会社発生史論』からその後において大塚がこうした企業経営における「主体」の問題をどのような視野と位置づけで問うていたのかを、戦前の著作から検討したい。今回はとくに1938年前後の文献に絞り、同時代の切迫した状況との関係を意識しながら論をすすめる。そのことにより、大塚が経営史学にたいし「主体」のエートスという問題にかんして提起したことの含意を探るのが本論考の目的である。

2. 株式会社への疑念と民主制の「精神」——有限責任制の「阻害」

(1)『株式会社発生史論』と「近代民主革命」

大塚史学は近代初期のイギリスをモデル化したものとみられるためか、近代民主制にもとづく株主総会を備えたイギリス型株式会社を、いわば「宗教的信念に裏付けられた近代主義的発想」によって理想化したものだ、と批判されることがあった⁶。たしかに、大塚自身が戦後『株式会社発生史論』の「再版序」において、

この「民主型」株式会社の成立と「近代民主革命」を結びつける発言をしているので、そのような評価が出てくるのも自然のようにみえる。

この再版の序文を書き記しながら、ひと昔まえに本書の原稿を作成しつつあった頃の苦しい、しかし楽しかった日々を想起す。当時私がなかなか興味と熱情をもって書きつづったのは、後編の第三章および第四章に含まれているところの、あの近代「民主型」なる株式会社形態の成立過程であった。読者はその個所で、企業形態の面において近代民主革命が歴史的に何を意味したかについての叙述を見出されるであろう。著者たる私が、いま、心よりねがうのは、こうした歴史的叙述が現在われわれの周囲に激流をなして進行しつつある民主革命に何らかの有効な示唆ともならんことである。そして、それとともに、かのウィルヘルム・ウセリンクス、エドウィン・サンズ、トーマス・バピロンなどの世界史的な人名が読者によっていつまでも記念されんことである⁷。

しかし、ここで大塚が示しているのは、果たして「民主型」の形式をそなえた株式会社への礼賛であったのだろうか。

(2) 有限責任制を「阻害」する民主制の「精神」

そこで『株式会社発生史論』の記述の内部をみると、次のような記述に出会うことになる。大塚は、ピューリタン革命後のクロムウェルによるイギリス東インド会社の改組が、株主総会を備えた「民主型」でありながら全社員の有限責任制を拒み、大株主や機能資本家団のみに事実上の無限責任を負わせていたのではないか、という推論を導き出している。そして、「専制

型」の典型であるオランダ東インド会社が全社員の有限責任制を導入しながらも株主総会を欠如させていた事実とこのことを対照させたいうえで、以下のように主張する。

しからば、この改組において、当時すでにオランダにおいて明白に規定せられていた全社員の有限責任制を採用しなかったのは何故であったか。私の現在の力ではこれに対する的確な解答はとうていなしえないが、ピューリタン・自営農民的民主制の意識がかえって有限責任制を阻害したのではあるまいか⁸。

そもそも、大塚にとって近代的な株式会社制度とは、全社員有限責任制にもとづいて「大株主が、その持株によって「総会」の多数を制し、もって「取締役」・「監査役」のポジションを獲得し、かくして企業そのものを支配するという構造の、すなわち、ソキエタス社員の支配が、専制的支配でなくかかるブルジョア民主主義的な外形をとる」⁹ものであった。この評価からもわかるように「株主総会」その他の仕組みはあくまで民主主義的な「外形」であった。したがって、全社員有限責任制と民主主義的な「外形」が整っていても、民主制の「意識」に照らして問題があるとされれば有限責任制はかえって阻害されるのである。

大塚が民主制を考えるうえで重視したのは、「外形」ではなく「意識」だった。そのことは、大塚による次の指摘からもうかがえる。王政復古後も東インド会社の支配者団の本性は「前期的商業資本」であり、場合によっては大株主の連合となって「総会」を制して「独裁的支配」が行われることもあった。そして、名誉革命後にこの点を改めるべく主張された投票権制限の改革にならい、1698年の特許状において大株

主から構成される「取締役」にたいして、以下のような規制がなされたという。

さて、この取締役は2,000ポンド以上の大株主中から総会によって選出せられるが、この総会における投票権は500ポンド以上を1票、そして1票以上をゆるさぬという制度となった。すなわち、従来のスライディング・スケイル・システムを一擲して、一見古き、500ポンド以上の出資者一様に各1票という制度をとり、大株主の支配を制限せんとしているのである。ともかく、ホィッグズのトーリーズに対する反抗、すなわち産業資本家的利害の地主的利害に対する反抗は、このやや行きすぎた民主制にまで立至らしめたのである¹⁰。

これらの記述からもわかるように、大塚は近代的な株式会社の「ブルジョア民主主義的な外形」を手放して礼賛していたのではなかった。そうではなく、こうした株式会社の「外形」を歪めてでも民主制の本質を守ろうと「行きすぎた民主制」にまでいたらんとしたピュウリタン・自営農民的民主制の意識」のなかに、「近代民主革命」との関連でその価値を見出していたのである。ここに、大塚が戦後「主体」の問題を経営史学にたいして提起したことの意味がみえてるといえよう。経営の帰趨は「外形」以上に主体の「意識」こそが重要なのだ、と。

3. スコラ派の「株式会社」批判

(1) ゾンバルトの株式会社批判とスコラ派

ところで、さきのクロムウェルの改革に言及したさいに参照されているのがR. H. トーニーとW. ゾンバルトであるが、興味深いのがゾンバルトの議論に対する評価である。「ゾムバル

トの所論はたしかに行過ぎてはいるが、やや観点を異にすれば、きわめて傾聴すべき点がある」¹¹。後年のゾンバルトにたいする大塚の評価をみるかぎり、ここで彼が「傾聴すべき」と述べていることは驚くべきことである。というのも、大塚は戦後の回顧でゾンバルトの経済史観が「小ブルジョア層」、すなわち先にみた「自営農民」を軽蔑していると非難しているからである¹²。では、いかなる点を大塚は「傾聴すべき」と評しているのか。彼がゾンバルトで参照している箇所をみると、そこには次のような記述が眼に飛びこんでくる。

ただ一つだけ制限がなされる。資本家は直接——利益と損失のために——企業に関与していなければならない。彼が背後に留まるのであれば、彼には冒険心が、「企業家精神」が欠けているのであり、かれが自分の金を危険にさらそうとしないのなら、自身は利益をえるべきでない。だから、もし貸付をもらもろの生産的目的のためにおこなうとしても、万一の損失を背負うこともないのであれば、利子は許されていない（ここからもあきらかだが、幾人かのひとたちが試みた生産信用と消費信用との対置〔前者には利子を許容し、後者には利子を許容しない〕は、スコラ派の利益教説の意識と合わない）。

ゆえに、株式会社が債権債務関係を引き受けるはずはなかろう。銀行預金に利子をつけてはならない。その基本金総額が契約によって保障されている手工業者への貸付は許されていない。会社契約はすべてのソキア仲間が損失にも関与する場合にしか許可されていない¹³。

これは、あきらかに有限責任制を否定する思

想である。このカトリック・スコラ派の「意識」でいけば、債権債務関係を結べるのはその利益のみならず損失にたいしても無限責任を負う仲間（現代会社法でいう「社員」）でなければならない。となれば、全社員有限責任制をとる「株式会社」は債権債務関係をとり結ぶ資格などもちえないのである。ゾンバルトによれば、この「みずから企業家として活動することなくただ貨幣を利子つきで貸すものは怠惰である」という批判は、「職業的高利貸」にたいする憎悪と符合するという¹⁴。すなわち、大塚のいう「前期的資本」にはほかならない。

（2）私的営利企業か社会的公器か

大塚がゾンバルトから「傾聴すべき」として受けとったものとは、会社を支配しながら実態は「高利貸」的に有限責任に安住する株式会社の大株主＝支配者団への激しい批判意識であった。1969年になって大塚が語った『株式会社発生史論』の執筆動機は、こうした株式会社の「私的性格」にたいする批判意識と重なりあうものがある。

当時著者の想裡には次のような問題が漠然と意識されていた。資本主義経済の高度な段階を特徴づけるとともに、資本主義の限界内でその私的性格をしだいに揚棄しつつ、次の時代の物質的諸条件を準備していくという、そうした株式会社なるものを経済学的に徹底的に究明してみたい。だが、そのためには、まず歴史に遡ってその発生の過程を明らかにしてみる必要がある。当時この研究テーマを択んだのはこうした漠然たる気持ちからであった¹⁵。

大塚が『株式会社発生史論』を執筆した当時、株式会社支配論については二つの理解の対立が

みられた。すなわち、W. ラーテナウの企業自主化論やバーリ＝ミーンズの経営者支配論にもとづいて、証券市場における株式分散による会社（経営）の株主（所有）からの自立・分離傾向をみて、企業は「社会的公器」であるという意識のもと「社会奉仕の観点」から経営を行う可能性を論じている立場と、ヒルファディングの所有者支配論にもとづいて、株式会社はあくまで大株主に「雇用重役」を介して支配されているという観点からその私的営利企業としての性格を強調する立場とにわかれて論争が繰り広げられていた。大塚の議論はこの学説史のなかでいえば後者の理論的發展に貢献した内容であるといえるが、株式会社の将来については「社会的公器」論に与するものだったともいえる。すなわち、大塚は大株主による株式会社支配という現実を見据えつつも「私的性格の揚棄」を経営者が意識化する方向を模索していたということができよう¹⁶。

ただ、当時の大塚にとって「日本資本主義」は財閥を頂点とする封建的寄生地主制を基盤とした独占経済であった。彼にとって寄生地主はまさに「高利貸」的に小作料をむさぼる「前期的資本」にはかならず、そこで得られた高額の地代が銀行を介して独占企業へと流れ込んでいく事態は、封建的なものと資本主義とが結合したものであった。大塚が『株式会社発生史論』を執筆した動機には、こうした日本の前期的独占資本主義の内実を比較経済史的視点からあきらかにしようという意図があった¹⁷。そのことを考えれば、さきのゾンバルトの議論のなかに「傾聴すべき点がある」としたのは、大塚の日本にたいする現状認識が背後にあるように見受けられる。日本でも株式会社の「私的営利の揚棄」を実現しうるが、そのためには「前期的資本」による株式会社の独裁的支配を止めるような「行きすぎた民主制」が必要ではないのか、

という主張をそこから読みとることは、十分に可能であるだろう。

4. 中小生産者の植民論と宗派間対立・世界商業戦

(1) カルヴァン派＝産業資本と自由派 ＝前期的資本

しかし、大塚にとってゾンバルトの主張には容認しがたい側面があった。ゾンバルトはこのスコラ派の考えをピューリタンの経済倫理を準備したものとして連続的にとらえている¹⁸。後年の「大塚史学」がカトリック全般を「前期的」なるもの批判してプロテスタントのみを「資本主義の精神」の宗教的原基とみなした点からもわかるように、中世的キリスト教を近代的キリスト教と安易に結びつけることにたいしては批判的なことは当然であろう。なぜなら、後年の大塚が述べているように、かれにとって近代的なものと前期的なものとの峻別をあいまいにするのは許されざることだったからである¹⁹。

その発想は、『株式会社発生史論』のなかのオランダ東インド会社の成立をめぐる記述にもみられる。かれはオランダ東インド会社が株主総会を欠いた「専制型」の株式会社となった理由を「前期的資本」の支配に求めている。だが、実際にはそうした「専制型」に対して株主総会の設立を要求する「産業資本家層」が、前期的資本にとってきわめて有力な「恐るべき敵」だったことを指摘している。そして、重要なのはこの両者の対立を当時のカルヴァン派と自由派との宗教的対立に結びつけていることである。すなわち、産業資本家層は宗教的にカルヴァン派と結びつき民主的勢力であったのにたいし、自由派は前期的資本＝絶対主義的支配権力と結びついていた、という整理である²⁰。

自由派は本来エラスムスの伝統をひく人文主

義の思想であり、ある意味では近代的であるが、大塚にとって自由派は資本主義形成の主体たりえない。なぜならば、当時のカトリックと同様に自由派もまた「前期的資本」と協力関係にあった反動的支配層だったからである。重要なのは、この問題意識が植民論に現れており、かつその内容が後年のエートス論にまで及んでいることである。

(2) 「販路」の確保と白人農民による植民の推奨

彼は『株式会社発生史論』でウィルレム・ウセリンクスのオランダ西インド会社構想に一節を割いている。大塚によれば、東インド貿易は前期的な「仲立ち商業」ととどまっていたのにたいし、西インド貿易は「近代的商業」が展開されつつあったという。具体的にいえば、前者が「胡椒その他香料」といった奢侈品との交換で銀を大量に国内から流出させつつ「前期的資本」のみを肥え太らせている——したがってその政治的党派である自由派の専制的支配の「経済的乳牛」の役割を果たしている——のにたいして、後者は工業生産物（「毛織物」）輸出がおこなわれて大量の銀が流入するとともに、「資本主義的マニュファクチャーの広大な販路」が形成されはじめていた。つまり、西インド貿易は、専制的支配の反対勢力である「産業資本」＝カルヴァン派の利害に合致する「近代的」貿易だったのである。

ゆえに、カルヴァン派はスペイン領アメリカの奪取を進言していた。そしてウセリンクスは「東インド会社を経済的乳牛として専制的に支配しつつある商業ブルジョア・クリークに抗して鬱然と展開し来る産業資本家の利害にむすびつき、その宗教的政治的党派たる「カルヴィン派」の熱烈な指導者となり、そしてきわめてすぐれた初期の民主主義者としてあらわれる」。すなわち、西インド貿易が工業生産物、とりわ

け毛織物の「販路」として重要であり、開拓の可能性をもって「天才的」といってよいほど敏感に洞察していた²¹。

以上のようにウセリンクスを「天才的」とまで激賞する大塚は、かれの植民計画について「天才的な意見」として次のように紹介する。「土人（アメリカ・インディアン）」による需要の拡大は、「遅々たる進歩」のゆえに満足できない。スペインの奴隷使役は「不生産性」をとまっている。ゆえに、販路開拓の最良の道は「白人の農民・労働者の植民」である。そこに込められた狙いとは何か。

以上のような「販路」の問題に関連して、ウセリンクスはさらに植民によって新教的キリスト教徒による新天地の建設、すなわちニューエ・ネーデルラントについての烈々たる理想を有していた。すなわち、彼の同信・「カルヴィニスト」たる農民・手工業者、なかんずく農民をば、封建的束縛より解放せられた独立自営農民として、小規模な分割地を所有しかつ「適度な厚生」を維持せしめんとしたのである。彼はこの自営農民の生計補充としての甘蔗の栽培と蔗糖の栽培とをすすめた。そしてその帰結としておよそ彼の理想に背馳する甘蔗栽培の「奴隷耕作制度」を軽蔑し徹底的に反対した。スペイン人によって新大陸に移入せられ、かつ、はるかに後の棉花の「奴隷工作制度」を指向していた甘蔗の奴隷による栽培を！²²

こうした「植民」のあり方を、近代的かつ民主的なものとして評価する大塚の議論は、さらに「ウィルレム・ウセリンクスの眼に映じた東インド貿易」（1939年）において、ウセリンクスの宗教意識と結びつけて展開される。ウセリ

リンクスは東インド会社に反対の態度をとったが、その理由は以下の四点になるという。①「聖なる福音の伝道によって神の栄光を増さんがため」、②「敵を撃破せんがため」、③「国家の収入を増大し、民衆の負担を軽減せんがため」、④「わが連邦全住民の全体が裕かとならんがため」。ここでは、さきの植民計画が「国家の繁栄策」のみならず「福音の伝道」からも根拠づけられていること、そしてウセリンクスが新しい西インド会社が「従来の植民地に対する誅求の方針を捨てて隣人愛の態度に立ち戻ったうえで」運営されることを希望したことも記されている²³。

以上のように、大塚にとって「株式会社発生史」における「主体」の問題は、もはや組織内部の問題にとどまらない。それは株式会社の外部にいる「主体」からの働きかけの問題にまでなってくる。さらにいえば、その「主体」をとりまく世界的な交易関係や宗派間対立をも意識したものとして現れていたのである。そして、その視野は海外植民の問題にまでおよんでいた。では、何ゆえにこのような大きな視野の意識を大塚はもっていたのか。そこで、大塚をとりまく時事的な問題との関連でこの点をまとめることにしたい。

5. 「国家の公益」と経営者エートス、労働者エートス、「販路」の問題

（1）「国家の公益」の強調

1939年のウセリンクス論で注意すべきは、もっとも顕著なのは『株式会社発生史論』にあまりみられなかったことだが、「国家の公益」という視点が強調されていることである。西インド貿易指向にせよ先の植民計画にせよ、その産業資本の利害にかかわることはすべて「国家の公益」に沿うものとして肯定されていることを、大塚はさかんに指摘している。この論文の

冒頭に掲げられているウセリンクスの言葉は、その象徴である。

『思うに、このよこしまな利を求める時代にあつては、国家の公益よりも自己の私益を求めてこれに賛意を表しない人々が存するであろう。しかし、良き愛国者、信仰深くかつ正直な人もまた確かに多数存するであろうことを、私は信ずるものである』²⁴。

この言葉を大塚自身の信条とみることは、不可能ではない。『株式会社発生史論』刊行直後の1938年3月、立教大学『商学論叢』が『立教経済学研究』となったとき、その創刊号は「統制経済」の特集を組んだ。このとき、立教大学経済学部非常勤講師であった大塚久雄は「新興工業としての化学工業」という論文を寄せている²⁵。そこでは、新興コンツェルン経営者たちの反ホモ・エコノミクスのエートスに期待が寄せられており、「労働力の型」の構成変革の「生産力拡充」における意義が強調されつつ、かつ海外における原料確保と「販路」についての展望が記されているのである。

(2) 新興財閥＝科学主義工業と旧来の財閥 ＝資本主義工業の対立

大塚はここで「新興化学工業コンツェルンの主脳者が揃いも揃って技術家であり、むしろ技術家的独裁の趣きをさえ呈し、しかもこの技術家たちが旧来のホモ・エコノミクスに反感を示していること」を指摘しつつ、この「技術家」と「旧来のホモ・エコノミクス」との対立を旧来の財閥と新興財閥との「競争」として読み替え、それが「資本と技術との対抗として意識されている」とする。そのさい彼は、「科学主義工業」の提唱者であり理研コンツェルンの「統率者」である大河内正敏が「旧来のホモ・エコ

ノミクスが——いわゆる資本主義工業が——新たな技術を、発明を、工業化し企業化する能力も熱意もないこと」を到るところで攻撃していることを指摘する。そして、「国防上必須とされる生産力拡充の激浪」のなかで「新興コンツェルンの将来に対する一般的な好評」をもたらしている原因を、旧来の財閥と新興財閥との「資本運用方法」の違いにもとめる。そのさい、かれは註のなかでつぎのような指摘をおこなっている。

このタイプの相違が、初期資本主義時代のイギリスにおいて、初期の機械——蠶立機・ダッチ・ルームなど——の採用、不採用をめぐって対抗の関係にたった問屋制商業資本（大企業）と産業資本（中小企業）のタイプの相似に酷似していることを、われわれは見出すのである²⁶。

ここで示唆しようとしていることはきわめて明瞭である。旧来の財閥すなわち「資本主義工業」はみずからの「資本」の増大のために旧来の生産方法を墨守する。新興財閥すなわち「科学主義工業」は「技術」の革新に努めている点で進歩的である。大塚はこの対立を問屋制商業資本と産業資本の対立におきかえ、大企業と中小企業の対立におきかえているが、ここでの「問屋制商業資本」が前期的資本の一種であることから、その含意はあきらかである。大塚は新興財閥を「中小企業」の側に与する民主的な産業資本とみなし、その「技術」至上主義的な経営者エートスに期待をかけていた。旧来の財閥のような「大企業」、すなわち専制的な前期的資本の支配を乗り越える可能性をもつものとして評価していたのである。

(3) 新型の労働力の創出と農村問題の解決

この経営者エートスの理想は、経営者のみにとどまるものではなかった。大塚は新興財閥の牽引する重工業・化学工業の発達により「新型の優秀労働力の必要」という課題が——「それらの諸産業の国防的、国策的意義」ゆえに「必至」となるだけでなく——「生産力拡充の中心問題」ともなった、と主張する。かれはそこでこうした「新型労働者の一般的養成」の前提となるべき窮乏の農村の「厚生」、すなわち「農村問題の解決」の必要を次のように説く。

春秋の筆法をもってすれば、化学工業のみとはいわず、一般に新興の重工業・化学工業の健全な育成を期待するためには、まずもって農村問題を徹底的に解決せねばならない。こうして工業政策の問題は農村政策の問題に有機的につながっていくのである。そして今後の「生産力拡充」の経済政策は、この問題に一つの焦点を集中せねばならないし、またおそらくその方向にむかって進まねばやまないであろう²⁷。

(4) 「販路」問題の解決と「中華事変」

そして、かれは科学工業製品の海外における原料確保と「販路」の問題にも触れている。まず、原料確保については食塩がとりあげられ、従来は「アフリカ塩」依存でそこからの輸入が激増していたことが記され、「国際情勢緊迫の折からアキレスの踵たらざるをえない」ことが問題視される。しかし、この問題は「中華事変」によって「北支の長蘆塩がゆたかな展望をもって登場し」、国内塩の供給状況の改善も伝えられるにいたった²⁸。

しかし、問題はこれだけではない。「販路」の問題である。大塚によれば化学工業は「部分的に見れば、すでに自給自足の域に達し、国内

市場において供給過剰を来たような状態に立ちいたっている」²⁹。この点について、大塚は以下のような認識と見通しをもっていた。

なお、原料問題としばしばついでになって現れてくるものに販路の問題がある。しかし、今までのところ、これは原料問題のかげにかくれて前面にあらわれてはいなかった。それはおそらく、当面の問題が化学製品の自給自足にあり、国内市場から外国製品を駆逐するにあったからであろう。しかしながら、自給自足の達成が近づくとともに、国外販路の問題がすでに業者の口に上りつつあることは前述のとおりである。そして国策的必要性が化学工業の躍進をますます迫進するとともに、国内市場にしてもあるいは国外市場にしても、販路確保の問題が前景に立ち現れ、国策上の関心に上るにいたるであろう。しかし、この問題についても、今次の中華事変がいちおうゆたかな展望を与えつつあるともいえる³⁰。

このように、大塚は「中華事変」が原料のみならず「販路」の問題についても「いちおうゆたかな展望をあたえつつあるともいえる」としていた。アメリカ大陸における「販路」確保と農民の「植民」とを密接に結びつけたさきのウセリックス論は、まさに大塚が現実の日本に読み取った課題の認識と密接に関係していた。すなわち、緊迫をふかめる国際情勢と「国防的・国策的意義」が強調される戦時統制のもとにあって、前期的資本＝旧財閥経営のエートスに反抗する産業資本＝新興財閥経営者の「技術家」的エートスとその浸透（「新型労働者の一般的養成」）、および海外における原料と「販路」の確保という課題が、大塚にはみえてきた。『株式会社発生史論』におけるウセリックス論

は、こうして産業資本の利害が「国家の公益」を体现すべきことを証明する研究として提示されることになった。

大塚が自己の経済史学で問うた「主体」の問題は、たんに組織内部での支配関係にとどまらず、そのバックボーンにあるエートスや国際情勢をも視野に入れたものであった。かつ、それは「経営者」を問題にしながら最終的には「労働者」をも含めて議論しようとするものだった。大塚が「経営史学」のなかで「主体」を問うものになってほしいと要請したとき、彼の念頭にあったのは、そのような意味での「経営史」であったのかもしれない。

6. 大塚史学における 1938 年の転換について

最後に、この研究から引き出される重要な含意を申し述べておきたい。

中野敏男は大塚史学批判を総力戦体制と関連づける先駆的な研究において、1938 年の『株式会社発生史論』と『欧州経済史序説』との間に問題意識の落差があると断じる。彼は、前者の「所有と経営の分離を前提とする株式会社」における「私人の営利欲」の揚棄の可能性という関心から、後者の「世界商業戦」における覇権の帰趨という「盧溝橋事件から一年が過ぎて、日中戦争が本格化してきている」時代状況へと「投企」した「生々しい」ものへと変化したと述べ、この 1938 年の問題意識の変化が「大塚史学の出発点」だと主張する³¹。

しかし、梅津順一がすでに指摘しているとおり、「世界商業戦」という観点はすでに『株式会社発生史論』の諸論考においてすでに出てきているので³²、これをもって 1938 年における大塚史学の問題意識の大きな変化の証拠とみなすことはできない。むしろ重大視すべき事実は、

「私人の営利欲」の揚棄という観点が「産業資本」の利害を肯定する見解を媒介として「白人の農民・労働者の植民」と関連づけられていることである。すでに『株式会社発生史論』において、「社会的公器」としての株式会社の可能性は帝国主義的「植民」と密接なつながりをもっていた。

そして、この議論が「国家の公益」とはっきり結びついたのが、「中華事変」すなわち盧溝橋事件以降の日中戦争の緊迫化という事態を受けた後だった。それは、「新興工業としての化学工業」の内容が 1938 年 3 月に、しかも統制経済の特集号の一角を占めていたという事実からも、きわめて蓋然性の高い結論として導きうると思われる。そして、よく知られている「初期資本」説（前期的資本の産業資本への転化）の放棄と「中産的生産者層」説（中小生産者の産業資本への転化）の構築が 1938 年に行われた理由も、新興財閥経営者の「技術家」的エートスとその浸透（「新型労働者の一般的養成」という課題が大塚にみえてきた 1938 年初頭の状況が大きく影響していると、より確度の高いかたちでいうことができよう。

「新しい学問的発見」は、「素材」や「史料」そのものによってよりは、むしろ「新しい認識関心」の生成によって導かれる。これを中野は「今や学問研究の常識になってきているはずだ」と述べていた³³。本論考はその認識を実証的に裏づけたものとなるのであろうが、逆にいえば「新興工業としての化学工業」の内容を踏まえ、かつその初出の雑誌にまで遡り発行年月を確認していたならば導けた結論でもある。いかに「新しい認識関心」といえども、「素材」や「史料」そのものを確認する作業を怠っては、その説得性を失うであろう。残念なことに、中野の批判者もこの作業を怠っていた。ゆえに、大塚史学の転換点としての 1938 年の意義を正確に

把握する機会が失われてきた。

『大塚久雄著作集』についていえば、その初出の年月について誤りのあるケースがすでに報告されている³⁴。こうした点について弥縫的ながら丹念に確認していく作業が、今後は求められている。それは『大塚久雄著作集』の問題に矮小化されてはならない。著作集や全集が刊行されるとそれに依存してしまうような「思想」研究のありようについて、深い反省を迫っているように思われる。とくに戦前から戦時期の混乱した状況にかかわる「思想」の研究においては、原典確認の必要性が再認識されよう。

「新しい認識関心」による斬新な解釈であろうと、「素材」と「史料」に密着するという地道な仕事との協働によって成立するのが、学問的な「思想史」研究である。原典の精査なく解釈のみにもとづき大きな話を躍りあがった表現でうちだす「思想」評論と、「思想史」研究は立場を異にする。この点を確認することで、本論考を閉じることにしたい。

* 本論考は、経営史学会第49回全国大会パネル・ディスカッションB『西洋経営史研究の未来へ——研究史と新しい動向の把握』（2013年10月27日、於：龍谷大学深草キャンパス）における報告をもとにしている。

¹ 大塚久雄「経済史学からみた経営史の諸問題」、『経営史学』第1巻第1号、1966年、51-63頁。

² 大塚久雄「経済史学からみた経営史の諸問題——マックス・ヴェーバーの社会理論に照らして」（1968年）、『大塚久雄著作集』第9巻、岩波書店、1969年、481頁。

³ 同上、482頁。

⁴ 恒木健太郎『「思想」としての大塚史学——戦後啓蒙と日本現代史』新泉社、2013年、とくに第Ⅲ章と第Ⅴ章を参照のこと。

⁵ 大塚久雄『株式会社発生史論』（1938年）、『大塚久雄著作集』第1巻、1969年。

⁶ 典型は、高橋精之「株式会社の研究（1）——大塚久雄氏の株式会社論」、『社会労働研究』（法政大学）18号、1964年、113頁。

⁷ 大塚久雄『『株式会社発生史論』再版序』（1946年）、『大塚久雄著作集』第1巻、8頁。

⁸ 大塚『株式会社発生史論』、『大塚久雄著作集』第1巻、500-501頁。

⁹ 同上、151頁。

¹⁰ 同上、510-514頁。この特許状以前の名誉革命直後に主張された投票権の制限は、以下のようなものだったと大塚は指摘する。かれによれば、500ポンドで1票、4000ポンドで2票、それ以上は2000ポンドごとに1票とする、というものである（同上、512頁）。

¹¹ 同上、501頁。

¹² 大塚久雄「私はいかにして研究対象を捉えたか」（1967年）、『大塚久雄著作集』第9巻、397頁。恒木『「思想」としての大塚史学』、275頁も参照。

¹³ Sombart, Werner. *Der Bourgeois. Zur Geistesgeschichte des modernen Wirtschaftsmenschen*, München, 1913, S. 320-321. 金森誠也訳『ブルジョワ——近代経済人の精神史』中央公論新社、1990年、330頁。

¹⁴ *ibid.*, S. 321. 同上、331頁。

¹⁵ 大塚久雄「後記」、『大塚久雄著作集』第1巻、岩波書店、1969年、524頁。

¹⁶ 晴山英夫「わが国における株式会社支配論の展開——戦前期」（上）、『北九州大学商経論集』16巻3-4号、1981年、169-196頁。晴山英夫「わが国における株式会社支配論の展開——戦前期」（下）、『北九州大学商経論集』17巻2-3号、1982年、159-217頁。中野敏男『大塚久雄と丸山眞男——動員・主体・戦争責任』青土社、2001年、45頁。浅井良夫『戦後改革と民主主義——経済復興から高度成長へ』吉川弘文館、2001年、129-131頁。柳澤治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店、2008年、とくに第Ⅱ章。なお、これとの関連で以下も参照。恒木健太郎「「所有と経営の分離」にかんする二大潮流——大塚久雄『株式会社発生史論』とのかかわりで」、『社会システム研究』9号、2006年、27-40頁。

¹⁷ 恒木『「思想」としての大塚史学』、215-216頁、228-232頁。

- ¹⁸ Sombart, *Der Bourgeois*, S. 333-334. 金森 訳、345 頁。
¹⁹ 恒木『「思想」としての大塚史学』、165-173 頁、および第Ⅱ章。
²⁰ 大塚『株式会社発生史論』、『大塚久雄著作集』第 1 巻、389-391 頁。
²¹ 同上、410-414 頁。
²² 同上、415-417 頁。
²³ 大塚久雄「ウィルヘルム・ウセリンクスの眼に映じた東インド貿易」(1939 年)、『大塚久雄著作集』第 3 巻、岩波書店、1969 年、235 頁、237 頁、246 頁。
²⁴ 同上、230 頁。
²⁵ 大塚久雄「新興工業としての化学工業」、『立教経済学研究』第 1 巻第 1 号、1938 年、87-112 頁。なお、本号の総目次は以下のとおり。

統制経済 特輯

創刊の辞

田邊忠男

「統制経済特輯号」のための序文

田邊忠男

わが国現下の統制政策——聴論

大河内一男

我国に於ける鐵鋼業統制の諸問題

大塚久雄

新興工業としての化学工業

鍋島達

事變下に於ける中小商業

上坂西三

我国に於ける貿易統制政策の外観

田中精一

公債消化論

山下英夫

事變下に於ける労働状態と労働統制

松下正壽

統制経済と行政改革

小川榮三

国防政策と宣傳

統制経済＝戦時経済 文献

なお、本資料の閲覧に際して、塩川舞氏（東京大学大学院経済学研究科博士後期課程）の助力を仰いだ。

- ²⁶ 大塚久雄「新興工業としての化学工業」(1938 年)、『大塚久雄著作集』第 6 巻、岩波書店、1969 年、279-281 頁。したがって、本著作集が 1939 年の論文としているのは、誤りである。
²⁷ 同上、288-289 頁。
²⁸ 同上、284 頁。
²⁹ 同上、273 頁。
³⁰ 同上、284-285 頁。
³¹ 中野『大塚久雄と丸山眞男』、44-48 頁。
³² 梅津順一「書評：『大塚久雄と丸山眞男——動員、主体、戦争責任』（中野敏男著、青土社、2002 年）」、170 頁。
³³ 中野『大塚久雄と丸山眞男』、43 頁。
³⁴ 例えば、恒木『「思想」としての大塚史学』、397 頁を参照。

戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」③

—青森県選出の国会議員像—

藤本 一美

<総目次>

- I、戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」①
(『専修法学論集』第 127 号)
- II、戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」②
(『専修法学論集』第 128 号)
- III、戦後青森県の「保守勢力」と「革新勢力」③
 - 第 1 章、田澤吉郎と津川武一
 - 1、はじめに
 - 2、田澤吉郎
 - ① 出生・経歴
 - ② 県会議員・衆議院議員
 - ③ 農林大臣・防衛庁長官・国土庁長官
 - ④ 政治家「田澤吉郎」
 - 3、津川武一
 - ① 出生・経歴
 - ② 県会議員・衆議院議員
 - ③ 医師、文学者としての津川
 - ④ 政治家「津川武一」
 - 4、おわりに

<注>

*参考文献

第 2 章、熊谷義雄と島口重次郎

- 1、はじめに
- 2、熊谷義雄
 - ① 出生・経歴
 - ② 水産・漁業界の「天皇」
 - ③ 衆議院議員
 - ④ 政治家「熊谷義雄」
- 3、島口重次郎
 - ① 出生・経歴
 - ② 県会議員
 - ③ 衆議院議員
 - ④ 政治家「島口重次郎」

4、おわりに

(注)

*参考文献

第 1 章、田澤吉郎と津川武一

1、はじめに

田澤吉郎は、戦後青森県の保守政治家を代表する一人である。田澤は 1918 年 1 月 1 日、青森県南津軽郡田舎館村の諏訪堂に生まれた。東奥義塾中・東奥義塾高校を経て、早稲田大学の政治経済学部を卒業した。田澤は、津島文治・元青森県知事の娘婿であり、1947 年、29 歳の若さで青森県議会議員に初当選、これを三期務め、39 歳で県会議長に就任した。

1960 年には、「津軽のケネディ」を名乗って衆議院議員・総選挙に青森旧第二区から立候補して初当選、以来 12 回連続当選を果たした。この間、衆議院・議院運営委員長、自民党国会対策委員長、国土庁長官、農林水産大臣、および防衛庁長官などを歴任している。

田澤は、自民党内では宏池会(池田勇人→前尾繁三郎→大平正芳→鈴木善幸→宮澤喜一派)に属し、1992 年には、宮沢派(宏池会)の会長代行を務めている。1996 年の衆議院・総選挙で、年齢などを理由に比例代表東北ブロックに回され、当選不可能な下位に登載され落選、これを機に政界を引退した。

田澤は、衆議院議員時代、「田澤一竹内」という県政界の一方の雄として君臨するなど、大きな影響力を行使した。また政治活動のかたわら、教育面にも貢献、東奥義塾理事長、弘前学院大学長に就任している。2001 年 12 月 12 日、食道癌のため弘前大学医学部附属病院で死去、

享年 83 歳であった¹。

これに対して、津川武一は、戦後青森県の革新勢力を代表する政治家の一人である。津川は 1910 年 8 月 2 日、南津軽郡五郷村（浪岡町）で出生、小作人の子供として育った。旧弘前中学校を経て、旧制弘前高等学校に進む。1930 年、東京帝国大学医学部に進学、在学中に日本共産党に入党、治安維持法違反の容疑で逮捕、起訴された。大学から退学処分を受けたものの、「転向」を表明して執行猶予付きの有罪判決を受けた。その後大学へ復帰、医学部を無事に卒業した。

津川は敗戦後、郷里の青森県に舞い戻り、共産党の再建活動に参加した。党の活動とともに、地域医療の充実にも尽力、医療生協の運動を進展させ、健生会病院院長も務めている。また 1960 年代初頭、ポリオの生ワクチン輸入の時には、先頭にたって活動した。

津川は小説も執筆する「文人」として知られており、1955 年には、小説『農婦』が読売新聞小説賞佳作入賞、『過剰兵』がサンデー毎日本衆文芸賞に入選した。津川は、日本民主主義文学同盟の弘前支部の中軸として後進を育て、故郷の先人・葛西善蔵の顕彰に尽力している。

津川は 1963 年県議会選挙に出馬・当選、これを 2 期務めた。また 2 期目の途中の 1969 年、衆議院・総選挙に青森旧第二区から立候補・当選した。東北地方の最初の日本共産党の衆議院議員として、1986 年に引退するまで通算 5 期衆議院議員を務めあげ、りんご産業振興、農林水産の分野で活躍した。1988 年 9 月 4 日死去。享年、78 歳であった²。

本章の目的は、第一に、戦後青森県の保守勢力を代表する政治家の一人で、いわゆる「田一竹時代」の一翼になった田澤吉郎（自民党）を取り上げる。第二に、戦後青森県の革新勢力を代表する政治家の一人として津川武一（共産

党）を取り上げる。“保守勢力”と“革新勢力”とが鋭く拮抗する中で、180 度立場の異なる政治家がどのような政治活動を行い、党の勢力拡大のために尽力したのかを検討する。

2、田澤吉郎

① 出生・経歴



（1918 年 1 月 1 日～2001 年 12 月 12 日）

既に述べたように、田澤吉郎は 1918 年 1 月 1 日、豪農で村の指導者であった田澤周助となほの 11 男として、青森県南津軽郡の田舎館村諏訪堂に生まれた。1931 年、父の母校であった東奥義塾中学・高校を経て、1940 年、早稲田大学の政経学部政治学科に入学した。戦争の激化に伴う学徒動員で大学は、1943 年に繰り上げ卒業している。そこで郷里に戻り、父の意思を継いで農業を始めた。軍に応召されたものの、前線に赴くことがないまま終戦、除隊して故郷に帰った³。

田澤は戦後の 1947 年、県会議員選挙に出馬して当選、これを 3 期務め、1957 年、39 歳の若さで県会議長に就任した。1960 年の衆議院・総選挙では、青森旧第二区から出馬して当選、以後 11 回連続当選した。この間、国土庁長官、防衛庁長官、農林水産大臣、首相臨時代理を務めた。自民党内では、池田勇人・元首相の宏池会に所属、後に派閥を継承した。

政界引退のきっかけは、1996 年 10 月の衆議

(年表)

- ・ 1918 年 1 月 1 日 青森県、南津軽郡田舎館村諏訪堂に生まれる。
- ・ 1937 年 3 月 東奥義塾高校を卒業。
- ・ 1943 年 9 月 早稲田大学政経学部政治学科を繰り上げ卒業。
- ・ 1943 年 10 月 24 日 金木町津島文治の娘陽と結婚。
- ・ 1946 年 10 月 村の青年団長に就任
- ・ 1947 年 4 月 30 日 県会議員選挙に出馬・トップ当選。
- ・ 1951 年 4 月 30 日 県会議員選挙に出馬・第 5 位で当選。
- ・ 1955 年 4 月 30 日 県会議員選挙に出馬・トップ当選。
- ・ 1957 年 12 月 17 日 県会議長に選出。
- ・ 1960 年 11 月 20 日 衆議院総選挙に自民党から第二区に出馬・トップ当選。
- ・ 1963 年 11 月 21 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1966 年 8 月 郵政政務次官に就任。
- ・ 1967 年 1 月 29 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1967 年 5 月 自民党県連会長に就任。
- ・ 1969 年 12 月 27 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1972 年 12 月 18 日 衆議院議員運営委員会委員長に就任。
- ・ 1975 年 11 月 弘前中央学院大学理事長に就任
- ・ 1976 年 12 月 5 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1976 年 12 月 24 日 国土庁長官に就任。
- ・ 1986 年 10 月 7 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1980 年 6 月 22 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1980 年 7 月 自民党国会対策委員長に就任。
- ・ 1981 年 11 月 30 日 農林大臣に就任。
- ・ 1983 年 3 月 東奥義塾の理事長に就任
- ・ 1983 年 12 月 18 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1984 年 12 月 『私は今の農林水産行政をこう見る』（創造書房）出版。
- ・ 1986 年 4 月 弘前中央学院大学学長に就任。
- ・ 1986 年 7 月 6 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1988 年 8 月 24 日 防衛庁長官に就任
- ・ 1990 年 2 月 18 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1993 年 7 月 18 日 衆議院総選挙に出馬・当選。
- ・ 1996 年 10 月 20 日 衆議院総選挙に出馬・落選。
- ・ 1997 年 4 月 21 日 政界引退を表明。
- ・ 2001 年 12 月 12 日 弘前大学病院で死去、享年 83 歳。

出典：「田澤吉郎略年表」『田澤吉郎伝』（弘前学院大学出版会、2005 年）、389-416 頁。

院・総選挙である。竹内黎一とともに、比例代表東北ブロックに回され、名簿順位 16 位となり、落選したのだ⁴。翌 1997 年、政界を引退した。引退後は、弘前学院大学の理事長・学長に就任するなど、学校教育に専念した。1997、国政に対する長年の功績で、勲一等旭日大勲章を受け、2001 年 12 月 12 日に死去した。

田澤は、青森旧第二区選出の衆議院議員である竹内黎一とともに、長らく津軽の二大派閥の領袖として君臨、県政界に大きな歴史を刻んだ。

国会審議でも大きな手腕を発揮して要職をこなし、一時は首相候補にも上ったほどである。政界引退後も、「政治は命をかけて取り組むべき仕事」である認識、自民党「党人派」として重きをなした⁵。

② 県会議員・衆議院議員

田澤吉郎は 1947 年、戦後第 1 回の県議選に南郡から民主党公認で出馬、5,984 票を獲得、トップ当選を果たした。時に田澤 29 歳、義父である津島文治の知事就任が、田澤の県議選で

の追い風になった。実際、「津島知事は、公務の合間を縫っては南郡に顔を出し、娘婿の応援演説に立ってくれた」、のである⁶。以後田澤は、三期12年間県会議員を務め、この間、議長に就任した。

1957年12月17日に招集された県議会定例会では、議長選任問題が正式日程に上り、20日、大島勇太郎議長の辞任を承認、正副議長選挙に移り、若干39歳の田澤吉郎が議長に選出された。県議三期のなかで、最も若い田澤に落ち着いたのは、「他の三年生議員の誰を選んでもしこりが残る。当たりさわりのない田澤に押しつけた」ともいわれるが、田澤は陰の存在であったとはいえ、党内の実力者であることは疑いなく、今までも多くの問題のまとめ役をやってきた」のが評価されたのである⁷。

県議会議長時代の田澤には、二つの政治的課題が生じている。一つは、1959年1月14日、自民党県連大会が開催、田澤は幹事長に選出された。だが、幹事長の田澤は現職の県会議長であり、超党派的性格を有する議長職との兼任が妥当か否か問題となり、結局、田澤は幹事長を辞任した。

他の一つは、1958年11月の県議会で、田澤議長不信任決議案が野党から提出されことである。県庁舎工事の請負契約問題などがこじれて、自民党内が分裂、議会は混迷、会議を統制する議長の不手際が問われた。不信任決議案は起立少数で否決されたものの、田澤議長にとっては苦い思い出となった⁸。

田澤は県議選を見送って、衆議院選への準備をしていた。1960年11月25日の衆議院・総選挙に、青森旧第二区から自民党の“準公認”で出馬した。田澤は5万3,909票を獲得、トップで初当選を勝ち取った。「東北のケネディ」を謳った田澤は、この時42歳、若さを発揮して、最高得票という快挙を演じて話題を呼んだ⁹。

ただ、田澤の衆議院初当選は、“津島のムコ”、前県会議長、および池田勇人首相のバックという要素がミックスして有利に展開した結果だった、といわれている¹⁰。実際、選挙戦のなかばに、池田首相が自民党県連定期大会に出席のため来青、弘前中央高校で演説して、田澤を支援した。池田は42歳の田澤に期待をかけ、派閥の資金で応援してくれたのである。義父の津島文治が娘ムコのために手を差し伸べて、手をまわしたのだ。当選した田澤は、義父と同じ「宏池会」に属した¹¹。

田澤吉郎は池田首相の薫陶を受け、若くして国政に活動の場を見出し、衆議院議員として、1996年まで一度も落選することなく12回も連続当選、派閥宏池会を継承、宮沢派の会長代行も務めた。その間に、衆議院議院運営委員長、自民党国会対策委員長として国会の舞台回しの場で力量を発揮した。

田澤は、青森県選出議員の中で、当時、4回の大任経験者としては唯一人（その後、大森理森が4回、大臣を経験）であった。田澤は、1976年、第一次福田内閣の下で国土庁長官、1981年、鈴木善幸内閣の下で、農林大臣、1988年、第一次竹下登内閣の下では、二度防衛庁長官を務めた。なお、1989年、外遊する竹下首相に代わり、首相臨時代理もこなしている¹²。

③ 農林大臣・防衛庁長官・国土庁長官

まず、農林大臣として、田澤吉郎は米価決定方式の抜本的変更を試み、米偏重農政の転機を切り開いた。実際、1982年7月13日、米価審議会が開催、政府諮問が示されたものの、生産者側は据え置き諮問を不満だとして、辞表を提出して退場した。この時、米審は残りの委員で意見を取りまとめ、7月15日、田澤農林大臣に手渡した。田澤は幹事長、党三役、および関係官僚と折衝を重ね、米価の1.1%アップを決め

た¹³。農林大臣として、農政の筋を通したのだ。

次に、竹下内閣の下では、1988年、潜水艦「なだしお」事故で前防衛長官が引責辞任、この時、田澤は“火の中のクリ”を拾う形で防衛庁長官に就任、続く同年の竹下改造内閣でも、防衛庁長官として重責を担い、事故問題の解決に尽力した。

また田澤は、国土庁長官として、第一に、第三次全国総合開発計画を策定した。三全総は、我が国の経済社会の発展に大きく寄与した。第二に、災害対策である。北海道の火山噴火、地元岩木川の氾濫など、各地で災害が発生、田澤大臣はその全てにおいて陣頭指揮を執り、住民生活の安定に努めた¹⁴。

④ 政治家「田澤吉郎」

既述のように田澤吉郎は、1947年県会議員として政界に登場、1996年に衆議院議員生活を終えるまで約50年間、自民党の重鎮として一時代を画した政治家であって、県政、国政さらに晩年は県教育界でも大きな功績を残した¹⁵。

田澤は「津軽」という政争の激しい風土の中で、同じ自民党の竹内黎一との間で、いわゆる「田澤—竹内」二大派閥の一翼を担い、首長選挙は代理戦争の様相を呈し、現在でも語り継がれているほどだ。もう一方の派閥の領袖であった竹内黎一は、田澤のことを「個人的には非常に親しくさせていただいた」と言い、田澤の政治家像を「天性の大衆性を持っていた」と評価している。一方、長く県知事を務めた、北村正弢は「田澤さんは人に対して丁寧、誠実であり、竹内派である知事の私にも派閥色、対決色で意識的な態度をとることはなかった」、と語っている¹⁶。

田澤は、おおらかな風貌の反面、「政治は命がけの仕事である」を信条に骨太の大道を歩んだ、戦後本県を代表する保守政治家の一人であった。同じ派閥であった宮沢喜一・元首相は、

「政治家」田澤を次のように評している。

「田澤さんは、情誼に厚く人の話をよく聞く人で、自分はどちらかといえば寡黙でした。ですから同士の間でも大事にされ、国会では野党からも深い信頼を受けていました。衆議院の議院運営委員長を三回もやられたのは与野党の信頼がいかに深かったかがわかります。もちろん農政に詳しく農林大臣もやられたし、国土庁長官の時には津軽の豪雨で大活躍されました。自衛隊の潜水艦“なだしお”が事故を起こした後は田澤さんが防衛庁長官として遺族の慰問や隊員の士気の向上など大きな仕事をされました。弘前学院（大学）の理事長や学長をしておられました。宏池会でも長老として私も随分助けていただきました¹⁷。

田澤の趣味は俳句である、という。早稲田大学時代は俳句研究会のメンバーで、「田澤いなほ」の俳号で俳句をたしなみ、農林大臣時代には、会う人ごとに最近作と称して、「根性と書き初めて男子盛なり」と、自分の俳句を披露している¹⁸。

3、津川武一

① 出生・経歴



(1910年8月2日～1988年9月8日)

津川武一は、民主医療の先駆者として知られており、東北で初めての日本共産党・衆議院議員、および文学者として、広範な分野で優れた

＜年表＞

- ・ 1910 年 8 月 2 日 南津軽郡五郷村（現青森市浪岡）に生まれる。
- ・ 1923 年 4 月 旧制弘前中学に入学。
- ・ 1927 年 4 月 旧制弘前高校に入学。
- ・ 1930 年 4 月 東京帝国大学医学部に入学。
- ・ 1931 年 治安維持法違反で検挙。
- ・ 1932 年 日本共産党に入党、治安維持法違反で検挙。
- ・ 1933 年 12 月 東京帝国大学医学部退学処分。
- ・ 1935 年 1 月 青森歩兵第 5 連隊に入隊。
- ・ 1937 年 東京帝国大学医学部復学。
- ・ 1939 年 3 月 東京帝国大学医学部卒業。
- ・ 1945 年 8 月 弘前陸軍病院で終戦。
- ・ 1946 年 1 月 日本共産党青森地方委員会開催、委員長に就任。
- ・ 1947 年 弘前市に津川診療所を開設。
- ・ 1949 年 弘前文学会結成に参加。
- ・ 1950 年 9 月 村上ショウと結婚。
- ・ 1952 年 津軽保健共同組合・健生医院設立。
- ・ 1955 年 『農婦』読売新聞小説佳作入選。『過剰兵』サンデー毎日大衆部芸賞入選。
- ・ 1963 年 4 月 青森県議員に当選。
- ・ 1966 年 4 月 青森県議員に再選。
- ・ 1969 年 12 月 衆議院議員に当選。
- ・ 1972 年 12 月 衆議院議員に再選。
- ・ 1976 年 12 月 衆議院議員に三選。
- ・ 1979 年 10 月 衆議院議員に四選。
- ・ 1980 年 6 月 衆議院議員で落選（次点）。
- ・ 1983 年 12 月 衆議院議員に五選。
- ・ 1986 年 7 月 衆議院議員で落選（次点）。
- ・ 1988 年 9 月 4 日 死去、享年 78 歳。

出典：「年譜」阿部誠也『アルバム 津川武一の軌跡』（北方新社、2002 年）、119～122 頁。

な業績を残した。その活動と業績は、現在でも、光り輝いている¹⁹。

既述のように、津川は 1910 年、貧しい農家に生まれた。1923 年、旧制弘前中学校へ進学、旧制弘前高校を経て、1939 年、東京帝大医学部を卒業した。大学時代に社会の矛盾にめざめ、1932 年には、日本共産青年同盟に加入、日本共産党へ入党する。中国への侵略戦争に反対し、治安維持法違反で 2 年間（1932 ～ 34 年）獄中生活を送った。その後、兵役もこなしている。

戦後の 1945 年、津川は、いち早く青森県の共産党を再建、翌年から県委員長を務め、労働、農民運動を指導した。1947 年には、弘前市に津川診療所を開設、それを母体に、1952 年、

津軽保健生活協同組合・健生病院を創設した²⁰。

津川は 1963 年、青森県議員に当選、これを二期務めた。また 1969 年には、衆議院・総選挙に青森旧第二区から出馬、東北初の日本共産党の衆議院議員として当選、津軽に革新勢力の灯をともした。衆議院議員は都合五期 13 年務めあげ、津軽の革新勢力の代表として国政の場で活動した。

その一方で、津川は 1955 年、読売新聞小説賞佳作入選した「農婦」で文壇に登場している。『弘前文学』や『弘前民主文学』を中心に、小説、評論、ルポなどを発表、著作は単行本だけで五十数冊におよぶ。1981 年、長年の創作、後進育成の活動が評価され、第二回青森県文芸

協会賞を受賞²¹、だが1988年、すい臓癌のため健生病院で死去、享年78歳であった。

以上で紹介したように、津川の全生涯的業績ともいべき三つの分野における仕事は、渾然一体となって結合、その根底に流れているのは「ヒューマニズムと社会革新」の思想と精神に他ならない²²。

② 県会議員・衆議院議員

津川武一は1953年7月、日本共産党から除名処分を受けている。しかし、1962年、除名処分が取り消された。9年前の除名処分は党の誤りであった、という条件が付されていた²³。

除名処分が取り消され、日本共産党員として名誉を回復した津川は、共産党青森県委員会から県議会議員選挙への立候補を要請される。津川は、復党したからには、党の要請に応えるべきだと考え、その申し出を応諾、県議会議員に打ってでることになった。

1963年4月17日に実施された県議会選において、津川は定員6人の弘前市・中津軽郡から出馬、6,634票を獲得、最下位で当選を果たした。時に津川53歳。その後、1966年の県議選にも出馬して当選、県議を二期務めた。

津川は県会議員時代に議会での発言で、懲罰処分を受けている。1966年6月22日、津川は一般質問の中で、大鰐町の某旅館が売春を強要しているとして、旅館名と個人名を挙げた。これに対して、自民党は津川議員の懲罰動議を提出、戒告処分にした。しかし、津川は議会を欠席、処分は次期議会で執行することになった。だが、津川は第58臨時会でも懲罰に応じなかったもので、さらに懲罰が提出され、議会出席2日間の停止処分を受けた²⁴。

1969年12月2日、津川は県議会議員を辞職、衆議院・総選挙に日本共産党公認で青森旧第二区から出馬、定数3名に対して9人が立候補していた。投票の結果、第二区では、自民党の田

澤吉郎（6万0,487票）、共産党の津川武一（4万7,590票）、自民党の竹内黎一（4万5,292票）が当選、共産党が初めて衆議院議員の議席を手にした²⁵。

選挙戦では、津川は県会議員としての実績を基礎に、自分が経営する健生病院関係者を丹念に追う浸透作戦が功奏した。また、津川は単に医師としてばかりでなく、小説を執筆する文人としても有名で、津川の「個人的魅力」が多くの有権者を引きつけたのだ²⁶。

その後も、津川は衆議院・総選挙に出馬、四回連続して当選した。だが、1980年の総選挙では落選、1980年12月の衆議院・総選挙で一度カムバックしたものの、1986年7月の同日選でまたも敗退、1987年、政界からの引退を正式に表明した。国会では衆議院農林水産委員会に所属、理事を務め、また災害対策特別委員として、本県の災害復興に大きく寄与した²⁷。

③ 医師、文学者としての津川

津川武一は戦後間もなく、1947年6月、弘前市代官町に津川診療所を開設、津軽地域での診療活動を本格的に開始した。職員は医師の津川と看護婦2名からのスタートで、診療所の開設費に4万円がかかった。運営資金が不足していたので、注射器や注射針の消毒をブリキ缶の中に水を入れて炭火の上で沸騰させて使用した、という。午前は診療、午後は往診、そして夜は農村部に出かけ、医療活動を行い、昼夜を問わず働いた。津川は「医療を民衆の手に」の願いを込めて医師として実践活動を続けたのだ。

津川はこの診療所を拠点に、医療を受けることのできない労働者や農民の中に入っていった。津川診療所は、戦後民主主義の高揚と、療原の火のように広がっていた労働者、農民の組合創設運動と結びついて、それらの砦のような役割を果たした、という²⁸。

その後、津川は1952年、津軽保健生活協同

組合を組織、会長として事業に目を通し、月一回の理事会にも必ず出席した。また、健生病院院長として地域医療の向上・充実に貢献した。今からおよそ半世紀前に、津軽の地に医療の生活協同組合をスタートさせたのが、津川に他ならない。

津川は、わが国の民衆の医療運動という視点から「医療組合」の果たした役割について、その意義を正確に把握していた。それと同時に問題点も掘り下げていた。津川は医師として、「無産者診療」運動と「医療組合」運動の二つの潮流を受け継ぎ発展させ「医療を民衆の手に」のスローガンを掲げて、津軽保健生協組合を設立した、のである。

津川はこの津軽保健生協組合を土台に、1968年、弘前市に健生病院を立てた。現在、同病院は、鉄筋五階建てで、病床は345床、近代施設を有し、県内随一の民間病院として発展、津軽一帯の働く人びとの医療機関として活動している²⁹。

既述のように、津川はまた優れた作家としても知られ、文筆活動でも大きな足跡を残している。1954年に弘前文学会を組織、サンデー毎日小説賞入選、読売新聞小説賞佳作を得た。主な著作に『酒の12章』『農婦』『医療を民衆の手に』『癩癩の歌人 藤原定家』『天皇は今何を考えますか』などがある。また『津川武一日記』全10巻は貴重な現代史の資料である³⁰。

④ 政治家「津川武一」

津川武一が衆議院・総選挙に出馬したのは、かなり早い時期で、戦後第1回目の1946年4月の総選挙に既に打ってでている。この時は、全県が一選挙区で大選挙区時代であった。津川は共産党公認で立候補、1万0,409票を獲得したものの、次点第17位で落選した。津川37歳の時で、職業は「医師」と記載している³¹。

津川の衆議院議員初当選は1969年である。

途中で県議会議員の時代があるものの、永田町に至るには長いブランクがあった。23年目の正直で、本県選挙史上はもちろんのこと、東北でも初の共産党による議席獲得の記録を打ち立てた。そして、この時以来、旧第二区では、自民党の田澤吉郎、同じく自民党の竹内黎一と並んで四期連続で議席を堅持し、いわゆる「三T時代」を築き、同選挙区は“指定席”だと称された。

津川は1980年の衆議院・総選挙で、後に知事になる木村守男に敗れた。だが、1983年の総選挙で返り咲き、これが最後の当選で都合五期、衆議院議員を務めあげた。津川の政治家としての魅力は、何よりも「温容の中に秘めた闘志とそのスマイルにあった」、といわれる³²。

衆議院・総選挙で、激しく競った竹内黎一は、津川について、次のように述べている。「思想が一人の人間を動かすということがあるが、(津川氏は)その典型の一人であったと思う。思想もさることながら、一生を貫いた理念、熱源は貧しい人、弱い人、虐げられた人たちのために全身全霊を傾けたというヒューマニズムだろう」³³。

1963年、県議員に当選して政界入りし、1987年衆議院議員を引退宣言するまで25年間、津川は津軽の大衆と共に歩む政治姿勢を貫いた、といってよい。ことに、農業問題では、悩む農家をまわり、足で知った現状を国会の本会議の場で追及、その改善方を求めるなど、国会内では、「農業大臣」の異名さえいただくほど研究熱心であった。また、米価問題など県農業関係者が抱える難問を背負い、国会で質問し政府の姿勢を質した。

さらに津川は、本県労働者の課題である「出稼ぎ問題」にも積極的に取り組んだ。実際、1970年、東京の荒川の高架橋崩壊事故では、本県出身者の多数が犠牲となった。この時、津

川は国と折衝、補償金を勝ちとっている。津川は、「県民のための国会議員」として大きな功績を残したのだ³⁴。

4、おわりに

本章で取り上げた、田澤吉郎と津川武一は、政治家としてほぼ同時代を歩んだ。ただし、前者は保守勢力の代表として、後者は革新勢力の代表としてである。田澤と津川はともに、戦前最高学府＝大学で学び、戦後政界入りし、県会議員、そして衆議院議員として、政治の世界で活躍した。

田澤と津川は、青森旧第二区選出の衆議院議員として、総選挙で何度もしのぎを削って闘っている。そうした状況の中で、田澤は通算11回、津川は通算5回衆議院・総選挙で勝利し、県政、国政の場で各々の立場から活動、本県を代表する政治家として君臨した。

最後に、政治家としての田澤と津川の対応について、若干厳しい疑問点を提示しておこう。田澤の場合、気になるのは、一つは県会議員、衆議院議員に出馬・当選する際、岳父・津島文治・知事の助力を得ていることだ。とりわけ、衆議院議員初出馬の時は、津島の尽力で、自民党から強引に「準公認」のお墨付きを得ている³⁵。二つ目は、1996年の総選挙の際、田澤は竹内とともに、落選した時の対応である。田澤は記者団に「私が悪いんじゃない。党が悪いんだ」と述べ、「私は竹内君と二人で自民党を支えてきた。名簿順位はトップか、悪くても三番以内と自負していた。選挙で負けたという気持ちより、党に対する怒りの方が強い」と、党批判を繰り返した。しかしこの時、田澤は既に78歳の高齢に達しており、政界を引退しても何ら不思議でなかった。実際、この時の総選挙で当選した自民党新人の江渡聡徳は41歳、木村太郎に至っては31歳の若さで、“世代交代の流れ”

は避けられなかった³⁶

一方、津川の場合は、りっぱな人物であって、その言動に文句のつけようがない。あえて一つだけ、疑問を提示しておきたい。それは、津川が1953年7月31日、日本共産党から除名処分を受けたことである。確かに、1962年6月26日、除名処分が取り消され、9年前の除名処分は党の誤りであった、という条件が付されていた。

しかし、戦後青森県において共産党組織の再建に尽力したのは、津川であり、大沢久明や大塚英五郎と異なり、終始一貫して共産党員であったのは津川だけだ。これらの点を津川と共産党本部はいかに総括しているのであろうか。この除名と除名の取り消しの背景について、『津川武一日記』を拝見しても明確に触れているとはいいがたい。党の路線をめぐる対立の違いが表面化したのであろう。ただ津川は、1962年12月31日付きの日記で、次のようにこの年を振り返っている。

「何としても共産党に復帰したことである。これは予想していたことであるが、しかし、よもや県議会の候補者にされるとは思っても見なかった。・・・共産党に入ったために、幾らか人間的に強くなったかも知れないが、誰をにくみ、誰を愛すべきについては不十分である」³⁷。

津川武一の最も偉大なところは、いわば三つの顔を有していたことである。それは、「医師として、政治家として、また作家として」である³⁸。

<注>

- (1) 福士壽一「田澤吉郎」『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、404-405頁。
- (2) 福士壽一「津川武一」同上、『青森県人名事典』、436-437頁。
- (3) 『田澤吉郎伝』〔弘前学院大学出版会、2005年〕、18頁。
- (4) 「故田澤吉郎を悼む―“天性の大衆性”持

- つ』『東奥日報』2001年12月13日。
- (5) 「田澤吉郎氏が死去」『陸奥新報』2001年12月13日。
- (6) 前掲書、『田澤吉郎伝』、26頁。
- (7) 『陸奥新報』1957年12月20日。
- (8) 『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、604頁～605頁、711～712頁、前掲書、『田澤吉郎伝』、53頁。
- (9) 藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、99～100、101～102頁。
- (10) 『東奥年鑑 昭和36年版』〔東奥日報社、1961年〕、46頁。
- (11) 前掲書、『田澤吉郎伝』、61、64～65、67頁。
- (12) 前掲書、「故田澤吉郎氏を悼む」『東奥日報』2001年12月13日。
- (13) 前掲書、『田澤吉郎伝』、222～223頁。
- (14) 同上、217～218頁。
- (15) 前掲書「故田澤吉郎を偲ぶ」『東奥日報』2001年12月13日。
- (16) 同上。
- (17) 前掲書、『田澤吉郎伝』、212～213頁。
- (18) 前掲書「故田澤吉郎氏を悼む」『東奥日報』2001年12月13日、前掲書『田澤吉郎伝』、307～309頁。
- (19) 阿部誠也『アルバム 津川武一の軌跡』〔北方新社、2002年〕、1頁。
- (20) 同上。
- (21) 同上。
- (22) 同上、2頁、www.plib.pref.aomori.lg.jp/top/museum/tsgawa_takeichi.html
- (23) 同上、89頁、120頁。
- (24) 『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』、1262頁、『東奥年鑑 昭和42年版』〔東奥日報社、1967年〕、136頁。
- (25) 前掲書、藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』、150頁。
- (26) 『東奥日報』1969年12月28日。総選挙で津川と戦い、第三位に終わった竹内黎一は次のように述べている。「津川さんの地道な医療活動を通じて、住民と触れ合う中で、彼の個人的な人気が高まっていった。決して共産党という政党が強いわけではなくて彼個人の人気が強かった」(木村良一・馬渡剛「保守王国・青森県の政治」『青森中央学院大学・研究紀要』第17号〔2011年〕、16頁)。
- (27) 「津川武一氏が死去」『東奥日報』1988年9月5日。
- (28) blogs.yahoo.co.jp/kenkan2319/63457371.html
- (29) 津川武一『増補改訂 医療を民衆の手に』〔民衆社、1977年〕、20～22頁。
- (30) 前掲書「津川武一氏死去」『東奥日報』1988年9月5日。
- (31) 木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社、1989年〕、19頁。
- (32) 松岡孝一『一地方記者の記録—東奥日報とともに半世紀—』〔東奥日報社、2000年〕、288～289頁。
- (33) 前掲書「津川武一氏死去」『東奥日報』1988年9月5日。
- (34) 「津川前代議士が死去」『陸奥新報』1988年9月5日。
- (35) 前掲書、木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』、121頁、藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』、473頁。
- (36) 「社説：21世紀に託した世代交代」『東奥日報』1996年10月21日。
- (37) 『津川武一日記 第1巻』〔北方新社、1992年〕、475頁、卓見の限りでは津川武一日記の、1953年7月には除名に関する明確な記述が見当たらない。ただ、阿部誠也は「私は不法不当にも除名された。私の妻は泣きわめいて党を非難し、党に対して感情的になった。しかし私は党を愛し党を信じ、日本の革命に希望をつないでいたので、党を裏切ったり、反党的な言説には出なかった」、と日記を引用している(阿部誠也『評伝 津川武一』〔北方新社、2005年〕、136頁、ただ、阿部誠也の『アルバム 津川武一の軌跡』には、この引用はない)。なお、1962年2月11日付けの、津川日記には「昭四郎の酒の席での発言をめぐり、ショウ(妻)は共産党の人たちに、除名について彼女が感じていたことをくわしく話す」、との記述がある(前掲書、『津川武一日記 第1巻』、429頁)。
- (38) 福沢永太郎「津川武一論」『弘前民主文学』第64号参照。

*参考文献

- ・『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕
- ・『田澤吉郎伝』〔弘前学院大学出版会、2005年〕
- ・「故田澤吉郎を悼む—天性の大衆性—」『東奥日報』2001年12月13日。

- ・「田澤吉郎氏が死去」『陸奥新報』2001年12月13日。
- ・『陸奥新報』1957年12月20日。
- ・『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕。
- ・藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕。
- ・『東奥年鑑 昭和36年版』〔東奥日報社、1961年〕。
- ・阿部誠也『アルバム 津川武一の軌跡』〔北方新社、2002年〕。
- ・『青森県議会史 自昭和38年～至昭和41年』。（青森県議会、1983年）
- ・『東奥年鑑 昭和42年版』〔東奥日報社、1967年〕。
- ・木村良一・馬渡剛「保守王国・青森県の政治」『青森中央学院大学・研究紀要』第17号（2011年）。
- ・『東奥日報』1969年12月28日。
- ・「津川武一氏が死去」『東奥日報』1988年9月5日。
- ・津川武一『増補改訂 医療を民衆の手に』〔民衆社、1977年〕。
- ・木村良一『検証 戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社、1989年〕。
- ・松岡孝一『一地方記者の記録―東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社、2000年〕。
- ・「津川前代議士が死去」『陸奥新報』1988年9月5日。
- ・『津川武一日記 第1巻』〔北方新社、1992年〕。

第2章、熊谷義雄と島口重次郎

1、はじめに

熊谷義雄は、青森県の南部地方を代表し、「保守勢力」の一翼を担った自民党所属の政治家である。熊谷は1905年5月20日、岩手県に生まれ、1994年1月4日、八戸市の病院で死去した。熊谷は、戦前水産業界で活躍した実業家であって、戦後も1953年、デーリー東北新聞社取締役、1954年、八戸商工会議所会頭に就任している。1963年11月、自民党公認で青森

旧第一区から衆議院・総選挙出馬して当選、5期務めた。だが、1979年の衆議院・総選挙で落選、これを機に政界を引退した。自民党内では三木－河本派に所属した。熊谷は、八戸漁業振興協議会会長、県水産振興会会長、および八戸工業大学の初代理事長にも就任している。趣味は、スポーツ、読書である、という¹。

一方、島口重次郎は、青森県の津軽地方を代表する、「革新勢力」=社会党の政治家である。島口は1912年、弘前市に生まれ、小学校卒業後、徒弟奉公に出て、1929年、17歳の時に、社会民主党に入党、また1934年には共産党に入党している。島口は昭和初頭から、津軽地方の労農運動の先頭に立って活動してきた。

島口は戦後、全日農の再建に尽力、社会党に入党した（右派社会党）。1947年には、弘前市議と県議員に当選、県議員は三期務めた。1958年、衆議院・総選挙に出馬して当選、1960年の衆議院・総選挙では落選したものの、1963年および1967年の衆議院・総選挙で、二期連続当選を果たし、通算すると三期衆議院議員を務めた。

島口は、淡谷悠蔵、米内山義一郎と並んで、本県社会党の「黄金時代」を築いた一人として知られ、社会党県本部委員長、全日農県連会長、および弘前油脂産業株式会社社長などを歴任している。1968年3月17日、衆議院議員在任中に死去、56歳の若さであった²。

本章では、青森県旧第一区選出の衆議院議員として自民党の熊谷義雄を、また第二区選出の衆議院議員として社会党の島口重次郎を取り上げる。前者は、南部地方、特に八戸市の水産・漁業界を代表する保守派の政治家であった。一方、島口は社会党議員として、津軽地方を代表する労農運動出身の革新勢力を代表する政治家であった。

2、熊谷義雄

① 出生・経歴



(1905 年 5 月 20 日～1994 年 1 月 4 日)

既述のように、熊谷義雄は 1905 年 5 月 20 日、岩手県の下閉郡譜代村に生まれた。宮古水産学校を経て、1929 年、明治大学商学部を卒業。

1932 年に設立した八戸魚市場常務取締役役として参加する。熊谷 27 歳の時で、いわば“エリート水産人”であった³。

しかし、熊谷は初めから漁業を目指したわけではない。家が半農半漁で貧しかったので、軍人を志したものの、農作業で左の人さし指を切断、軍人の道を諦めて宮古水産学校に入学した。後に総理大臣となる鈴木善幸は、熊谷の 5 年後輩にあたる⁴。

宮古水産学校を出た熊谷は、明治大学商部に進学する。当時の級友に後に総理大臣となる三木武夫がいた。大学卒業後、八戸魚市場の専務となった熊谷は、後に衆議院議員となる夏堀源三郎社長のもとで敏腕を振るった。「魚市場・

<年表>

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ・ 1905 年 5 月 20 日 | 岩手県譜代村に生まれる。 |
| ・ 1917 年 3 月 | 譜代村立堀内小学校卒業。 |
| ・ 1922 年 3 月 | 宮古水産学校卒業。 |
| ・ 1926 年 3 月 | 明治大学商学部卒業。 |
| ・ 1932 年 2 月 | 八戸魚市場取締役。 |
| ・ 1943 年 3 月 | 南部貨物自動車社長。 |
| ・ 1948 年 11 月 | 大洋水産社長。 |
| ・ 1953 年 8 月 | デーリー東北新聞社取締役。 |
| ・ 1954 年 3 月 | 八戸商工会議所会頭。 |
| ・ 1956 年 8 月 | 八戸ガス社長。 |
| ・ 1959 年 | 青森県水産振興会会長。 |
| ・ 1961 年 3 月 | 熊谷漁業社長。 |
| ・ 1963 年 11 月 | 衆議院・総選挙に出馬、初当選。 |
| ・ 1964 年 | 青森県漁港協会会長。 |
| ・ 1967 年 1 月 | 衆議院・総選挙に出馬、当選（二期目）。 |
| ・ 1968 年 | 行政管理政務次官に就任。 |
| | 自民党青森県連会長。 |
| ・ 1969 年 12 月 | 衆議院・総選挙に出馬、当選（三期目）。 |
| ・ 1972 年 1 月 | 八戸工業大学理事長に就任。 |
| ・ 1972 年 12 月 | 衆議院・総選挙に出馬、当選（四期目）。 |
| ・ 1976 年 12 月 | 衆議院・総選挙に出馬、当選（五期目）。 |
| ・ 1976 年 1 月 | 衆議院社会労働委員長に就任。 |
| ・ 1979 年 10 月 | 衆議院・総選挙で落選、政界引退。 |
| ・ 1980 年 | 勲二等瑞宝章を受章。 |
| ・ 1989 年 5 月 | 八戸市特別功労者表彰。 |
| ・ 1994 年 1 月 4 日 | 肺炎による心不全で、青森県八戸市の病院で死去、享年 88 歳。 |

出典：熊谷拓治「熊谷義雄略歴」『「はちのへ海の物語」より ものがたり 熊谷義雄』[1990 年、尾崎印刷工業]、222-223 頁。

漁業者・仲買人の三位一体体制」を目標に、マグロ船の入港や水揚げで実績を増やしていった。戦時中は、南部貨物自動車社長、八戸港造船取締役など経済人として実力をつける一方で、翼賛運動でも活動した⁵。

熊谷は、戦後の1948年、統制令違反事件の責任をとって魚市場を退社する。しかし、その後、大洋水産社長、デーリー東北新聞社の取締役などを務めた。衆議院議員となった夏堀源三郎が、“浜の大親分”なら、魚市場建設にコンビを組んで活躍した熊谷は、“浜の近代化の父”であり、秋山皐二郎・八戸市長と協力して流通、水産加工など施設充実を図った⁶。

熊谷は単に、水産・漁業界で活躍しただけでない。八戸通運、青森放送、および八戸ガスなどの会社に関連、1961年には、熊谷漁業の社長を務めた。その肩書は、都市ガス、石油、はては遊園地まで及んだ。そして1954年、49歳の若さで八戸商工会議所の会頭に就任した。一方、各種団体では、1952年、八戸漁業振興協議会会長、青森県水産振興会会長、および大水産会理事を歴任した。また、1971年には、八戸工業大学の理事長に就任している⁷。

実業界で名を売った熊谷は、政界に転身する。1963年、衆議院・総選挙に自民党公認として出馬して当選、以後連続五回当選を果たし、16年間衆議院議員として活動した。自民党内では、明治大学時代の旧友・三木武夫派（後に河本派）に所属、この間、行政管理政務次官、衆議院社会労働委員会・委員長を務めた。しかし、1979年の衆議院・総選挙で落選、後釜を現・衆議院議長の大島理森に譲った。

熊谷は、自民党県連会長も歴任、一貫して郷土発展のために尽力、八戸港湾作りに寄与した。1994年1月4日、肺炎による心不全で、青森県八戸市の病院で死去。享年88歳であった。

② 水産・漁業界の「天皇」

熊谷義雄は、八戸では“天皇”と呼ばれて畏怖された。そのあだ名は、熊谷が高踏的一面をのぞかせていたからに他ならない。こうした批判に対して、熊谷は次のように弁明している。「魚市場発足以来、ずっと役員として八戸の漁港、水産業の水準向上に情熱を傾けてきた。市場の専務から小型漁船の組合長まで36の肩書を持たされた。おまけに自分の事業というものを持たず、政治への野心もなく、仕事本位でバリバリやり過ぎた点もあるので、そう呼ばれるようになったらしい」。また、時代がそう呼ばせたとも語っている⁸。

熊谷の息子拓治（三男）は、この辺の事情を次のように述べている。いわく「八戸の政治経済界で辣腕を振った父は“熊谷天皇”と呼ばれていましたが、実は、権力に対する反骨の人生だったと思います。弱小の漁業者、地方の水産業者を守って大手漁業者の政治権力、中央・地方の官僚に牙をむいてきた事例をいくつも思い出します」⁹。

戦前・戦後を通じて、熊谷は事業に関して自分の考えを曲げずに、独断的であった。そのため、「天皇」と呼ばれたのであろう。だから、八戸魚市場の専務時代は功罪半ばの評価だったようだ、と拓治は語る。「何故なら、大学を卒業したばかりの若僧が浜の旦那方にズケズケ物申すのだから反発があって当然であった。実は、熊谷の一生は事業を起こして盛況を極めたところで退陣するといったことの繰り返しだった。それも、父の強すぎる個性が招いた悲劇だったかもしれない」、と拓治は述懐している¹⁰。

熊谷は一貫して、大手漁業会社の八戸市進出を拒み、零細漁業者には支援を惜しまず、八戸魚市場に総合水産会社のような機能を増大させ、役人にへつらうことなく、視野の大きいものに熱中していった。だから、熊谷は、「天皇」という

あだ名を承知で我が道を歩んでいったのだ。

③ 衆議院議員

経済界で次第に頭角を現した熊谷に、当然ながら、政界入りの話が何度もあった。実際、1952年の衆議院・総選挙への出馬要請、また翌1953年には、八戸市長候補に推薦する話もあった。そしてついに、1963年11月の衆議院・総選挙に、周囲から推されて熊谷は出馬、当選した。熊谷58歳の時である。1960年の衆議院・総選挙では、夏堀源三郎が落選、三浦一雄ら南部地方出身の衆議院議員が相次で死去、地元選出の衆議院議員のいない悲哀を味わった八戸市の政財界が、“地元代表”として商工会議所会頭の熊谷を担いだのだ¹¹。

熊谷は、これまで市会議員、県会議員など議員経験が全くなかったのに、1963年11月の衆議院・総選挙に、いきなり自民党公認で初出馬、6万8,999票を獲得して当選した。八戸市内だけで、有効投票の過半数に相当する3万8,017票をかき集めた。経済界では、“天皇”と呼ばれた大物であったとはいえ、初めての立候補で即当選は珍しい。そこには、衆議院議員に当選すること六回の経歴を有する、浜の“御大”夏堀源三郎系の支援があったのは間違いない¹²。

熊谷は選挙が強く、四期16年におよぶ衆議院総選挙で定員4人の旧青森第一区で、常に上位当選を占め、三位以下となったことは一度もない。一区では、記録保持者であった¹³。

図表①は、熊谷が総選挙で獲得した票数と順位である。常に、6万台を維持、その大半は八戸市内の票であった。

図表① 総選挙での熊谷の得票数と順位

年度	得票数	順位
1963 年	6 万 8,999	2 位
1967 年	6 万 7,738	2 位
1969 年	6 万 6,156	1 位
1972 年	6 万 1,701	2 位
1976 年	6 万 2,504	2 位
1979 年	6 万 0,080	(次点 2 位で落選)

出典：木村良一『検証：戦後青森県衆議院議員選挙』〔北方新社、1989年〕。

しかし、連戦連勝だった熊谷も、1979年の衆議院・総選挙では、二回目の出馬をした新人・田名部匡省（44歳）の前に屈し、初めて落選の悲哀を味わった。最大の問題は、熊谷が74歳に達し、選挙民は若さを求めていることだ。それから、「熊谷試案」とか、「いか流し網反対」も票を失う大きな理由となった、という。大手漁業資本を漁撈部門から排除すべきだという「熊谷試案」には、種々の圧力があつたし、また「いか流し網反対」についても、熊谷批判の有権者が賛成する漁民の力を反熊谷で結集していた¹⁴。港町地元八戸市で、これまで熊谷に信頼を寄せていた漁業者の支持が崩れたのだ。熊谷は八戸市で2万7,828票に留まった一方、田名部は3万3,762票獲得、7,834票の差をつけられたのが痛かった。この時の衆議院・総選挙について、熊谷自身、半年前に既に「熊谷義雄は落選だな」、と吐露している¹⁵。

④ 政治家「熊谷義雄」

熊谷は1963年11月に衆議院議員に当選して、1979年10月に落選するまで、連続五回当選、この間、文教、内閣常任委員、社会労働委員会・委員長を歴任、また自民党本部では、水産部会長、基地対策特別委員長などを務めた¹⁶。

衆議院議員時代の熊谷義雄は、大学が同期であったので、三木武夫・元首相の三木派－河本派に所属、その間に、新産都市指定、また得意分野であった「水産基地」や港湾、漁港の拡充

に尽力した。とりわけ、八戸市の港湾作りに強力な牽引役を果たした¹⁷。

熊谷にとって、中小漁業者と漁業資源を守ることが生涯のテーマであり、一生を貫く信念もあった。だから、それは選挙で勝つために目をつぶればよいというものではなかった。だから、最後まで「厳しい選挙になるが、立候補を止めるわけにはいかなかった」と吐露していた¹⁸。

1979年の衆議院・総選挙で落選した時、自宅の戻った熊谷は、息子の拓治に語った。「多分、兄かお前に次は立候補してほしいという話が出てくると思うが、オレは絶対に反対だから。政治家は一代、政治の世襲は許さない。もし、どうしても政治家になりたかったら、オレが死んでから自分の力でやることだな」と述べて、「世襲」の二世政治家に強く反対している。そこに、「政治家」熊谷の強い信念を感じる¹⁹。

熊谷が落選を契機に政治家をキッパリと辞めたのは、有権者の判断を何よりも大切にしたらに他ならない。熊谷は「自分の時代ははっき

りと終わったと自覚した」のである。その決意は、極めて重いもので、息子の拓治は、「父は港の整備と漁業問題、新産都市建設という地元の大プロジェクト建設を果たすためにかつがれた。これが軌道に乗って、役目はもう終わった」、と総括している²⁰。その意味で、落選の時点で「保守政治家」としての熊谷の時代は終了したのだ、といわねばならない。

3、島口重次郎

① 出生・経歴



(1912年1月15日～1968年3月17日)

<年表>

- ・ 1912年1月15日 弘前市品川町に生まれる。
- ・ 1925年3月 第二大成小学校卒。
- ・ 1929年 社会民主党に入党。
- ・ 1932年 全農青年部青森県連合結成・執行委員。
- ・ 1933年 日本共産党に入党、検挙され懲役3年。
- ・ 1942年 弘前市会議員に出馬・落選。
- ・ 1943年 弘前一般労働組合長。
- ・ 1945年 日本社会党中弘支部長、中弘製縄工組理事。
- ・ 1946年 弘前商工会議所議員、一般消費組合長。
- ・ 1947年 県会議員選に出馬・初当選。
- ・ 1949年1月23日 衆議院総選挙に出馬・落選。
- ・ 1951年 県会議員選に出馬・当選（二期目）。
- ・ 1955年2月27日 衆議院総選挙に出馬、落選。
- ・ 1958年5月22日 衆議院総選挙に出馬、初当選。
- ・ 1960年11月20日 衆議院総選挙に出馬、落選。
- ・ 1963年11月21日 衆議院総選挙に出馬、当選（二期目）。
- ・ 1967年1月29日 衆議院総選挙に出馬、当選（三期目）。
- ・ 1968年3月17日 胆のうガンで死去。

出典：「県会議員略歴」『青森県議会史 自昭和21年～至昭和34年』〔青森県議会、1959年〕、996頁、『青森県人名事典』〔東奥日報、2002年〕、331頁、『青森県人物・人材リスト 2007』〔日外アソシエーツ、2006年〕、159頁。

既述のように、島口重次郎は1912年1月15日、弘前市に生まれた、生粋の弘前っ子で、戦前から農労運動の闘士であった。島口は10代から無産運動に身を投じ、1932年から1933年にかけて共産党に入党。そのため警察に勾留され、1935年には、3年の懲役を受けて獄中生活を送った。だがこの間、筋を曲げず、“非転向”で通した。しかし、共産党とは戦前に決別している。ただ、戦時中も社会主義運動から右へ踏み切ることは決してなかった²¹。

戦後、島口は社会党に入党。1947年、県会議員に出馬して当選、これを三期務めた。また、1958年には、衆議院・総選挙に出馬して当選、通算すると三期衆議院議員を務めた。この間に、日本社会党県連支部委員長、右派社会党県連支部会長、全日農県連会長などに就任している²²。

島口は衆議院議員時代、右派社会党出身ということで、国会では浅沼稻次郎系であった。衆議院・総選挙には6回挑戦、3回落選したが、3回当選を果たしている。1960年、4月8日、島口は衆議院本会議において社会党を代表して、得意の中小企業問題で質問、佐藤栄作総理大臣に対して政府の中小企業白書につき、その問題点を鋭く追及している。衆議院議員在職中の1968年3月、弘前大学付属病院において、56歳で胆のうガンにより亡くなった。島口は政治家として、終始「誠実さを貫く信念の人」であった、いわれた²³。

② 県会議員

島口重次郎は、1947年4月30日、戦後初の県議選に、弘前地方（定員3名）から出馬して3,453票獲得、第二位で当選した。また1951年4月30日の県議選では、6,648票獲得、今回は第一位で当選。さらに1955年4月23日の県議選でも、6,252票獲得、第一位で当選している。結局島口は、連続三期12年間県議を務めた²⁴。

島口は、右派社会党県議の一人として県議会で活動、当時の県知事津島文治を相手に、県議

会で激しく対決した。また、1955年4月、議長の出選が問題となった時、島口は民主党の大島勇太郎と阿部敏雄・正副議長の選出に賛同、自由党を支持勢力とする津島知事に少なからずプレッシャーを与えている²⁵。

当時、東奥日報紙の記者であった松岡孝一は、議長選出をめぐる保守系の多数工作が進んだ時の取材で、島口の控室を取材したものの、黙秘していた島口について、「どっしりした構えに圧倒され」、「口の固い社会党議員にやられた」ともらし、戦前派“弾圧時代”の猛者を偲んでいる²⁶。

島口は県議時代、一貫して文教常任委員に所属、いわば県議会に対して県教組の窓口的役割を果たし、その功績は大であった。島口は県教組にとって結成以来の恩人だといわれ、とりわけ、教職員の定員増に対する活動は特筆されるものがあつた²⁷。

③ 衆議院議員

島口重次郎は、1958年5月の衆議院・総選挙に青森旧第二区から出馬、三度目の挑戦でようやく衆議院議員の議席を手にした。島口46歳の時である。1960年11月の衆議院・総選挙では、落選したものの、1963年および1967年の衆議院・総選挙では、連続当選を果たした。当時、本県の衆議院議員は定数7名で、社会党の衆議院議員は第一区選出の淡谷悠蔵、米内山義一郎と合わせて3名となり、本県社会党にとって「黄金時代」と呼べる時代を形成した²⁸。

図表②は、島口が衆議院総選挙に出馬した時に獲得した票数と順位である。

図表② 衆院選における島口重次郎の得票と順位

年度	得票数	順位
1949 年	8,089 票	落選（次点 7 位）
1955 年	2 万 6,617 票	落選（次点 3 位）
1958 年	4 万 5,703 票	当選（3 位）
1960 年	4 万 0,110 票	落選（次点 2 位）
1963 年	4 万 7,670 票	当選（2 位）
1967 年	4 万 4,347 票	当選（3 位）

出典：木村良一『検証：戦後青森県衆議院議員選挙』（北方新社、1989 年）。

島口の得票は、約半数が地元弘前市からのものである。1960 年の衆議院・総選挙の時、楠美省吾に約 3 千票離された以外、他の候補者を押さえて弘前市で首位を維持している。

晴れて衆議院議員となった島口は、元右派社会党だったので、国会では浅沼稻次郎らとともに活動した。だが既述のように、衆議院議員在職中の 1968 年 3 月 17 日、56 歳の若さで死去した。死因は胆のうガンで、政治家として働きすぎが響いた²⁹。

当時同じく、社会党選出の本県衆議院議員として活動していた米内山義一郎は、「国会でも、あの人が常任委員会でこまめに、よく質問した人はいないでしょう。これは国会の議事録が雄弁に物語っています」、と述懐している³⁰。

第 58 回国会において、青森県旧第一区選出の衆議院議員で、選挙を戦った自民党の田澤吉郎は故・島口重次郎について、本会議場で次のような追悼演説を行っている。そこには、島口の国会における活動の一端が示されているので、紹介しておく。

「本院に議席を得られてからは、運輸、商工、農林水産等各委員会の委員あるいは理事として、じみではありましたが、常に一貫した信念と節操とを保って、真摯かつ熱心に審議に当たられ、独自の風格を備えた存在でありました。長年にわたる実践活動を通じて体得した豊富な知識と深い識見に基づき、君は、現実には密着してもの

を見つめ、かつ現実の中から問題を適格に把握されたのであります」³¹。

④ 政治家「島口重次郎」

島口重次郎は、県議時代からワラ工品関係、リンゴ関係のつながりで農村地帯に食い込み、しかも都市部では中小企業のめんどろをみてコツコツと実績を積み上げ、やがて津軽の票田に独特の“島口票”を形成、保守王国といわれた青森旧第二区において、はじめて革新系代議士誕生のクサビを打ち込んだ、「労農提携」を選挙戦で実践した政治家である³²。

国会議員として、島口は特に、中小企業問題で党本部でも一目置かれる存在であって、国会で佐藤首相や閣僚にかみついたのは有名な話である。また「津軽の後進性脱却は、経済構造を根本的に変えない限りだめ」、と津軽の“貧乏追放”をめざし奮闘した。

実際、島口自身が碎石、搾油、りんご資材などの事業を手掛け、そのため、小、零細企業の悩みと悲哀を肌で感じとっていた。だから、頭で理屈をこね回す人と違い、島口の国会における中小企業論には迫力があつた³³。

島口は、単に党人というよりも、党派の色わけを越えた幅広い大衆の支持を得ており、戦前からの労農運動を通じて“信念の人”として行動してきた。島口は誰からも親しまれる人柄と円熟味を増して政治活動を行った、真の革新的政治家であつた、といつてよいだろう³⁴。

4、おわりに

熊谷義雄は戦前・戦後を通じて、八戸市の政治・経済を強力にリードした、いわば「昭和のパイオニア」であつた³⁵。熊谷は水産漁業界の「天皇」として君臨、後に自民党から総選挙に出馬して当選、衆議院議員を五期務めた。政治家としての熊谷は引き際が清く、とりわけ二世議員の育成に強く反対したのは大いなる見識で

あった。

一方、島口重次郎の方は、津軽弘前市を中心に、戦前は労農運動の活動家として、戦後は県議三期、衆議院議員に三回当選した、革新勢力を代表した政治家である。革新勢力が弱体で保守王国の青森旧第二区において社会党に貴重な議席をもたらしたのは、島口の人柄と努力のためのものであろう。ただ、58歳という若さで死去したのが惜しまれる。

ほぼ同じ時代に、一方では「保守勢力」を代表する自民党の衆議院議員として、また、他方では「革新勢力」を代表する社会党の衆議院議員として道を歩んだ政治家・熊谷と島口の生き様は、青森県の政治断面の一端を知ることが出来る良き事例でもある。

<注>

- (1) 渡部高明「熊谷義雄」『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、235-236頁。
- (2) 竹村俊哉「島口重次郎」、同上、331頁、「島口重次郎」『青森県人物・人材情報リスト 2007』〔日外アソシエーツ、2006年〕、159頁。
- (3) 朝日新聞青森支局編『風雪の人脈 第一部・政界編』〔青森県コロニー協会出版部、1983年〕、62頁、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』〔東奥日報社、2000年〕、271頁。
- (4) 熊谷拓治『「はちのへ海の物語」より ものがたり 熊谷義雄』〔1990年、尾崎印刷工業〕、2-4頁。
- (5) 前掲書『青森県人名事典』、236頁。
- (6) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、272頁。
- (7) 前掲書『青森県人名事典』、236頁。
- (8) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、272-273頁。
- (9) 前掲書、熊谷拓治『「はちのへ海の物語」より ものがたり 熊谷義雄』、22頁。
- (10) 同上、14-16頁。
- (11) 前掲書、朝日新聞青森支局編『風雪の人脈 第一部・政界編』、62-63頁。

- (12) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、273頁。
- (13) 同上、274頁。
- (14) 前掲書、熊谷拓治『「はちのへ海の物語」より ものがたり 熊谷義雄』、22頁。
- (15) 同上、211頁。
- (16) 前掲書、朝日新聞青森支局編『風雪の人脈 第一部・政界編』、63頁。
- (17) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、274頁、前掲書「熊谷義雄」『青森県 人名事典』、236頁。
- (18) 前掲書、熊谷拓治『「はちのへ海の物語」より ものがたり 熊谷義雄』、212頁。
- (19) 同上、214-215頁。
- (20) 前掲書、朝日新聞青森支局編『風雪の人脈 第一部・政界編』、64頁。
- (21) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、225頁。
- (22) 前掲書、『青森県人名事典』、331頁。
- (23) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、225頁。
- (24) 『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』〔青森県議会、1959年〕、960、976頁、『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、1094頁。
- (25) 藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、72頁、前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、265頁、前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』221、224-225頁。
- (26) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、224-225頁。
- (27) 秋元良治「島口さんの思い出」『陸奥新報』1968年3月21日、後に秋元良治『青森県教組結成覚え書』〔北の街社、1974年〕に収録。
- (28) 前掲書、松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに半世紀』、223頁。
- (29) 同上、225頁。
- (30) 「国会活動では抜群」『陸奥新報』1969年3月19日。
- (31) 『衆議院追悼演説集』〔温智会、1983年〕、388頁。
- (32) 「島口氏の死去－県政界に大きな影響」『陸奥新報』1969年3月19日。

(33) 「島重さんさようならー親しまれた人柄」
『陸奥新報』1969年3月19日、7面。

(34) 同上。

(35) 「熊谷義雄」『きたおうう人物伝』〔デーリー
東北社、1995年〕、304頁。

***参考文献**

- ・松岡孝一『一地方記者の記録－東奥日報とともに
に半世紀』〔東奥日報社、2000年〕。
- ・朝日新聞青森支局編『風雪の人脈 第一部・政
界編』〔青森県コロニー協会出版、1983年〕。
- ・熊谷拓治『「はちのへ海の物語」より ものが
たり 熊谷義雄』〔1990年、尾崎印刷工業〕。
- ・「熊谷義雄」『きたおうう人物伝』〔デーリー東
北社、1995年〕。

・秋元良治『青森県教組結成覚え書』〔北の街社、
1974年〕。

・藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』
〔志學社、2016年〕。

・『衆議院追悼演説集』〔温智会、1983年〕。

・『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』
〔青森県議会、1959年〕。

・『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青
森県議会、1960年〕。

・『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕。

・『青森県人物・人材情報リスト 2007』〔日外ア
ソシエーツ、2006年〕。

・『陸奥新報』。

(2016年10月22日・脱稿)

政府部門と国策会社の設立：台湾拓殖を事例に¹

谷ヶ城 秀吉

はじめに

本稿は、国策会社の企業行動を設計の段階で方向づける政府部門の役割を台湾拓殖株式会社（以下、台湾拓殖；1936年11月設立）の事例から検討する。国策会社の概念を齊藤直は、「(1) 何らかの政策的背景を持つ国策性事業の遂行を目的とする、(2) 国策性事業を遂行するための資金の一定程度を民間から調達する、(3) 民間から資金調達を行いながらも、国策性事業の遂行を可能にするために、(a) 意思決定面において国策性事業の遂行を可能にする仕組み、(b) 資金調達を円滑にするための仕組みが存在する」と定義する（齊藤 [2012]、85頁）²。これに依拠するならば、本稿が分析の対象とする政府部門の役割は、①国策性事業の具体的な内容を策定し、②国策会社がその事業を遂行するための組織や資金調達の仕組みを構築しつつ、③国策会社の企業活動が所期の目的から逸脱しないよう監視し続けることにある。この3つのポイントに沿って政府部門の行動を観察しようとする場合、これらが組織として形成されていく過程を国策会社の設立以前に遡って確認しておく必要がある。

幸いなことに、台湾拓殖の設立過程を取り扱った研究には分厚い蓄積がある。長岡新治郎は、台湾拓殖の設立を正当化するために台湾総督府が台北で開催した熱帯産業調査会に出席した加藤三郎外務書記官の報告書（以下、加藤報告）³に基づいて同調査会の模様を紹介した。同稿は、華南・東南アジアにおける台湾拓殖の

広範な海外事業構想が外務省の意向で縮小されたこと、同調査会で示された設立案（表1；設立案D）が想定する同社の事業資金を過小と判断した荻洲立兵台湾軍参謀長が台湾総督府を批判したことなどを指摘している（長岡 [1980]）。また、近藤正己は長岡と同様に加藤報告に依拠して熱帯産業調査会の議論を整理しつつ、財界之日本社編 [1936] を用いて第69回帝国議会（1936年5月）における台湾拓殖株式会社法案の審議過程に言及した。この分析を通じて近藤は、台湾拓殖による海外事業の認可に「事実上、台湾総督府、拓務省、外務省〔の3つの政府機関が——引用者〕が当たることになっていた」ことから、「台拓には政府中央からの紐がつけられ、台湾総督府の意のままには動かない存在となった」と理解した（近藤 [1996]、108頁）。さらに久保文克は、監督官庁によるトップ・マネジメントの任命権と業務命令権のあり方に焦点を当てて台湾拓殖の設立経緯を検討した。そして、台湾拓殖に対する実質的な監督権を台湾総督が保持しえたことを根拠として、同社の設立が「台湾総督府という植民地側のイニシアチブによって推進されていった」と結論づけている（久保 [1997]、233頁）⁴。

台湾拓殖が設立に至るまでの概要は、これらの研究によっておおむね明らかにされたものの、検討の余地は依然として残されている。第1に、既存研究が分析の対象とした同社の設立過程は、狭義のそれにすぎない。先に挙げた研究は、いわゆる南進論と同社の関係を強調するために観察の起点を1935年10月で開催された熱帯産業

表 1 熱帯産業調査会までの台湾拓殖設立案

設立案記号	A	B	C	D	台湾拓殖株式会社法 および同施行令
立案年月	1925年11月 台湾拓殖株式会社	1926年9月 南洋拓殖株式会社	1935年5月 台湾拓殖株式会社	1935年10月 台湾拓殖株式会社	1936年5月・7月 台湾拓殖株式会社
資本金額 (千円)	20,000 民間40、政府60（現物出資）	20,000 民間50、台湾總督府50（現物出資）	50,000 「政府及東洋拓殖株式会社ノ出資トシ尙株式ノ一部ヲ公募スルコト」	30,000 「本会社ノ出資者ハ政府及民間トシ資本金總額ノ約半額ハ政府ノ出資」	30,000 「台湾拓殖株式会社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共団体、帝国臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、社主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上、資本ノ半額以上若ハ議決権ノ過半数ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得」(法・第3条)
株主構成					
政府出資	官有地	「年七十万円の地租収入ある現物出資」 台湾・南支南洋における企業・金融	「政府ハ台湾ニ於ケル官租地及官有未墾地ノ内拓殖事業ニ供シ得ベキモノヲ現物出資スルコト」	「台湾ニ於ケル官租地、官有未墾原野、山林等ノ土地中価格約千五百万円ニ相当スルモノヲ以テ之ニ充ツルモノナリ」	「政府ハ台湾總督ノ管理ニ屬スル金銀以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ヲ為スコトヲ得」(法・第4条)
事業内容	(1)台湾の拓殖事業に要する資金の供給、(2)拓殖事業・農業水利事業、土地の取得、(3)移民募集、(4)移民が要する建物の建造・売買・賃貸、(5)移民および農業従事者に対する資金・生活物資の供給、(6)土地経営・管理の受託、(7)その他拓殖事業に必要な事項		「(1)台湾、南支及南洋ニ於ケル拓殖事業 (2)台湾、南支及南洋ニ於ケル移住民ノ募集、配置、輔導及之ニ必要ナル施設 (3)前二號ノ事業ノ為必要ナル土地 (土地ノ利用ニ關スル權利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分並ニ土地改良事業 (4)前二號ニ掲ケタル事業ヲ営ム者及移住者ニ對シ必要ナル資金ヲ供給スルコト (5)第一號ノ事業及移住民ノ生産物ノ買取、加工及販売 (後略)」	「(一) 拓殖ノ為必要ナル農業特ニ特殊農作物ノ栽培事業、水利事業及之等事業ノ助成 (二) 拓殖ノ為必要ナル土地 (土地ニ關スル權利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分 (三) 移民事業 (五) 農業者又ハ移住民ニ對シ拓殖上必要ナル物品ノ供給又ハ之ガ生産品ノ買取若ハ販売 (六) 拓殖ノ為必要ナル資金ノ供給 (七) 前各ノ外拓殖ノ為必要ナル事業ノ経営 (八) 前各ノ事業ニ附帯スル事業 (九) 其ノ他台湾總督ノ認可ヲ得タル事業」	1)「台湾拓殖株式会社ハ拓殖事業ノ経営及拓殖資金ノ供給ヲ目的トシ株式会社トシ其ノ本店ヲ台北ニ置ク」(法・第1条)、2)「台湾拓殖株式会社ハ左ノ事業ヲ営ムモノトス一 拓殖ノ為必要ナル農業、林業、水産業及水利事業 二 拓殖ノ為必要ナル土地 (土地ニ關スル權利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分 三 委託ニ依ル土地ノ経営及管理 四 拓殖ノ為必要ナル移民事業 五 農業者、漁業者若ハ移民ニ對シ拓殖上必要ナル物品ノ供給又ハ生産品ノ買取、加工若クハ販売 六 拓殖ノ為必要ナル資金ノ供給 (後略)」(令・第5条)
組織	總裁1名、理事若干名を株主總會で選出し、政府が總裁を任命。	-	「總裁一人、副總裁一人、理事三人以上 監事二人以上 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ズルコト」、 「理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任シ政府ノ認可ヲ受ケシムルコト」、 「監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任スルコト」	「本会社ニ社長一人、副社長一人、理事三人以上、監事二人以上ヲ置ク 社長及副社長ハ台湾總督之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トシ理事ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任シタル二倍ノ候補中ヨリ台湾總督之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス 監事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス」	「台湾拓殖株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上監事二人以上ヲ置き其ノ職務、權限及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(法・第6条)

監 督	-	政府	「政府ハ本会社ノ業務ヲ監督スルコト（第一次監督官庁ヲ台湾総督、第二次監督官庁ヲ拓務大臣トスルコト）」	「本会社ノ業務ハ台湾総督之ヲ監督ス」	1) 「社長副社長及理事ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ経テ台湾総督之ヲ命ズ」(法・第6条)、2) 「政府ハ台湾拓殖株式会社ノ業務ヲ監督ス」(法・第10条)、3) 「令・第5条の7・8号の」事業ヲ営マントスルトキハ台湾総督ノ認可ヲ受クベシ 台湾外ニ於テヲ営メントスルトキハ其ノ事業及地域ニ付台湾総督ニ由リ拓務大臣ノ認可ヲ受クベシ」(令・第5条)
特 典	払込資本金の10倍までの社債発行	払込資本金の10倍までの社債発行		「(一) 本会社ノ資本増加ニハ株全金額ノ払込ヲ要セズ (二) 本会社ハ商法第百九十九条ノ規定ニ拘ラズ資本金額ノ十倍ニ限り台湾拓殖債券ヲ発行シ得ルモノトスルコト」	「台湾拓殖株式会社ハ株全額払込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得」、「台湾拓殖株式会社ハ払込タル株金額ノ三倍ニ限り台湾拓殖債券ヲ発行スルコトヲ得」、「台湾拓殖債券ヲ発行スル場合ニ於テハ商法第二百九条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ」(法・第5条)
政府の補助	-	1) 台湾総督府が実施する産業調査事業の移譲、2) 1) に関する歳入を補助金として給付	「政府ハ本会社ノ移民ニ関スル事業ニ対シ毎年相当額ノ補助金ヲ交付スルコト」	「本会社ニ於テ行フ平拓及移民ニ関スル事業並ニ本会社ガ本島外ニ於テ行フ拓殖事業ニ対シテハ政府ヨリ相当ノ補助金ヲ交付セラレル見込ナリ」	-
政府株への配当	8%に達するまで政府株は無配当	8%に達するまで政府株は無配当		「毎營業年度ニ於ケル配当得ベキ会社ノ利益ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ払込資本金額ニ対シテ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ対シ利益ノ配当ヲ要セザルモノトスルコト」	「台湾拓殖株式会社ハ毎營業年度ニ於ケル配当得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ払込資本金額ニ対シ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ対シ利益ノ配当ヲ要セズ」(法・第13条)
台湾総督	伊沢多喜男	上山満之進	中川 健蔵	中川 健蔵	中川 健蔵
総務長官	後藤 文夫 大蔵省の反対により提案撤回	後藤 文夫	平塚 広義	平塚 広義	平塚 広義
備考			「先般貴府総督御上京ノ際当省大臣トノ間ニ御打合ノ次第有之候如懸記会社設立ノ趣旨並ニ要綱ニ関シ其御当方ニ於テ研究ノ結果別紙ノ如キ試案ヲ得タルニ付御参考及送付候条更ニ御考究ノ上熱帯産業調査会ニ付議セララルル様致度依命此段申進候也」		

(出所) 「台湾日日新報」1925年11月19日；1926年9月9日；同20日；平塚広義台湾総督府総務長官宛人江海平拓務次官「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935年6月21日) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB06050356300、本邦会社関係雑件/台湾拓殖株式会社 (E112)；外務省外交史料館；広田弘毅外務大臣佐藤三郎外務書記官「台湾総督府熱帯産業調査会報告書進達ノ件」(1935年11月11日) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB09040751500、各国産業状況報告雑纂/台湾総督府依頼熱帯産業調査関係 (E-4-0-0-3-2)；外務省外交史料館、「台湾拓殖株式会社法案ヲ定ム」(1935年5月28日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01200729300、公文類聚/60編・昭和11年・53巻・産業3・商事2；国立公文書館；「台湾拓殖株式会社施行令ヲ定ム」(1936年7月16日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01200730100、公文類聚/60編・昭和11年・54巻・産業4・商事3；国立公文書館より作成。

(備考)* 「法」は台湾拓殖株式会社法、「令」は同施行令の条文を意味する。

表2 戦時期における特殊会社一覧 (1942年, 設立順)

企業名	設立年月	本社所在地	公称资本金		主要株主 (出資比率、1942年)	現物出資	社債		配当金	
			設立時	1942年			対払込額償券発行	政府保証	配当率**	政府株主配当辞退
					(千円)	(%)	(倍)	(%)	(a)	(%)
① 南満州鉄道 (株)	1906.12	大連市	200,000	1,400,000	大蔵大臣50.0、満洲国経済部大臣3.6、満洲国貯金部2.1	○	2	◆	8.0	-
② 東洋拓殖 (株)	1909.1	東京市	10,000	100,000	簡易生命保険積立金7.8、大蔵大臣3.0、内蔵頭2.5	○	15	◆	7.0	-
③ 台湾電力 (株)	1919.8	台北市	30,000	77,400	台湾總督15.5、帝国生命保険3.9、日本生命保険3.2	○	3	◆	7.0	8.0
④ 国際電気通信 (株)	1925.11	東京市	20,000	80,000	通信総督2.3、日本生命保険1.8、日本電信電話1.7	○	3	○	7.2	-
⑤ 日本製鉄 (株)	1934.1	東京市	345,940	800,000	大蔵大臣56.8、簡易生命保険積立金2.0、釜石鉱山1.9	○	3	-	7.0	-
⑥ 東北興業 (株)	1936.10	仙台市	30,000	30,000	青森県9.2、福島県8.8、山形県8.8、宮城県8.7	-	5	◆	6.0	-
⑦ 南洋拓殖 (株)	1936.11	コロール島	20,000	20,000	南洋庁長官52.7、南洋興発5.3、三菱社3.0*	...	3	-	7.0	-
⑧ 台湾拓殖 (株)	1936.12	台北市	30,000	30,000	台湾總督50.0、大日本製糖4.8、台湾製糖3.3、明治製糖3.0	...	3	◆	6.0	-
⑨ 朝鮮林業開発 (株)	1937.9	京城府	20,000	20,000	東洋拓殖21.6、王子証券22.0、三井物産10.0、三菱社10.0	...	-	○	5.0	◆
⑩ 日本通運 (株)	1937.10	東京市	35,000	55,437	国有鉄道共済組合23.7、鉄道大臣14.4、日本郵船1.9	○	-	○	7.0	6.0
⑪ 帝國燃料興業 (株)	1938.1	東京市	100,000	100,000	大蔵大臣50.0、日本石油5.0、三井物産4.7、三菱社2.5	-	3	○	4.0	6.0
⑫ 日本産金振興 (株)	1938.9	東京市	50,000	50,000	大蔵大臣50.0、日本鉱業8.7、三井鉱山8.7、三菱鉱業8.7	-	5	-	4.0	4.0
⑬ 北支那開発 (株)	1938.11	東京市	350,000	443,000	大蔵大臣57.4、東亜電力3.1、南満州鉄道2.3、三井物産1.5	○	5	○	4.5	6.0
⑭ 中支那振興 (株)	1938.11	上海市	100,000	100,000	大蔵大臣50.0、三井物産2.0、住友本社1.4、軍人援護会1.3	○	5	○	4.5	6.0
⑮ 日本発送電 (株)	1939.4	東京市	739,315	1,804,147	関東電力26.9、東邦電力7.0、関西配電5.4、広島電気3.2	-	3	◆	4.0	-
⑯ 朝鮮マグネサイト開発 (株)	1939.6	京城府	15,000	15,000	東洋拓殖37.6、朝鮮總督33.3、日本製鉄6.7、三菱鉱業5.6	...	-	-	-	6.0
⑰ 日本米穀 (株)	1939.7	東京市	30,000	30,000	農林大臣50.0、全国米穀商業組合聯合会4.3	-	-	-	0.0	6.0
⑱ 帝國鉱業開発 (株)	1939.8	東京市	30,000	90,000	大蔵大臣33.3、住友鉱業2.4、日本鉱業2.4、三井鉱山2.4、三菱鉱業2.4	-	5	○	4.0	6.0
⑲ 大日本航空 (株)	1939.8	東京市	100,000	100,000	大蔵大臣37.3、牧野正通5.0、三菱重工業2.0、通信共済組合1.3	○	2	○	6.0	6.0
⑳ 朝鮮米穀市場 (株)	1939.11	京城府	5,000	5,000	朝鮮總督50.0、西山吉兵衛2.1、山内松平1.5、朝鮮精米1.3*	...	-	-	7.0	6.0
㉑ 日本石炭 (株)***	1940.6	東京市	50,000	50,000	三菱鉱業6.0、三井鉱山5.0、北海道炭礦汽船3.5、三井物産3.0	-	3	◆	4.0	4.0
㉒ 日本肥料 (株)***	1940.7	東京市	50,000	50,000	大蔵大臣50.0、全国購買組合聯合会12.5、昭和電工4.8、東洋高圧4.6	-	5	○	6.0	4.0
㉓ 日本輸出農産物 (株)****	1940.7	東京市	10,000	10,000	大蔵大臣50.0、北海道信用購買販売利用組合聯合会16.0、三井物産15.0	-	-	-	5.0	4.0
㉔ 朝鮮鉱業振興 (株)	1940.8	京城府	10,000	10,000	朝鮮殖産銀行25.0、朝鮮銀行12.5、東洋拓殖12.5、日鉄鉱業6.0	...	5	-	6.0	◆
㉕ 日本蚕糸統制 (株)****	1941.5	東京市	80,000	80,000	大蔵大臣50.0、片倉製糸3.6、長野県蚕糸組合聯合会出資会社2.0	○	3	-	6.0	4.0
㉖ 樺太開發 (株)****	1941.7	豊原市	50,000	50,000	樺太厅长官50.0、東洋拓殖22.0、王子証券10.0、三菱鉱業5.0	○	3	-	6.0	-
㉗ 日本木材 (株)****	1941.8	東京市	50,000	50,000	内蔵頭2.0、王子製紙2.5、国有鉄道共済組合2.0、通信共済組合2.0	-	3	-	5.0	-
㉘ 帝國石油 (株)****	1941.9	東京市	100,000	100,000	大蔵大臣50.0、日本石油10.5、三井物産8.4、三菱社7.0	-	5	○	4.0	6.0
㉙ 東亜海運 (株)****	1941.11	東京市	100,000	100,000	日本郵船48.6、大阪商船32.9、日清汽船14.3、三井物産1.5	-	3	○	4.0	6.0
㉚ 朝鮮蚕糸統制 (株)	1942.5	京城府	5,000	5,000	...	...	-	-	...	-

(出所) 山崎 [1943]: 南洋拓殖 [1942]: 朝鮮林業開発 [1942]: 朝鮮マグネサイト [1942] [1943]: 朝鮮米穀市場 [1941] [1942] より作成。

(備考) 1) *南洋拓殖の株主は1941年度の名簿からそれぞれ取得した。

2) ◆は、法文にその規定が設定されていないものの、予算外国庫負担契約によって社債・特殊債券元利の政府保証や配当補給を事実上実行しているものを示す (山崎 [1943], 367-368頁、427頁)。

3) **配当率は原則として会社総管理規程が施行される以前の1939年度のものを採用した。ただし、***は1940年度、****は1941年度の数値を採用した。

4) 政府株主配当辞退について、(a) 通信・大蔵・外務3大臣の命令書で配当辞退が規定されているものを示す (山崎 [1943], 444-445頁)。

5) この30社は、「此の会社に特別固有な法令を有する会社のことを謂ふ。特殊会社は此の法令に依りて其の使命を与へられ、之を根拠として活動し、之に基いて他の一般に見られざる特典と負担とを有する」(山崎 [1943], 1頁) という「特殊会社」の定義に基づいて山崎定雄が抽出したものである。山崎は、この定義は「世間で「国策会社」と呼んで居るものとも亦些か異なる」として「特殊会社」と「国策会社」の用法を峻別しているものの、他方では「本篇に所謂特殊会社は世の所謂国策会社の一に該當すると思ふ」(山崎 [1943], 23頁)。

調査会に置いている。ところが、かつて梁華璜が先駆的に指摘し、J.A.Schneiderが改めて強調したように、台湾総督府が熱帯産業調査会で提示した設立案Dは、かつて彼ら自身が1925年に作成した「台湾拓殖株式会社案」（表1；設立案A）を下敷きとするものであった（梁[1979]、210頁；Schneider [1998], p.36）。この事実、1920年代のプロトモデルに内在する設計思想を明らかにしなければ、1936年に設立された台湾拓殖のそれを把握できないことを意味する。そこで本稿は、梁やSchneiderと同様に1920年代中盤を起点として設立の過程を吟味しつつ、プロトモデルのいかなる点が継承され、いかなる点に変更が加えられたのかを明らかにする。

第2に、梁[1979]とSchneider[1998]を含む既存研究の議論は、本稿が掲げた観察ポイントの①と③を重視する反面、②への関心は相対的に希薄である。その要因を本稿は、「国家信用」と台湾拓殖の「巨大性」を因果的に説明した涂[1975]の見解⁵が通説の地位を占めていることにあるのではないかと考えている（谷ヶ城[2010]、37頁）⁶。かかる因果関係が仮に成り立つとすれば、国策会社は「国家信用」によって容易に資金を調達しうるのだから、②を分析する意義は小さくなる。このように考えれ

ば、国策会社の組織や資金調達に関する分析が手薄となるのは当然といえよう。

ところが、台湾拓殖に関する涂のイメージは、1990年代末以降に相次いで公開された一次資料⁷に基づく実証研究によって覆されつつある⁸。少なくとも設立直後の台湾拓殖は、事業の低収益性に起因する深刻な経営の危機に直面していた。政府部門からの補助金もそれを補いうるほどの十分な額が交付されたわけではなかった（谷ヶ城[2010]）。また、涂が強調する政府による特殊債券（以下、社債）の元利保証も（注5参照）、社債の発行過程で事後的に認められたものにすぎなかった（齊藤[2010]；表2）⁹。こうした研究の知見に従えば、台湾拓殖は資金調達が容易に進まなかった国策会社の範疇に分類されるべきであろう¹⁰。そして、台湾拓殖の設立過程は、政府部門による制度設計が失敗に帰した事例として扱うことが望ましい。以上の理解から本稿は、前述した観察ポイント②に着目して台湾拓殖が設立されるまでの過程を検証する。

1. プロトモデルの提起と継承

(1) プロトモデルの提起

『台湾日日新報』の記事や関係する資料を繙

表3 台湾総督府の官業および官有財産収入

（単位：千円）

	官業および官有財産収入												租税収入
	郵便電信*	食塩	樟腦	アヘン	煙草	酒	鉄道*	電気	官有地小作料	森林作業	その他	合計	
1905	1,129	667	4,236	4,206	1,496	-	1,706	-	113	-	375	13,929	7,385
1910	1,187	821	5,530	4,674	4,009	-	4,187	559	238	-	708	21,914	17,256
1915	1,655	873	5,176	5,870	4,668	-	5,701	1,352	248	1,427	1,030	28,000	7,905
1920	3,185	1,000	11,860	6,720	12,561	-	12,213	-	269	2,493	1,545	51,846	24,513
1925	3,902	2,413	12,017	4,121	11,515	12,302	16,642	-	834	3,634	2,257	69,636	18,384
1930	5,090	2,205	6,197	4,350	16,242	14,380	19,647	-	941	3,660	2,274	74,986	19,044
1935	7,260	3,077	7,681	2,568	17,846	19,834	28,521	-	1,136	3,321	3,275	94,517	21,930

（出所）台湾総督官房調査課『台湾総督府統計書』各年度。

（備考）*1930年度以降の郵便電信には電話を含む。鉄道には自動車を含む。

くと、台湾拓殖、あるいはそれに類する名称を冠した企業ないし企業の設立案が、複数存在していたことがわかる¹¹。これらのうち、政府部門の関与を確認できるものを表1に掲出した。東洋拓殖をモデル¹²とした前掲の設立案Aは、これらの中で最古のプランである。伊沢多喜男総督が立案に関与した同案は、資本金2,000万円のうち800万円を民間から募り、残りの1,200万円は、政府が官有地¹³を現物出資して充当する計画であった（『台湾日日新報』1925年11月19日）。

数ある官有財産（表3）のなかで台湾総督府が官有地を選出した理由を正確に説明する研究は皆無である。本稿もまた、この問いに直接答える資料を現時点では入手していない。この点について梁〔1979〕は、台湾総督府の官有地を管理する内務局の局長を伊沢総督のもとで務め、当時の内部事情を知る立場にあった木下信が、1936年5月に開かれた第69回帝国議会の台湾拓殖株式会社法案外一件委員会で、衆議院側の委員として述べた次の発言を取り上げて手がかりとしている（梁〔1979〕、209-210頁）¹⁴。この発言は、本稿にとっても重要な考察の材料となるので、改めて掲げたい。

第一ノ目的ト云フモノハ、台湾ノ官租地ト云フモノヲ、何時マデモ総督府ト云フヤウナ所デ小作料ヲ取ッテ居ルト云フヤウナコトハ如何ニモ面白クナイ、寧ロ是ハ台湾総督府自身ガ地主トナッテ、小作料ヲ取ルト云フヤウナ関係ヲ去ラウト云フーツノコト、モウーツハ土地政策上カラシテ之ヲ一般ニ払下ゲルト云フコトモ面白クナイ…（略）…結局内地人ノ手カラ離レテ総テノ土地ガ色々ノ人ノ手ニ獲得サレテシマフ、ソレデハ台湾統治上カラ面白クナイコトデアルカラ、寧ロ是ハ官租地ト云フ観点カラ、

一面ニハ土地政策ノ上カラ土地ヲ会社デ持ッテサウシテ土地ノ分散ヲ防ガウ、其代リニ其会社ヲシテ台湾ノ総テノ殖産方面ノ活動ヲ儼然ト致サウト云フコトカラ、此会社ノ成立ヲ、其当時——凡ソ最近マデハ台湾総督府ト致シマシテハ、台湾拓殖会社ノ立案ヲシタコトト思フノデアリマス¹⁵。

木下の説明を虚心坦懐に読めば、設立案Aの主目的が官租地¹⁶の処分にあったことがわかる。台湾総督府が官租地を厳密に管理しようとするれば、その経費は膨大となるだろう¹⁷。ところが、これを解決するために官租地を民間に払い下げた場合、その土地は、最終的に非日本人、すなわち台湾人の手に渡る可能性が高い¹⁸。台湾総督府は、これを「台湾統治上カラ面白クナイコト」と判断した。官租地の現物出資、すなわち、官租地経営の企業化は、台湾人による土地取得の回避と官租地の処分を両立するための方策であった。

一方で、「其代り」という言葉が示唆するように、会社が取り組む「殖産方面ノ活動」は、台湾総督府にとっては必ずしも優先順位の高い課題ではなかった。要するに台湾島内における開発事業は、あくまでも上述の方策を「真向ニ揚言出来サル為本島ノ産業奨励ニ藉口シタルモノ」¹⁹と理解すべきであろう。加えて、事業展開の地理的な範囲を台湾島内に事実上限定した点も注目に値する²⁰。華南・東南アジアにおける事業展開の可能性も検討されたようだが、それは将来の目標として掲げられたものにすぎない²¹。これらから勘案すれば、設立案Aは、台湾総督府にとって懸案であった官租地の経営を企業化しつつ（以下、x）、資本金の多寡によって発行額が規定される社債を通じて得た資金²²を用いて台湾島内における種々の経済開発を二次的にめざすものであった（以下、y₁）、と要

約できる。

伊沢総督は、設立案Aの実現に向けて「今回の議会に於て敗れても更に明年の議会に提出すべく、若し又明年の議会に於て敗れた場合更に明後年の議会にも提出し是非共実現すべく努力する心組」を示したという（『台湾日日新報』1925年11月21日）。ところが、翌年2月に同案は、「緊縮政策遂行の折柄政府の援助困難なる点もあり且つ諸種の関係上大蔵当局も之に反対の意を表明したので」撤回に追い込まれた（同前、1926年2月27日）²³。この過程で重要なことは、設立案Aの提起から撤回に至る約3ヶ月間にプランそのものの欠陥が示されたことである。

たとえば『台湾日日新報』は、中央政府の見解として「一、民間株式募集の困難」、「二、会社設立後の融通資金獲得の困難」、「三、東洋拓殖に因つて示されたる欠陥」が設立案Aの「実現困難な三理由」であると報じている（同前、1925年12月12日）。東洋拓殖をモデルとする国策会社の設立を根本から否定した3つ目の理由を除けば²⁴、いずれも資金調達の問題を指摘するものであった。

第1の指摘は、株式の発行を通じた資金調達に関する問題である。設立案Aに目的の1つとして掲げられた日本人移民事業は、台湾人による土地取得の可能性を排しながら官租地を処分するという台湾総督府の方針と表裏の関係にある。したがって、この案は土地所有の拡大を望む台湾人地主の利益に反する。同案の裏面にある台湾総督府の意図を正確に察知した彼らは、「本会社ノ株募集ニ…（略）…応募セサルヘシ」という態度で対応した²⁵。これは、官租地の現物出資、すなわち前述のxを事業の前提とする場合、台湾人地主からの出資が期待できないことを意味する。

第2の指摘は、社債の発行に関する問題であ

る。レポート「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」（1925年12月12日）で大蔵省銀行局は、台湾の農業部門における資金不足を認めつつ²⁶、設立案Aが目的に掲げる農業金融の実現不可能性を資金調達との関連から述べている²⁷。この問題を解決するためは、「最初数年間ハ政府ニ於テ相当ノ援助ヲ与フルノ必要」がある²⁸。事実、農業部門に低利資金を供給する役割を担っていた日本勧業銀行の資金調達は当初、政府から付与された特典である割増金付債券の発行に依存していた（伝田〔1970〕、82-83頁）。台湾総督府もまた、同行と同様に「割増付債券ノ発行ニヨリ資金ヲ得セシメントスル」意向であった。ところが大蔵省は、割増金付債券の発行は「日本勧業銀行法ニ於テノミ例外的ニ之ヲ認メタルノミニシテ特殊会社ト雖モ新ニ斯克ノ如キ特権ヲ認メントスルハ許スヘラサルコトニ属ス」と判断した。大蔵省は、特殊会社に対する特典の付与を例外的な措置と位置づけており、かつ、設立案Aを特典の付与にふさわしい例外とはみなしていなかった。かかる特典が認められなければ、y₁の遂行は難しい。これらのことから推察されるように、設立案Aは資金調達の面で重大な欠陥を抱えており、企業の存続可能性の点から見て多くの問題があるプランであった。

(2) プロトモデルの継承

注目すべきことは、かかる欠陥を抱えた設立案Aが、同案の目的とは異なる事業のために間断なく用いられたことである。具体的な事例から確認したい。

1926年9月13日から23日にかけて外務省は、東南アジアおよびインド方面における貿易拡張策を定めるために第1回南洋貿易会議を開催した²⁹。当該地域における①企業・投資、②貿易・海運、③関税・通商条約の3つを議題とし

た同会議には、外務省だけでなく、内務省、大蔵省、海軍省、農林省、商工省、通信省などの高官や関係する企業・経済団体の代表者も出席した。当該地域におけるプレゼンスの強化を目指す台湾総督府も財務局長や殖産局長を会議に派遣した（長岡 [1980]、95 頁；河原林 [2014]、97 頁）。この会議に際して台湾総督府が提出した「第一回貿易會議ニ対スル答申」（1926 年 9 月）では、「邦人企業發展ノ一大障害」の原因である「南洋ニ於ケル金融施設ノ不備」を解消するために「拓殖資金ノ供給ヲ專業トスル特殊金融機関ヲ設立シテ長期低利ノ資金ノ供給ヲ図ラシメ」ることが提起されている（以下、 y_2 ）³⁰。同年 9 月 9 日付の『台湾日日新報』に掲載された南洋拓殖株式会社案（表 1：設立案 B）は、これを具体化したものである³¹。

設立案 B は、「年七十万円の地租収入ある現物出資」＝官租地の経営 x を事業の基盤としていることから、明らかに設立案 A の基本設計を継承する類似のプランであった。とはいえ両者は、①政府の出資比率、②台湾総督府による補助金給付の有無のほか、特に③投融資の対象地域、すなわち y に顕著な差異が認められる。具体的な設立案が判然としないので表 1 には掲示しなかったが、その後に提唱された台湾拓殖銀行案（1927 年 8 月）や³²、川村竹治総督による信託会社案も同様に³³、設立案 A の x を基盤としつつ、それぞれの状況に合わせて y をカスタマイズしたものであったと推測される（Schneider [1998], p.40）。

プロトモデルとしての設立案 A は、 x ：官租地経営の企業化、 y ：内部留保、もしくは社債の発行を通じて得た資金を原資とする投融資の 2 つの因子から成り立っている。このうち、 x の本来の目的は、台湾総督府の土地政策そのものに由来するので、他の官有財産事業に代替できない。一方で y は、 x を政治的に正当化し、

その実現可能性を高めるための方途である。それゆえに y の対象は、たとえば、 y_1 ：台湾島内における農業金融、 y_2 ：東南アジアに展開する日本企業に対する投融資といった具合に政治環境の変化に応じて x の規模に関係なく弾力的に変更できる³⁴。その場合、政治的な効果を重視して y の規模を過大に設定すると、 $x < y$ が常態となって過剰投融資のリスクが高まる。そして、仮に y が不良債権化すれば、企業の収益は急速に悪化するだろう。

本稿で特に強調しておきたい問題は、梁 [1979] や Schneider [1998] が明らかにした、設立案 A から D に至るまでの連続性に関わる議論だけではなく、上記のモデルがビジネスとして成り立つことの困難がすでに広く知られていたことである。その一例として、先に触れた川村総督の信託会社案に対する『台湾日日新報』の批評がある。

拓殖会社の成立に就ては之れを半官半民とし官有地の現物出資をやるか、或は純然たる民間会社とし土地の予約払下げの形式をとるか、その何れに依つて成立したとしても此の会社の収支決算が如何になり何程の資本で如何なる事業成績を上げるか、土地の改良や開墾をやるに幾多の金子が要り此の事業を何年で完成し何年日から何程の利益が挙がるか等細目に亘つて調査してゆくと拓殖会社の創立案を幾つ作つても足らぬ程で而もソレ等の諸案は結局において所謂ソロバンの採れぬ会社となるもの、如く…（略）…英断を以て其の成立を急ぐ様な事情が発生せぬ限り拓殖会社案は依然として白紙状態にあるものと見られてゐる（『台湾日日新報』1928 年 11 月 29 日）。

プロトモデルの基本設計を構成する x と y の

アンバランスに起因する企業化の困難が的確に説明されている。台湾総督府の「御用紙」である『台湾日日新報』は、植民地行政の「代弁者」としての役割を担っていた（李 [2003]）。しかし、それでもなお、台湾総督府が提起する一連の企業化案に強い疑義を呈している。設立案Aに代表されるプロトモデルが、ビジネスとして成り立ち得ないことの証左の1つであると言えよう。

2. 台湾拓殖の設立と台湾総督府

(1) 2つの「台湾拓殖株式会社案」

台湾拓殖株式会社法（1936年6月）および同施行令（同7月）を根拠として設立された台湾拓殖は、1920年代後半から台湾総督府が議論し続けてきた馴染み深いモデルを踏襲したものであったと理解されている（Schneider [1998], p.36）。ここでは、そのプロトモデルが1935年に作成された2つの「台湾拓殖株式会社案」（表1；拓務省案／設立案C、台湾総督府案／設立案D）を経て台湾拓殖株式会社法および同施行令に結実し、企業として成立するまでの過程を次の2つのポイントに焦点を絞って考察する³⁵。

1つ目のポイントは、yに関わる問題である。1935年5月に拓務省が作成した設立案Cは、設立趣旨文の2/3を華南・東南アジアにおける海外事業の説明に割きつつ、「熱帯産業ノ開発ガ帝国ニ課セラレタル現下ノ重大使命ナルニ鑑ミ…（略）…南支南洋ニ於ケル経綸遂行ニ当ラシムルト共ニ台湾ニ対スル内地人ノ移植ニ従ハシメムトスル」ことを起業の目的とした³⁶。設立案Cのyは、海外事業の展開を主とし、台湾島内のそれを従とする同Bのy₂に近似するものであった。存在の意義を疑問視されつつあった拓務省の立場から見れば（長岡 [1980]、97頁）、台湾拓殖の設立を梃子に華南や東南アジアでブ

レゼンスを高めようとする志向は当然だといえる。平塚広義台湾総督府総務長官に設立案Cを送付した入江海平拓務次官は、台湾総督府が同案をベースとして「更ニ御考究ノ上熱帯産業調査会ニ付議セラルル」³⁷ことを期待した。

ところが、熱帯産業調査会が開催される直前に台湾総督府が作成したと思われる「台湾拓殖株式会社設立要綱」（1935年10月）は、設立の目的を「先ツ台湾ニ於テ之等ノ事業〔拓殖資金の供給および事業〕ヲ営ミ基礎ヲ鞏固ニシタル後南支南洋ニ於ケル之等事業ヲモ経営スル見込ナリ」としており、設立案Cで示されたyの主従を逆転させている³⁸。「兎ニ角株式会社ヲ造ラウ、民間ノ資本ヲ集メ様ト云フノデアリマシテ株式会社ガ出来タナラバガツチリシタモノニシテ、ヨクアル会社ヲ喰ツテ了フモノデナク堅実ナモノトシタイ」（台湾総督府 [1936]、182頁）という熱帯産業調査会における中瀬拙夫台湾総督府殖産局長の発言をも併せて考えれば、華南・東南アジアでの海外事業で予見されるさまざまなリスクを回避しつつ、相対的に低リスクの台湾島内に企業の成長基盤を置こうとする台湾総督府の意図は明白であった（梁 [1979]、215頁；久保 [1997]、219頁）。

ただし、台湾総督府が熱帯産業調査会に提出した設立案Dには、「ドノ方面ノ事ト判ツキリ地域ヲ限定サレナイノガ含蓄ガアル」として事業の展開地域が明記されていない（中瀬殖産局長；同前、表1）。設立案を審議する第2特別委員会の議論が紛糾した理由は、台湾総督府がyの内容を不鮮明にしたためであった。台湾総督府の方針に対して大谷光瑞委員は、熱帯産業調査会の趣旨との不一致を指摘した³⁹。また、台湾島内における事業の優先を示唆する岡田信委員（台湾総督府財務局長）の発言⁴⁰を受けて荻洲立兵委員は、「只今岡田委員ノ言ハレタ様ニ確實ニ設置シテ其ノ〔台湾島内の〕事業が確實

ニ行ツタ後ニ「華南・東南アジアでの事業を」ヤル、企業モ行フト云フ思想ハ少シ違フ」と批判した（同前、224頁）。とはいえ、第2特別委員会では、「サウ云フ問題ニコダハツテ居ルヨリモ早ク手近カラ始メタ方ガ宜イ」（井坂孝委員長／日本アルミニウム・東京瓦斯社長；同前）という見解が支配的で、荻洲らの意見は少数であった。最終的に取り纏められた熱帯産業調査会の答申は、華南・東南アジアにおける事業展開の可能性に触れたものの⁴¹、設立される企業の組織や事業の具体化は、台湾総督府に委ねられることになった⁴²。

(2) プロトモデルからの逸脱

以上のように、台湾総督府にとって華南・東南アジア事業の位置づけは、オプションに過ぎないものであったと本稿は考えている。設立案Dの y は、同Aの y_1 に近いもので、プロトモデルの設計思想をある意味で忠実に継承するプランであった。しかし、一方では「此点書類ノ上ニハハツキリトハ表現サレ居ラス」⁴³、華南・東南アジア事業の展開に含みを残していることにも留意する必要がある。この意図を次の事例から考えたい。

熱帯産業調査会への答申を説明するにあたって井坂委員長は、「従来此ノ種ノ決議ヲシテ答申セラレテモ実現出来ナイコトモアルノデアリマスカラ…（略）…委員会ニ採択サレタ以上ハ折角実現ヲ見ル上ニ御努力ヲ願イタイ」（台湾総督府 [1936]、292頁）と懸念している。そして、その懸念は現実のものとなった。1936年3月18日に中川健蔵台湾総督は、同9日に成立した広田弘毅内閣の拓務大臣に就いた永田秀次郎に宛てて次の電報を送付している。

台湾拓殖会社ノ件貴大臣ト大蔵大臣ト御協議ノ結果特別議会ニ提案セズトノ事ニ

応決定相成リタル趣ノ処本公司ハ南支南洋ニ対スル帝国ノ経済的發展ニ関シ台湾ノ有スル使命ヲ遂行スルガガ為必要ノ機関トシテ設クル趣旨ノ多分ニ存スル事御承知ノ通りニ有之是ガ為ニハ現下ノ情勢ニ照シー日モユルウシ難キモノ有ルノミナラズ昨年秋開催ノ熱帯産業調査会ニ於テモ熱烈ニ希望セラレタル関係モ有之時期ヲ逸セザル事肝要ナリト存セラルルニ付是非共今期議会ニ提案セラルル様格別ノ御配意相仰ギ度特ニ御願ス⁴⁴

第69回帝国議会の会期が短いことを理由として台湾拓殖株式会社法案（以下、法案）の提出は、一度は見送られたようである（『台湾日日新報』1936年3月28日）。上記は、永田および拓務省にその翻意を促す電報である。ここでは、熱帯産業調査会の答申を根拠として華南・東南アジア事業の必要性に触れる一方、台湾総督府が主眼とする台湾島内の事業には全く言及していないことに注目したい。

既述のように、 x を政治的に正当化する y の遂行は、社債の発行による資金調達を前提としている。ただし、 x や y の収益性は、証券市場で資金を容易に調達しうるほど高くはないので、社債の発行に際しては、企業信用を補完する何らかの政府特典を要する。そして、かかる特典を得るためには、商法の一部適用外を容認する何らかの法令を制定する必要があり、それを法律として成立させるためには⁴⁵、華南・東南アジアで新たな省益を求める拓務省の協力が不可欠となる。このように整理すれば、台湾総督府にとっての華南・東南アジア事業は、台湾拓殖の設立に際して拓務省を含む中央政府からの合意と協力を得るための手段、すなわち、柴田善雅が言う「戦術的配慮」（柴田 [2015]、402頁）の一部でもあったことがわかる⁴⁶。そうした

「配慮」に基づいて台湾総督府は、事業の具体的な展開地域を明示しないまま熱帯産業調査会で設立案を発表し、次いで帝国議会で法案を提出した。こうした両論併記は、同法案の y が y_1+y_2 となり、 x が賄いうる規模を大幅に超過したことを意味する⁴⁷。

この変化にいち早く気づいたのは、かつて台湾総督府に勤務し、台湾の状況を知悉していた木下信と東郷実であった。法案を審議した第69回帝国議会で木下は、 y の拡張に基づくプロトモデルからの逸脱を指摘しつつ⁴⁸、「徒ニ此南支南洋ト云フヤウナ言葉ニ幻惑サレテ、其方面ニ向ッテ大イニ活躍スルト云フヤウナコトヲ、夢ノヤウナコトヲ思ハレル」⁴⁹と批判した。また、木下と同様に衆議院議員として出席した東郷実（元台湾総督官房調査課長）も、これまでの経緯を説明しながら法案に反対した⁵⁰。議事録を注意深く読めば、熱帯産業調査会において中瀬や岡田が想定した企業化のプランと、帝国議会における木下や東郷のそれに大きな違いはないことがわかる。新旧の台湾総督府官僚の間に明確な差異があるとすれば、企業化の実現可能性を高める拓務省への「戦術的な配慮」としての両論併記を容認するか否かであった。原則論に基づいて木下は、プロトモデルへの回帰を再三迫ったが、華南・東南アジア事業で許認可の権限を得たい拓務省の立場から見れば、到底受け入れられるものではなかった（梁 [1979]、217頁；近藤 [1996]、107頁）。このようにして台湾拓殖の y は、拓務省を含む中央政府や帝国議会との政治的な交渉を契機として膨張することになったのである。

(3) 出資現物の評価

2つ目のポイントは、 x の問題である。設立案AおよびBでは2,000万円であった公称資本金は、同Cでは5,000万円に拡張され、最終的

には3,000万円となった（表1）。プロトモデルが立案された本来の目的を想起すれば、出資する現物は官租地以外の他の官有財産事業に代えることはできないが、その規模は可変的であった。

1935年1月1日の時点で台湾総督府は、113万6,701円の官租収入を得ることができる1万8,747甲の官租地のほかに約24万4,000甲の未処分官有地を普通行政地域に保有している。後者のうち、約8万8,000甲は保安林として官有を要する森林原野で、残りの約15万6,000甲は利用が決まっていない不要存置林野である（台湾総督府 [1935]、1-2頁；表4）。出資する官有地の内容を確定するために台湾総督府が実地調査を開始したのは、第69回帝国議会が開会される直前の1936年5月1日のことである。その後、6月末までに調査を終え、8月には台湾総督府官有財産評価委員会（以下、評価委員会）を開いて出資する官有地に最終的な評価を下した⁵¹。以下、1935年10月に台湾銀行が算出した推計と台湾総督府が作成した評価額との比較を通じて台湾拓殖に出資された官租地の経営に関する問題を明らかにする。

熱帯産業調査会において中瀬殖産局長は、台湾総督府が出資する現物は、「台湾ニ於ケル官租地、官有未墾ノ原野土地デ価額約一千五百万円」と述べている（台湾総督府 [1936]、180頁）。また、台湾総督府が1936年5月に作成した「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議会答弁資料」には、出資予定の現物に不要存置林野が含まれている⁵²。これらのことから、台湾総督府は官租地だけでなく、不要存置林野の一部を出資現物に組み入れる計画であったと判断できる。台湾銀行の推計は、この方針に基づいて算出されたものである（表4）⁵³。

台湾銀行は、1934年1月1日時点のデータに基づいて評価額を算出している。このデータで

表 4 台湾総督府官有地および評価

		台湾総督府 官 有 地	台 湾 銀 行 推計評価額	官有財産評価 委員会評価額
作成年付		1935 年 1 月	1935 年 10 月	1936 年 8 月
官 租 地	面積 (甲) (A)	18,747	18,521	15,042
	(内訳) 田	8,293	8,028	7,999
	畑	8,373	8,550	5,349
	養魚池	1,150	1,142	1,023
	その他	931	801	671
	官租 / 土地収入 (円) (B)	1,136,701	1,020,207	975,209
	予定収入額 (円) (C)	1,136,701	1,339,000	1,365,615
	差引純収入 (円) (D) *	...	736,000	(875,881)
	評価額 (円) (E)	...	9,813,000	15,000,000
	1 甲あたり官租 / 土地収入 (円) (A/B)	60.6	55.1	64.8
	1 甲あたり評価額 (円) (A/E)	...	529.8	997.2
不 要 存 置 林 野	表面利回り (%) (B/E)	...	10.4	6.5
	実質利回り (%) (D/E) *	...	7.5	(5.8)
	面積 (甲) (F)	約 156,000	127,995	-
	(内訳) 崙背原野ほか計 4 ケ所		3,502	
	下淡水溪浮覆地		4,400	
	その他 100 甲以上の原野		120,093	
	評価額 (円) (G)	...	4,505,000	-
	A+F (甲) (H)	...	146,516	15,042
	E+G (円) (I)	...	14,318,000	15,000,000
	H/I (円)	...	97.7	997.2

(出所) 台湾総督府内務局 [1935]；台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935 年 10 月)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0887；作成者不明「出資財産算定要領」(作成日不明)『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_02100；作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」(1935 年 8 月)同前、TDBL_03_04_2202 より作成。

(備考) * 官有財産評価委員会評価額の差引純収入に関するデータは取得できない。そこで、台湾銀行推計評価額に対する官有財産評価委員会評価額の官租地面積の比率 0.81 を台湾銀行が推計する支出額 60 万 3,000 円に乗じて官有財産評価委員会評価額の支出額を 48 万 9,734 円とし、予定収入額から差し引いて純収入を算出した。

は、台湾総督府が所有する官租地の面積は1万 8,521 甲、官租は102 万 207 円である⁵⁴。官租は、「〔金納から〕物納ニ改正スルカ或ハ現在ノ低率ナル租額ヲ或程度引上」げられることが予測されるので、前述した官租の 30% を上乗せして予定収入額を 133 万 9,000 円と見積もる。ここから諸経費や税を差し引いた 73 万 6,000 円を台湾拓殖の純収入とし、利回りを 7.5% に設定して評価額を 981 万 3,000 円と算出した。ただし、これでは政府の出資予定額 1,500 万円に満たないので、450 万 5,000 円に相当する不要存置林野 12 万 7,995 甲を加えて不足を補っている。こ

れで官租地と不要存置林野からなる官有地の評価額は、合計で 1,431 万 8,000 円ということになり、「大体総督府立案ノ一五、〇〇〇、〇〇〇 円ノ現物出資額ニ近キコトナル」というのが台湾銀行の推計であった。

一方、評価委員会に提出された台湾総督府の算定には、不要存置林野が出資現物に含まれておらず、官租地だけで 1,500 万円を賄う形となっている。第 69 回帝国議会において平塚総務長官が、出資する現物は官租地の「一万八千甲デ十分」⁵⁵と明言しているので、第 69 回帝国議会の直前に出資の方針が変更されたようであ

る⁵⁶。その算出は、以下のように行われた。

1936年1月1日の時点で台湾総督府は、1万9,830甲の官租地を保有している⁵⁷。このうち、遠隔地（台東・花蓮港・澎湖各庁）と不貸付地を除く1万8,554甲を対象として収穫量、小作料、墾地銀利子および公課などを1筆ごとに調査した。次いで、これらのデータから算出した土地純益を基準とし、利回りを9～10%と仮定して前記の官租地を1,814万7,143円と評価する。この場合、出資予定額の1,500万円を大幅に超過するので、前記の約1万8,000甲から道路、鉄道線路敷地、祠廟敷地・墳墓地、市街地および「街或ハ一庄内ノ全面積ガ比較的少ナク（大体三十甲ヲ標準ト致シタノデアリマスガ）管理上不便ト思ハルモノ」⁵⁸などを出資予定額に見合うまで除く。その結果、評価額1,500万円に相当する官租地は1万5,042甲となった。台湾総督府が出資する官租地は、台湾銀行の推計に比して約3,500甲（約20%）ほど少なくなった。

この差異は、評価基準の相違に基づく。前述したように、台湾銀行の推計では、台湾総督府が現に得ている官租収入にその30%を加算し、ここから諸経費など差し引いた額を基準として評価額を決定している。その場合、1甲あたり収入（A/B）は55.1円、同評価額（A/E）は529.8円、収入に対する表面利回り（B/E）は10.4%、収入予定額に対する実質利回り（D/E）は前掲した7.5%となる（表4）。これに対して

台湾総督府の場合、「土地価格決定ノ根本ヲ為スモノハ土地ノ収益」⁵⁹であるとする、いわゆる「土地収益主義」（汐見 [1931]、40頁）の立場を採りつつ、近隣農地の売買価格を参照しながら評価額を算出している⁶⁰。その結果、1甲あたり収入は64.8円、同評価額は997.2円となった。台湾総督府の評価額に基づく単位あたり収入は、台湾銀行の推計に比して17.7%増え、同評価額は88.2%高くなった。以上の算出を根拠として台湾総督府は、出資すべき官有地を事前の想定よりも大幅に圧縮しえた。

設立後の台湾拓殖にとって問題となるのは、台湾総督府による評価額が官租地から現に得ている収入とは無関係に決定されたことである。台湾総督府によれば、出資現物として選定された1万5,042甲の官租収入は97万5,209円であり、「出資財産額ノ9/100トシテ計算」する「貸付料ヲ増徴シ得ル見込」は136万5,615円であるという⁶¹。この数値に基づくと、表面利回りは6.5%となり、実質利回りは5.8%となる（表4）。これは、台湾拓殖による社有地経営の払込資本利益率が6%前後の水準でしかないことを意味する。以上の理解に従えば、官租地の経営は必ずしも高収益の事業ではないことがわかる。

台湾総督府が算出した評価額に見合う収入を得るためには、「民有類地ノ小作料ヨリ二割程度低減」されている官租＝小作料（注17参照）を引き上げなければならない。しかし、木下や

表5 官租地の属性別借地状況（1935年1月1日）

（単位：甲）

属 性	田	畑	その他	合 計
日本人	306 (3.7)	362 (4.4)	88 (4.8)	756 (4.1)
台湾人	7,131 (86.3)	6,617 (80.3)	1,595 (86.5)	15,342 (83.6)
製糖会社ほか法人	587 (7.1)	1,084 (13.2)	89 (4.8)	1,760 (9.6)
公共団体	237 (2.9)	177 (2.2)	72 (3.9)	487 (2.7)
合 計	8,261 (100.0)	8,240 (100.0)	1,844 (100.0)	18,345 (100.0)

（出所）作成者不明「官租地ニ関スル参考資料」（日付不明）『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』

TDBL_03_04_02100より作成。

（備考）依拠するデータが異なるため、本文中の数値とは一致しない。

樋貝詮三法制局参事官が危惧したように、小作料の大幅な引き上げは、全官租地の 80% 以上を借り受ける台湾人農民の負担を増大させることになる（表 5）。そして、台湾人を主体とする小作争議が台湾拓殖の社有地で発生すれば、日本の台湾統治を巡る政治問題に発展しかねない⁶²。かかる困難を認識しているためか、平塚総務長官や小浜清銚台湾総督府内務局長は、小作料の急激な引き上げに慎重な姿勢を示している⁶³。また、小浜内務局長は、株式会社である台湾拓殖が「収益ヲ目標」として活動することを当然視しつつ、「営利ノミヲ主眼トシテ地方〔社有地〕ノ紛糾ヲ起ス様ナコトハサセン様ニ監督シタイ」⁶⁴との意向も表明している。これは、台湾総督府が社有地の小作料改定に関与することを示唆するものである。とはいえ、「会社ガ管理致シマスナラバ」、あるいは「会社ノ方針ニモ依ルノデアリマスケレドモ」⁶⁵という小浜の言い回しから想起するように、小作料の改定とその結果責任を一義的に負うのは台湾拓殖であった。その結果、台湾総督府が算出した官租地の評価額に見合う官租＝小作料の改定は、台湾拓殖の設立後に先送りされることとなったのである。

おわりに

本稿は、梁 [1979] や Schneider [1998] に代表される豊富な既存研究の知見を踏まえつつ、1990 年代末以降に公開された新たな資料を用いて台湾拓殖の設立過程を検討してきた。その検討を進めるために本稿は、① 1920 年代中盤に策定された台湾拓殖のプロトモデルが、いかなる点で継承され、いかなる点に変更が加えられたのか、② 国策会社が事業を遂行するための組織や資金調達の仕組みを政府部門はどのようにして構築したのか、という 2 つの論点を設定

した。以下、これらの論点に即して本稿の議論を整理し、結びに代えたい。

台湾総督府が、保有する官租地を経営し続けることは容易ではなかった。経営を持続すればコストが嵩み、民間に払い下げれば台湾人地主の土地所有が拡大する。官租地の企業化 (x) は、この問題を一挙に解決しうる手段であった。ただし、台湾人地主の利益と一致しない x は、植民地政府が出資する企業の目的としては好ましくない。そこで、種々の経済開発 (y_1, y_2) が企業化の名目として付け加えられた。本稿は、1920 年代の中盤に台湾総督府が提起したプロトモデルを、以上のような x と y の 2 つの要素からなる複合企業案として把握した。

x は、台湾総督府が土地政策で抱える問題を解消するための要素である。したがって、その問題が解消されていなければ、他に代替できない。1920 年代中盤にプロトモデルが作成されてから 1936 年に台湾拓殖が設立されるまでの間に類似するプランが幾度となく提起されたが、その中核は常に x であった。その意味では、 x はプロトモデルの不変部分でもある。もう一方の要素である y には、 x の実現可能性を政治的に高める役割が期待されている。それゆえ、 y は政治環境の変化によって柔軟に変更しうる。特に 1935 年の企業化案が具体化されていく過程では、台湾総督府にとって不可欠の政治的なパートナーであり、かつステークホルダーでもある拓務省の意向を y に組み入れておく必要があった。その結果、1936 年に設立された台湾拓殖の事業内容には、台湾総督府が重視する台湾島内の事業と拓務省が展開を望む華南・東南アジア事業の 2 つが併記されることになった。ただし、このことによって y は、収益の基盤である社有地経営で賄いうる規模を大幅に超過してしまう。設立直後の台湾拓殖が直面した経営の危機は、華南・東南アジア事業に対する過大

投資に起因するが（谷ヶ城 [2010]、42-43 頁）、その発端は設計の段階で埋め込まれていたのである。

政府部門が出資する現物の規模とそこから得られる実際の収入は、国策会社の資本金と払込資本金利益率を決定する因子である。資本金が大きければ、それに比例して多くの社債を発行できる。しかし、そこから得られる収入が資本金に比して過小であれば、払込資本金利益率は低迷し、証券市場の信用は得られない。国策会社が資本市場から資金を円滑に調達するためには、政府部門がこの2つの因子を適切に調整する必要がある。

台湾拓殖の場合、当初は簿価に近い価格で現物を出資する計画であったが、実際には土地純益を評価基準とする実勢価格によって現物の評価が決定された。そのため、台湾総督府から出資される官有地は、当初の予定よりも圧縮されることになった。台湾拓殖の側から見れば、台湾総督府の判断は、払込資本金利益率を規定する出資現物の利回りを引き下げる行為であった。官租地から得られる官租、すなわち社有地からの土地収入は、従来の慣行に基づいて低い水準に抑えられたからである。小作料の改定作業は、土地を引き継いだ台湾拓殖が取り組むことになったが、その如何は深刻な政治問題に発展する可能性を孕んでいるので、台湾拓殖が自己の判断に基づいて自由に改定することはできない。このように考えれば、社有地経営の低いパフォーマンスは、台湾総督府の設計に起因すると見て差し支えないだろう⁶⁶。

以上のように、本稿は設立後の台湾拓殖が経営不振に陥った要因を政府部門の失敗にあると見て検証を加えた。1920年代中盤に提起され、その後も援用され続けたプロトモデルは、当初から資金調達の困難性を指摘されていた。また、収益性の観点から企業としての存続可能性につ

いても疑問を呈されていた。しかし、台湾総督府はこの問題の克服を試みないまま——むしろ y を拡張させ、 x を縮小することでこの矛盾を著しく増大させた——台湾拓殖を設立した。かかる矛盾は、補助金や政府特典で補填されるはずであった。前者は、かつて谷ヶ城 [2010] で詳細に論じたが、後者と資金調達の関係については、十分に触れることができなかった⁶⁷。この点が、本稿に残された今後の課題である。

参考文献

- 岡本真希子 [2008] 『植民地官僚の政治史：朝鮮・台湾総督府と帝国日本』 三元社。
- 川村竹治 [1930] 『台湾の一年』 時事研究会。
- 河原林直人 [1999] 「資料紹介 台湾拓殖株式会社 档案目録」『現代台湾研究』 17号。
- 河原林直人 [2011] 「熱帯産業調査会開催過程に観る台湾の南進構想と現実：諸官庁の錯綜する利害と認識」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』 47巻4号。
- 河原林直人 [2014] 「植民地台湾における産業政策の転換期：臨時産業調査会粗描」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』 51巻1号。
- 久保文克 [1997] 『植民地企業経営史論：「準国策会社」の実証的研究』 日本経済評論社。
- 熊本史雄 [2002] 「外交史料館所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置：拓務省関係文書を中心に」『外交史料館報』 16号。
- 近藤正己 [1996] 『総力戦と台湾：日本植民地崩壊の研究』 刀水書房。
- 財界之日本社編 [1936] 『「台湾拓殖」の出来るまで』 財界之日本社。
- 齊藤直 [2008] 「国策会社における「国策性」と「営利性」：戦時期の台湾拓殖における増資をめぐる議論の検討」『早稲田商学』 416号。
- 齊藤直 [2009] 「戦時経済下における資本市場と国策会社：台湾拓殖が直面した株式市場からの制約」『経営史学』 43巻4号。
- 齊藤直 [2010] 「台湾拓殖の社債発行と政府保証：第1回社債発行の準備過程を中心に」『日本植民地研究』 22号。
- 齊藤直 [2012] 「国策会社の概念規定と分析視角：

- 経済史・経営史研究の文脈において』『国際交流研究』14号。
- 齊藤直 [2016]「戦時期における台湾拓殖の社債発行交渉：発行条件と政府保証をめぐる」『経営史学会第11回東北ワークショップ報告資料』
- 汐見三郎 [1931]「新地租法を論ず」『経済論叢』32巻2号。
- 柴田善雅 [2015]『植民地事業持株会社論：朝鮮・南洋群島・台湾・樺太』日本経済評論社。
- 周婉窈 [2008]「従「南支南洋」調査到南方共栄圏：以台湾拓殖株式会社法属中南半島の開発為例」王世慶撰稿『台湾拓殖株式会社档案論文集』国史館台湾文献館。
- 台湾総督官房調査課編 [1927]『台湾総督府第二十九統計書』台湾総督官房調査課。
- 台湾総督府 [1930]『台湾総督府臨時産業調査会會議録』台湾総督府。
- 台湾総督府 [1935]『熱帯産業調査会答申書』台湾総督府。
- 台湾総督府 [1936]『熱帯産業調査会會議録』台湾総督府。
- 台湾総督府内務局 [1935]『官有地の管理及処分』台湾総督府内務局。
- 台湾拓殖 [1937]『第一回営業報告書』台湾拓殖。
- 台湾拓殖設立事務所 [1936]『台湾拓殖株式会社設立委員会議事録』台湾拓殖設立事務所。
- 朝鮮鉱業振興 [1942]『第四期営業報告書』。
- 朝鮮米穀市場 [1941]『株主名簿』。
- 朝鮮米穀市場 [1942]『第六期営業報告書』。
- 朝鮮マグネサイト [1942]『第七期営業報告書』。
- 朝鮮マグネサイト [1943]『第九期営業報告書』。
- 朝鮮林業開発 [1942]『第六期営業報告書』。
- 伝田功 [1970]「日本勸業銀行と債券発行：農業長期金融の展開」『彦根論叢』139/140号。
- 緒埴正 [2012]「王世慶と台湾拓殖株式会社の研究及発展」『台湾文献』63巻4期。
- 涂照彦 [1975]『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会。
- 長岡新治郎 [1980]「熱帯産業調査会開催と台湾総督府外事部の設置」『東南アジア研究』18巻3号。
- 南洋拓殖 [1943]『第十四期営業報告書』。
- 春山明哲 [2008]『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店。
- 平山勉 [2002]「『閉鎖機関関係資料』をめぐる」『日本植民地研究』14号。
- 湊照宏 [2005]「日中戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」『日本台湾学会報』7号。
- 湊照宏 [2006]「太平洋戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」『日本植民地研究』18号。
- 湊照宏 [2011]「日中戦争期における台湾拓殖会社の仏印事業」老川慶喜・須永徳武・谷ヶ城秀吉・立教大学経済学部編『植民地台湾の経済と社会』日本経済評論社。
- 谷ヶ城秀吉 [2007]「戦時経済下における国策会社の企業行動：台湾拓殖の華南占領地経営を事例に」『東アジア近代史』10号。
- 谷ヶ城秀吉 [2010]「戦時経済下における国策会社の利益確保行動：台湾拓殖を事例に」『日本植民地研究』22号。
- 山崎定雄 [1943]『特殊会社法規の研究』交通研究所。
- 李承機 [2003]「植民地新聞としての『台湾日日新報』論：「御用性」と「資本主義性」のはざま」『植民地文化研究』2号。
- 梁華璜 [1979]「『台湾拓殖株式会社』之成立經過」『国立成功大学歴史学報』6期。
- 林玉茹 [2012]『台湾拓殖株式会社の東台湾経営：国策会社と植民地の改造』（森田明・朝元照雄訳）汲古書院。
- Schneider, A. Justin [1998], The Business of Empire: The Taiwan Development Corporation and Japanese Imperialism in Taiwan, 1936-1946, Dissertation Paper to Harvard University.

¹ 本稿の執筆にあたっては、齊藤直（フェリス女学院大学）・湊照宏（大阪産業大学）の両氏から多くのご助言を賜った。記して感謝したい。なお、本稿はJSPS 科研費 16K03797 の助成を受けたものである。

² 国策性事業について齊藤は、「市場に委ねていたのでは達成し得ない低収益ないし高リスクの事業」である可能性が高いと指摘している（齊藤 [2012]、81頁）。

³ 広田弘毅外務大臣宛加藤三郎外務書記官「台湾総督府熱帯産業調査会報告書進達ノ件」（1935年11月11日）、JACAR（アジア歴史資料セン

- ター) Ref. B09040750800、各国産業状況報告
雑纂／台湾総督府依頼熱帯産業調査関係
(E.4.0.0-2) (外務省外交史料館)。
- ⁴ そのほか、台湾拓殖の設立に触れた研究として、河原林 [2011]；柴田 [2015] がある。
- ⁵ 「こうした特殊な性格をもつ台湾拓殖は一九三六年十一月、資本金三千万円で発足し、その後三回にわたる払込みと倍額増資の結果、払込資本金は四八七五万円に達し、台湾製糖または明治製糖の規模を上回った… (略) …他方、台拓債券による資金調達も三九年九月以降四回おこなわれ、合せて八〇〇〇万円の巨額に達した。台拓債券はさきにふれたように、予算外国庫負担契約による日本政府の元利払保証を得ているだけに、間接的な国家信用による資金調達とみるべきであろう。台湾拓殖はかくて国家信用を背景に、発足後数年のうちに一億を上回る資金力を備える巨大な拓殖会社に飛躍したのである」(涂 [1975]、346-347頁)。
- ⁶ たとえば、梁 [1979] や長岡 [1980] だけでなく、近年では周 [2008] と林 [2012] も涂 [1975] の理解を前提に議論を進めている。
- ⁷ 1997年に『台湾拓殖株式会社档案』(国史館台湾文献館所蔵)が公開されたのを皮切りとして、2000年代初頭には『外務省茗荷谷研究所旧蔵記録』(外務省外交史料館所蔵)と『閉鎖機関清算関係資料』(国立公文書館つくば分館所蔵)が相次いで公開された。近年では、中央研究院台湾史研究所档案館のウェブサイトから『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』(国立台湾博物館所蔵)と『台湾銀行所蔵日治時期文書』(台湾銀行所蔵)が閲覧できるようになった。台湾拓殖に関係する一次資料の利用利便性は、この20年ほどで急速に高まった。これらの資料が公開に至るまでの経緯については、河原林 [1999]；平山 [2002]；熊本 [2002] および緒 [2012] を参照されたい。
- ⁸ たとえば、齊藤 [2008] [2009] [2010] [2012]；湊 [2005] [2006] [2011]；谷ヶ城 [2007] [2010] などがある。
- ⁹ さらに言えば、そもそも台湾拓殖は、既存研究がイメージするような「巨大」ないし「超大型」の国策会社とはい言い難い。同時代における特殊会社30社の公称資本金の中央値は5,272万円、突出して資本金額の大きい日本発送電と南満洲鉄道を除いた28社の場合でも5,000万円であり、台湾拓殖の3,000万円を上回る(表2)。もちろん、柴田 [2015] が指摘するように、当時の台湾経済に対する台湾拓殖設立のインパクトの大きさについては十分に注意を払うべきだが(柴田 [2015]、400頁)、公称資本金額から判断すれば、同社の企業規模は一般的な国策会社の平均以下にすぎないことに留意すべきである。
- ¹⁰ 台湾拓殖のような低パフォーマンスの国策会社を事例とすることの意義については、齊藤 [2012] が論理的に説明しているので参照されたい。
- ¹¹ 実際に活動していた企業としては、東京に本社を置き、台湾で農場を経営した台湾拓殖会社(1913年2月創立)がある(『台湾日日新報』1909年3月6日；1913年6月29日)。そのほか、設立案では、衆議院議員の柵瀬軍之佐と中村啓次郎が「不動産ニ対シ長期低利ノ貸附」を目的として第26回帝国議会(1910年)に台湾拓殖銀行設立建議案を提出したほか、台湾拓殖興業株式会社案(池田常吉台湾銀行理事、1919年7月)、台湾拓殖興業株式会社案(提唱者不明、1921年4月)、南方金融企業株式会社案(松岡富雄台湾新聞社社長)が確認できる(「第二十六回帝国議会衆議院議事速記録」22号、1910年3月16日、422頁；台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」1935年10月、2頁、『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0087)。なお、本稿が依拠する帝国議会会議録は、国立国会図書館が提供する「帝国議会会議録検索システム」から得た。
- ¹² 「台湾総督府ノ計画ニ係ル台湾拓殖株式会社令案ニ付キ会社ノ目的及其ノ事業項目ヲ見ルニ其ノ内容極メテ東洋拓殖株式会社ニ酷似セリ… (略) …政府ノ監督、重役ニ対スル罰則ノ規定ニ付キテハ大体東拓法ト異ナル処ナキモノノ如シ」(大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」1925年12月12日、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A09050351100、昭和財政史資料5号161冊；国立公文書館)。
- ¹³ 台湾総督府の官有地252万9,565甲(1934年末現在)の内訳は以下の通り。処分済み(道

路・河川・官用地・各種保留地および予約売渡または貸渡中)：約148万2,600甲、未処分地：約104万7,000甲(台湾総督府内務局[1935]、1頁)。

¹⁴ 岡本真希子によれば、木下は台湾総督に就任した伊沢が抜擢した「移入官吏」の代表的な1人であった(岡本[2008]、342頁、881頁)。

¹⁵ 「第六十九回帝国議会衆議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録(速記)第二回」(1936年5月15日)19頁。

¹⁶ 官租地とは、通常の官有地と区別して管理する田・畑および養魚池を指し、一般的には台湾総督府の固定的収益財産として貸し付けされている(台湾総督府内務局[1935]、23頁)。

¹⁷ 1928年6月から1929年7月まで台湾総督を務めた川村竹治は、総督府による土地管理の難しさを次のように述べている。「官有や公共団体等の土地が、少くも二万町歩、賃貸料百五十万円以上に上るであらう。広大な土地と、多数の借受人であるから、人たび台帳に登録すれば、容易に変更は出来ない。借受人は多くは鞘取りで、耕作利用者は少ないから、数年分先取逃亡して、欠損となるやうなものもある。台帳から引抜いて告知書を作成し、手数料を出して公共団体に徴収させる、事務も緩慢であれば、費用も莫大だ。世間では主として米納を慣行とするのに、之等は金納にして居る。米価の変動に従って、その都度変更する事が出来ぬから、最低評価を以て換算する外ない。其れでも異常な低落に遭へば、土地を放棄して逃亡する。一時数千町歩の不能貸付地を生じ、隴畝の醜状を極め、重大なる社会問題を起したとすらある」(川村[1930]、107-108頁)。

¹⁸ 官租地の払い下げ問題に関して『台湾日日新報』は、次のように報じている。「尤も内地人に土地払下した例は沢山あり、其の土地は面積にしても価格にしても大したものであるが、その払下を受けたものは政客とか役人の縁故者とかのみで、而も是等の人々は自ら土地を開墾し耕作することを為さず単に権利を本島人に転売する状態で何等定住等のことは無かつた」(『台湾日日新報』1925年11月21日)。

¹⁹ 台湾総督府警務局長・各州知事・庁長宛古木章光新竹州知事「台湾拓殖会社設立ノ新聞記事

ニ対スル民情ノ件通報」(1925年11月21日)『伊沢多喜男関係文書』474：国立国会図書館憲政資料室所蔵。

²⁰ 「東洋拓殖株式会社ニ在リテハ朝鮮及外国ニ於ケル拓殖資金ノ供給ノ他拓殖事業ノ経営ヲ目的トスルモ台湾拓殖株式会社ニ在テハ之レヲ台湾島内ニ限局セル点ニ於テ異ナル」(前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。

²¹ 「愈々基礎が確立した時更に資本金を三千万円なり五千万円と増額し債券を発行して行けば将来は南支南洋まで充分投資する事が出来ると思ふ」(中田栄次郎台湾総督府財務局金融課長のインタビュー：『台湾日日新報』1925年11月22日)。

²² 「台湾拓殖会社の設立に一番の問題は商法の例外規程を作る事で…(略)…今度の台湾拓殖は払込資本金額の十倍まで債券を発行しやうと云ふのである…(略)…資本金二千万円の内政府出資の千二百万円は即時出資し残り八百万円の四分の一を払込資本金額は千四百万円となるその十倍即ち一億四千万円の債券を発行すれば可なり大きな仕事出来るであらう」(同前)。

²³ そのほか、台湾銀行と日本勧業銀行も設立案Aに反対したという(前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」1頁)。

²⁴ 大蔵省は、「金融及企業ノ兼営」を骨子とする設立案Aを「企業資金ノ供給ヲ円滑且潤沢ナラシメ得ル点ニ於テ非常ナル利便ヲ存ス」として一定の理解を示した。しかし、事業活動と金融の兼営は、両者の「関係頗ル密接ナリシタメ放資ニ自制ナク企業ノ経営ニ緊張味ヲ欠キ其ノタメ非常ナル失態ヲ発露」とすると懸念した。加えて、そもそも「本案ノ模範トセル東洋拓殖株式会社カ今日ノ如キ苦境ニ陥レル原因カ大正六〔1917〕年同会社法ヲ改正シテ同社ニ対シ事業兼営ヲ認メタルニ因ルコト」にあるとして東洋拓殖の事業展開のあり方に否定的な見解を示した(前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。

²⁵ 前掲、古木章光「台湾拓殖会社設立ノ新聞記事ニ対スル民情ノ件通報」。

²⁶ 「台湾ニ於テハ目下農業金融殊ニ中産以下ノ

農業者ニ対スル資金ノ供給ヲ最モ必要トスルモノ、如シ」(前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。

²⁷ 「之レ〔農業金融〕ニ充当スヘキ資金ハ之レヲ内地ニ求メサルヘカラサルナリ、然ルニ内地ニ於ケル債券発行ニ依ル長期資金ノ収入八年々比較的困難トナリ来レルノミナラス資金原価自ラ高キヲ以テ果シテ低利ニ供給シ得ヘキ不動産資金ヲ充分吸収シ得ラル、ヤ疑ナキ能ハス」(同前)。

²⁸ 以下、同前。

²⁹ 以下、外務省関税課長「第一回貿易会議議題参加者及討議事項」(1926年9月)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A09050184600、昭和財政史資料5号70冊：国立公文書館。

³⁰ 以下、台湾総督府「外務省主催 第一回貿易会議ニ対スル答申」(1926年9月)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B10073830900、第一回貿易会議一件／議題ニ関スル意見書／(甲)官庁及在外公館 (B-3-2-1-40_3_1)：外務省外交史料館。

³¹ 「伊沢総督時代に提唱された台湾拓殖会社問題を最近某々識者間に再燃すべく高唱されてゐる尤も伊沢案とも見るべき該拓殖案は大体本島開発を主としたものらしく更に進んでは南支南洋方面に手を延ばさんとするのが同案の骨子らしかつた然し最近提唱されてゐる拓殖案と云ふのは勿論本島を主体としたものだが南洋開発を即時決行する事が前拓殖案と相違する点である…(略)…伊沢氏の大体方針を踏襲せんとする? 現上山総督の手によつて或は之が実現する、や否や其辺は別問題視されてゐるのは取りも直さず南洋貿易経済会議によつて刺戟されたものらしい」(『台湾日日新報』1926年9月9日)。

³² 「右拓殖銀行の案と云ふのが大体二千万円の資本金にして各地に支店出張所を置いて先づもつて島内不動産其他に一箇年一千万円以上の貸出をする事をモットーとして財務当局に於て作つたものである」(中田栄次郎台湾総督府財務局金融課長のインタビュー；同前、1927年9月9日)。

³³ 「抑々此の拓殖会社案なるものは田〔健治郎〕総督時代に計画され創立を具体化すべく種々考案されたものであるが案そのものが法規上から

も或は会社そのもの、内容からも頗る複雑し実現を見る迄に至らず其の俾持ち越されて来た之が伊沢総督の時代に具体化を見るべく更に大いに調査研究を積んだものだが…(略)…上山総督時代にも手を附けんとした事があつたが依然として謎の俾で現〔川村〕総督にまで持ち越されたのである」(同前、1928年11月29日)；「開拓の中途にある土地関係事業、又は一般企業、或は工業財団等に対する適当な金融機関は欠けて居る。此の方面に直接又は間接活動して貰ふために、東洋拓殖会社類似の特殊会社を組織する積りであつた」(川村 [1930]、106頁)。

³⁴ 別言すれば、 y は x によって成り立つ企業ではなくとも代替が可能である。たとえば、台湾島内の不動産金融業務について1930年11月に開催された台湾総督府臨時産業調査会では、「不動産ノ資金化ハ産業開発上最モ緊要ナル事項ナルガ台湾銀行其ノ他島内銀行ハ不動産金融ニ主力ヲ注グコト困難ナル実情ニ在ルヲ以テ成ルベク日本勸業銀行ヲシテ一層業務ノ拡張ト低利融通ノ途ヲ講セスムルヲ要ス」(台湾総督府 [1930]、407頁)と決議された。また、「勸業銀行ノ支店ノ活動等ニ対シマシテ益々御発展ナサルコトヲ希望シ又外ノ金融機関とシテハ興業銀行トカ東洋拓殖ト云フヤウナモノガ台湾ニ一ツ店ヲ出シテヤツテ見ヤウト云フヤウナ考ヘガアレバ是ハ歓迎致度イ」(同前、408頁)とする意見も寄せられた。

³⁵ 紙幅の制約がある本稿では、熱帯産業調査会から第69回帝国議会を経て台湾拓殖が設立されるまでの過程で争点となった監督権の問題や台湾拓殖株式会社法の詳細を論じることはできない。これらの概要は、久保 [1997] および柴田 [2015] を参照されたい。

³⁶ 拓務省「台湾拓殖株式会社設立ノ趣旨」(1935年6月) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B06050356300、本邦会社関係雑件／台湾拓殖株式会社 (E112)：外務省外交史料館。

³⁷ 平塚広義台湾総督府総務長官宛入江海平拓務次官「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935年6月21日) 同前。

³⁸ 作成者不明「台湾拓殖株式会社設立要綱」(1935年10月)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05343_0887。

³⁹ 「会社ノ事業ニ此ノ熱帯産業調査会ニ云フ海外発展ノ程度ガ何割含マレテ居ルカ、島内ノ産業振興ガ何割含マレテ居ルカ、ソコノ所ガモウ少シ判ツキリシナイト、言ヒ換ヘレバ此ノ委員会ガ議スベキ範囲内ノモノカ議スベカラザル範囲内ノモノデアルカ海外発展ニ付議スベキ範囲ニ就イテ区画的、地理的ノ南支南洋ノ必要ハ御座イマスマイガ、島外島内ト云フ程度迄位ハ区分ヲ明確ニシテ戴キタイト思ヒマス」(台湾総督府 [1936]、183頁)。

⁴⁰ 「会社ヲ設立スルナラバ直ニ調査研究ヲ南支南洋ニ就テスベキデアリ、然シナガラ実際会社ノ力カラ云フト無理ガアルカラ其ノ点ニ就テハ主トシテ台湾ニ於テカラ養フベキデ、宜イモノニハ力ノ許ス限りヤツテ宜シイ」(同前、220頁)。

⁴¹ 「海外発展、南洋進出ガ我国策タル以上其地ニ於ケル拓殖、移民ノ健全ナル発展ノ為ニ適当ナル拓殖機関乃至ハ金融機関ヲ設クルコトハ当然ト謂ハザルヲ得ナイ」(同前、305頁)。

⁴² 「会社ノ内容、斯ウ云フ会社ハ其ノ機構運用ニ就イテハ総督府ハ之ニ順応スルモノヲ考ヘテ貫ヒタイト云フコトデ速ニ実現シテ戴キタイト云フコトガ委員会ノ希望デ内容ニハ触レマセヌ」(井坂孝第2特別委員会委員長；同前、222-223頁)。

⁴³ 作成者不明「総督府案台湾拓殖会社設立計画ニ就テ」(日付不明)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0887。この資料の作成者および作成日付は明らかではない。しかし、文書中に「総督府トシテハ右海外投資業務ノ必要性ニ付テハ先般ノ熱帯産業調査会答申…(略)…ヲ採用セントスルモノノ如シ」とする記述が確認できることから、熱帯産業調査会が開催された1935年10月以降に台湾銀行内で作成されたものと判断できる。

⁴⁴ 永田秀次郎拓務大臣宛中川健蔵台湾総督電報(1936年3月18日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B06050356300、本邦会社関係雑件／台湾拓殖株式会社 (E112)：外務省外交史料館。

⁴⁵ 会社の設立だけを目的とするならば、帝国議会での協賛を要する法律ではなく、台湾総督がその管轄区域に限りて施行しうる律令を根拠法

令とすることも可能である。事実、帝国議会への法案提出が見送られると、台湾総督府は律令による会社設立の可能性を探ったようである(『台湾日日新報(夕刊)』1936年3月21日)。ただし、法三号が成立した1922年以降は、一部の特殊事情を除けば内地法の延長規定が原則となったことに留意する必要がある(春山[2008]、213-214頁)。政府委員として第69回帝国議会の台湾拓殖株式会社法案外一件委員会に出席した北島謙次郎拓務省殖産局長は、この点を意識して「斯ウ云フ台湾拓殖株式会社法ト云フモノヲ拵ヘマス際ニハ、自ラ商法ノ例外規定ナンカモ多少拵ヘナケレバナラス関係モアリマスノデ、ソレハドウシテモヤハリ法律ヲ以テ規定シナイト、現在ノ立法形式上台湾ニ付テハ已ムヲ得ナイ、ドウシテモ法律デヤラナケレバナラスト云フコトニナツテ居リマス」と答弁している(「第六十九回帝国議会衆議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録(速記)第三回」1936年5月18日、14頁)。

⁴⁶ 一方で台湾総督府は、帝国議会での質疑に向けて準備した想定問答集で、「本法案ニハ何故ニ会社ノ営業地域ニ付規定セサルヤ」との設問に対し、「台湾ニ付テハ其ノ名称ガ台湾拓殖株式会社ナルコトニ依リ特ニ規定スルノ要ナク又南支南洋ニ付テハ近來南支南洋各地方共ニ日本ノ南方発展ニ付極メテ警戒的態度ヲ採リツツアル際ナルヲ以テ本会社自体ノ活動ニ便セシムル為特ニ其ノ地域ヲ限定セズ」と記している(台湾総督府「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議会議答資料」1936年5月、『台湾拓殖株式会社檔案』33)。このうちの特に後者は、台湾拓殖が華南や東南アジアで活動することによって生じうる国際関係上の軋轢を憂慮する外務省に対する配慮だと言える。

⁴⁷ 「[台湾と華南・東南アジアの] ドチヲ重キヲ置クト云ヘバ双方ニ重キヲ置クト申上ゲルノ外ハナイカト思ッテ居リマス」(永田秀次郎拓務大臣の答弁；「第六十九回帝国議会貴族院台湾拓殖株式会社法案特別委員会議事速記録第一号」1936年5月23日、5頁)。

⁴⁸ 「[華南・東南アジアで] 万一仕事ガアルト致シマスレバ、私ハ相当ニ大キナ資本、大キナ力ガ後ロニ備ハラナケレバナラス、然ルニ此ノ会

社ノ如ク僅ニ三千万円ノ資本金デアリ、又債券ノ発行ト合セテ一億円位ノ金デアリマシテ、之ヲ台湾ノ方面ニモ使ヒ、南支、南洋方面ニ使フト云フヤウニ致シマシテモ、何程資本ノ投下ガ出来マセウ」；「台湾総督府ノ此会社ニ対スル意思ト云フモノハ全ク抛擲サレテ、サウシテ寧ロ、先程拓務大臣ノ御話ノヤウナ方針ニ相成ツト云フコトハ、私洵ニ驚クノ外ハナイ」（前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」18-19頁）。

⁴⁹ 同前、19頁。

⁵⁰ 「第一ニ台湾拓殖ト云フモノヲ作りタイト云フヤウナ企テヲシテ居ッタヤウナ人ハ、最近ニ始マツコトデハナク、私達が台湾在職当時、十数年前以来時々目論ミガサレテ居リマス、而シテ其内容ハ此法案ニモアルヤウニ、台湾総督府ノ持ッテ居ル官租地ヲ獲得スル、サウシテ拓殖事業ヲシヨウ、斯ウ云ツタ計画デアッタノデアリマスガ、私共ハ其当時台湾総督府ノ農政ノ事務ヲ担任シ、又南支、南洋ニ関スル施設ノ事務ヲ担任シマシタ立場カラ見マシテ、色々ノ点ニ於テ疑問ヲ持ッテ居リマス、サウ云フモノノ制定ハ必シモ必要デハナイ、殊ニ南支、南洋ニ対スル国策ノ遂行ヲスルト云ツタヤウナ重大ナ使命ヲ持ッテ居ル会社ト致シテハ、モット大キナ規模デアラナケレバイケナイ、使命徒ニ大キクシテ力ニ足ラザルヤウナモノヲ作ッテ、サウ云フ発展シ掛ツタ、南方ノ平和的ナ経済的ナ吾々同胞ノ発展ヲ阻止スルヤウナ結果ニナツテハイケナイト云フヤウナ意味デ、ドチラカト云フト反対ノ意見ヲ持ッテ居ッテ居ッター人デアリマス」（同前、37頁）。

⁵¹ 中瀬拙夫台湾総督府殖産局長宛須田一二三台湾総督府殖産局商工課長電報（1936年7月13日）『台湾拓殖株式会社档案』41；「台湾官有財産評価委員会開催期日決定ノ件」（1936年7月27日）同前；作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員會議事録」（1935年8月10日）『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_2202。

⁵² 前掲、台湾総督府「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議答弁資料」。

⁵³ 「新会社設立ニ当リ督府ヨリノ現物出資ノ対

象トナルヘキ土地ハ官租地全部ト官有地中未処分タル不要存置林野ノ一部ナルヘシ」（前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」）。

⁵⁴ 以下、同前。

⁵⁵ 前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」29頁）。

⁵⁶ 本稿には、その理由を明らかにしうる材料がない。台湾銀行が、「官有地ノ大部分ハ既ニ本島人カ無斷開墾ヲ為シ居リ土地ヲ占拠セルヲ以テ官有地カ会社ニ出資セラレ其所有ニ帰スル以上従来ノ無斷開墾者ヲ排除スルコトトナルニ付一種ノ社会問題トナル」（前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」）と危惧したことを想起すれば、無斷開墾者を排除しなければならないという政治的な困難の回避を意図した可能性が高い。

⁵⁷ 以下、前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員會議事録」。

⁵⁸ 以下、同前。

⁵⁹ 同前。

⁶⁰ 「地租調査ハ収益ヲ調べマシテ…（略）…賃貸価格ヲ見出シマシテ何レモ自作収益ヤ賃貸価格ヲ基ニシテ等則ヲ編成致シマシタノデアリマス。所ガ今度ノ調査ハ売買価格ヲ見出ス、算出スルト云フコトガ基本ニナツテ居リマス」（同前）。

⁶¹ 以下、作成者不明「仮設質疑応答集」（日付不明）178頁、『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_02201。

⁶² 「此官租地ヲ会社ニ提供シタ後ニ於キマシテ、会社ハ収入ヲ増加スルト云フ其事バカリ考ヘテ、非常ニ小作料ノ増加ヲスルト云フヤウナコトガアリマシタナラバ、是ハ洵ニ統治ノ上カラ遺憾ニ思フノデアリマス、ヤハリ異民族統治ト云フモノハ信ヲ得ルト云フコトガ根本デアルト思ヒマス」（木下信衆議院議員；前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」24頁）；「借地料ヲ上ゲル様ナ場合ニ内地其ノ他デ起コリマスガ必ズ小作争議的ナコトナノデスガ、サウ云フ様ナコトヲ将来起スコトガ多クアリハシナイカト云フコトヲ憂ヘテ居ル…（略）…官租地調べヲ拝

見致シマスルト云フト大部分ト云フモノハ本島人ガ小作シテ居ル様デスガ、サウ致シマスルトサウ云フ小作争議的ナコトガ起ルカ起ランカト云フコトハ台湾ノ統治ノ上カラ行キマシテモ余程重要性ヲ持タシテ考ヘナケレバナランカト思ツテ居マス」(樋貝詮三法務局参事官；前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」)。

⁶³ 「先ヅ大体ニ於テ無理ノナイヤウニ致シマシテ、小作ノ争ヲ惹起スルヤウナコトノナイヤウニ、農民ニ苛酷ナル取扱ノナイヤウニ致シタイ」(平塚広義台湾総督府総務長官；「第六十九回帝国議会衆議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録(速記) 第二回」24頁)；「急激ニ今直グ非常ナ小作料ヲ上ゲルト云フコトハ事実上出来ナイノデハナイカ、依ツテ会社ガ小作料

契約——所謂贖耕契約シマスニ付キマシテモ、当分ノ間ハ余リ急激ナ変化ノナイ程度ノ小作料ヲ徴収スル外ナイノデハナイカト斯ウ考ヘマス」(小浜浄鈺台湾総督府内務局長；前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」)。

⁶⁴ 前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」。

⁶⁵ 同前。

⁶⁶ 台湾拓殖の社有地経営については、谷ヶ城[2010]を参照されたい。

⁶⁷ 第1回社債発行時における台湾総督府および日本興業銀行と台湾拓殖の予備交渉については齊藤[2010]、本交渉については齊藤[2016]がある。

新しいマルクス経済学の教科書プラン¹

相田 慎一

吉田 雅明

はじめに

経済学教育の参照基準（正式には「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経済学分野」）策定をめぐることは、L. ロビンズ由来の定義を引きつつ新古典派経済学を標準として初年次経済学教育を体系化しようという素案²に対して、数多くの経済学会より異論が出され、最終稿では経済学における多様性の重要さに配慮した表現が盛り込まれることとなった³。

変動する経済社会を捉える力を持ち、異文化背景を持つ人々ともコミュニケーションをとることができる学生を育てるために、また、将来の経済学を構想しうる人材を育てるためにも、現在優勢なディシプリンを集中的に教えることは必ずしも適切ではない。経済社会認識のフレームワークそのものについて考察することが広く行われなくなれば、やがて1つの経済学が思考制度として固着してしまい、状況を「経済学」的に解釈できても、事態と正面から向き合うことがなくなるし、それは社会のあり方そのものを問う社会科学としての活力を失わせてしまうからである。学問の根幹にかかわる部分での多様性を保持すること、学問の基盤そのものについて議論できる環境を残すことは、学生が学び始める出発点においてこそ重要な意味を持つ。この点、大学教育において「マルクス経済学」と「近代経済学」が並列で教えられてきた日本の大学教育事情は、経済学の多様性の土壌

を保持するために有効に働いてきたのではないだろうか。

とはいえ、ただ多様性を保持すれば十分なわけではない。それが将来の経済学のための豊かな土壌として効果を発揮するには、新古典派経済学に十全に対抗しうる別個の経済学体系が育っているか、少なくとも育ちうる環境があることが示されていなければならない⁴。そのためにも、一方の拠点であるべきマルクス経済学が、十全に一貫性のある現代の経済理論として整備されていることが重要である。そこで本稿は、（筆者たちからみて）マルクス経済学の構成上の不備と思われる点をクリアする体系整理案を提示し、これを学部1・2年次想定 of 教科書プランのかたちで示そうと思う。ただし、教科書「原稿」ではなく「プラン」なので、体系整理案としては明確であることを目指したが、省略したり工事中の箇所が多々ある点はお許しいただきたい。

はじめに、本稿がマルクス経済学の教えられ方にどのような不足を感じているのか、それをどういう方針で改めようというのか、簡単に述べておこう。

まず、マルクス経済学において、経済社会を捉える際の基礎理論の位置⁵に置かれているのは再生産理論であるということを本稿作業の大前提とする。

もし『資本論』の構成を反映して「マルクス経済学」が教えられるならば、再生産理論は、価値形態論、労働価値説、資本循環論、再生産

表式、転形手続きの説明を経てようやく取り扱われるため、あまりに前段が長すぎるし、それを理論的に十分に展開し、経済分析に活用する前に時間切れになるという講義編成上の問題がある。併せて、価値形態論から再生産表式に至るまでの部分が労働価値ベースで行われるため、結果としてそこで行われている膨大な議論が経済システムの基本モデルとしての再生産モデルに適切にリンクされていないという説明論理上の問題がある。そこで、再生産モデルを最初いきちんと提示し、すべての議論をこのモデルに基礎づけようというのが本稿の基本的な考え方である。

すべての議論というのは、思想、歴史に関するものも含む。価値形態論から始まる貨幣論、疎外論、物象化論をはじめ、マルクス経済学で論じられる社会に関する深い考察はそれ自体魅力的なのだが、再生産論とのつながりが明示されないままでは、譬え話の域を踏み出せない。そこで本稿は上記のように展開した再生産論とのつながりを明確にしたうえで、これらの問題を捉えなおす。

加えて、再生産モデルは再生産が行われている状態を前提に議論を展開するために、そもそも再生産条件はどのような経済活動によって満たされるのか、それを支える過程が十全に明らかにされていない。そのため、資本の循環過程の議論と経済システムの基本モデルとの関係は曖昧なままに置かれている。そこでこの過程を明示し、マルクス経済学に適合的なミクロ的基礎付けを与えることによって上記方針を貫きたい。

教科書プランの目次

1. 再生産という考え方－経済学の歴史の中で
2. 商品による商品の生産－再生産する社会の仕組みを捉える基本モデル

3. 産業連関分析と再生産理論との間
4. 再生産系を支えている過程－人々の行動モデル
5. 思想・歴史・貨幣

1. 再生産という考え方

私たちの暮らしている社会はどのような仕組みをもち、どのような振舞いをするものなのだろうか。そしてその中で生きている私たち自身はどのような存在なのだろうか。経済学はこの問いに対して、大まかに言って2つのアプローチを提示してきた。1つは、合理的に選択を行う存在としての私たちが競争する環境の中で作り上げているのが私たちの社会だ、というアプローチであり、もう1つが本稿で取り上げる「再生産」というアプローチである。

再生産論というものの見方は、「私たちの社会は昨日もあったし、今日も動いている。そして明日もたぶん続いているだろう。ときにぐらいついたりするけれど、基本的には安定的に続いているように見える。だとすれば、その存続の条件とはどういうものだろうか」という問いを出発点とする。私たちの社会は日々商品を生産し、消費して動いているが、自動車を思えばわかるように、自動車という商品は様々な部品という商品と、人々の労働によって生産されている。自動車部品もまたその構成部品となる商品と、人々の労働によって生産されている。このような観点から私たちの社会を捉えた1つの頂点となる書物の名前が『商品による商品の生産』（P.スラッファ、1960）である。また再生産論という視点を製品・部品となるふつうの商品に限らずに、労働力を提供する労働者という階級、さらに、会社を経営する資本家という階

級という構成メンバーにまで拡張、これらはどのように再生産されるのか考察を行った記念碑的書物が『資本論』(K.マルクス)である。

では、この再生産論を提示するところからはじめよう。

2. 商品による商品の生産 — 再生産という視点から経済社会を捉えてみる

2.1 再生産モデルとは

では、社会の再生産とはどういうことかシンブルなケースで説明してみよう。

仮想的に農業産品と工業産品の2種類の商品を生産している社会を考えてみよう。

商品種類		農業		工業
農業	X_1 単位	← A_{11} 単位		A_{12} 単位
工業	X_2 単位	← A_{21} 単位		A_{22} 単位

労働投入はどうなっているの?と思うだろうが、労働者に労働の対価として支払われ、労働者がこの社会で暮らしていくために消費する農業産品および工業産品の分量も、上の投入の中に含まれているものと考えておいてもらいたい。表の1行目(ヨコ)の農業産品および工業産品の投入量には、農業産品を生産する部門で働く人々の生きていくために消費する分も含まれている。

さて、ここで次のように考えるのが再生産論の最初の一歩だ。

この社会が上のような生産を維持してきてこれからも続けていけそうだとしたら、商品の価格はどのように決まっているのだろうか

「この社会が上のような生産を維持してきてこれからも続けていける」ためには、投入される農業産品と工業産品のそれぞれの量以上にそれぞれの商品が生産されるのでなければいけない。農業産品の投入量は先ほどの表の農業のところをタテに足し合わせた($A_{11} + A_{21}$)になり、工業産品の投入量は工業のところをタテに足し合わせた($A_{12} + A_{22}$)になるので、このシステムが続いていけるためには、

$$X_1 \geq A_{11} + A_{21}$$

$$X_2 \geq A_{12} + A_{22}$$

が成立しなければならない。この「再生産可能性条件」は満たされているものとして以下の考察を続ける。

まず、ここで同じ商品はすべて同じ価格で取引されるという、「一物一価の想定」をおき、農業産品と工業産品の価格をそれぞれ p_1 、 p_2 とする。そのうえで、次の2つの場合を考えよう。(1) 2つの不等式がいずれも等号で満たされている場合と(2) いずれか少なくとも一方が不等号で満たされている場合である。

(1) の場合は次の式が満たされることになる。

$$X_1 p_1 = A_{11} p_1 + A_{12} p_2$$

$$X_2 p_2 = A_{21} p_1 + A_{22} p_2$$

1つめの式から、 $(X_1 - A_{11}) p_1 = A_{12} p_2$ となるので、 $p_1 : p_2 = A_{12} : X_1 - A_{11}$ という価格比の条件が求められる。なお、2つの未知数に対して2本の方程式があるのだから、価格比だけではなく p_1 、 p_2 それぞれの値が求まりそうに見える($p_1 = p_2 = 0$ となりそうに思える)かもしれない。しかし、剰余生産物がないケースであるために、 $X_2 = A_{12} + A_{22}$ 、 $X_1 = A_{11} + A_{21}$ という関係があるため、2本の方程式は独立ではない。2本目の式からを変形すると、 $(X_2 - A_{22}) p_2 = A_{21} p_1$ となるので、 $p_1 : p_2 = X_2 - A_{22} : A_{21}$ が得

られるが、 $X_2 - A_{22} = A_{12}$ であり、 $A_{21} = X_1 - A_{11}$ となるため、やはり同じ価格比が得られるのである。

つまり、このシステムが維持されるためには、このような価格比になるように農業産品と工業産品が取引されていることが必要である、ということになる。

つぎに、(2) の場合はどうなるかという、先に考えておかなければならないことは剰余生産物の分配のされ方である。生産設備そのものを所有しているなどの事情で生産についての基本的な事項を決定することができる立場にいる人々を「資本家」とよび、彼らは剰余生産物を受け取ることができるでしょう。それ以外の人々を「労働者」で、剰余生産物の分配には与らず、生産工程で雇われてその労働の対価としてこの社会で暮らしていけるだけの商品を購入するための賃金を受け取るものとしよう。これはマルクスが『資本論』で想定した分配のあり方である。まずはこの場合から考えよう。なお、この労働者の受け取る、生活を維持するために必要な賃金部分というのは (1) の場合でもす

でに考慮済みである。

さて、2つの商品生産部門で売上が費用を上回る率、利潤率をそれぞれ r_1 、 r_2 とすれば次の式が得られる。

$$X_1 p_1 = (1 + r_1) (A_{11} p_1 + A_{12} p_2)$$

$$X_2 p_2 = (1 + r_2) (A_{21} p_1 + A_{22} p_2)$$

ここで再生産モデルでは次のように続けて考える。もし r_1 より r_2 が大きかったら、どうせ資本家をするならば工業産品を生産する部門で活動した方がより大きな利潤が得られるのだから、可能ならば工業産品生産部門に移るだろう。そうなれば次第に農業産品の生産量は減り、工業産品の生産量が増えることになる。

ここで話を再生産可能条件のところまで戻す。ここまでは前提しなかったことだが、農業産品、工業産品の生産量が変わっても、それに対する投入産品の量の比は変わらないとして話を進める。つまり、 X_1 の大きさが変わってもそれに対する A_{11} 、 A_{12} の比が変わらず、 X_2 の大きさが変わってもそれに対する A_{21} 、 A_{22} の比が変わらないという、産出に対する投入係数が一定という想定をおく。 $a_{11} = A_{11}/X_1$ 、 $a_{12} = A_{12}/X_1$ 、 $a_{21} =$

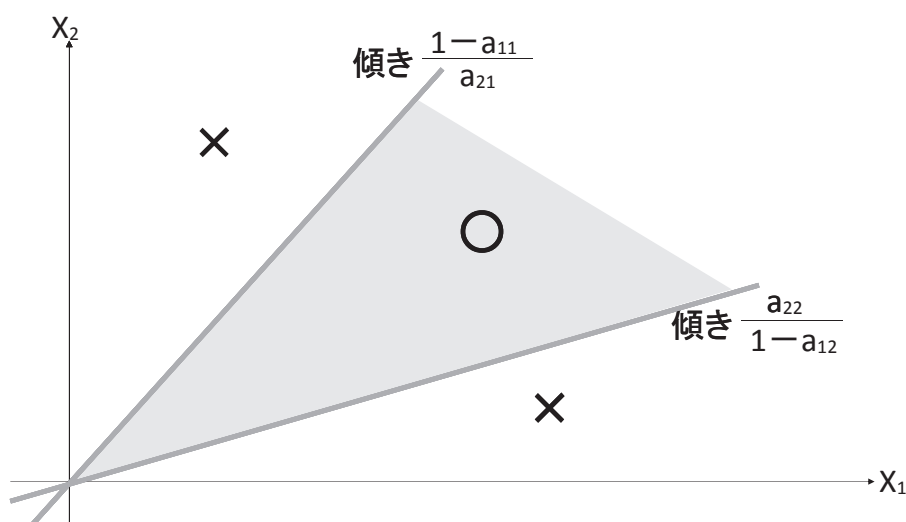


図 1

$$A_{21}/X_2, a_{22} = A_{22}/X_2$$

が X_1 、 X_2 の大きさが変わっても一定に保たれるとするのである。すると再生産可能性条件は、

$$X_1 \geq a_{11}X_1 + a_{21}X_2$$

$$X_2 \geq a_{12}X_1 + a_{22}X_2$$

と書きなおすことができるので

$$(1 - a_{11}) X_1 \geq a_{21}X_2$$

$$(1 - a_{22}) X_2 \geq a_{12}X_1$$

これによって、

$$(1 - a_{11}) / a_{21} \geq X_2/X_1 \geq a_{12} / (1 - a_{22})$$

となることから、再生産可能性条件が満たされているといっても、農業産品と工業産品の生産量の比 X_2/X_1 が、図 1 の第 1 象限で 2 つの直線で挟まれた範囲 (○をつけた部分) でなければ生産を維持できないことがわかる。

ということで、農業産品の生産が減って工業産品の生産が増えていけば、やがてその生産量の比が○の領域の上側に飛び出してしまうので、この生産システムは維持できなくなることがわかる。逆に r_2 より r_1 が大きかったら、この逆のことが起こり、生産量の比は下側の×の領域へと飛び出してしまうからやはり生産システムは維持できなくなる。つまり、このシステムがずっと維持できているのなら $r_1 = r_2$ でなければならないことになるから、この共通の利潤率を r とすれば先ほどの式は次のように改められる。

$$X_1 p_1 = (1 + r) (A_{11} p_1 + A_{12} p_2)$$

$$X_2 p_2 = (1 + r) (A_{21} p_1 + A_{22} p_2)$$

ここで未知数は、価格に関しては先ほど同様に相対価格が求められればよいとして p_1/p_2 の 1 個、そして r を合わせて 2 個ということになるが、今度は独立な方程式が 2 本あるため、これらは求められる。

練習問題 1

次のような 2 商品によって 2 商品を再生産し

ている社会があって、持続していたとしよう。各生産部門で働く人たちが暮らしていくために消費する商品の分は投入商品に含まれているものとする。このとき、商品の相対価格と利潤率を求めよ。

					農業		工業
農業	575	←	280	+	12		
工業	20	←	120	+	8		

解答例

相対価格を求めればよいので、 $p_1 = 1$ 、 $p_2/p_1 = p$ として方程式を立ててみると

$$575 = (1+r) (280 + 12p) \quad ①$$

$$20p = (1+r) (120 + 8p) \quad ②$$

式①より $1+r = 575 / (280 + 12p)$ ③なので、これを②に代入して、 $20p (280 + 12p) = 575 (120 + 8p)$ より整理すると、 p についての 2 次方程式 $6p^2 + 25p - 1725 = 0$ を得るから、因数分解して $(6p + 115) (p - 15) = 0$ 、このうちの正の解 $p = 15$ が求める工業産品の相対価格であり、これを③に代入すれば $r = 1/4$ が求められる。これはスラッフアの鉄と小麦の数値例を使っている。片方の生産部門の剰余生産物がゼロであっても正の共通利潤率が得られるところが面白い。

さて、ここまで労働者は剰余生産物の分配にはさっぱり与らないという想定できたが、こういうシステムにはかなりまずいところがある。この生産システムにかかわる人々を資本家と労働者に分けたように、これは「資本主義」経済を念頭に置いている。資本主義経済というのはまさに私たちが暮らしているこの世界のことが、数の上で多数を占めている労働者がなんとか暮らしていけるだけの賃金しか受け取っていない一方で、生産力がどんどん高くなっていく状態が続けば、せっかく商品が豊富に生産され

るようになって、それを買う人が限られていては販路も限られ、早晚行き詰ってしまう。つまり、マルクスが指摘したように恐慌の大きな可能性を抱え込んでいるのだ。恐慌を回避するためにも剰余の再分配政策が重要となるわけだが、そこで以下では、労働者も剰余生産物の分配に与るケースを考えよう。

農業産品と工業産品のそれぞれの生産部門での労働投入量を明示的に捉えることにし、それぞれ ℓ_1 、 ℓ_2 とする。これらの労働 1 単位当たり（生活維持に最低限必要な部分をを超えて）剰余から支払われる賃金率を w とすれば次の式を得る。

$$X_1 p_1 = (1 + r) (A_{11} p_1 + A_{12} p_2) + w \ell_1$$

$$X_2 p_2 = (1 + r) (A_{21} p_1 + A_{22} p_2) + w \ell_2$$

こうなると先ほどと比べて w の分、未知数が 1 つ増えているので、3 個の未知数（相対価格、 r 、 w ）に対し、方程式は 2 本であるからこのままでは解くことはできない。そこで、剰余のうちのどれだけの割合が分配されるかは、その社会での人々の間の力関係、歴史的経緯、文化的背景を反映して決まるものと考え、 w はモデルの外部から与えられるものとすれば、この場合も相対価格と利潤率を求めることができる。

練習問題 2

次のような 2 商品によって 2 商品を再生産している社会があって、持続していたとしよう。各生産部門で働く人たちが暮らしていくために消費する商品の分は投入商品に含まれているものとする。労働 1 単位につき、農業産品の価格を 1 としたとき 5 の剰余賃金が支払われる。このとき、商品の相対価格と利潤率を求めよ。

農業 工業 労働

$$\text{農業} \quad 5 \quad 7 \quad 5 \quad \leftarrow \quad 2 \quad 8 \quad 0 \quad + \quad 1 \quad 2 \quad + \quad 1 \quad 9$$

$$\text{工業} \quad 3 \quad 0 \quad \leftarrow \quad 1 \quad 2 \quad 0 \quad + \quad 8 \quad + \quad 1 \quad 2$$

解答例

農業産品の価格を 1 としたときの工業産品の価格を p 、共通利潤率を r とすると、

$$575 = (1 + r) (280 + 12p) + 19 \times 5$$

$$30p = (1 + r) (120 + 8p) + 12 \times 5$$

となる。1 つめの式から $(1 + r) = (575 - 95) / (280 + 12p)$ となるので、これを 2 つめの式に代入すると、 $30p = (120 + 8p) (575 - 95) / (280 + 12p) + 12 \times 5$ 、これを整理すると p についての二次方程式、 $3p^2 + 32p - 620 = 0$ となるので、因数分解して $(3p + 62)(p - 10) = 0$ より、正となる解を求めれば $p = 10$ を得る。これより $r = 0.2$ となる。

ここで r と w の関係について少し考察しておこう。練習問題 2 では初めに $w = 5$ と与えておいたが、 w の値は剰余のすべてが労働者に分配されるとき、すなわち、 $r = 0$ となるときに最大となるはずである。このときの w の値を W としてこれを求めてみれば、

$$575 = (280 + 12p) + 19 \times W$$

$$30p = (120 + 8p) + 12 \times W$$

より、 $W = 2525/281 \div 9$ である。逆に r の値が最大となるのは剰余のすべてが利潤として資本化に分配されるときであるから、 $W=0$ としてそのときの r （これを R とする）を求めれば、

$$575 = (1 + R) (280 + 12p)$$

$$30p = (1 + R) (120 + 8p)$$

より、 $R \div 0.96$ となる。

（ここで R と W との間で r は w の単調減少関数になることの説明を入れる）

なお、もしここで剰余のすべてが労働者に与えられるケース、すなわち $r = 0$ という場合を考えるならば p_1 、 p_2 は次の式によって与えられる。

$$575p_1 = (280p_1 + 12p_2) + 19 \times W$$

$$30p_2 = (120p_1 + 8p_2) + 12 \times W$$

ここで労働 1 単位価格 W をニューメレールにとるならば、 p_1 、 p_2 は、それぞれの商品の生産にどれだけの労働が直接・間接的に投下されたかを求める次の式の解と同じになる。

$$575v_1 = 280v_1 + 12v_2 + 19$$

$$30v_2 = 120v_1 + 8v_2 + 12$$

つまり、労働価値 (v_1 、 v_2) 通りの商品取引は、剰余がすべて労働者に分配される再生産系の価格ということになる。

ところで、剰余のすべてが労働者に分配される社会とはどのような社会だろうか。生産手段を準備し所有していることに対して報酬は支払われないので、様々な資本設備は個人によって積極的に提供されることはなく、国家などの手で計画的に整備される必要が生じるだろう。この場合、生産の変動に伴う雇用の変動（リストラなど）は生じにくくなるはずだが、社会システムにマッチした生産を行うための情報を集め、適切な計画を立てるだけの能力を人間社会は持ちうるのかという問題が生じる。この点については、歴史を扱う節で改めて触れることにしよう。

さて、ここまでは、スラッファ『商品による商品の生産』の第1章から第3章に従って、再生産理論の骨子を見てきた。これは実際の統計データでみるとどうなっているのだろうか。次節では産業連関表とそれに基づいた産業連関分析を紹介する。

3. 産業連関表

次の表 1（コンパクトではないので本稿では省略）を見てもらいたい。これは総務省統計局のウェブサイト⁶で公表されている日本の 2011 年度の経済活動をまとめた表である⁷。読みにくいかもしれないが、この表では日本で経済活動を行っている主体を「産業」という分類で大括りしている。表をタテに読んでいけば、その産業ごとに、その生産のための原料としてどの産業からどれだけの額の生産物を購入したか、雇用者にどれだけの給与を支払ったか、そしてどれだけの「利益」をあげたのかがわかるようになっている。表を横に読んでいけば、それぞれの産業の生産物が、どの産業にどれだけ原料として買われていったのか、そして最終的な消費や設備投資などのためにどれだけ国内および外国に買われたのか、がわかる。この表は産業連関表とか取引表と呼ばれる。

前節では 1 国の産業を「農業」「工業」の 2 部門として説明してきたが、複数の部門の取引額を 1 つの部門とみなして足し合わせていけば表 1 も、「どちらかといえば農業関連」（便宜的に農業とした）「どちらかといえば工業関連」（こちらは非農業と表す）の 2 部門にまとめることができる（表 2）。

この表をもとにし、生産額に対する中間投入額の比率はその社会の生産技術を体現しており、その比率は生産額の大きさが変わっても一定であると見なすならば、次のような分析を展開することができる。

（本稿では省略するが、教科書としてはここで産業連関分析を簡単に紹介する。

次の節で用いるのでレオンティエフ逆行列の計算の仕方を説明する。

平成 23 年（2011 年）産業連関表取引基本表（生産者価格評価）（2 部門分類）

（単位：兆円）

	農林水産業	非農林水産業	家計外消費支出 (列)	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総 固定資本 形成	在庫純増	調整項	輸出計	(控除) 輸入	(控除) 関税	(控除) 輸入品 商品税	(控除) 輸入計	最終需要 部門計	国内 生産額
農林水産業	1.46	9.22	0.06	3.39	0.00	0.17	0.25	0.00	0.05	-2.40	-0.04	-0.12	-2.56	1.35	12.04
非農林水産業	4.74	447.35	13.57	279.43	98.74	91.22	0.73	1.56	70.90	-74.75	-0.79	-5.05	-80.60	475.55	927.64
家計外消費支出(行)	0.08	13.56													
雇用者所得	1.35	247.07													
営業余剰	2.86	83.95													
資本減耗引当	1.72	97.98													
間接税（関税・ 輸入品商品税を 除く）	0.52	31.41													
(控除)経常補助金	(0.70)	(2.90)													
国内生産額	12.04	927.64													

表 2

講義時間に余裕があるときにはエクセルの MINVERSE 関数、MMULT 関数の使い方も説明するとおよい。

このように見るならば、最終需要に応じて経済システム全体として 1 つの産業部門の最終需要がどのように経済全体の活動水準と結びついているのかを明らかにすることができる。もしもこのような表を 1 国全体ではなく県単位で作成するならば、たとえば 1 つのプロ野球球団の優勝がその地域の経済にもたらす影響などを細かく分析することが可能になる。逆に世界規模で作成することができるならば、たとえば 1 国での経済破綻が各国にどのような影響を及ぼすのか分析することも可能になる。

さて、前節では各部門での投入量、生産量、というように、数値はすべて物量であったのに対し、表 2 の数値はすべて金額である。しかしここでもし、同じ商品はすべて同じ価格で取引されていると見なして、1 兆円分の商品をもってその産業部門の商品 1 単位であると定義すれば、表 2 はそのまま物量表示の表として解釈することができる。

では、これで前節のモデルの話を実際の経済活動から採られたデータおよび産業連関分析と結びつけることができるのかといえ、ここに

大きな問題がある。産業連関表を見れば部門間で利潤率がバラバラなのである。営業余剰を中間投入額で割ってみても (A)、それに雇用者所得および資本減耗引当を加えたもので割ってみても (B)、利潤率は

	(A)	(B)
農業部門	46.1%	36.6%
非農業部門	18.4%	10.6%

というように明らかに異なっている。したがって、部門共通の利潤率（と賃金率）を前提にした再生産モデルとそのまま結びつけることはできない。先ほどは、もし利潤率が異なれば、より利潤率の高い部門へと再生産の仕組みそのものが早晚維持できなくなると説明したが、産業連関表を遡って調べても利潤率は一貫してバラバラなのである。このギャップの謎を解くには、再生産系を支えているものとして想定されている調整過程を明らかにしなければならない。次節ではこの点を検討しよう。

4. 再生産系を支えている過程

第 2 節で考察したのは、経済が再生産条件を満たして運行しているとすれば物的にどのような条件が成立していないといけないのか、ということであった。

ではその再生産系は具体的にどのような経済

主体の活動によって支えられているのだろうか。取引はどう行われ、生産の規模はどのように決められるのだろうか。こうした問題に答えるためには、より具体的に経済社会像を描きこみ、そこで何が起こるのか考察し、このシステムの動作のメカニズムを解明していく必要がある。

4.1 どのようなシステムか

まず強調したいのは、次の点である。

- 1) ここで描こうとしているのは無限定な再生産系ではなく、資本主義経済社会という「大規模な」経済システムである。物々交換が行われている小規模で閉じたコミュニティではない。
- 2) このシステムを運営しているのは人間という**有限能力**—情報収集能力、情報処理能力、そして作用能力のいずれにおいても限界のある—主体である。
- 3) 人間の判断および行動は**不可逆な時間**の下で行われる。

したがって、**有限能力主体の不可逆時間下の相互作用過程として大規模経済システムの振舞いを理解しよう**というのが基本方針となる。

すると、人々はそれぞれよりよい状態となるよう意図して行動したとしても、残念ながらこのシステム全体を計画的に運営できるほどの能力をもっていない。そしてローカルな範囲でさえもその意図は成就するとは限らない。それでもこのような社会システムが存続できていること自体が驚くべきことではないだろうか。ならば、社会システム存続の秘密はどこにあるのか。これに対して進化経済学⁸が用意した答が「**制度**」である。

制度とは、「複数の主体が共有する行動パターン」として定義される。したがって、友人同士での約束事、学校で守られているルール、

のような小規模なものから、地域社会での風習、国家レベルでの法、貨幣といった大規模なものまで、制度には様々なレベルのものが含まれる。こうしたものがあれば、自分の行動がもたらす反応も大体予想できるし、自らも周囲のパターン化された反応に合わせた行動パターンをとるようにすれば、破綻せずに暮らしていくことができる。

では社会にはなぜこのような制度が満ち溢れているのだろうか。その秘密は不可逆な時間が紡ぎ出した私たちの「歴史」にある。人類は当然ながら地球という環境を前提に生存している。この地球上の環境には、その自転・公転にともなう周期性がある。その周期性がたとえば狩猟に適した時間帯を作りだし、それが人類の行動に共通のパターンを生み出す。さらに人類がより大きな集団で活動するようになれば、そうした行動パターンを前提に行われる協働もまたパターン化する。するとこの協働行動パターンを前提にさらなるパターン化された行動が生み出される、というように**制度は蓄積していく**のである。むろん、人類の学習能力ゆえに環境に合わない制度はすたれていくだろうが、情報収集能力と情報処理能力の限界のため、すたれる制度よりも追加される制度の方が、大変革に直面している時期でもない限り多くなる。それが私たちの眼前にある経済社会である。

かくして、**蓄積された制度を手がかりにパターン化された行動を行う人々が不可逆的時間の中で相互作用していくことによって運行する大規模システム**という社会像が浮かび上がってきた。各主体は周囲に合わせたパターン化された行動をとる、と言ったが、パターン化された行動だけで周囲と齟齬を来すことなしに生きていけるわけではない。いろいろなトラブルに直面しつつも暮らしは続けられていくのであるか

ら、それを可能にするアイテムがなければならぬ。それが「バッファ」である。

バッファという言葉は、元来は物理的衝撃を吸収する緩衝器のことであり、情報処理システムではデータ転送や処理のタイムラグを埋めるためにデータを一時的に蓄えておくメモリを指す。対してここでは不可逆な時間ゆえのタイミングの齟齬、予測の困難から生じる事態にあっても経済主体を破綻させないアイテムをいう。たとえば、受取と支払のタイミングが合わない場合に取引に破綻を来さないように、あるいは、予期せぬ支払に備えるために貯めておかれる支払手段としての貨幣、仕入と販売のタイミングが合わなくても販売活動に支障を来さないための在庫など、経済学の文脈でよく取り扱われてきたものから、情報処理能力の低さがパニックを生じさせないための「心のゆとり」のような人間の生物としての仕様が要請するものまで、これらバッファなしにはこのシステムは動くことができない。

そして、バッファによって、システムの中の各部分は直面した事態に対して直ちに対応しなくてもよくなり、システムの他の部分から相対的ではあるが独立性をもつようになる。また、トラブルに直面してもただちには破綻しないことにより、各主体は認識した状況に対して自律的な対応を試みることができるようになる。その一方で、システム全体として見るならば、システムに与えられたショックはバッファによって局所的なものにとどめられ、全体に波及することを抑えられるため、緩やかに結合されたシステムとしての頑健性を得ることになる⁹。

さて、バッファの中でもとりわけ重要な意味をもつのが**貨幣**である。それが一般的な支払手段として機能するがゆえに、価値を貯蔵するものとして機能しうる。それゆえ人々は貨幣を手

に入れることを目指して経済活動を行うようになる¹⁰。そこで上述の設定に加えて、すべての取引は原則的に貨幣との交換によって行われる**貨幣経済システム**であること、も明示しておかねばならない。ここにいたって、経済学が描くべき典型的な状況は、効用最大化を目指して物々交換を行う人々の織りなす均衡ではなく、貨幣を媒介とした安定した取引を望む人々、より大きな貨幣蓄積を目指す人々が入り乱れて活動する、不可逆時間下の過程となる。

貨幣について語るべきことはあまりに多い。バッファとしてシステムの安定化に貢献しているはずの貨幣ではあるが、社会の振舞いが不安定になり、人々が将来に不安を抱き始めると多くの主体が貨幣をいっそう手もとに置くようになれば、商品購入が滞り、景気をさらに悪化させる¹¹。ここではただ抽象的に支払手段および価値貯蔵手段として用いられるものを貨幣と呼んでいるが、その具体的な形（法定通貨・銀行信用・電子マネーなど）がいかに生まれるのか、それらが社会に対して持つ効果は何なのか、なども重要なテーマである。しかしながらここでは再生産系を支える過程の概要を把握することを優先して先に進もう。ともあれここでは、支払手段として機能する「貨幣」なるものがすでにあることを前提として、貨幣の発生や携帯、いくつかの形については、第5節で触れることにする。

4.2 システムの動作

さて、貨幣を前提としたこの再生産経済システムではどのように生産調整が行われるのだろうか。もう少しズームインしてみよう。

第2節では、農業・工業の2部門で説明したが、ここでは消費財・資本財の2部門で説明する。経済主体として、これらの部門での生産量・雇用量を調整する資本家と、彼らに雇用さ

れて賃金を得て生活する労働者の二種類を想定する。各部門の資本家は投入原料費用と賃金支払の合計額に一定率のマークアップ分を加えたものを正常費用とし、それを上回る売上があれば生産・雇用量を増やし、それを下回る売上ならば減らす、というパターン化された調整行動をとるものとする。この正常費用の投入原料費用＋賃金支払の部分は、「価格は生産費をカバーするものでなければならない」、そして、社会的に妥当とみなされる率のマージンを上乗せするという部分は、「分配変数はモデルの外から歴史的・文化的に与えられる」という、第2節でみた再生産理論の2つの基本想定を反映したものである。それを基準にして、より大きな売上が得られれば、売行き好調と見て生産拡大してさらなる売上獲得を目指し、より小さな売上しか得られなければ、売行き不調と見て生産縮小して損失が大きくなるのを防ぐ、というのは、より大きな貨幣獲得を目指すという4.1節での具体化に従うものである¹²。

労働者はこの両部門で雇用され各月末に賃金所得を得て、消費財を購入して生活する。消費

支出額は前月よりも所得が増えれば加増、減れば削減する、というパターン化された調整行動をとるものとする。

続いて、このような人々のパターン化された行動が不可逆的時間下でどのような相互作用を生み出していくか考えてみよう。

前期の資本財部門および消費財部門での雇用水準によって、労働者階級の所得水準は決まり、それによって今期の消費支出の額は決まる。これと消費財生産部門の正常費用との比較で今期末の消費財部門の生産・雇用調整の方向が決まる、という点に注目すれば、前期の2つの生産部門の生産・雇用水準と今期の消費財部門の売上をリンクさせることができる。すると前節で見た中間投入も考慮して図示すれば図2のようになる。

どのように動くのか少し確かめてみよう。その際、扱いが難しいのは資本財部門の売上、すなわちどれくらいの額が最終需要として資本財に支出されるかというところである。というのは、1つには2つの産業部門からの中間需要、

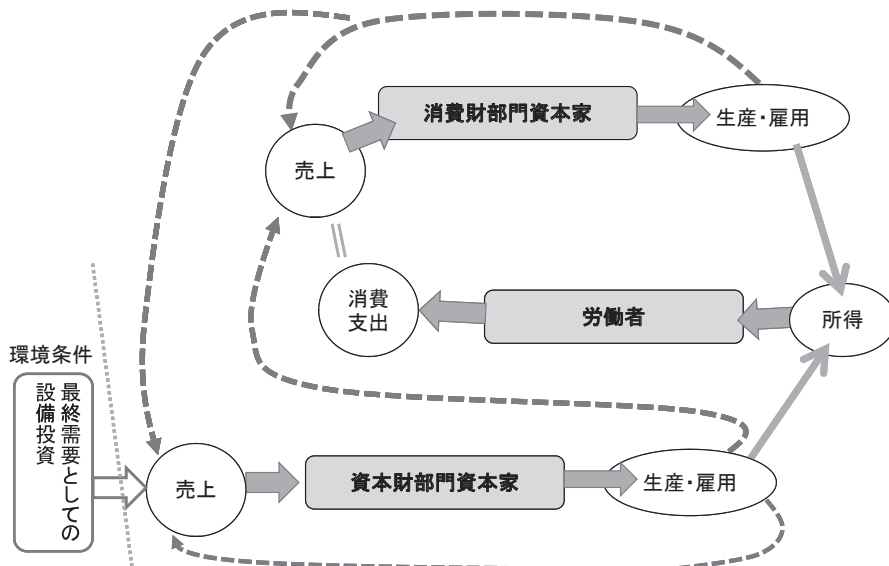


図2

また 1 つには政府による公共事業、これらは、前者は投入係数から、後者は政策変数として与えられるものとすればよいのだが、資本家による新規設備投資がどうなるかについては、知れない将来の新たなジャンルへの進出という性質を帯びているため、何を妥当な設定とするか定めにくいからである。もちろん投資理論は数多くあるが、不可逆時間下、ローカルな情報視野で限られた情報処理能力の投資主体が何を見出すかを考えると、アニマル・スピリットとしか形容できないところにとどまるのかもしれない。

そこで第一段階として、ひとまず資本財部門の売上を仮に一定の環境条件として計算してみよう。つまり、先ほどの図の点線の外側部分を一定として何が起こるか考えるのである。具体

的には次のようなシミュレーションを行う。

まず次の産業連関表（表 3）を見てほしい。前節で取り上げた産業連関分析ではこの表から投入係数行列を求め、レオンティエフ逆行列を求め最終需要を生産するための総産出を求めたが、それは中間需要が波及しつくした状態を想定してのことであった。産業連関分析で最終需要としての消費を内生化する場合投入係数表の最下行に労働投入係数行を加え、投入係数表の右端列に、労働投入係数から求められる賃金と消費パターン情報を合わせて計算した消費列を加え、この拡張した投入係数行列を用いた計算を行うところである¹³。しかしながら、ここでは売上に対して生産・雇用調整を行う企業と所得を見て消費支出を調整する家計の織りなす相互作用の過程を追ってみたいので、レオン

産業連関表				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)
消費財	40	15	25	80
資本財	25	30	15	70
雇用(賃金=1)	10	15		
利潤	5	10		
合計(総産出)	80	70		
投入係数表				
	消費財	資本財		
消費財	0.5	0.214286		
資本財	0.3125	0.428571		
雇用(賃金=1)	0.125	0.214286		
正常利潤率	0.066667	0.166667		
I-A				
	0.5	-0.21429		
	-0.3125	0.571429		
L逆行列				
	2.612245	0.979592		
	1.428571	2.285714		

表 3

	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	40	15	25	80		
資本財	25	30	15	70		
雇用(賃金=1)	10	15			利潤率	
利潤	5	10			0.066667	0.166667
合計(総産出)	80	70				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	40	15	25	80		
資本財	25	30	25	80		
雇用(賃金=1)	10	15				
利潤	5	20			0.066667	0.333333
合計(総産出)	80	80				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	40	17.14286	25	82.14286		
資本財	25	34.28571	25	84.28571		
雇用(賃金=1)	10	17.14286				
利潤	7.142857	15.71429			0.095238	0.229167
合計(総産出)	82.14286	84.28571				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	41.66655	49.99955	41.66574	133.3303		
資本財	41.66564	49.99911	25	116.6648		
雇用(賃金=1)	16.66626	24.99955				
利潤	8.33339	16.66654			0.066669	0.166668
合計(総産出)	133.3303	116.6648				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	66.66516	24.99959	41.66581	133.3306		
資本財	41.66573	49.99918	25	116.6649		
雇用(賃金=1)	16.66629	24.99959				
利潤	8.333386	16.66655			0.066669	0.166668
合計(総産出)	133.3306	116.6649				
	消費財	資本財	最終需要	合計(総産出)		
消費財	66.66528	24.99962	41.66588	133.3308		
資本財	41.6658	49.99924	25	116.665		
雇用(賃金=1)	16.66632	24.99962				

表 4

ティエフ逆行列は用いずに次のように考える。

それぞれの生産部門を1つの企業のように見ることにする。その企業にとってみれば、中間投入であれ最終需要であれ売上としては区別はない。まず、当初の産業連関表を見れば、消費財部門・資本財部門の利潤率はそれぞれ約

6.7%、16.7%であるがこれが各部門でのノーマルなマークアップ率であるとする。「ノーマルな」というのは、この率でのマークアップ分を生産費に上乗せした額を超える売上があれば増産、下回るならば減産というように、生産調整の観点からの売上評価の基準となる率とする。

一方、各部門では今期の調整された総産出水準に応じて雇用が行われ、それに対応する賃金が支払われる。これと最終需要としての投資額を合計したものが各部門の次期の売上となる。

当初、ノーマルな率のマークアップ分を上乗せしただけの売上がある状態にあったとして、ここで資本財部門の売上が10増えたとして、その後の生産・雇用調整をシミュレートしたものがその次の表4である。ここでは賃金=1とし、両部門の賃金がそのまま消費財部門の売上になるものとしている。そして右端に現れるこの総売上に導かれるかたちで次期の原料投入・雇用が調整されていく。表4の下側では増産調整が収束し、マークアップ率も当初のノーマルな率に戻っている。この表が示しているのは、有効需要の原理を支える過程、すなわち、資本財部門の生産拡大を受けて消費財部門の生産が波及的に拡大していく乗数過程である。ただし、通常の乗数過程は、消費財売上→消費財生産変化→所得変化→消費変化→消費財売上→…というプロセスとして説明されるが、ここでは消費財生産変化にともなう中間投入量の変化とそれによる波及効果もあわせて考慮している。

なお、上のシミュレーションではバッファの持つ効果は考慮に入れていない。売上に引かれるかたちで生産は調整されていくのだが、売上変化が調整を要する変化なのか、それともノイズなのか、判断しがたい大きさならば、バッファがあれば調整を保留することも可能となる。その場合、経済システムの振舞いの収束先は一定の幅をもつこととなる。

さて、上で見たシミュレーションでは2つの産業部門の利潤率は異なったままであった。ここでは資本財部門の利潤率が消費財部門のそれを上回った状態が続いているのだから、新規に参入先を選べるのであれば資本財部門を選ぶこ

とになるだろう。その際、後から参入する企業としては先発企業ほどの利潤率は目標としないものの、もとの産業部門よりは高い利潤率を目標とすると考えよう。技術は同等とすれば、同じ原料及び賃金支払いに対してより低いマージンを上乗せして後発企業が参入することになるから、後発企業がその産業部門でのシェアを拡大することになり、ノーマルなマークアップ率は当初よりも低い水準に引き寄せられることになる。ではその様子もシミュレーションで追ってみよう。

(ここで産業部門間での利潤率ギャップが均されていく過程のシミュレーションを示す。)

さて、きわめて簡略ではあったが、これで利潤率が均等化するにいたるまでの再生産系の振舞いを追うことができた。第2節で扱った再生産理論は、ここで最終的に示された平衡状態を前提にした経済モデルだったのである。

(最後に、定型行動によってミクロ的に基礎づけられた再生産理論のまとめを行う。

内部のメカニズムを明らかにしたことによって可能になる政策論も紹介する。

その上でさらに、『資本論』第二巻で議論される資本の循環に関する議論を整理し直す。)

5. 歴史・思想・貨幣

5.1 以上のような分析が想定する人間像、社会像

第4節では再生産系を成立させているメカニズムを検討した。そこで見えてきたものは、不可逆的時間の中で行動する有限能力の人間像と、その相互作用の結果のかたちで現れる過程とし

ての経済社会像であった。そして第2節で見た再生産系とは、その社会的過程での調整が収束した状態として表現・理解されるべきものである。

情報収集能力も情報処理能力も極めて限られている人間は、社会の中で繰り返されるパターンに頼ってはじめて生きていくことができる。そのパターンは一夜にして生まれるものではなく、長い歴史の中で徐々に蓄積されてきたものである。すなわち、私たちの社会の振舞いを考察するとき、この社会の歴史的経緯を考慮せずに行うことはできないのである。

経済学は長い間、合理的計算のできる人間が合理的な選択を行い、そこから生まれる秩序として社会を理解しようとしてきたし、現在もますますその方向に進みつつある。しかし、そのようにして適切に捉えることができるのは、きわめて限られた範囲の、単純化された状況のみである。この社会について妥当性のある考察を展開したいのならば、一度合理性信仰というべきものから離れる必要がある。

(ここでは2～4節で説明した再生産理論を踏まえ、そこで想定されている人間像・社会像を再確認した上で、それを基礎として説明される社会思想を解説する。)

5.2 歴史、社会主義の経験が示したもの

(通常、マルクス経済学で歴史といえば本源的蓄積過程として資本家・労働者階級が誕生するまでの歴史が語られるところである。再生産理論の前提となる状況がどのようにして作られたかについての考察は必要ではある。しかし本稿はあくまでも、基本モデルを示し(第2節)、それを支える内部を示し(第4節)、こうして示された体系を前提として語りうるものとして、歴史も考えるという基本方針な

ので、ここでは資本主義の時代の中での社会主義の歴史を考察することにした。)

第2節で少し触れたが、1917年のロシア革命から生まれ、1991年に崩壊したソビエト社会主義共和国連邦をはじめとする社会主義経済の経験は私たちに何を教えているのだろうか。

よく社会主義が崩壊して資本主義経済が優れていることが証明された、社会主義の経済学であるマルクス経済学が誤りであることが示された、などと言われるが、これはかなり残念な誤解である。まず、マルクスの『資本論』が描いているのは資本主義経済であって社会主義経済ではない。そして、剰余のほとんどが資本家に分配されるようならば膨大な生産物は販路を見失ってしまうという指摘は誤っていない。利潤と思惑につられ大きな災いをもたらす資本主義経済が別段理想的なものであるわけがないのは、サブプライムショックやリーマンショックを思えば、納得も出来よう。

社会主義経済が成功するか否かについては、ソ連成立の当初から議論が行われていた。それが社会主義経済計算論争である。この論争に特徴的なことは、社会主義経済が可能であるとする側も不可能であるとする側も、本稿が経済社会を理解するための基礎モデルとして説明してきた再生産理論ではなく、一般均衡理論をベースに理解していた点である。

(ここで一般均衡理論の簡単な説明を入れる)

ソ連が始まる以前にすでに、バローネ(1908)は一般均衡モデルの解(すべての財の需要と供給を均衡させる価格)を解くのが市場であっても政府であっても変わりはないと述べていたし、ノイラート「戦時経済から実物経済へ」は、第一次世界大戦時の戦時統制経済を見て、集産経済ならば景気変動も回避できるし、貨幣すら不要であるとまで考えた。

これに対してミーゼス（1920）は、生産手段が国有化されている社会主義経済では、資本財市場もないし、市場がなければ価格もないから、このような経済は実現不可能であるとした。

しかし、市場（の競売人）の役割を中央計画当局が行えばよいとしたのがテイラーやランゲの示した試行錯誤法である。

これに対してハイエクは、試行錯誤法であってもそれを実行するために収集しなければいけない情報量が膨大であること、たとえ得られてもその計算処理は膨大なものになること、さらに情報収集に当たって答える側には提示された価格に対する自分の反応を正直に答えるインセンティブがないことを指摘した。

この後ランゲは、コンピュータ技術の進歩によって情報処理の困難は解消されると考えたし、実際にソ連の経済運営も、（マルクス経済学では全くなく！）カントロヴィッチによる線形計画法を応用することで進められていった。しかしコルナイ（2005）が示すように中央集権的な計画経済は、情報収集・情報処理の困難のみならず、人間の抑圧にいたるまで様々な問題を抱えていた。

（ここで事例を紹介する）

その一方でハイエクは、経済社会を一般均衡理論ベースで理解すること自体に疑問を抱くようになっていった。すなわち社会主義経済のみならずそもそも資本主義下の市場経済を一般均衡理論で理解すること自体が不適切なのではないかという疑問である。

（ここでオーストリー学派の、市場を発見の過程として捉える考え方を紹介する）

第4節で見たように、シンプルな環境が繰り返される状況であれば、人間の適応能力を高めに評価するならば、価格を媒介にして最適にチューンナップされた世界モデルは悪くない近似を与えるかもしれないが、人間の能力が有限

で時間が不可逆であることを受け入れるならば、計画経済でなくとも、価格が経済システム全体を統べる中央集権的なシグナルとして機能するとは考えにくい。そうなると、計画経済というのは所詮夢のまた夢なのだろうか。実は社会主義経済の歴史を見ると、1つの興味深い事例がある。それは南米チリ1970年に選挙によって誕生した社会主義政権の経済計画、サイバネティクスの研究者ピーアの指導の下で立てられたサイバーシン計画である。これは中央当局による集権的な指示によって制御されるシステムではなく、いくつかの階層ごとに自律的に対処するタスクと権限を与える自律分散システムを構想していた。ただ、実際に作動する前に1973年の軍事クーデターによって政権ごと葬り去られ、それがどの程度機能しうるものかはわからない。

5.3 貨幣

第4節では汎用的な支払手段として機能する「貨幣なるもの」があることを前提とし、それが自律分散システムには不可欠のバッファとして機能していることを論じたが、そもそも貨幣なるものは何ゆえにこの経済システムに取り入れられるようになったのだろうか。そのことを考える手掛かりとして、これまで有力とみなされてきた貨幣発生史論の概略を簡明にまとめてみよう。

一番有名なのは、マルクスが資本論の第一巻の価値形態論でとりあげている商品貨幣説である。物々交換が行われるためには互いに相手の商品を欲しがっていること（欲求の二重の一致）が必要だが、数多くの人々がそれぞれの商品を持っている状況を考えると、その条件が満たされることは稀である。ところが多くの人々が欲する商品Mがあるならば、経済主体Aさんはいったんこの商品Mと自らの商品を交換

し、そして商品Mをもって目指す商品Bの所有者のところへ行けば、目的の商品交換は達成される。ここでAさんとしては、商品Mを持っていれば欲している商品Bと交換できるのであるから、本当は商品Mが欲しかなかったとしても商品Mを受け入れることに注目すれば、すべての人に欲されているような商品Mでなくとも、そこそこの数の人に欲されていれば、それがやがてはすべての人に受け入れられる商品となる。これが「貨幣」の誕生、というストーリーである¹⁴。しかし、注意しないといけないのは、これは「物々交換が行われる閉じた世界」を前提にしたストーリーだという点である。経済社会という大規模な世界を「持続する再生産過程」として捉えようとする本稿としては、過程が運行する前提として「貨幣」がすでにあればよいのだからその出自は問われないのではあるが、想定されているシステムの明らかな違いはおさえておく必要がある。

そこで商品貨幣説以外の貨幣発生の説明としては、「貨幣」なるものを「分業の高度な発展」にともなう大規模な経済社会の「交換手段」として理解するシルビオ・ゲゼルの見解がある。ゲゼルは主著『自由地と自由貨幣による自然的経済秩序』（1916）の中で貨幣＝交換手段説を次のように述べている。

「分業の生産物である商品は、最初から交換を運命づけられている。それは、換言すれば、商品はその生産者にとって、貨幣がわれわれ全員にとって持つと同様の意義を持つということ、つまり、商品は生産者にとって交換対象として有益になるということである。したがって、生産者が自然経済から離れて分業を導入するのは、生産物が他の商品と交換できる見込みがある場合だけである。

その際、この生産物の交換には、交換手段、いわゆる貨幣が必要となる。なぜなら、そのよ

うな交換手段がなければ、物々交換に頼らざるをえなくなるからである。けれども、分業が一定の発展段階に到達したならば、物々交換は著しく未発展な経済状態を前提としているからである。

したがって、交換手段としての貨幣は、発展した分業や商品生産の基礎ないし前提なのである。」¹⁵

一方、カール・ポランニーは、マックス・ヴェーバーの貨幣＝欽定支払手段説に依拠しつつ、「貨幣の起源」についてさらに次の2つの主張を展開する。第一は、「貨幣」と「市場」は独立の起源をもつという主張である。ポランニーは『人間の経済』の中でそれを次のように述べている。

「交易と貨幣は、市場とは別個の独立の起源をもつ。それらはいままで考えられてきたように、個別的なバーターや個別的な交換に由来するものではない。交易と貨幣は市場よりもずっと広汎にみられる制度である。それゆえ、交易の様々な形式と種々の貨幣使用は、市場要因とは独立のものともみなされるべきである。」¹⁶

ここから、「対外貨幣」（金・銀）と「対内貨幣」（少額貨幣）の二重性論などの議論が展開されることになる。

ポランニーの第二の主張は、貨幣＝支払手段説である。ポランニーはそれを次のようにいう。「貨幣の諸用途とは、支払、尺度基準、蓄蔵、そして交換である。」¹⁷ その中でもとりわけ重要なのは、「支払」である。この「支払とは、量化可能物を手渡すことによって、あるいは『観念的単位』の場合は負債勘定のある特定の操作によって、債務を履行することである。」こうした貨幣の支払手段機能から、経済社会の再生産を安定化させる様々な制度が生まれることになる。このように見てくると、大規模な経済社会の再生産に埋め込まれた貨幣の支払手段機能

は、再生産論を展開するにあたって今後もっと注目すべきであるように思われる。

(ここではさらに、ホートレーの銀行貨幣説にも言及する)

あとがき

大学初年次の経済学教育の参照基準問題、そして学部でのカリキュラム再編の論議をきっかけにして、マルクス経済学への風当たりを改めて目にし、ならば文句の出ないようなすっきりしたマル経を作ってやる、となかば勢いで始めたのがこのマルクス経済学1・2年次教科書作成プロジェクトです。文系の初年次を想定し、モデルは2部門に抑え、できるだけコンパクト・シンプル・平易に、を念頭にプランを作ってみました。教科書まではまだまだ途半ばですが、構成の方針だけは明確にすべくまとめたつもりですがいかがでしょうか。

すっきりしたマル経教科書を作ろうという仕事は、もちろんこれまでも行われてきました。とくに置塩信雄先生ゆかりの方々による、数理マルクスをはっきり示すという積極的な仕事にはわれわれも大いに共感するところがあります。三土修平(1984)をはじめすぐれた教科書は多く、ネット上ですが、佐藤良一(2010)、とくに田中淳平(2015)はきわめて平明な解説を与えてくれています。また一方で、吉原直樹(2008)は数理マルクスの1つの到達点を示していますし、松尾・橋本(2016)は疎外論についてとても歯切れの良い解説を与えています。

ただ、われわれの構想は、一般均衡理論とは完全に独立なフレームワークとしての再生産理論をうち立てるというところにあるため、上記とは離れたところに向かっています。

マルクス経済学のエンジンとなるべき再生産理論を、本稿はスラッファの『商品による商品の生産』の最初の3章に示された再生産モデルとしました。これは執筆者の一人が学部で受けた原論の教科書であったという特殊事情も反映していますが、転形手続きを経たマルクスの再生産理論を表現するのにこれ以上にシンプルでクリアなモデルが思いつかなかったからです。スラッファについては松本有一(1989)をはじめ、やはり数多くの研究書が出されています。ただし、本稿で利用しているのはその最初の基本モデルだけです。これは数理マルクスでのマルクスの基本定理と同様に、標準商品、結合生産と展開する議論は、マルクス経済学の基礎テキストにないほうが、再生産理論の全体像やメッセージを学生さんに伝えやすいのではないかと考えたからです。なお、寡黙で難解なスラッファの本については片桐幸雄(2007)がこの上なく平明にガイドしてくれています。

このように先人の仕事を相当乱暴にカットして教科書を作ろうという本稿ではありますが、ただカットするだけでなく付け加えようとしている部分もあります。それが第4節の再生産という状態はどのようにして成立するのか、均等な利潤率はどのような過程の結果として得られるのか、また、再生産論を使ってどのように経済社会を分析できるのか、といった議論です。まずできるだけシンプルな再生産論を提示し、再生産状態を成立させる過程を明らかにすれば、再生産系にどう働きかけることができるのかといった政策論も展開しやすくなりますし、経済社会に様々な現象の分析への適用範囲が広がるのではないかと期待するからです。

大学を巡る環境が厳しくなるにつれ、若手研究者はますます手堅い業績を目指さざるを得なくなっているように思います。しかし一方で参

照基準問題は、経済学とはどうあるべきかという大きな枠を議論することの緊急性を示しています。うまくやりおおせるかどうかは別として、経済学の大きな枠を扱う仕事をやれるのは、おじさんたちしかいない、という気持ちが本稿を書かせた動機です。

幸いにして専修大学には、この社会科学研究所をはじめとして、経済学の大枠を、アカデミックに自由に議論できる雰囲気があります。この環境に感謝するとともに、本稿が非主流派経済学を活性化する一石となることを願い、筆を擱きます。

¹ 本稿は専修大学社会科学研究所2016年度グループ研究助成B「新しいマルクス経済学の教科書をつくる」の成果の一部である。

² 日本学術会議経済学委員会「経済学分野の参照基準検討分科会」による素案は、<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/bunya/keizai/giji-sanshoukijun.html> において2016年10月の現在も閲覧可能である。第5回会合の資料4（第2次素案）、第6回会合の資料5（第3次素案）参照。

³ 詳細については本稿著者も編集執筆に加わった八木他編（2015）参照。

⁴ バブル崩壊後の日本社会は、不確実な状況でこそ重要な意味を持つ多様性を進んで排除するほどに貧しくなっている状況を思えば、多様性支持派としてもその意義をわかりやすく示さざるを得ない。

⁵ 社会システム全体を描きだす基本モデルとして、一般均衡理論と対抗する位置に、という意味である。

⁶ 総務省統計局の産業連関表のサイト http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/data/io/ 参照。

⁷ もともと、このような表を作成するためには膨大な会社や個人の税務データからどこからどれだけ生産のための費用として商品を仕入れたのかに着目してまとめていかなければならないし、業種の分類や、異なる業種と思われるよう

な複数の商品を1つの会社が生産しているときにそれぞれの費用をどのように割り振るかなど難しい問題をいろいろ乗り越えなければならぬが、そうした問題は解決されたものとしてここではこの表を利用することを考える。

⁸ 本節は、西部・吉田代表編集（2010）およびその続編（近刊）に基づいている。

⁹ loosely-coupled systemはWeick（1976）が提唱した概念で、バッファによって相対的に部分が切り離されていることがシステム全体の頑健性を生み出しているという指摘は、価格情報によって全体がタイトにかつ瞬時に連携し、システム外部からのショックにも最適に対応することで社会システムは安定しているとみる経済学の通常の方法とは逆の発想である。田中政光（1981）による解説がある。

¹⁰ 「貨幣の物神性」について各自調べてみよう—というような練習問題が入るとよいかもしれない。次の脚注箇所も同様。

¹¹ 合成の誤謬、「バナナ生産社会の寓話」について検索してみよう、という練習課題がよいかもしれない。

¹² これは、ケインズが『貨幣論』では明示的に示していた企業家階級の産出調整行動である。吉田（1997）第2章参照。

¹³ この消費を内生化する手順については藤川（2005）pp.112-117、宍戸（2010）p.49を見よ。

¹⁴ ここでなぜ商品Mの保有者がたまたま商品Aほかのさまざまな商品を欲していたのかという疑問が浮かぶかもしれないが、それは商品Aの交換比率を不利にしても達成されるものとせよ。マルクスは貨幣と目される商品と交換することを「命がけの飛躍」と表現した。

¹⁵ ゲゼル（1920）、訳pp.238-9。

¹⁶ ポランニー（1977）、訳Ⅱp.556。

¹⁷ 上掲書、訳Ⅱp.558。次引用も同箇所。

参考文献

- Barone, E. (1908) *Il Ministro della Produzione nello Stato Collectivista*, *Gionale degli*
 藤川清史（2005）、『産業連関分析入門 ExcelとVBAでらくらくIO分析』日本評論社
 Gesell, S. (1920), *Dienatürliche Wirtschaftsordnung durch Freiland und Freigel*, 相田慎一訳『自由地

- と自由貨幣による自然的経済秩序（第4版）』
 ぱる出版, 2007
- 片桐幸雄（2007）,『スラッファの謎を楽しむ
 「商品による商品の生産」を読むために』社会
 評論社
- Lavoie, Don., (1985) *Rivalry and Central Planning:
 The Socialist Calculation Debate Reconsidered*,
 Cambridge Univ. Press（吉田靖彦訳『社会主義
 経済計算論争再考』青山社1999）
- Kornai, J. (2005), *A gondlat erejevel: Rendhagyó
 oneletrajz*,（盛田常夫訳『コルナイ・ヤーノ
 シュ自伝』日本評論社2006）
- 松本有一（1989）,『スラッファ体系研究序説』ミ
 ネルヴァ書房
- 松尾匡・橋本貴彦（2016）,『これからのマルクス
 経済学入門』筑摩選書
- 三土修平（1984）,『基礎経済学 マル経と近経の
 断絶に悩む人のために』, 日本評論社
- Mises, L. V. (1920), *Die Wirtschaftsrechnung im
 sozialistischen Gemeinwesen*, *Archiv für
 Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd 47
- 西部忠（1996）,『市場像の系譜学 「経済計算論
 争」をめぐるヴィジョン』, 東洋経済新報社
- 西部忠・吉田雅明代表編集（2010, 2016改訂）,
 『進化経済学・基礎』日本経済評論社
- Polanyi, K. (1975),（玉野井芳郎・平野健一郎編訳
 『経済の文明史』日本経済新聞社）
- Polanyi, K. (1977), *The Livelihood of Man*（玉野井
 芳郎・中野忠訳『人間の経済』Ⅰ・Ⅱ岩波書店
 1980）
- 佐藤良一（2011）,『社会経済学への誘いー置塩経
 済学入門ー』
http://smiling.ws.hosei.ac.jp/wp/?page_id=153
- 穴戸駿太郎監修・環太平洋産業連関分析学会編
 （2010）,『産業連関分析ハンドブック』東洋経
 済新報社
- Sraffa, P. (1960), *Production of Commodities by means
 of Commodities: Prelude to a Critique of Economic
 Theory*, Cambridge Univ. Press（菱山泉・山下博
 訳『商品による商品の生産』有斐閣1962）
- 田中淳平（2015）,「数理マルクス経済学：講義
 ノート」北九州市立大学経済学部 WPS2014 年
 度
- 田中政光（1981）,「ルース・カップリングの理
 論」『組織科学』Vol.15. No.2
- Weick, K.(1976), “Educational Organization as
 Loosely Coupled Systems”, *Administrative Science
 Quarterly*, Vol.21, pp.1-19
- 八木紀一郎他編, 2015,『経済学と経済教育の未
 来』桜井書店
- 吉田雅明（1997）,『ケインズ 歴史的時間から複
 雑系へ』, 日本経済評論社
- 吉原直樹（2008）,『労働搾取の厚生理論序説』,
 岩波書店

所 報

2016. 1～12

2016年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである（2016年1月～3月は2015年度事業記録）。

1. 機関及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に対応していきたい。

- (1) 第107回定例所員総会 2016年6月4日（土）11：30～ 生田キャンパス92B会議室

議事：所長代理挨拶、所員等の異動、2016年度社研体制、2015年度事業報告、同会計報告、2016年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

- (2) 第108回定例所員総会 2016年12月3日（土）14：30～ 神田校舎1号館2階第6会議室

議事：所長挨拶、次期所長選挙、2016年度活動報告、同会計報告、2017年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。次期所長は宮崎晃臣所員（現・運営委員、経済学部）に決まった。

2. 所員の異動（2016.1.1以降）

1. 所員の委嘱・解嘱

委嘱：勝部伸夫、鈴木将覚

解嘱：伊藤萬里（以上、依願退職）、

市岡 修、小沼堅司、木幡文徳、樋口 淳、広渡清吾（以上、定年退職）

2. 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：小沼堅司、木幡文徳、樋口 淳、広渡清吾（以上、定年退職=所員から参与へ）

解嘱：岡田和秀、白柳夏男、田路建一、松浦利明、吉岡健次、吉田震太郎（以上、ご逝去）

3. 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：井上洋一、中村稔彦、中村尚樹、ダン・ティ・ヴィエト・フォン、三澤一孔、鈴木 力

解嘱：－

4. 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：孔 遙佳

解 嘱：－

3. 運営委員、会計監査、事務局員の構成

(1) 2015 年度社研体制

運営委員		事務局員（○はチーフ）	
所長	村上 俊介（経）	事務局長	大矢根 淳（人）
		会計	○樋口 博美（人）
事務局長	大矢根 淳（人）		（鈴木奈穂美（経））
前事務局長	宮寄 晃臣（経）		恒木健太郎（経）
運営委員	原田 博夫（経）	研究会	○佐藤康一郎（営）
	木幡 文徳（法）		兵頭 淳史（経）
	池本 正純（営）		宮寄 晃臣（経）
	川村 晃正（商）		飯沼 健子（経）
	嶋根 克己（人）		佐藤 慶一（ネ）
			枘田大知彦（経）
		編集	○新田 滋（経）
			内藤 光博（法）
会計監査	福島 利夫（経）		福島 義和（文）
			石川 和男（商）
		文献資料	○松井 暁（経）
		ホームページ	○高萩栄一郎（商）
			吉田 雅明（経）

(2) 2016 年度社研体制

運営委員		事務局員（○はチーフ）	
所長	村上 俊介（経）	事務局長	大矢根 淳（人）
事務局長	大矢根 淳（人）	会計	○樋口 博美（人）
前事務局長	宮寄 晃臣（経）		鈴木奈穂美（経）
運営委員	原田 博夫（経）	研究会	○石川 和男（商）
	白藤 博行（法）		佐藤康一郎（営）
	池本 正純（営）		永島 剛（経）
	川村 晃正（商）		飯沼 健子（経）
	嶋根 克己（人）		徐 一睿（経）
		編集	○枘田大知彦（経）
会計監査	永江 雅和（経）		飯 考行（法）
			広瀬 裕子（文）

	佐藤 慶一 (ネ)
文献資料	○兵頭 淳史 (経)
	恒木健太郎 (経)
ホームページ	○高萩栄一郎 (商)
	吉田 雅明 (経)

4. 事務局会議・運営委員会

1. 事務局会議

2015年度 (2016.1.1以降)

(9) 2016年1月19日 (火)

- ① 2015年度予算執行状況
- ② 2015年度春季実態調査 (関西) の企画・見積・申込状況
- ③ 年報・月報・叢書の編集進捗状況
- ④ 定例研究会等の申込・開催状況 (年明け～年度末分)
- ⑤ 中国統計年鑑の購入について
- ⑥ 藤本文庫の薰蒸費用について。

2016年度

(1) 4月19日 (火)

- ① 2016年度社研体制
(事務局・運営委員の体制、所員等の異動：今年度、所属意向調査実施)
：所員の異動、所員名簿の更新 (意向確認作業の実施)
- ② 2015年度報告 (「2015年度事業報告書」に基づき)
(定例研究会／シンポジウム、夏季 (北信)・春季 (関西) 実態調査、檀国大学合同シンポジウム、グループ研究助成／特別研究助成、所報刊行 (年報・月報、叢書)、文献 (定期購入、山田盛太郎＋藤本文庫、VASSへ寄贈)、HP・PC (機能機種更新、文献整理システムの検討)
- ③ 2016年度方針
(予算案の大枠：平成28年度補助金の決定、研究会企画：夏季実態調査＋春季実態調査、檀国大学合同研究会 (5/27-29@山中湖)、社研シンポジウム「inequality (案)」、グループ研究助成 (継続・新規) の募集：助成決定から助成金受け渡しの段取り (案)、叢書 (第19号) 編集体制・契約書等作成の段取り等、2016年度社研総会・事務局会議・運営委員会等の開催日程案)

(2) 5月10日 (火)

- ① 2016社会科学研究所運営・事務局体制
(所員の異動等 (異動状況・意向を把握・確認中／新所員推薦状の受付、編集担当者会議 (研究会担当者会議は既設) の設置)

- ②2015 年度事業報告・収支決算報告（前回事務局会議以降の補足分）
（本日議題の今年度大型予算企画（特別研究会＝檀国大学合同研究会＋夏春実態調査＋秋季社研シンポジウム、研究助成（A+B+ 特別））を予算案に盛り込み了承）
- ③2016 年度事業計画／予算案（特に大型予算枠の検討）
（檀国大学合同研究会（5/27-29@ 山中湖）、夏季実態調査案（9 月アセアン）：見積案、春季実態調査案（3 月英国）：企画・見積の進捗状況報告、秋：社研シンポジウム「Inequality」研究会担当者会議で検討開始
- ④今年度 G 研助成金受渡の段取り
- (3) 5 月 24 日（火）運営委員会との合同会議
 - ①所長挨拶
 - ②新所員の承認／今年度社研体制
 - ③2015 年度事業報告／会計報告／内部会計監査報告
 - ④2016 年度事業計画案（研究調査事業／所報の刊行／文献資料の整理／HP・PC）／予算案）
 - ⑤檀国大学合同研究会（5/27-29@ 山中湖）開催直前の準備状況報告
 - ⑥第 107 回総会の開催時間／研究助成金受け渡し・諸注意
- (4) 7 月 6 日（火）
 - ①2015 年度大学会計監査の実施結果報告：定例研究会参加人数明記、社研本体諸会議の議事録の充実
 - ②檀国大学合同研究会（5/27-29@ 山中湖）実施報告
 - ③2016 年度夏季実態調査（タイ・ラオス・ベトナム）の準備状況
 - ④社研公開シンポジウム企画の進捗状況について：11/26 開催案了承
 - ⑤春季実態調査（英国）企画の進捗状況報告
 - ⑥月報編集状況報告：7・8 月合併号で例外的に編集後記にカラー図版採用
 - ⑦年報応募状況報告（6 月末日〆切→執筆依頼、の段取り確認）
- (5) 10 月 4 日（火）
 - ①研究会（2016 夏季実態調査実施報告、社研シンポ「格差の諸相」登壇者・事前提出物・準備担当者の決定、春季実態調査案（2016 年 2～3 月 @ 英国 or 国内）：英国案アンケート報告結果報告・韓国案の紹介、VASS 国際シンポへの参加（登壇）報告／国際交流組織間協定に基づく研究交流事業メニュー：VASS への図書寄贈）
 - ②月報・年報・叢書の編集状況報告
 - ③文献（7/19 各研究所担当者立ち会いで書庫利用状況確認作業実施の報告）
 - ④2016 年度社研総会日程（案）：2016 年 12 月 3 日（土）14:30～@ 生田キャンパス
- (6) 11 月 8 日（火）
 - ①来年度事業計画書・予算要求書
 - ②研究会企画・実施状況（11/26 社研シンポ「格差の諸相」プログラム・ポスターの最終検討、春季実態調査企画進捗状況（3/14～3/17 三泊四日、釜山・対馬・福岡案）、秋季定例研究会開催申込の承認）

- ③月報・年報・叢書の企画・編集状況報告
- ④事務局会議、合同会議、総会の開催日時予定

(7) 11月22日（火）

- ①研究会企画・実施状況（11/26 社研シンポ「格差の諸相」開催直前準備状況報告、春季実態調査案（釜山・対馬）進捗状況、案内・募集等の段取りの報告）
- ②月報・年報・叢書の編集状況報告
- ③文献整理：藤本文庫の仮配架作業実施報告

(8) 11月29日（火）（運営委員会との合同会議）

- ① 2016 年度事業報告・同会計報告
- ② 2017 年度事業計画案・同要求予算案
- ③研究会企画・実施状況報告：11/26 社研シンポ「格差の諸相」開催報告、春季実態調査案（釜山・対馬）準備状況・募集等の段取り報告
- ④総会までの予算執行状況報告
- ⑤編集の進捗状況（年報・月報・叢書）
- ⑥文献収集・整理：ルーティーン業務＋山田盛太郎文庫・藤本文庫
- ⑦ HP・PC：特に、文献登録システムのデジタル化の検討・作業状況について

2. 運営委員会（事務局との合同会議を年に2回ほど）

1. 5月24日（火）事務局会議との合同会議：事務局会議3に同じ

1. 11月29日（火）（運営委員会との合同会議）：事務局会議8に同じ

5. 研究調査活動

1. 定例研究会（公開研究会、新基準A・B・Cを含む）

定例研究会は、以下の3種に分ける。

◇定例研究会 A：従来の定例研究会

◇定例研究会 B：定例研究会予算枠を使用しない研究会

◇定例研究会 C：G 研成果報告会として研究会（開催予算は G 研予算）

A は月一回程度の開催として、一回の予算枠は最大 10 万円以下とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。

B については、これまで「公開研究会」等と称して開催されてきたもの（定例研究会ではないことから、予算はつかないが、社研が広報を担ってきた）。

ABC 枠を設けたことで、定例研究会として認められる研究会開催回数は年 20 回を越えることもあると思われるが、予算枠上限は定められていて、BC のように定例研究会予算枠を使用しない研究会があることから、こうした運用によって、徒に定例研究会の回数制限をかけることなく活発に定例研究会を重ねていけることを期待している。

★今年度、この申請手続きに沿って定例研究会の募集をかけたところ、開催希望の約 2 ヶ月前申請という時期設定に若干の難しさがあったことが指摘されてきた（2 ヶ月前だとまだ十分に企画を練りきれていない場合が多く、申請が難しい）ことから、この点、事務局会議、総会にて議論した結果、開催希望の「概ね 1 ヶ月前」までには申し込んでいただき、その上で、同一月に開催が徒に重ならないように研究会担当者会議で審議して開催許可を出すこととした。また、広く一般に公開することが望ましいことはもちろんであるが、それ以前に、学生・院生へ参加を広く呼びかけられるように企画していただき、申請書にその旨、明記する欄を設けることとした。

（1）定例研究会の申請は 1～2 ヶ月前までに行うものとする。

（2）申請は電子メールを用いることを原則とする。

その際、申請者は社研 HP の所員コンテンツ欄にアップロードしてある「定例研究会申込書」、「定例研究会ポスター」、「定例研究会通知」をダウンロードし、必要記載事項を入力後社研事務局宛てにメールで上記ファイルを添付した上で申請。

この通知を事務局から研究会担当者会議に通知し、同会議がこれを審議して開催承認に進む。

研究会開催後 1 週間以内に申請者は所員コンテンツ欄にアップする「開催報告書」、「月報報告書」に必要記載事項を入力後、「月報報告書」は社研事務局にメールで報告し、「開催報告書」については開催担当者が署名押印の上、社研事務局に直接提出。

＊グループ研究が社研（定例研究会）と合同で研究会を開催する場合、社研の事務局は通知と学内掲示のみを行う。尚、定例研究会の報告要旨は月報に必ず掲載する。

＊定例研究会で招聘する外部講師へは、謝金、交通費、宿泊費の支払いが可能である。

2015 年度（2016 年 1 月以降）

定例研究会 A

（16）1 月 9 日（土）14:00～17:00 場所 神田校舎 1 号館 13A 会議室

テーマ：巨大大業と失敗—エネルギー環境分野を中心に—

報告者：斎藤雄志（参与・本学名誉教授）

司 会：末次俊之（所員・本学法学部助教）

参加者：10 名

（17）1 月 23 日（土）14:00～17:30 場所 生田校舎 92B 会議室

テーマ：経済学はどのような「科学」なのか、そして、どう教えられるべきか

報告者：吉田雅明（所員・本学経済学部教授）

金子洋之（所員・本学文学部教授）

参加者：15 名

定例研究会 A

（18）2 月 13 日（土）14:00～17:00 場所 専修大学神田校舎 7 号館 7 階 772 会議室

合評会：「高橋豊著『日本の近代化を支えた文化外交の軌跡—脱亜入欧からクール・ジャパンまで』

報告者：高橋 豊氏（小石川後楽園庭園保存会・理事）

討論者：金子敏也氏（臨床政治研究所・研究員）

参加者：18 名

定例研究会 C

(19) 3月26日 (土) 10:20～18:30 場所 神田校舎8C会議室 (1号館8階)

テーマ：漁業経済と関連の研究報告 (第10回 TEMF 研究会との共催)

報告者：小川 健 (所員・本学経済学部講師)

青木秀夫氏 (三重県水研)

徳永佳奈恵氏 (東京大学)

若松美保子氏 (九州大学)

小塚 晃氏 (富山県水研)

東田啓作氏 (関西学院大学)

参加者：16 名

2016年度

定例研究会 C：社研・特別研究助成 (松尾グループ)

(1) 7月5日 (火) 16:30～18:10 場所 生田田校舎9号館7階977教室

テーマ：アクショングループと地域主義 (2016年度第一回集会)

報告者：山本 充 (所員・本学文学部教授)

「EUにおける住民主体の農村地域開発：LEADER プログラムにおける LAG」

広田康生 (所員・本学人間科学部教授)

「移動のなかでの場所形成と行為主体

ー トランスナショナリズムと場所、ネイション、アイデンティティの一位相ー」

樋口博美 (所員・本学人間科学部教授)

「伝統的地場産地の構造変化と「継承」の現状

ー 山中漆器の事例：技能、生活、世代をキーワードにー」

松尾容孝 (所員・本学文学部教授)

「成果の取りまとめ案の提示」

参加者：7 名

定例研究会 C：社研・特別研究助成グループ (宮寄グループ)

(2) 7月16日 (土) 14:00～17:00 場所 専修大学生田サテライトキャンパス スタジオ B

テーマ：新常态における中国の税・財政改革

報告者：朱為群 (上海财经大学公共経済与管理学院教授)

参加者：15 名

定例研究会 A：社研・夏季実態調査事前学習

(3) 7月19日 (火) 16:30～18:30 場所 社研会議室 (図書館生田分館5階)

テーマ：タイ、ラオス、ベトナムの農村部と少数民族

報告者：米坂浩昭 (アイ・シー・ネット株式会社)

参加者：18 名

定例研究会C：グループ研究助成A（野口グループ）

(4) 8月8日（月）13:00～18:00 場所 神田校舎1号館4階ゼミ46教室

報告者：小川 健（本学経済学部講師・社研所員・野口グループ）

テーマ：共有再生可能資源に於ける消費者の選好の異質性と貿易

報告者：進士淳平氏（東京大学）

テーマ：不確定要素のある商品を買うときの人間の思考パターンを再現する
～事例からのモデル化の試み・熱帯魚ブリーダーと通信販売～

報告者：内田洋嗣氏（Univ. of Rhode Island）

テーマ：日本の漁業に FPI を応用する

報告者：東田啓作氏（関西学院大学）

テーマ：Experimental Evidence on Voluntary Choices of Pooling systems
for Fisheries Management and Harvesting Decisions

共 催：TEMF 研究会（近代経済学・経営学的漁業経済研究会）

参加者：20 名

定例研究会C：社研・特別研究助成（松尾グループ）

(5) 11月29日（火）16:30～18:20 場所 生田田校舎9号館7階977教室

テーマ：アクショングループと地域主義（2016 年度第二回集会）

報告者：松尾容孝（所員・本学文学部教授）

「日本の近世・近代前期における町と村による歴史的地域の形成
―能登をおもな事例として―」

堀江洋文（所員・本学経済学部教授）

「イベリア半島のアイルランド人移民コミュニティ・ネットワーク」

松尾容孝（所員・本学文学部教授）

「現代の地域主義の位相」

参加者：7 名

定例研究会C：グループ研究助成B（勝俣グループ）

(6) 12月1日（木）10:30～13:30 場所 神田キャンパス・社会科学研究所分室（1号館12階）

テーマ：中長期的復興の実例に学ぶ～雲仙・普賢岳噴火災害：直接被災地＝上木場集落の
取り組み～

公開インタビュー

語り手：木村拓郎氏（減災・復興支援機構・理事長、日本災害復興学会・副会長）

所沢新一郎氏（共同通信社・東京支社・編集部長、日本災害復興学会・災害報道研
究会・座長）

聞き手：大矢根淳（社研・本学人間科学部教授）

日本災害復興学会・関東ブロック学術推進委員会・委員長）

共 催：日本災害復興学会・関東ブロック学術推進委員会

参加者：10 名

その他、今年度1月以降、定例研究会Cが3～4回、開催予定である。

2. シンポジウム

(1) 11月26日(土) 13:00～16:00 生田キャンパス4号館420教室

2016 社会科学研究所シンポジウム「格差の諸相—“分断社会”を越えて—」

講師：井手英策氏(慶應義塾大学経済学部教授)

テーマ：分断社会を終わらせる—『誰かが受益者』から『誰もが受益者』へ—

講師：福島利夫(所員・本学経済学部教授)

テーマ：統計で発見する日本の格差—その量と質を問う—

講師：高橋祐吉(所員・本学経済学部教授)

テーマ：非正社員とは何者か?—身分化した雇用をめぐって—

講師：小池隆生(所員・本学経済学部准教授)

テーマ：現代日本における相対的貧困—困窮の諸相に見る『貧困の幅』—

※多摩区・3大学連携協議会後援

参加者：70名

☆シンポジウムの模様は、テープおこし原稿を中核として、『月報』(今年度3月号)に掲載予定。

3. 特別研究会

特別研究会(実態調査)は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催する。また『月報』等で調査報告を行なうことにする。2016年3月(2015年度春季)には、春季実態調査「関西における地域再生の種々の試み」として関西をめぐった(2016.3.14-17)。2016年度は夏季に、「メコン圏視察調査:タイ、ラオス、ベトナムの農村部開発と少数民族」を実施した(2016.9.11-17)。春季には釜山・対馬・福岡を予定(2017.3.14-17)している。

また、今年度は檀国大学との第9回合同研究会が、専修大学富士山中湖セミナーハウスにて開催され(2016.5.27-29)、本学サイドは経営研究所がプログラム等をコーディネートした。社研からは村上所長、飯沼所員、赤堀客員研究員、大矢根事務局長が参加した。

(1) 第9回専修大学・檀国大学合同研究会(前期総会、社研通信No.1で報告済)

2016年5月27日(金)～29日(日) 場所 専修大学富士山中湖セミナーハウス

テーマ：Localization in Globalized Society

0) Opening Address

MURAKAMI, Shunsuke

Lim, Sang-Hyuk

1) The Impact of ODA・FDI・Trade on the AfricaEconomic Growth

: Evidence from Senegal

CHOI, Chang-Hwan

Commentator	IINUMA, Takeko
2) Non—Regular Employees in Modern Japan	AKAHORI, Masashige
Commentator	HAN, Jong-Soo
3) The Effects of Degree of Decentralization and the Use of Budget System on Dysfunctional Behaviors of Control and Business Performances	SON, Sung-jin
Commentator	IMAI, Masakazu
4) Diffusion of Management Culture and Rebirth of Production cluster	MIYAKE, Hidemichi
Commentator	YIM, Sang-Hyuk
5) Closing Address	SAITO, Satoshi

(2) 2015 年度春季実態調査：「関西における地域再生の種々の試み」

3月14日

- ・新幹線・新大阪駅・改札、集合。
- ・地下鉄・天満駅から日本一長い商店街「天神橋筋商店街」、上方寄席「天満天神繁盛亭」視察。
- ・オプション「なんばグランド花月」視察。

3月15日

- ・堺市役所・堺市文化観光局世界文化遺産推進室によるレクチャー：「世界遺産登録をめざす『百舌鳥・古市古墳群』の取り組み」。最上階展望台より古墳群立地の視察。
- ・百舌鳥古墳群（仁徳天皇陵）、古市古墳群の視察。
- ・河内ワイン工場（併設「金食堂」）視察。

3月16日

- ・（大阪南港駅・コスモスクエア）大阪府商工労働部商工労働総務課リサーチグループにてレクチャー「大阪経済の動向」
- ・世界遺産・姫路城、視察。

3月17日

- ・（チャーターバスにて）ヒガシマル醤油の視察。
- ・うすくち龍野醤油資料館、視察。
- ・揖保の糸資料館・そうめんの里（播磨手延素麺生産者協同組合）、視察。
- ・新幹線・姫路にて現地解散。

☆今実態調査については、『月報』（7・8月合併号）に掲載。

(3) 2016 年度夏季実態調査

：メコン圏視察調査：タイ、ラオス、ベトナムの農村部開発と少数民族（2016.9.11-17）

9月11日

- ・空路移動：成田→バンコク→ウボンラチャタニ。

9月12日

- ・ウボン大学でレクチャー「ウボンラチャタニ県経済状況」。
- ・ウボンラチャタニの篤農家、視察。
- ・アソック仏教団の集落、視察。

- ・バスにて国境を越え（ラオスへ）。
- ・世界遺産・ワットプー、視察。
- ・パクセ泊。

9月13日

- ・サラワン県ラオガム郡ホアフンタイ村・カトゥ族の集落、視察。
- ・ラオ・タイホア・コーヒー会社、視察。
- ・フェアトレードのコーヒー屋、ジェイハイ・コーヒーハウス、視察。
- ・パクセ泊。

9月14日

- ・ハクセの市場、視察。
- ・シヌーク・コーヒー・リゾートの庭園コーヒー・ショップ、視察。
- ・Advance Agriculture Co., Ltd. 経営のアスパラガス農園、視察。
- ・セコン県タテン郡でカトゥ族の集落、視察。
- ・アタプー国際空港、ゴムのプランテーション、視察（通過）。
- ・バスにて国境越え（ベトナムへ）。
- ・コンツム泊。

9月15日

- ・コンツム市内、木造教会、視察。
- ・コンツム市ダクロア村・バナ族の集落、視察。
- ・コンツム刑務所跡・資料館、視察。
- ・クワンナム省ナムザン県パ・ロング村の集会所、視察。
- ・ダナン泊。

9月16日

- ・世界遺産・ミソン（美（ミ）しい山（さん→ソン））遺跡、視察。
- ・ホイアン旧市街（ユネスコ世界文化遺産）、視察。
- ・ダナン市人民委員会にてレクチャー「ダナン市への投資」。
- ・ダナン博物館、視察。
- ・ダナン泊。

9月17日

- ・ダナンの漁港・魚市場、視察。
- ・空路移動：ダナン→ハノイ→成田、現地解散。

☆今実態調査については、『月報』（12・1月合併号）に掲載。

(4) 2016度春季実態調査：釜山・対馬・福岡案3月14日～3月18日（予定）

今年度の春季実態調査は、釜山・対馬・福岡を海路めぐって、当該エリアの経済圏（「福岡・釜山超広域経済圏」と呼称される）・これを育んできたかけがえのない歴史文化状況を視察する。

4. 国際交流組織間協定

9月28日、ベトナム社会科学院東北アジア研究所が主催し国際交流基金が支援するカンファレンス「持続的発展（開発）確保のためベトナムと日本の協力」が開催され、このカンファレンスに、村上所長、大矢根事務局長、嶋根運営委員が招待され登壇・報告をした。なお、三報告については、以下のタイトルで行われ、帰国後、社研『月報』11月号（641号）に掲載された。

- ・大矢根淳「サステナブルな防災社会構築のため新機軸
ーコミュニティにおけるレジリエントな取組事例をめぐってー」
- ・村上俊介「日本におけるベトナム研究の視座の転換」
- ・嶋根克己「近代化する葬儀の諸課題：ベトナムと日本の比較から」

5. 研究助成

☆グループ研究助成A（4名以上・年50万円3年間・定例所員総会にて研究経過の報告義務・年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・1名以上論文発表義務）

2014年度発足 なし

2015年度発足

◇「社会における「治癒」文化の総合的研究ー聖地・交易・復興拠点としての寺院・温泉・共同体」

（鈴木健郎（責）・川上隆志・山田健太・根岸徹郎の4名）

◇「非伝統的金融政策の波及メカニズムに関する理論的・実証的研究」

（田中隆之（責）・大倉正典・山中尚・鈴木将寛・山田節夫・小島直・朝倉健男の7名）

◇「東京都心商業集積部の空間情報環境と災害対応に関する社会調査（2）」

（佐藤慶一（責）・大矢根淳・飯考行・植村八潮の4名）

2016年度新規

◇「国際経済の展開と地域の諸問題」

（野口旭（責）・小川健・鈴木直次・浅見和彦・稲田十一・飯沼健子・堀江洋文・大倉正典・大橋英夫・加藤浩平・狐崎知己・泉留維・永島剛・室井義雄・野部公一・内川秀三・小島直の17名）

◇「山田盛太郎文庫・藤本武文庫の調査と研究」

（恒木健太郎（責）・谷ヶ城秀吉・永江雅和・兵頭淳史・高橋祐吉の5名）

☆グループ研究助成B（2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務）

2016年度新規

◇「沖縄における辺野古新基地建設問題の今後の展開と沖縄差別認識の広がりに関する研究」

（鐘ヶ江晴彦（責）・服部あさこの2名）

◇「宮城県石巻市の復興における都市再生計画と地域社会のレジリエンス」

（勝俣達也（責）・近江吉明・大矢根淳・李東勲の4名）

◇「「境界地域研究」の現状と可能性を研究する」

(野部公一 (責)・兵頭淳史・池田有日子の3名)

◇「イメージセンサーと半導体産業」

(望月宏・笠原伸一郎・梶原勝美・溝田誠吾の4名)

◇「新しいマルクス経済学の教科書を作る」

(吉田雅明 (責)・相田慎一の2名)

◇「ベトナム社会における人口問題と農村社会への社会学的アプローチ」

(嶋根克己 (責)・金井雅之・ダン・ティ・ヴィエト・フォンの3名)

☆特別研究助成 (5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務、年度内に研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研究叢書』刊行義務)

2014年度発足

◇「アクショングループと地域主義—日本とヨーロッパの比較考察—」

(松尾容孝 (責)・堀江洋文・山本充・樋口博美・広田康生の5名)

2015年度発足 なし

2016年度新規

◇「中国の新常態はどこに向かうか」

(宮寄晃臣 (責)・徐一睿・大橋英夫・原田博夫・土屋昌明・柴田弘捷・町田俊彦・湯進の8名)

6. 所報の刊行

1. 『社会科学年報』第51号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第51号を編集する。650部印刷する。

なお、『年報』第51号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。

また、エントリーの締め切りは6月末に設定し、現在、順次入稿、初校～再校中。

論文

「合衆国における耐久消費財の普及と背景 (Ⅱ)」

—自動車社会の発展と自動車流通システムの構築—

石川和男 (所員)

「テクノロジー・ブランド——新たなブランド理解を目指して」

梶原勝美 (所員)

「『資本論』第三章 「蓄蔵貨幣の形成」の論理」

川崎 誠 (所員)

「資本主義国家の現在、あるいは資本蓄積におけるレントの前景化

—ネオリベラルな国家によって遂行される新たな囲い込み—」

桑野弘隆 (客員)

「中国の都市化進展と社会資本整備財源」

徐 一睿 (所員)

「片倉製糸の九州地方における蚕種製造・配給体制

—九州蚕種株式会社を事例に—」

高梨健司 (客員)

「世界商業戦下における経営者エートスの理想

—大塚久雄と『株式会社発生史論』—」

恒木健太郎（所員）

「戦後青森県の保守勢力と革新勢力（4）」

藤本一美（参与）

「政府部門と国策会社の設立」

谷ヶ城秀吉（所員）

研究ノート

「新しいマルクス経済学の教科書プラン」

吉田雅明（所員）・相田慎一（所員）

所報

大矢根淳（事務局長）

編集後記

枡田大知彦（編集担当チーフ）

2. 『月報』

第634号～第645号を所員等の投稿に基づいて刊行する。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号600部印刷。

今年度については、昨年度春季・今年度夏季の実態調査特集の合併号を各1冊刊行予定である。

(1) 4月20日（第634号）

シンポジウム：「青森県下北“核”半島の現状と課題」

鎌田 慧・伊藤奈々恵・山本武彦

藤本一美（参与）

末次俊之（客員）

(2) 5月20日（第635号）

「人口変動、所得・雇用、税収の3大都市圏・地方圏間格差と東京・大阪」

町田俊彦（参与）

(3) 6月20日号（636号）

「The Making of the Mainstream Discourse of Sex Education in Japan

:The Role of a Japanese Periodical Sex Education Today (1972-1983)」

広瀬裕子（所員）

「Secular Changes in Body Height and Weight of Population

in Japan since the End of WW II in Comparison with South Korea」

森 宏（参与）

(4) 7月20日号、8月20日号、合併号（637・638合併号）：2015年度春季実態調査特集号

「2015年度春季実態調査（関西）行程概要／ミニ・フォトエッセー」

大矢根淳（所員）

「大阪の街を考える—「いちびり」と笑い—」

福島義和（所員）

「大阪府5地域の産業構成と地域連関について」

高橋義博（所員）

「〔ヒアリング報告〕大阪府商工労働部「大阪産業経済リサーチセンター」」

町田俊彦（所員）

「「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録事業について」

宮寄晃臣（所員）

「古代日本史における「史観」の違い—百舌鳥・古市古墳群を歩いて—」

村上俊介（所員）

「廃藩置県とお城のその後」

原田博夫（所員）

「地産地消を活用して全国の企業と日本各地の経済発展の促進を

—ヒガシマル醤油の地産地消活動と地方経済活性化努力をその事例として—」

飯田謙一（参与）

「たつの市の伝統的地場産業—淡口醤油、手延素麺、草産業—」

柴田弘捷（参与）

- 「地域における特産品を取り巻く課題
—「揖保乃糸」と「三輪素麺」を事例として—」 石川和男 (所員)
- 「ケーススタディ：醤油の老舗ブランド「ヒガシマル」」 梶原勝美 (所員)
- 「調査合宿の合間に」 吉田雅明 (所員)
- (5) 9月20日号 (639号)
- 「2000年代前半のドイツにおける労働組合と協約自治
—ハルツ改革および法定最低賃金制度との関係から—」 栢田大知彦 (所員)
- 「「働き方改革」の深層—アベノミクスで浮上した論点をめぐって—」 高橋祐吉 (所員)
- (6) 10月20日号 (640号)
- 「ワイマール期ドイツにおける国家的仲裁制度と協約自治
—自由労働組合における議論を中心に—」 栢田大知彦 (所員)
- (7) 11月20日号 (641号)
- 「サステナブルな防災社会構築のための新基軸
—コミュニティにおけるレジリエントな取り組み事例をめぐって—」 大矢根淳 (所員)
- 「日本におけるベトナム研究の視座の変遷」 村上俊介 (所員)
- 「近代化する葬儀の諸課題：ベトナムと日本の比較から」 嶋根克己 (所員)
- (8) 12月20日号、1月20日号、合併号 (642・643合併号)：2016夏季実態調査特集号 編集中
- (9) 2月20日号 (644号) 調整中 (投稿論文掲載予定)
- (10) 3月20日号 (645号) 調整中 (2016年度社研シンポ「格差の諸相」掲載案)

3. 『社研叢書』第19巻刊行について

2014年度終了 (代表：佐藤康一郎)

『ベトナム社会主義共和国の経済及び産業、社会、文化の変容と諸課題』(仮)

(佐藤康一郎 (責)・宮崎晃臣・大矢根淳・嶋根克己・村上俊介・嶺井正也の6) 名、+ VASSより投稿2本)

が、本年度1月刊行予定である。

4. 『規程・細則・内規集』(2014年3月)の執筆・原稿提出に関する内規の改定について

改訂の提案理由

月報・年報への投稿原稿について、現在ではほぼ手書き原稿はなくなり、ワープロ仕上げ、デジタルデータでの入稿となっている。手書き原稿を印刷会社にてワープロ入力する場合、そのコストが10数万円かかっており、事務局では編集コスト削減を進めているなか、この支出をカットしていきたいと考えている。

最近まで手書き原稿提出者が一名あったが、ご本人に確認したところ、ワープロ仕上げ・投稿が可能だとのことで、現況、手書き原稿で投稿を希望するかたは、ほぼなくなったととらえることができる。

そこでこの機に、投稿の際にはワープロ仕上げ、デジタルデータでの提出とする旨、『規程・細

則・内規集』に書き加えるようにしたい。

p.11「年報・月報の編集に関する内規」

6. 年報・月報は、印刷物のみならず、社会科学研究所ホームページや専修大学学術機関レポジトリ等のネットワークを通して配布することができる。

このあとに、「7.」として、新たに以下の項目を追加する。

7. 年報・月報の原稿を投稿する際には、以下を揃えて事務局まで届けることとする。
- ・原稿の本文は、ワープロ仕上げとする。
 - ・プリントアウトした原稿一部と、原稿データファイル、デジタル処理した図表、画像等を記録したメディアを1点提出すること。

7. その他の活動

(1) 文献資料の収集

- ① 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集した。
- ② 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入した。
- ③ 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献収集に関しては、東アジア経済社会に対象を広げ実施している（今年度分は年明けに訪中、購入予定）。

(2) 文献資料の整理、配架

- ① 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行なった。また、電子化にむけた作業を開始した（システム構築についての検討開始）。
- ② CD-ROM 版の文献資料はロッカーに別途保管した。
- ③ 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近2年分を除き）廃棄処分とした。なお、廃棄にあたっては、希望者に対象雑誌を頒布する期間を設けているが、今年度は社研書庫の閉鎖状況のため延期している。状況が改善されたところで再開の予定である。2014年度には、英文資料について検討を行い、重複所蔵している年鑑・統計集については、和雑誌と同等の処理をすることとした。廃棄処分をする資料で図書館に欠号の資料については寄贈を行う。
- ④ 山田盛太郎文庫整備に関しては、東亜研究所時代の文献を中心に保全を図るという基本方針を決定した。また、労働科学研究所・藤森文庫が今年度新たに大量に寄贈された。これは恒木所員が今年度より整理・解題等の方針の検討を始め、来年度はG研B or Aなどを取得して研究会を開催しつつ、これらの整理に就いてくれることとなった。
- ⑤ 昨年度は書庫のスペースを確保するために判型毎に並び替える作業を行い多くのスペース

を確保できたが、今年度その後、上記(4)のように大量の図書等の搬入が続き、再びスペースを占めつつある。

(3) ホームページ (パーソナル・コンピュータ)

① ホームページの充実

HPのさらなる充実をすすめた。論文を読みやすくするために、論文単位のPDFファイル揭示化を進めた。

② 電子メールの活用

電子メールを活用して、通信業務を効率化した。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続している。

総会案内、出欠確認、委任状集約等に電子メール(添付ファイル)を利用することを試行しているところである(これまでは、往復はがき、メールボックス投函等、いくつかの手法を順次、試行しているところである)。

③ コンピュータシステムの充実

社研内の無線LANを構築し、また、ページ・スキャナを購入・インストールし利用に供している。昨年度末、A3判カラーページプリンターを購入し、今年度は事務用にXPマシンの後継として新Windowsマシンを備えた。会議室の一台、事務室の一台(赤)の計2台の旧マシンを、今年度予算(残額を見極めつつ)で更新する予定。

④ 専修大学学術機関リポジトリへの登録

社研のホームページに掲載されている論文(月報・年報)を図書館が運用する「専修大学学術機関レポジトリ」に登録している(登録するために、月報・年報の投稿規定に、「掲載された論文は、原則として、社会科学研究所ホームページおよび専修大学学術機関リポジトリに登録し、全文公開する」を追加した)。

編集後記

『社会科学年報』第51号をお届けいたします。2016年度より編集スタッフは新体制となりましたが、村上所長、大矢根事務局長を中心とした事務局のメンバーにご協力いただき、無事刊行に至りました。論稿をおよせいただきました研究参与、客員研究員、所員をはじめとする関係者のみなさまにこころより感謝を申し上げる次第です。まことにありがとうございました。

本号には、9編の論文、1編の研究ノートが掲載されております。それらの多くが執筆されたであろう2016年は、「激動」の一年であったといえるかと思います。とりわけ（かつての）「覇権国」において、大きな「変化」がみられました。まず、6月にイギリスにおける国民投票で「EU離脱」支持が過半数に達しました。これにより、1993年に発足したEUは大きな転換点を迎えました。背景に、ヨーロッパ諸国を揺さぶっている移民・難民の問題があることは疑いありません。また、11月にはアメリカの大統領選挙においてトランプ氏が勝利しました。その後彼は、選挙戦中から強く訴えていた「米国第一主義」を実現する考えを繰り返し表明しています。後にこの年は、歴史の「転換点」と評価されることになるかもしれませんが、両国のみならず、「多様性」を認めようとしない人たちの声が大きくなっているように感じているのは、筆者だけではないと思われます。

本号に掲載された論稿の課題・対象について、掲載順にあらためて触れておきます。石川論文は、ASEANにおける自動車市場の歴史的展開と現状を、マクロ的な視点で考察します。梶原論文は、ブランド・マーケティング研究のさら

なる進展のための新たな「概念」を提示しています。川崎論文は、マルクス著『資本論』の「論理」「方法」を深く分析します。桑野論文は、近代資本主義国家の本質を国民的総動員システムと捉え、そのシステムの現状について論じています。徐論文は、進展する中国の都市化に注目し、都市建設およびその維持にかかわる財源を考察の対象としています。高梨論文は、明治期から昭和初期を対象に、九州地方における片倉製紙の蚕種製造・配給体制の実態を解明します。恒木論文は、大塚久雄あるいは「大塚史学」における、企業経営の「主体」の問題を問い直します。藤本論文は、第二次世界大戦後に活動した4名の青森県選出の国会議員の歩んだ道程を詳細に明らかにしています。谷ヶ城論文は、1936年に設立された台湾拓殖株式会社を事例に、国策会社が事業を遂行するための組織や資金調達の仕組みを構築する段階における政府部門の役割を検討します。相田所員・吉田所員による研究ノートは、学生諸君に理解しやすい「新しいマルクス経済学（の教科書）」のかたちを模索、そして提示しています。

上記のように、本号に掲載された論稿は、課題・対象はもとより、それに接近する、あるいはそれを分析する「方法」もさまざまです。また、新たな視角、「方法」を提示することを試みる論稿も複数よせられています。本号の内容は、あらゆる場面において多様性を尊重する、専修大学社会科学研究所の姿勢を象徴的に示すものだと思います。こうした姿勢は、今後さらに重要性を増していくのではないのでしょうか。

(M)

編集スタッフ	栢田大知彦（経済学部）	広瀬 裕子（文学部）
	飯 考行（法学部）	佐藤 慶一（ネットワーク情報学部）

執筆者紹介（執筆順）

いしかわ かずお 石川 和男	本研究所所員（商学部）
かじはら かつみ 梶原 勝美	本研究所所員（商学部）
かわさき まこと 川崎 誠	本研究所所員（経営学部）
くわの ひろたか 桑野 弘隆	本研究所客員研究員
じょ いちえい 徐 一睿	本研究所所員（経済学部）
たかなし けんじ 高梨 健司	本研究所客員研究員
つねき けんたろう 恒木健太郎	本研究所所員（経済学部）
ふじもと かずみ 藤本 一美	本研究所研究参与
やがしろひでよし 谷ヶ城秀吉	本研究所所員（経済学部）
あいだ しんいち 相田 慎一	本研究所所員（経済学部）
よしだ まさあき 吉田 雅明	本研究所所員（経済学部）

社会科学年報 第51号

2017年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 村 上 俊 介
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829
印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 51

MARCH 2017

Articles:

The Macro- Analysis in ASEAN Automobile Market
— Focusing on Thailand and Malaysia — **Kazuo Ishikawa**

Technology Brand **Katsumi Kajihara**

Logik des “Kapital” **Makoto Kawasaki**

Current Status of Capitalist State, or Foregrounding of
Rent in Accumulation of Capital **Hiroataka Kuwano**

Urbanization progress and financial resources for
infrastructure development in China- the Possibility of
Public Private Partnership (PPP) **Xu Yirui**

Silkworm Eggs Productin and the Distribution System of
Katakura & Co., Ltd. in the Kyushu District
— A Case Study of Kyushu Silkworm Egg Ltd. — **Kenji Takanashi**

Ideal of Management Ethos in the Age of Global Commercial Wars:
Focusing on Hisao Otsuka’s *Historical Studies of the Emergence of
Joint-Stock Corporation* **Kentaro Tsuneki**

The Conservative Force and the Reform (Progressive)
Force of Aomori Prefecture in the Post- World War II ③
..... **Kazumi Fujimoto**

Incorporation of the Statutory Company and Government Sector:
A Case study of Taiwan Development Company
..... **Hideyoshi Yagashiro**

Note:

A New Textbook Plan for Marxian Economics
..... **Shinichi Aida and Masaaki Yoshida**

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki